

### 7-3-5. 応力解析における応力集中部位の確認

目 次

	頁
1. 概要 .....	1
2. 検討概要 .....	3
3. 応力集中部位の確認結果 .....	4
3.1 緊対棟 EC 通り壁 (要素番号 21370) .....	4
3.2 緊対棟 EL.37.60m の床 (要素番号 50382) .....	8
4. まとめ .....	12

## 1. 概 要

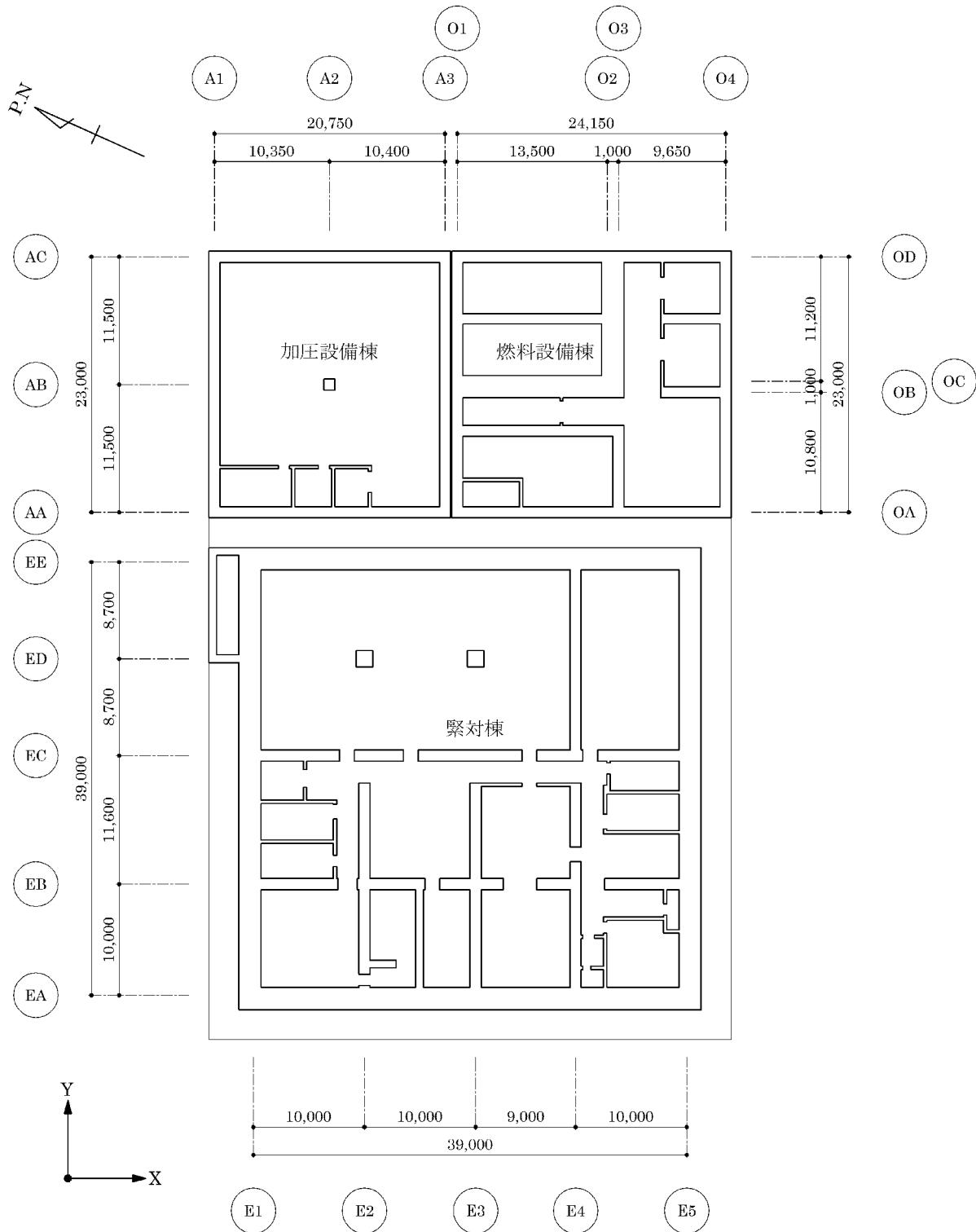
本資料は、緊急時対策棟（以下「緊対棟」という。）、緊急時対策棟屋外地下エリア（加圧設備）（以下「加圧設備棟」という。）及び緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）（以下「燃料設備棟」という。）の3次元FEMモデルを用いた応力解析における応力集中部位について説明するものである。

また、本資料は、以下の添付資料の補足説明をするものである。

- ・添付資料 12-16-2 「緊急時対策棟の耐震計算書」
- ・添付資料 12-16-3 「緊急時対策棟、緊急時対策棟屋外地下エリア（加圧設備）及び緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の基礎の耐震計算書」
- ・添付資料 12-16-4 「緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の耐震計算書」
- ・添付資料 12-16-5 「緊急時対策棟屋外地下エリア（加圧設備）の耐震計算書」

ここで、緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟は、建屋の向きがプラントノースに対して東側に  $65.8^\circ$  傾いているため、基礎版の短辺方向を X 方向、長辺方向を Y 方向と定義する。緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の概略平面図を第 1-1 図に示す。

(mm)



第 1-1 図 緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の概略平面図（地下 2 階）

## 2. 検討概要

添付資料 12-16-2 「緊急時対策棟の耐震計算書」、添付資料 12-16-3 「緊急時対策棟、緊急時対策棟屋外地下エリア（加圧設備）及び緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の基礎の耐震計算書」、添付資料 12-16-4 「緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の耐震計算書」及び添付資料 12-16-5 「緊急時対策棟屋外地下エリア（加圧設備）の耐震計算書」において、3次元 FEM モデルによる応力解析を行い、部材に生じる応力が許容限界を超えないことを確認している。

本資料では、3次元 FEM モデルによる応力解析結果より得られる応力コンター図により、周辺の要素と比較して局部的に大きな応力が生じている要素を抽出し、当該要素に応力が集中する要因について考察を行う。さらに、当該要素について断面の評価を行い、発生する応力が許容限界を超えないことを確認することで、応力解析における応力の集中に対し、建物・構築物が有する耐震性への影響がないことを確認する。

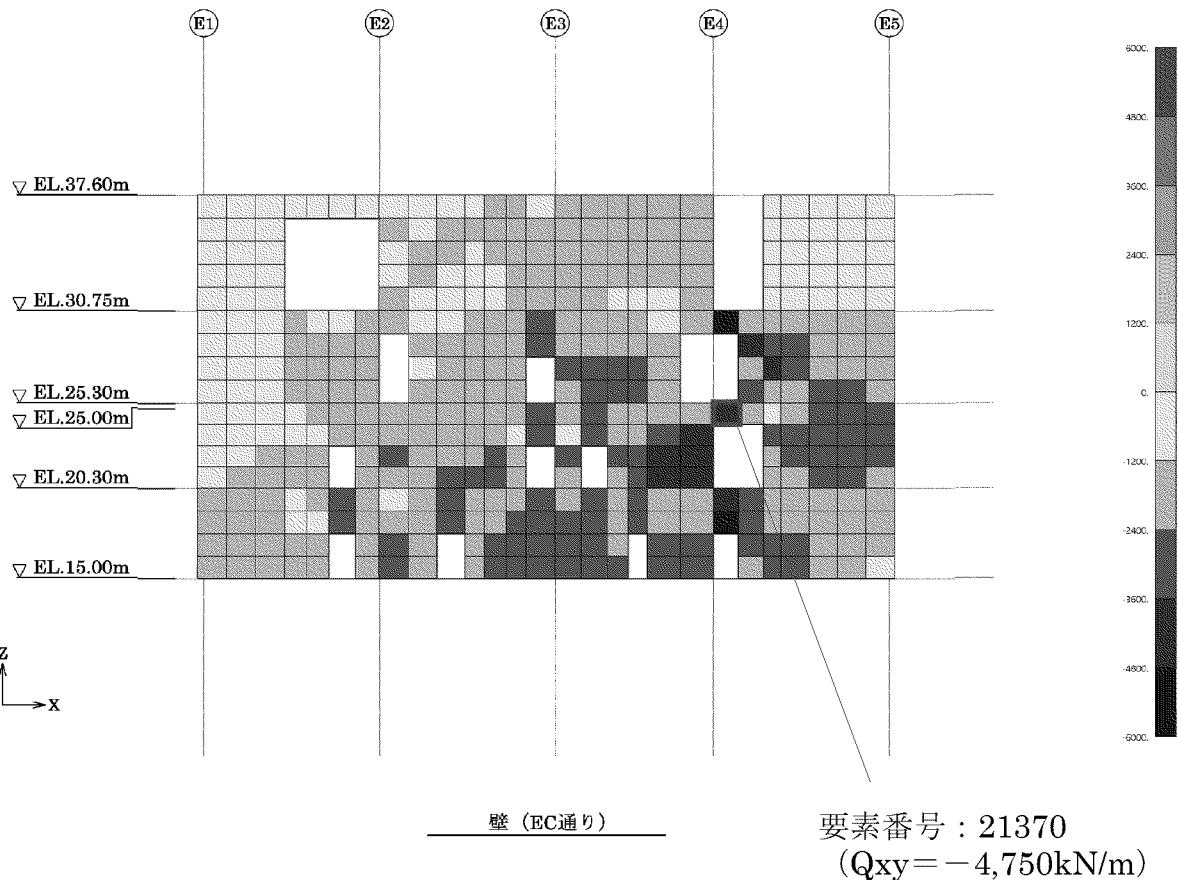
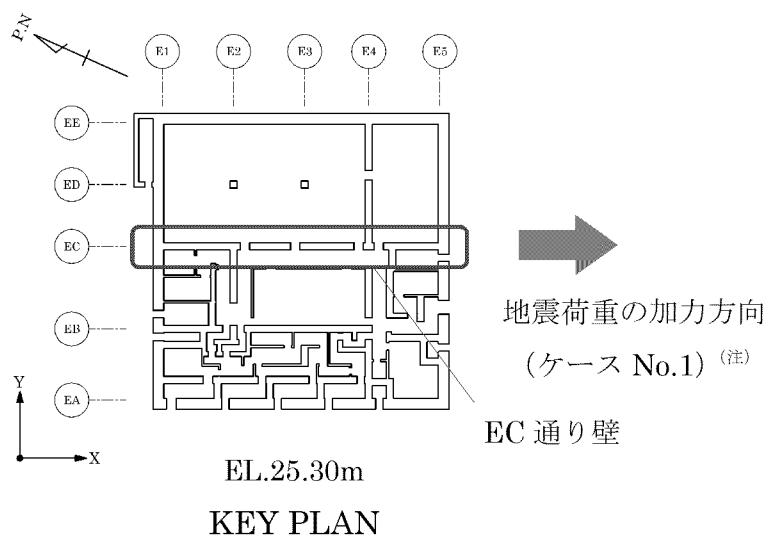
### 3. 応力集中部位の確認結果

#### 3.1 緊対棟 EC 通り壁（要素番号 21370）

##### 3.1.1 応力解析結果

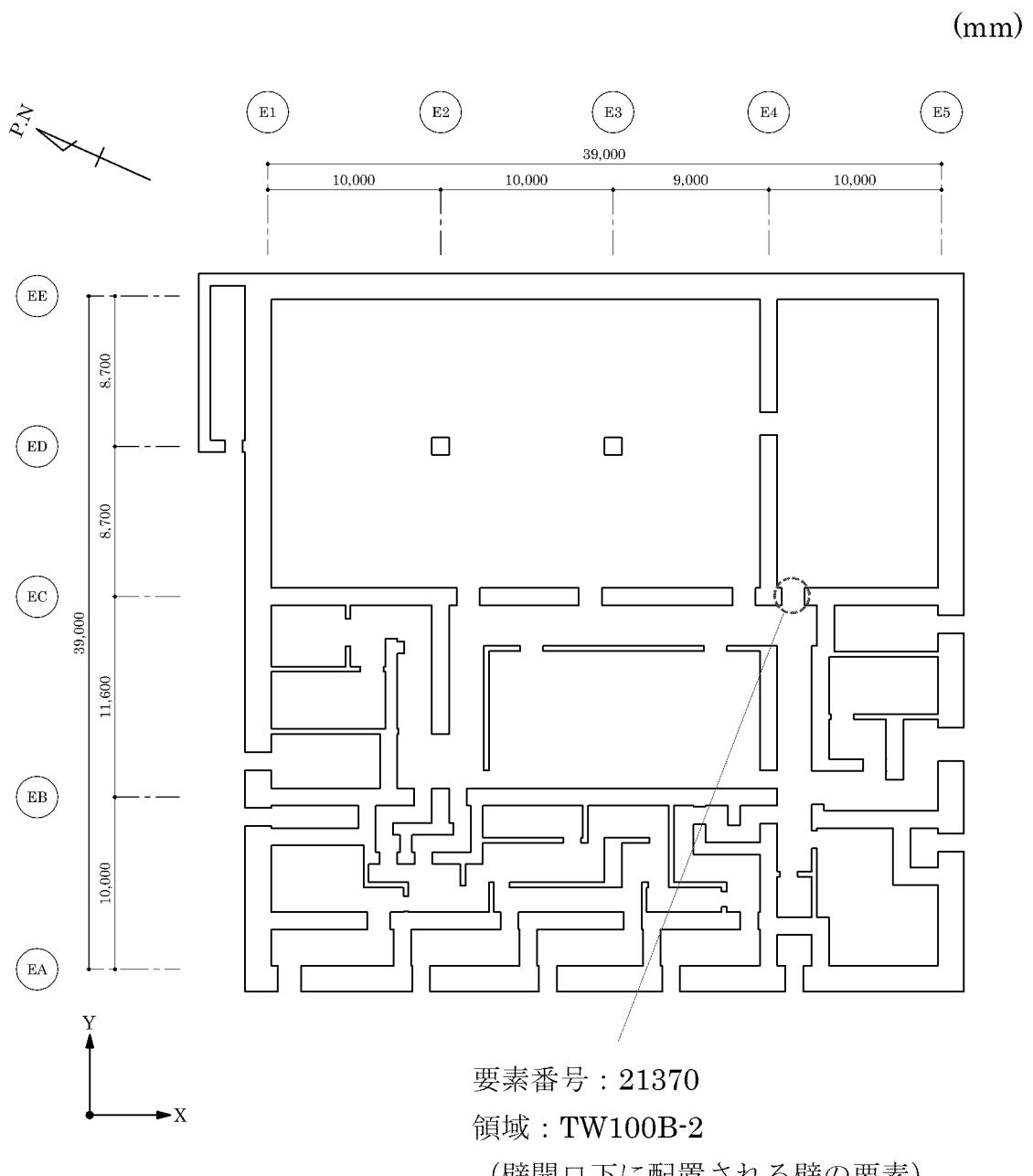
緊対棟の EC 通り壁の応力センター図（面内せん断力  $Q_{xy}$ 、ケース No.1）を第 3-1 図に示す。応力センター図より、要素番号 21370 付近に応力（面内せん断力）が集中していることが確認できる。

ここで、応力集中要素（要素番号 21370）の位置図を第 3-2 図に示す。応力センター図及び応力集中要素位置図より、要素番号 21370 は、壁開口周りの要素である。また、地下 1 階及び 1 階の壁開口に挟まれる要素であることから、応力（面内せん断力）が集中しやすい部位であることが確認できる。



(注) ケース No.1 :  $D + L + E_0 + 1.0K_{sx} + 0.4K_{sud} + 1.0E_{sx}$

第3-1図 応力コンター図 (緊対棟、EC通り壁、ケースNo.1、 $Q_{xy}$ )



第3-2図 応力集中要素位置図（要素番号 21370）

### 3.1.2 断面の評価結果

応力の集中する要素として抽出した要素番号 21370 について、配筋を第 3-1 表、軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力に対する断面の評価結果を第 3-2 表に示す。

断面の評価結果より、部材に生じる応力が許容限界を超えないことを確認した。

以上より、応力の集中する要素番号 21370 について、建物・構築物が有する耐震性への影響がないことを確認した。

第 3-1 表 配筋 (要素番号 21370)

部位	領域	厚さ (mm)	主筋 (SD345)			鉄筋量 (mm <sup>2</sup> /m)	面外せん断 補強筋
			位置	方向			
壁	TW100B-2	1,000	両側共	縦筋	2 段 D38@200 + 1 段 D38@200	17,100	—
				横筋	2 段 D38@200 + 1 段 D38@200	17,100	

第 3-2 表 断面の評価結果 (軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力)

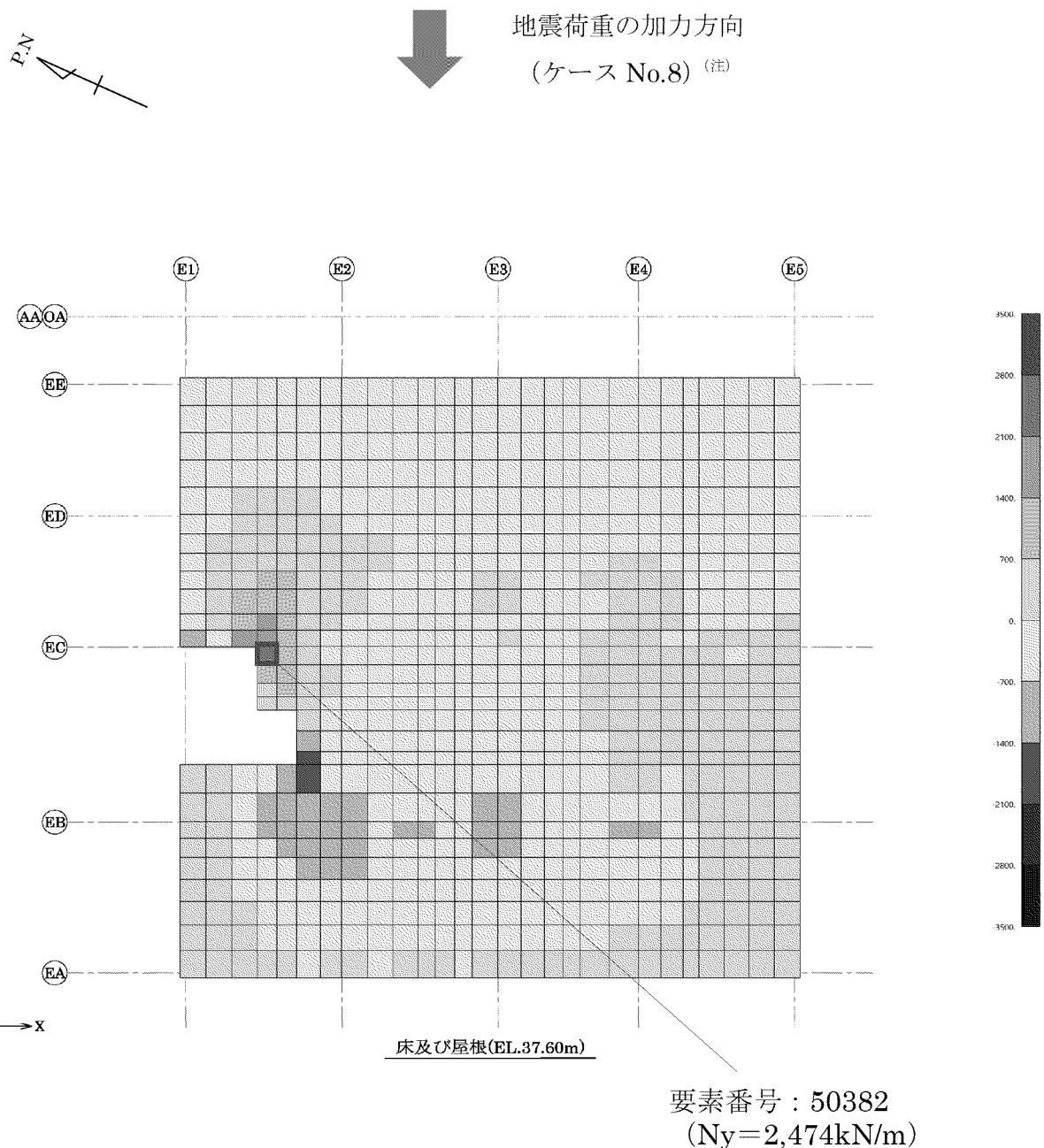
部位	領域	要素 番号	方向	ケース No.	組合せ応力			必要 鉄筋量 $a_g$ (mm <sup>2</sup> /m)	設計 配筋量 $a_g'$ (mm <sup>2</sup> /m)	検定値	判定
					N (kN/m)	M (kN·m/m)	Qxy (kN/m)				
壁	TW100B-2	21370	縦筋	1	2,143	74	-4,750	10,523	17,100	0.62	可

### 3.2 繁対棟 EL.37.60m の床（要素番号 50382）

#### 3.2.1 応力解析結果

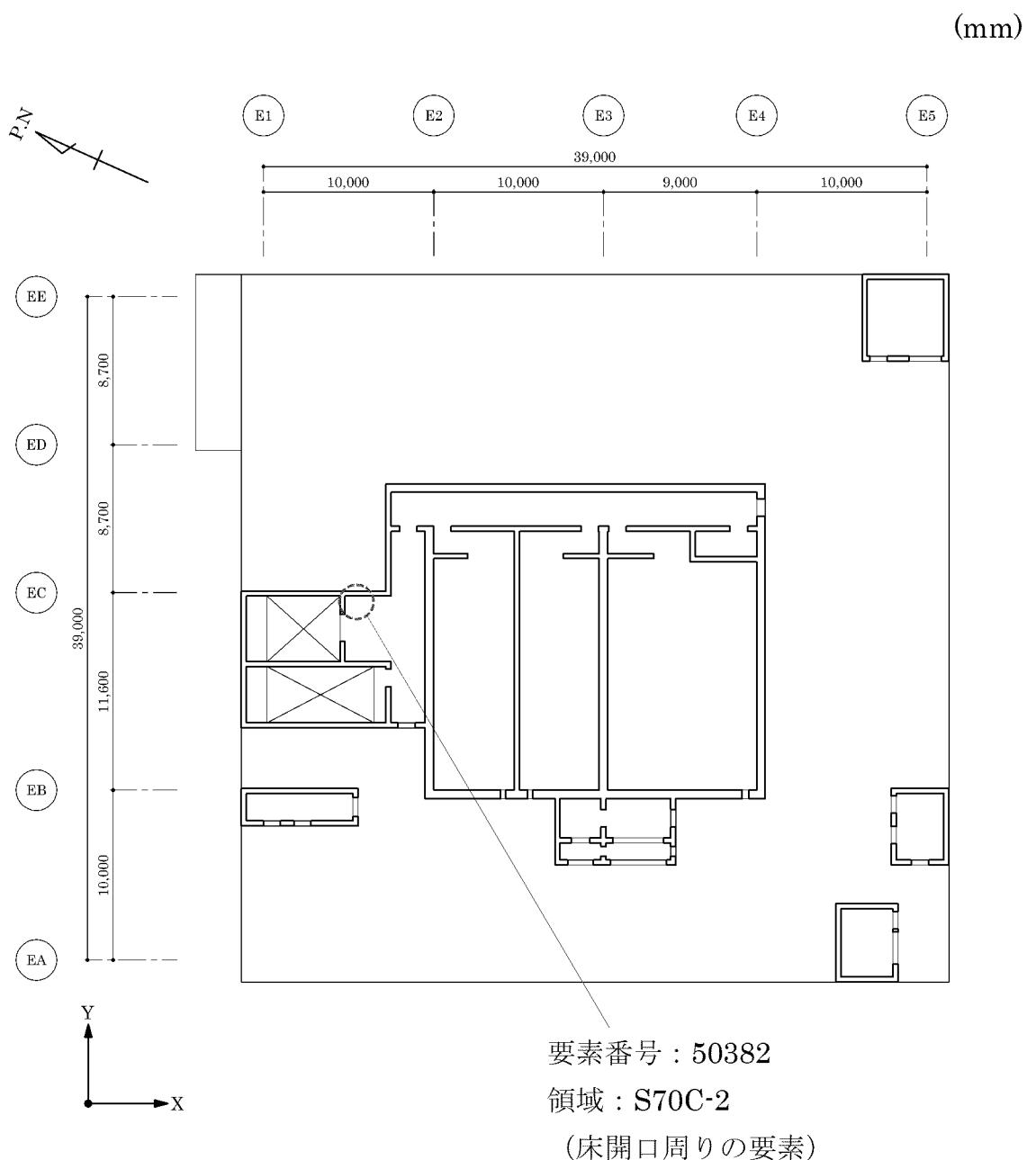
繁対棟の EL.37.60m の床の応力センター図（軸力 Ny、ケース No.8）を第 3-3 図に示す。応力センター図より、要素番号 50382 付近に応力（軸力）が集中していることが確認できる。

ここで、応力集中要素（要素番号 50382）の位置図を第 3-4 図に示す。応力センター図及び応力集中要素位置図より、要素番号 50382 は、床開口周りの要素であり、応力（軸力）が集中しやすい部位であることが確認できる。



(注) ケース No.8 :  $D + L + E_0 - 1.0K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SY}$

第3-3図 応力コンター図 (緊対棟、EL.37.60m 床、ケース No.8、 $N_y$ )



概略平面図(EL.37.60m)

第3-4図 応力集中要素位置図 (要素番号 50382)

### 3.2.2 断面の評価結果

応力の集中する要素として抽出した要素番号 50382 について、配筋を第 3-3 表、軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力に対する断面の評価結果を第 3-4 表に示す。

断面の評価結果より、部材に生じる応力が許容限界を超えないことを確認した。

以上より、応力の集中する要素番号 50382 について、建物・構築物が有する耐震性への影響がないことを確認した。

第 3-3 表 配筋 (要素番号 50382)

部位	領域	厚さ (mm)	主筋 (SD345)			鉄筋量 (mm <sup>2</sup> /m)	面外せん断 補強筋
			位置	方向			
床	S70C-2	700	上端、 下端共	X	2 段 D35@200 + 1 段 D35@200	14,355	—
				Y	2 段 D35@200 + 1 段 D35@200	14,355	

第 3-4 表 断面の評価結果 (軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力)

部位	領域	要素 番号	方向	ケース No.	組合せ応力			必要 鉄筋量 $a_g$ (mm <sup>2</sup> /m)	設計 配筋量 $a_g'$ (mm <sup>2</sup> /m)	検定値	判定
					N (kN/m)	M (kN·m/m)	Qxy (kN/m)				
床	S70C-2	50382	Y	8	2,474	-134	-1,628	7,453	14,355	0.52	可

#### 4. まとめ

緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟について、応力解析における応力の集中する部位を確認し、応力が集中する要因についての考察を行った。また、当該要素に生じる応力が許容限界を超えないことを確認した。

以上より、応力解析における応力の集中に対し、建物・構築物が有する耐震性への影響がないことを確認した。

## 7-3-6. 緊急時対策棟気密扉の基準地震動 Ss による地震力に対する気密性の維持について

目 次

頁

1. 概 要 .....	1
2. 気密扉の構造概要 .....	2
3. 基準地震動 Ss による地震力に対する気密性の維持 .....	3
4. まとめ .....	5

## 1. 概 要

本資料は、緊急時対策棟（以下「緊対棟」という。）気密扉の基準地震動Ssによる地震力に対する気密性の維持について説明するものである。

また、本資料は、以下の添付資料の補足説明をするものである。

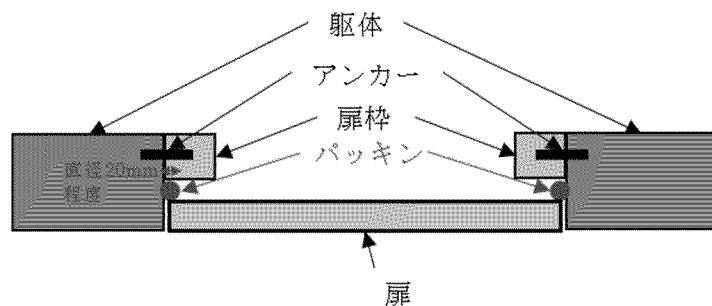
- ・添付資料12-16-2 「緊急時対策棟の耐震計算書」

## 2. 気密扉の構造概要

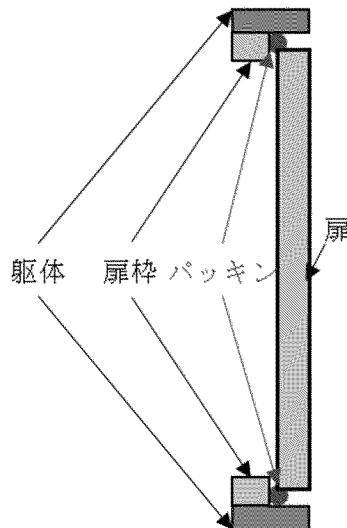
気密扉は、片側を扉枠に対してヒンジ等で支持しており、扉枠は建屋躯体に固定している。また、扉枠は、建屋躯体に対してアンカー等で緊結しているため、建屋躯体と一体で挙動し、建屋躯体の層間変形に追従する。

気密扉の気密性は、扉と扉枠間のパッキン（直径 20mm 程度）が密着することにより確保している。

気密扉の概要平面図を第 2-1 図、概略断面図を第 2-2 図に示す。



第 2-1 図 気密扉の概略平面



第 2-2 図 気密扉の概略断面

### 3. 基準地震動 Ss による地震力に対する気密性の維持

地震力が作用した状態における扉枠及び扉の位置関係の概略図を第 3-1 図、地震力が作用した状態における建屋躯体の層間変形の概略図を第 3-2 図に示す。

気密扉の気密性は、扉と扉枠間のパッキンが密着することにより確保しているため、扉の変形量がパッキンの半径  $r$  (10mm 程度) を超えなければ気密性は確保される。

扉枠は、建屋躯体に対してアンカー等で繋結しているため、建屋躯体の層間変形に追従する。一方、扉は片側のみ扉枠に固定しているため、扉の形状を維持した状態で、回転することとなる。扉の変形量は、この回転による変形量であり、下式の通りである。

$$d = W \times \theta$$

ここで、

$d$  : 扉の変形量(mm)

$W$  : 扉の幅(mm)

$\theta$  : 扉 (扉枠) の変形角

$$\theta = \delta / h$$

$\delta$  : 扌枠の最大層間変位(mm)

$h$  : 扌枠の高さ(mm)

ここで、扐枠の最大層間変位  $\delta$  は、建屋躯体の最大層間変位  $\Delta$  より、下式にて求めることができる。

$\delta$  : 扌枠の最大層間変位(mm)

$$\delta = \Delta \times h / H$$

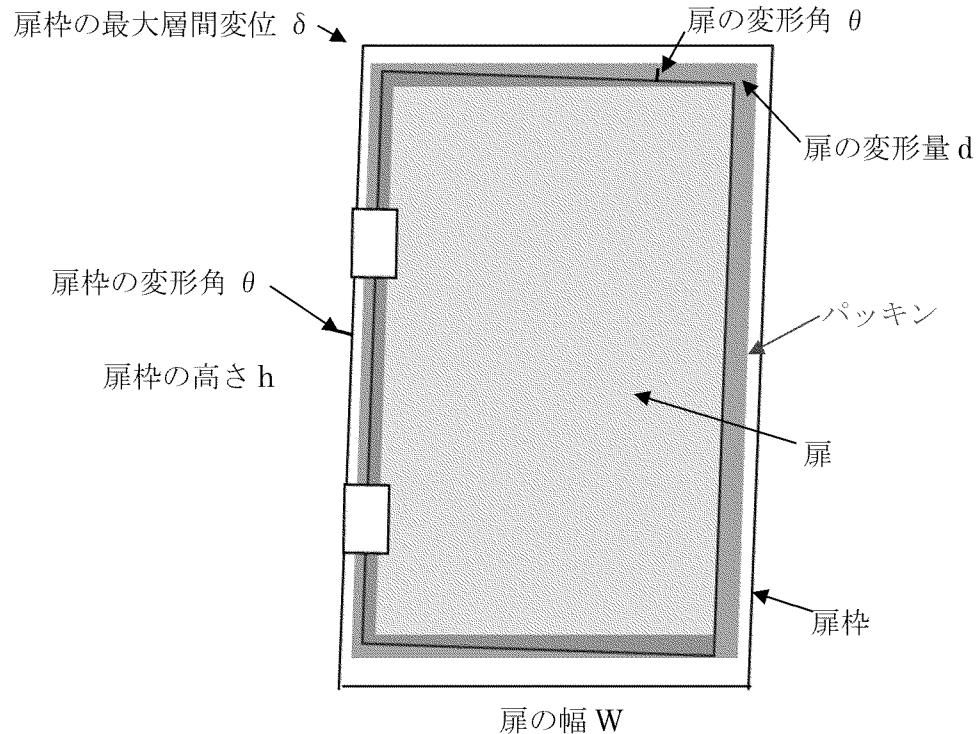
$\Delta$  : 建屋躯体の最大層間変位(mm)<sup>(注)</sup>

$H$  : 建屋躯体の高さ(mm)

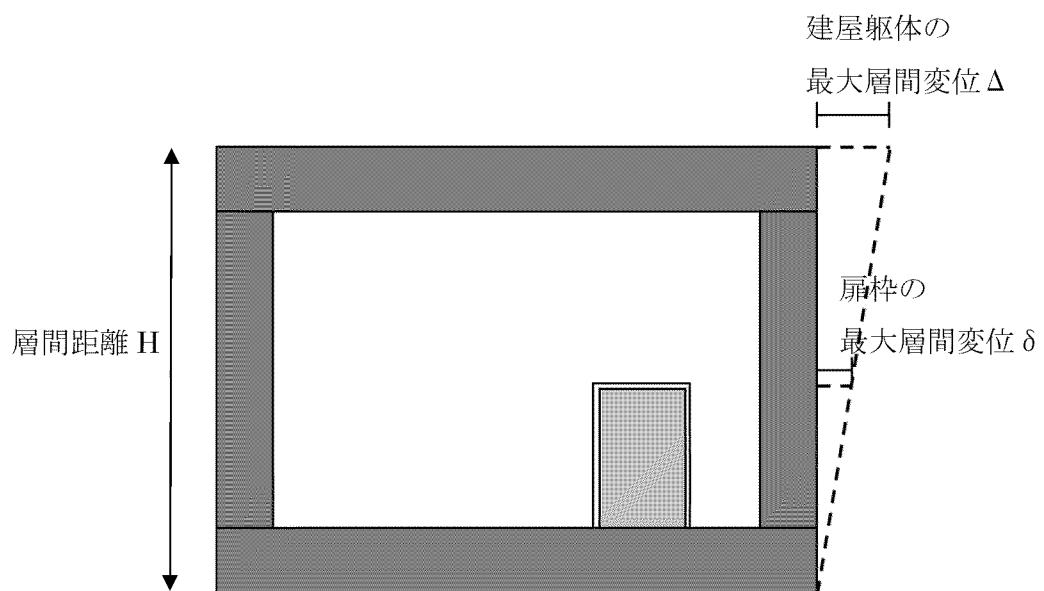
(注) : 添付資料 12-16-1 「緊急時対策棟、緊急時対策棟  
屋外地下エリア（加圧設備）及び緊急時対策棟屋外地  
下エリア（燃料設備）の地震応答解析」における地震  
応答解析結果に基づき算出

建屋躯体の最大層間変位  $\Delta$  は、1.4mm 程度である。このため、扐枠の最大層間変位  $\delta$  は、1.4mm より小さな値となり、扉の変形量  $d$  についても 1mm 以下程度と小さい値となる。よって、扉の変形量  $d$  は、扉と扐枠間のパッキンの半径

$r$ (10mm)を超えることはないため、基準地震動  $S_s$  による地震力に対して、気密扉の気密性は維持される。



第3-1図 扉枠及び扉の位置関係の概略



第3-2図 建屋躯体の層間変形の概略

#### 4. まとめ

気密扉の構造概要を示した。また、基準地震動Ssによる地震力に対して、気密扉の気密性が維持されることを示した。

7-3-7. 地下水位上昇を仮定した場合の  
基礎の耐震性について

目 次

	頁
1. 概要 .....	1
2. 検討方針 .....	2
3. 検討結果 .....	4
4. まとめ .....	7

## 1. 概 要

緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）（以下「燃料設備棟」という。）には、浸水防護施設として湧水サンプポンプを設置しており、緊急時対策棟（以下「緊対棟」という。）、緊急時対策棟屋外地下エリア（加圧設備）（以下「加圧設備棟」という。）及び燃料設備棟周辺の地下水を処理する計画としている。

また、100%容量の湧水サンプポンプを2台（うち1台は予備）設置することに加え、緊急時対策所用発電機車からも給電可能とすることで、防護すべき設備が、溢水により機能を損なうおそれがない設計としている。

以上より、緊対棟、加圧設備棟、燃料設備棟及び基礎版の応力解析では、地下水位を基礎底面レベルである EL.7.0m に設定しており、浮力の影響については考慮していない。

但し、補足説明資料 5-1 「緊急時対策棟用湧水サンプポンプの設計について」において、万が一、湧水サンプポンプの機能が喪失したと仮定した場合には、約10日間で緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎上端レベルである EL.15.0m まで地下水位が上昇するとしている。

そこで、本資料では、万が一、湧水サンプポンプが機能を喪失して地下水位が上昇した場合においても、緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎版が基準地震動 Ss に対して機能が維持できることを確認する。

また、本資料は、以下の添付資料の補足説明をするものである。

- ・添付資料 12-16-3 「緊急時対策棟、緊急時対策棟屋外地下エリア（加圧設備）及び緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の基礎の耐震計算書」

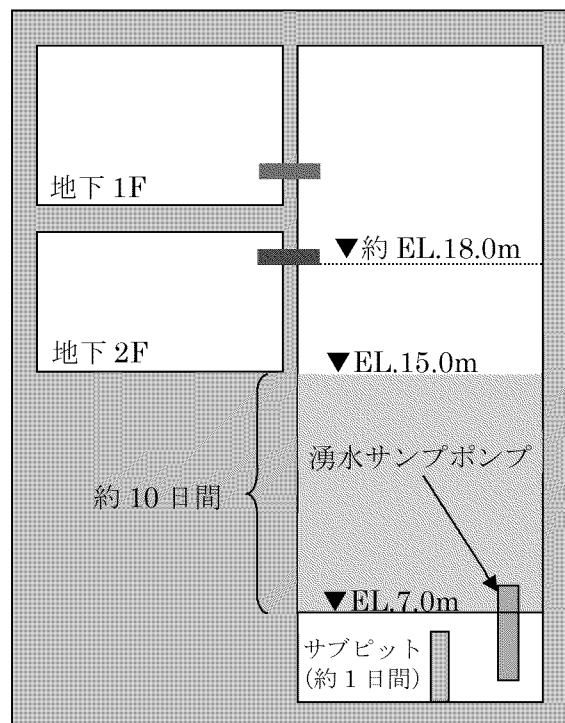
## 2. 検討方針

本資料では、緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟について、地下水位を EL.15.0m に設定した場合に生じる浮力を考慮し、基準地震動 Ss に対する応力解析を行い、施設の有する機能の維持に及ぼす影響について検討する。

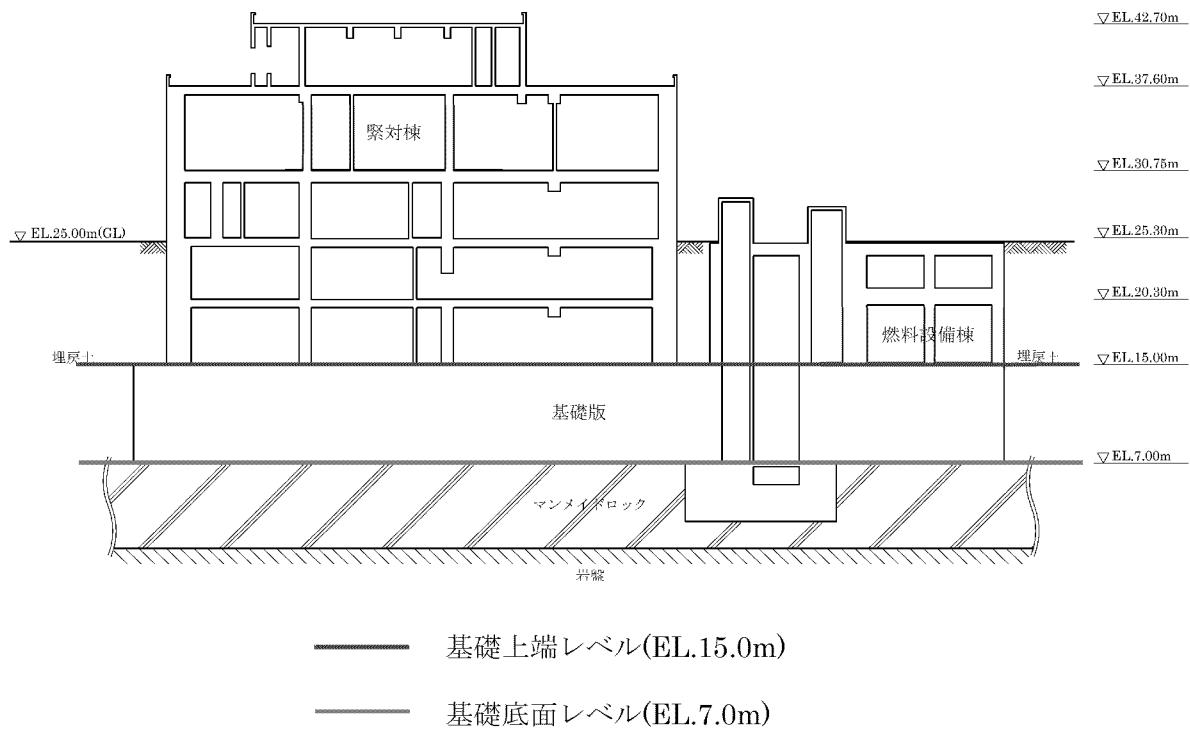
応力解析による断面の検討対象部位は、浮力による影響が大きい基礎版とする。

応力解析による検討は、添付資料 12-16-3 「緊急時対策棟、緊急時対策棟屋外地下エリア（加圧設備）及び緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の基礎の耐震計算書」に示す緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の 3 次元 FEM モデルを用いる。

湧水サンプの概略断面図（湧水サンプポンプ機能喪失時）を第 2-1 図、地下水位の設定イメージ図を第 2-2 図に示す。



第 2-1 図 湧水サンプの概略断面（湧水サンプポンプ機能喪失時）

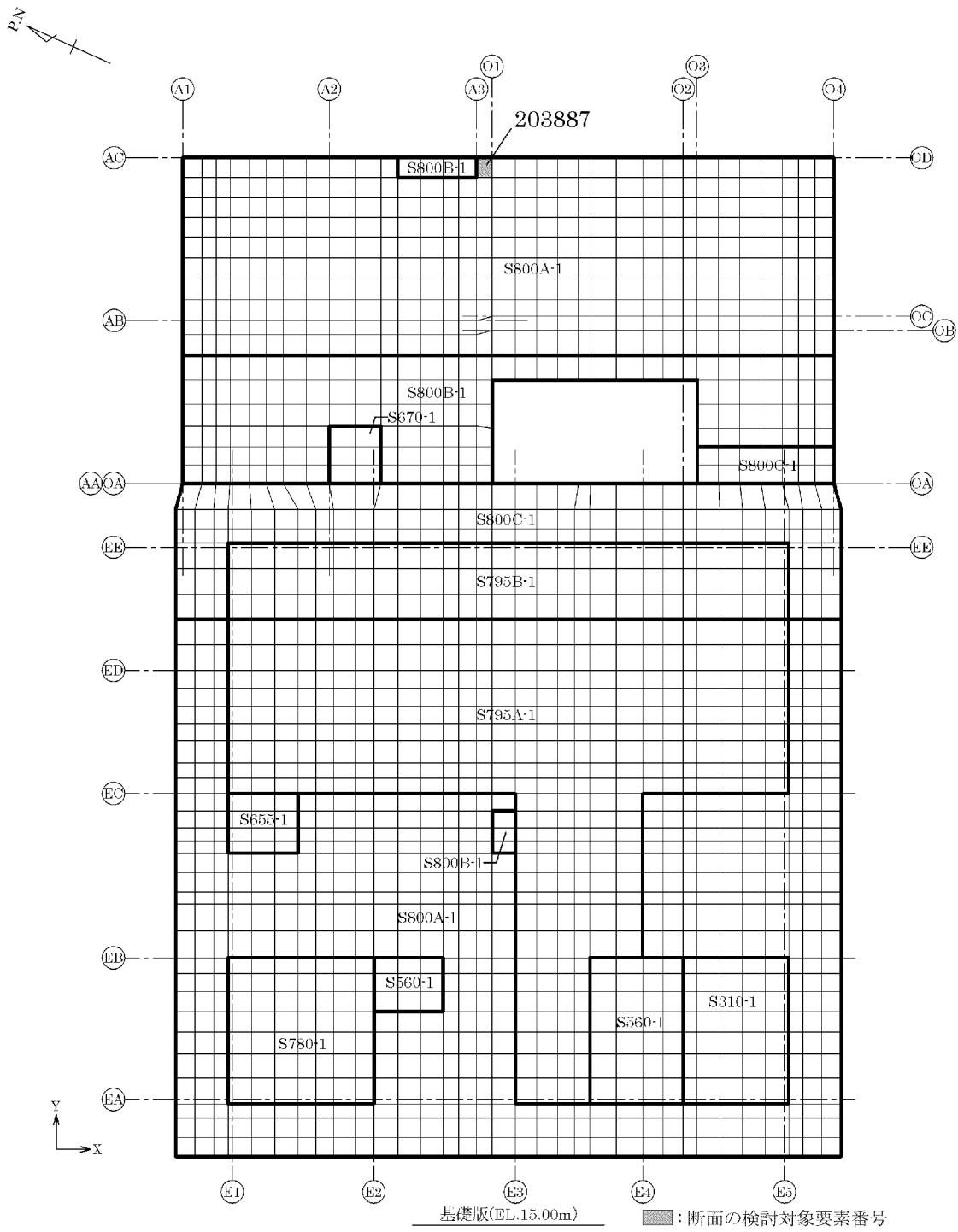


第2-2図 地下水位設定イメージ

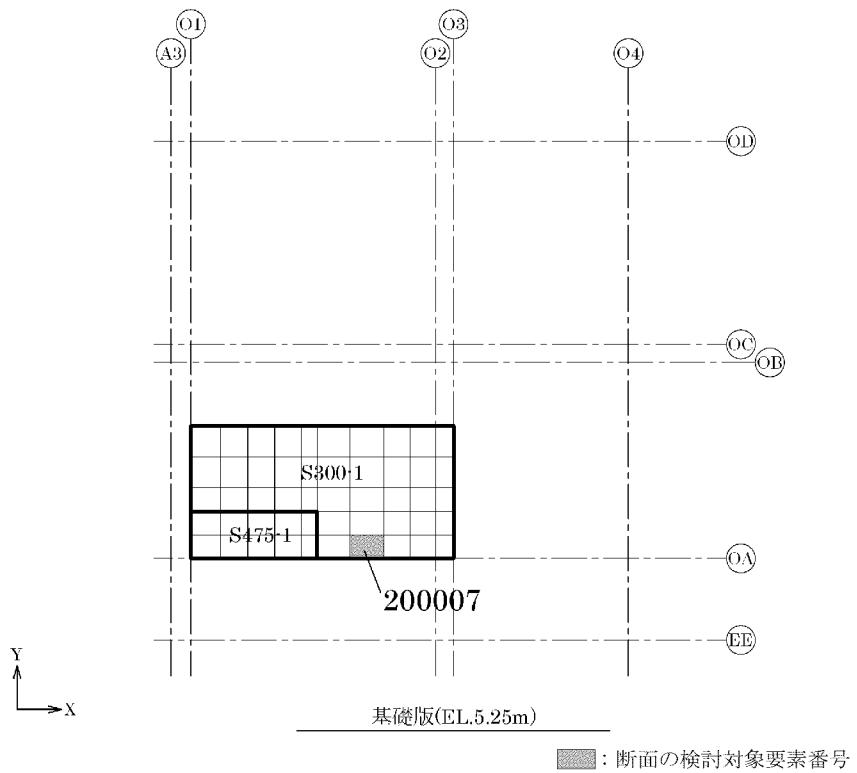
### 3. 検討結果

軸力及び曲げモーメント、面内せん断力並びに面外せん断力に対する断面の検討を行う。検定比が最大となる面外せん断力に対する断面の検討対象要素を第3-1図、断面の検討結果を第3-1表に示す。併せて、基準地震動 Ss に対し、浮力を考慮せず応力解析を行った場合（添付資料 12-16-3 「緊急時対策棟、緊急時対策棟屋外地下エリア（加圧設備）及び緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の基礎の耐震計算書」の結果を再掲）及び、常時の荷重に対し、浮力を考慮して応力解析を行った場合の断面の検討結果を示す。

地下水位上昇時の浮力を考慮した場合に、基礎版に生じる各応力が許容限界を超えないことを確認した。



第3-1図 断面の検討対象要素(1/2)



(b) EL.5.25m

第3-1図 断面の検討対象要素(2/2)

第3-1表 断面の検討結果（面外せん断応力度）

ケース		領域	要素番号	面外せん断応力度 $\tau$ (N/mm <sup>2</sup> )	許容せん断応力度 $\tau_A$ (N/mm <sup>2</sup> )	検定値	判定	備考
Ss 地震時	EL.15.0m 浮力考慮							
○	○	S800A-1	203887	1.85	2.18	0.85	可	補足説明資料での検討ケース
○	—	S800A-1	203887	1.41	2.18	0.65	可	添付資料 12-16-3 での検討ケース（再掲）
—	○	S300-1	200007	0.403	2.18	0.19	可	補足説明資料での検討ケース

#### 4.まとめ

湧水サンプポンプが機能を喪失して地下水位が上昇した場合に生じる浮力を考慮し、基準地震動 Ss に対する応力解析を行った。

その結果、基礎版の断面検討結果における最大検定比は 0.85 となり、基礎版に生じる各応力が許容限界を超えないことを確認した。

以上より、地下水位上昇を仮定した場合においても、緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の有する機能が維持できることを確認した。

## 7-4. 水平2方向及び鉛直方向の適切な組合せ に関する検討

## 目 次

	頁
1. 検討の目的 .....	1
2. 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる地震動 .....	2
2.1 玄海原子力発電所の基準地震動 .....	2
2.2 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる地震動 .....	5
3. 各施設における水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価 .....	6
3.1 水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計手法の考え方 .....	6
3.2 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価方法 .....	8
3.3 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価部位の抽出 .....	12
3.4 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価部位の抽出結果 .....	29
3.5 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価方針 .....	31
3.6 緊対棟（土圧等が作用する壁）の検討 .....	32
3.7 緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎（矩形の基礎版）の検討 .....	67
3.8 まとめ .....	90

## 1. 検討の目的

新たに制定された「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 6 号）」は、従前の耐震設計審査指針から充実が図られている。

そのうち、新たに要求された水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せについて、「耐震設計に係る工認審査ガイド」において、以下の内容が示されている。

### 耐震設計に係る工認審査ガイド（抜粋）

#### 3.5.2 水平方向及び鉛直方向地震力の組合せ（4.4.2 及び 5.5.2 も同様）

水平方向及び鉛直方向地震力の組合せを適切に行っていることを確認する。

##### (1) 動的な地震力の組合せ

水平 2 方向及び鉛直方向の地震力による応力の組合せを簡易的に行う際には、各方向の入力地震動の位相特性や建物・構築物の構造、応答特性に留意し、非安全側の評価にならない組合せ方法を適用していること。

各方向の入力地震動の位相特性や建物・構築物の三次元応答特性により応答の同時性を考慮する必要がある場合は、各方向の各時刻歴での応答を逐次重ね合わせる等の方法により、応答の同時性を考慮していること。

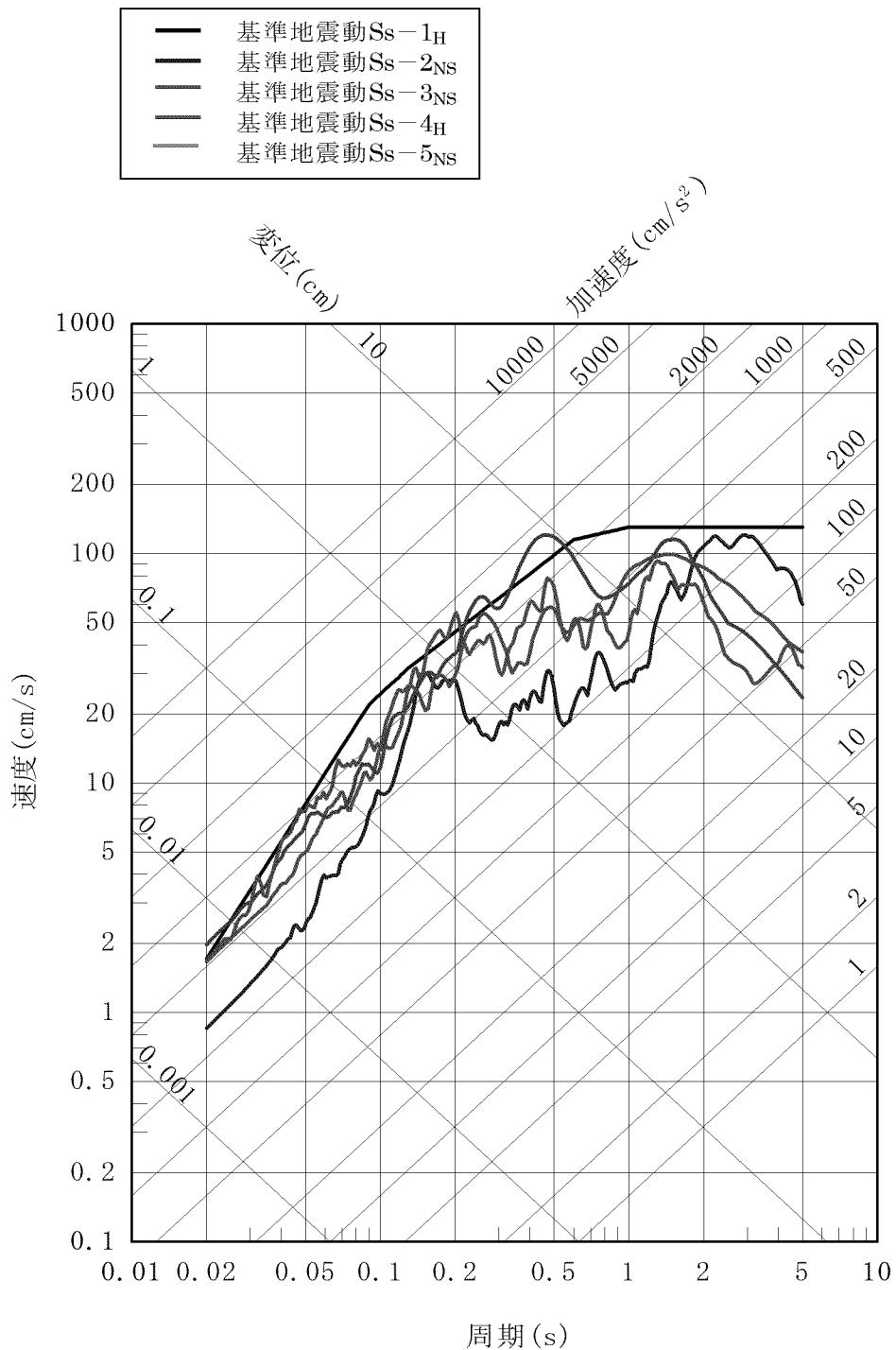
上記審査ガイドを踏まえ、従来の設計手法における水平 1 方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算に対して、施設の構造特性から水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響を受ける可能性があるものを抽出し、施設が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。

## 2. 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる地震動

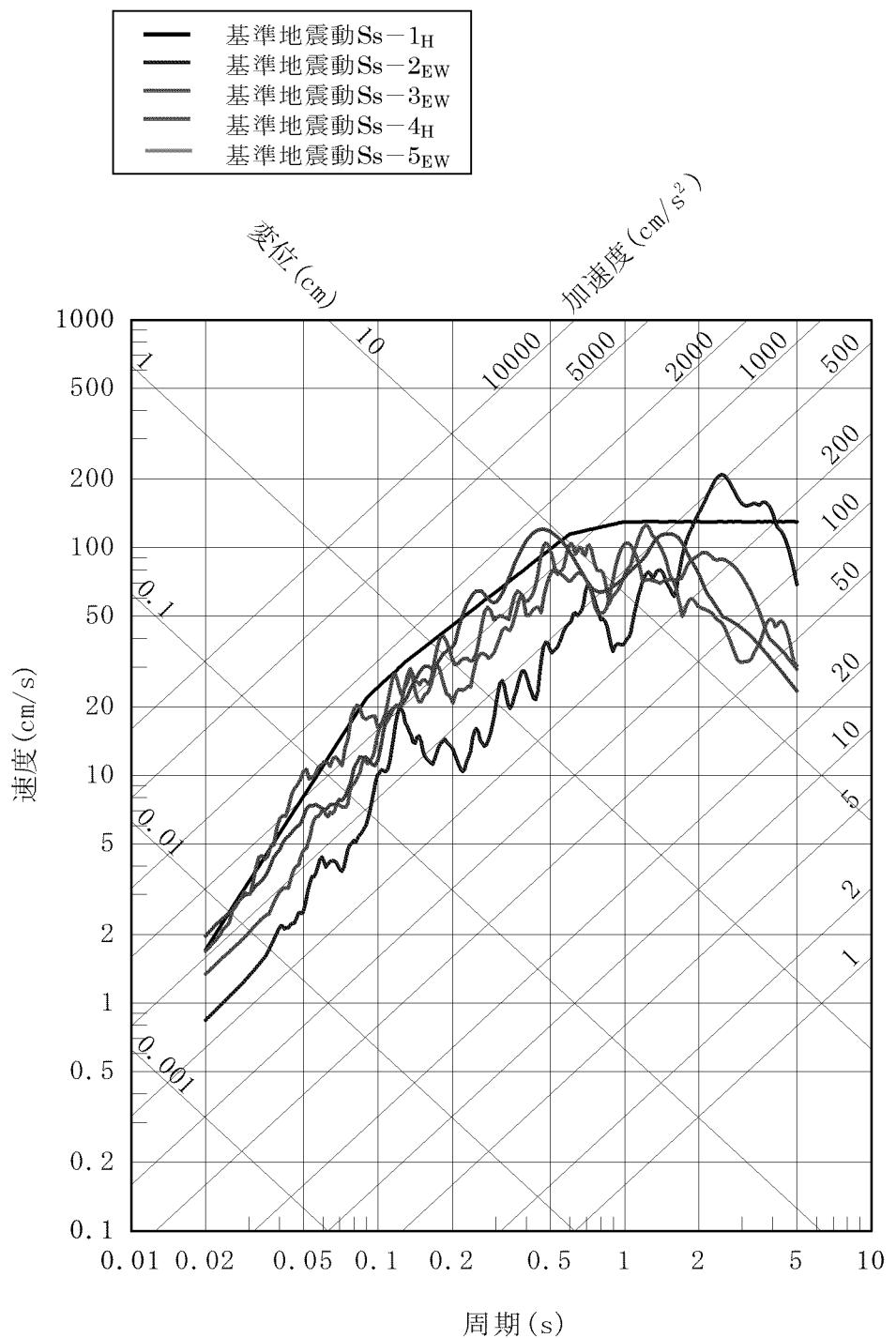
### 2.1 玄海原子力発電所の基準地震動

玄海原子力発電所の基準地震動 Ss は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」と「震源を特定せず策定する地震動」を評価して、これらの評価結果に基づき策定している。「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」としては、応答スペクトルに基づく地震動評価及び断層モデルを用いた手法による地震動評価を行い、その評価結果を踏まえ、応答スペクトルに基づく地震動として基準地震動 Ss-1、断層モデルを用いた手法による地震動として基準地震動 Ss-2 及び Ss-3 を策定している。また、「震源を特定せず策定する地震動」として基準地震動 Ss-4 及び Ss-5 を策定している。

基準地震動 Ss-1～Ss-5 の応答スペクトル（水平方向）を第 2.1-1 図及び第 2.1-2 図に示す。



第 2.1-1 図 基準地震動の応答スペクトル (NS 方向)



第 2.1-2 図 基準地震動の応答スペクトル (EW 方向)

## 2.2 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる地震動

水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価には、玄海原子力発電所の基準地震動 Ss-1～Ss-5 を用いる。基準地震動 Ss については、平成 29 年 8 月 25 日付け原規規発第 1708253 号にて認可された工事計画の添付資料 3-2 「基準地震動 Ss 及び弾性設計用地震動 Sd の概要」による。

### 3. 各施設における水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価

#### 3.1 水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計手法の考え方

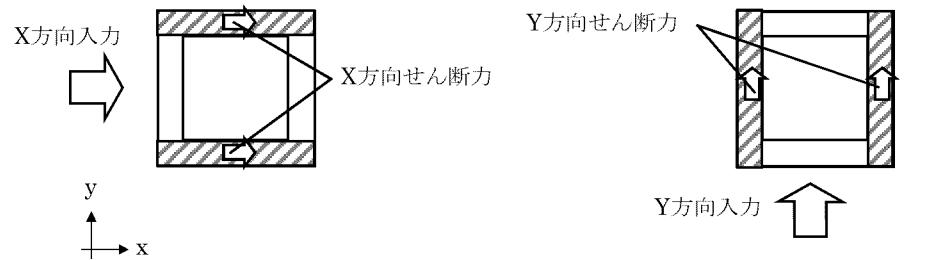
従来の設計手法では、建物・構築物の地震応答解析において、水平方向及び鉛直方向の地震動を、質点系モデルに対して方向ごとに入力し、解析を行っている。また、原子力発電所施設における建物・構築物は、全体形状及び平面レイアウトから、地震力を主に耐震壁で負担する構造であり、剛性の高い設計としている。

水平方向の地震力に対しては、せん断力について評価することを基本とし、建物・構築物に生じるせん断力に対して、地震時の力の流れが明解となるように、直交する 2 方向に釣合いよく配置された鉄筋コンクリート造耐震壁を主な耐震要素として構造計画を行う。地震応答解析は、水平 2 方向の耐震壁に対して、それぞれ剛性を評価し、各水平方向に対して解析を行っている。したがって、建物・構築物に対し水平 2 方向の入力がある場合、各方向から作用する地震力を負担する部位が異なるため、水平 2 方向の入力がある場合の評価は、水平 1 方向にのみ入力がある場合と同等な評価となる。

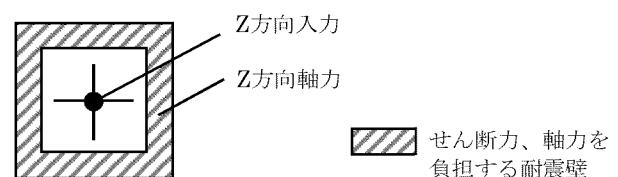
鉛直方向の地震力に対しては、軸力について評価することを基本としている。建物・構築物に生じる軸力に対して、鉄筋コンクリート造耐震壁を主な耐震要素として構造計画を行う。

入力方向ごとの耐震要素について、第 3.1-1 図に示す。

また、添付資料 12-16 「耐震設計上重要な設備を設置する施設の耐震計算書」における建物・構築物の応力解析による評価は、地震応答解析により算出された応答を水平 1 方向及び鉛直方向に組み合わせて行っている。



(a) 水平方向



(b) 鉛直方向

第 3.1-1 図 入力方向ごとの耐震要素

### 3.2 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価方法

建物・構築物において、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮した場合に影響を受ける可能性がある部位の評価を行う。

評価対象は、耐震重要施設及びその間接支持構造物、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を行う部位とし、具体的には、緊急時対策棟（以下「緊対棟」という。）、緊急時対策棟屋外地下エリア（加圧設備）（以下「加圧設備棟」という。）及び緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）（以下「燃料設備棟」という。）とする。

対象とする部位について、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響が想定される応答特性から、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響を受ける可能性のある部位を抽出する。

応答特性から抽出された、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響を受ける可能性のある部位は、従来の設計手法による荷重又は応力の算出結果等を水平 2 方向及び鉛直方向に組み合わせ、各部位に発生する荷重や応力を算出し、各部位が有する耐震性への影響を確認する。

各部位が有する耐震性への影響が確認された場合は、詳細な手法を用いた検討等、新たに設計上の対応策を講じる。

水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価のフローを第 3.2-1 図に示す。

#### ① 耐震評価上の構成部位の整理

建物・構築物における耐震評価上の構成部位を整理し、各建屋において、該当する耐震評価上の構成部位を網羅的に確認する。

#### ② 応答特性の整理

建物・構築物における耐震評価上の構成部位について、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響が想定される応答特性を整理する。応答特性は、荷重の組合せによる影響が想定されるもの及び 3 次元的な建屋挙動から影響が想定されるものに分けて整理する。

#### ③ 荷重の組合せによる応答特性が想定される部位の抽出

整理した耐震評価上の構成部位について、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響が想定される応答特性のうち、荷重の組合せによる応答特性

を検討する。水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに対し、荷重の組合せによる応答特性により、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。

④ 3 次元的な応答特性が想定される部位の抽出

荷重の組合せによる応答特性が想定される部位として抽出されなかった部位について、3 次元的な応答特性を検討する。水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに対し、3 次元的な応答特性により、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。

⑤ 3 次元 FEM モデルによる精査

3 次元的な応答特性が想定される部位として抽出された部位について、3 次元 FEM モデルを用いた精査を行い、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せにより、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。

また、3 次元的な応答特性が想定される部位として抽出されなかった部位についても、局所応答の観点から、3 次元 FEM モデルによる精査を行い、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せにより、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。

⑥ 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価

水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価においては、添付資料 12-16 「耐震設計上重要な設備を設置する施設の耐震計算書」に示す水平 1 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる評価の荷重又は応力の算出結果等を用い、水平 2 方向及び鉛直方向地震力を組み合わせる方法として、米国 Regulatory Guide 1.92<sup>(注)</sup> の「2. Combining Effects Caused by Three Spatial Components of an Earthquake」を参考に、組合せ係数法(1.0 : 0.4 : 0.4)に基づいて地震力を設定する。水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する組合せ係数法(1.0 : 0.4 : 0.4)の適用性については、平成 29 年 8 月 25 日付け原規規発第 1708253 号にて認可された工事計画に係る補足説明資料-3 の補足 1 「水平 2 方向及び鉛直方向地震力における組合せ係数法の適用について」による。

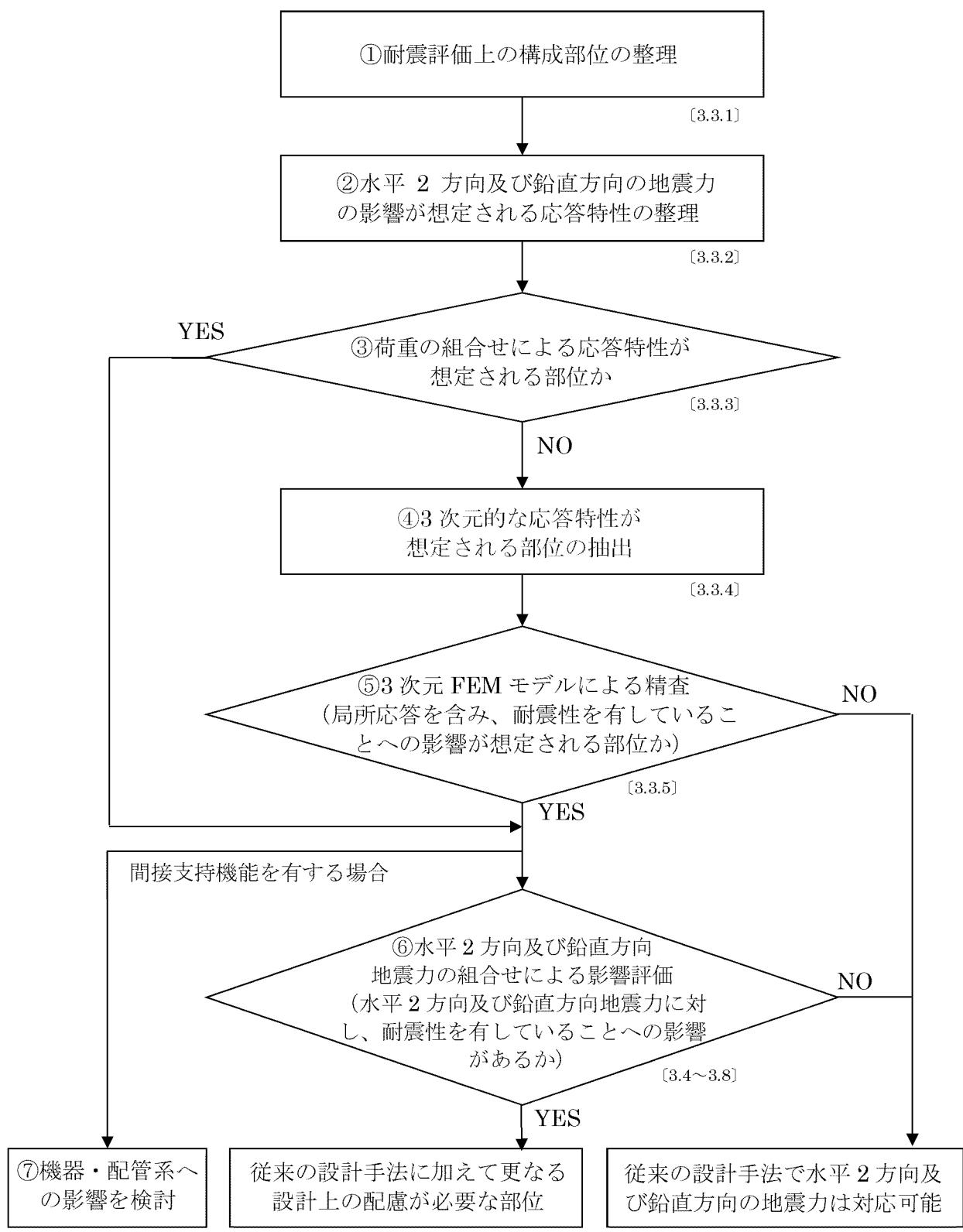
評価対象として抽出した耐震評価上の構成部位について、荷重又は構造部材の発生応力を適切に組み合わせることで、各部位の設計上の許容値に対する評価を行い、各部位が有する耐震性への影響を評価する。

(注) Regulatory Guide (RG) 1.92 “Combining modal responses and spatial components in seismic response analysis”

⑦ 機器・配管系への影響検討

評価対象として抽出された部位が、耐震重要施設、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の間接支持機能を有する場合、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響を確認する。

水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響が確認された場合、機器・配管系の影響評価に反映する。



(注) [ ] 内は、検討内容を記載した箇所を示す。

第3.2-1図 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価のフロー

### 3.3 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価部位の抽出

#### 3.3.1 耐震評価上の構成部位の整理

建物・構築物における耐震評価上の構成部位を整理し、緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟において、該当する耐震評価上の構成部位を網羅的に確認した。確認した結果を第 3.3-1 表に示す。

第3.3-1表 建物・構築物における耐震評価上の構成部材の整理

	耐震評価部位	緊対棟	加工設備棟	燃料設備棟
柱	一般部(注)	○	○	—
	隅部	—	—	—
	地下部	—	—	—
	一般部(注)	○	—	○
梁	地下部	—	—	—
	鉄骨トラス	—	—	—
	一般部	○	○	○
	斜め部	—	—	—
壁	地下部	○	○	○
	鉄骨プレース	—	—	—
	水密扉	—	—	—
	一般部 (地下部を含む)	○	○	○
床・屋根 基礎	矩形			○

凡例 ○：対象の部材有り、—：対象の部材なし

(注) 地下部の耐震評価部位のうち、外周部ではなく上部の影響を受けない部位は、一般部として扱う。

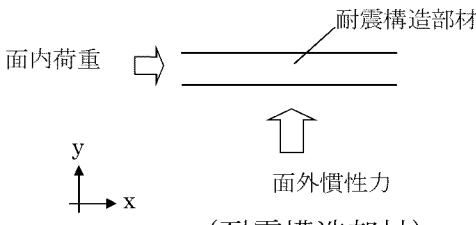
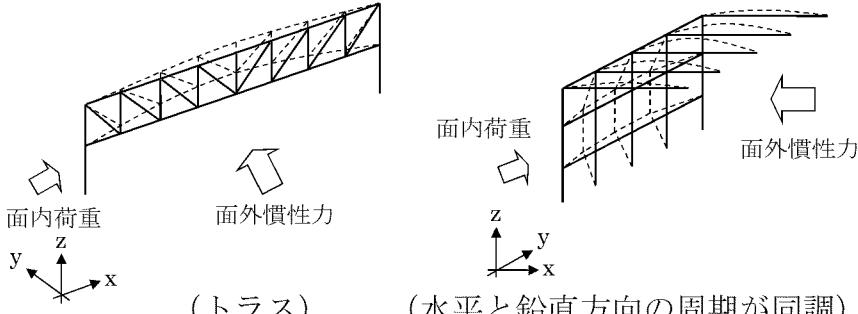
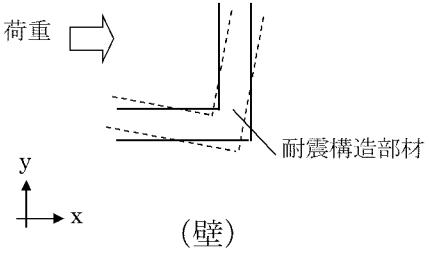
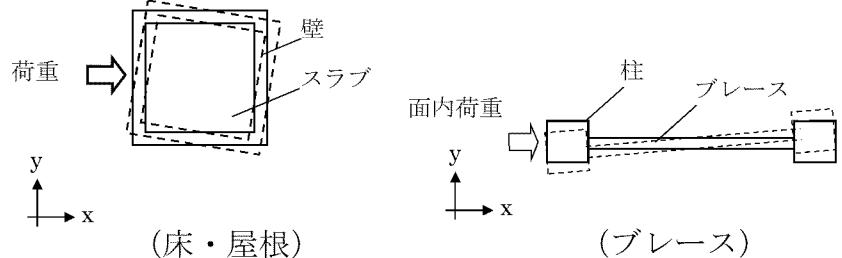
### 3.3.2 応答特性の整理

建物・構築物における耐震評価上の構成部位について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響が想定される応答特性を整理した。応答特性は、荷重の組合せによる影響が想定されるもの及び3次元的な建屋挙動から影響が想定されるものに分けて整理した。整理した結果を第3.3-2表及び第3.3-3表に示す。また、応答特性を踏まえ、耐震評価上の構成部位に対する水平2方向入力の考え方を第3.3-4表に示す。

第3.3-2表 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる  
影響が想定される応答特性（荷重の組合せによる応答特性）

荷重の組合せによる 応答特性	影響想定部位
①-1 直交する水平 2方向の荷重 が、応力とし て集中	<p>応力の集中する隅柱等 (例)</p> <p>The diagram shows two examples of stress concentration. On the left, a vertical column is subjected to a horizontal load from the left and a vertical load upwards from below. A coordinate system (y up, x right) is shown. On the right, a cylindrical wall is subjected to a horizontal load from the left and a vertical load upwards from below. A coordinate system (y up, x right) is shown. Both diagrams indicate '応力が集中' (stress concentration) at the corner.</p>
①-2 面内方向の荷 重を負担しつ つ、面外方向 の荷重が作用	<p>土圧を負担する地下耐震壁等 水圧を負担するピット等 (例)</p> <p>The diagram shows a cross-section of an underground seismic wall (耐震壁) subjected to an internal load from the left and an external load (soil pressure, water pressure) from below. A coordinate system (y up, x right) is shown. Below the wall, a pit (ピット) is shown with horizontal loads from both sides and a vertical load upwards from below. A coordinate system (y up, x right, z up) is shown.</p>

第3.3-3表 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる  
影響が想定される応答特性（3次元的な応答特性）

3次元的な応答特性	影響想定部位
②-1 面内方向の荷重に加え、面外慣性力の影響が大きい	<p>大スパン又は吹抜部に設置された部位 (例)</p>  <p>(耐震構造部材)</p>  <p>(トラス) (水平と鉛直方向の周期が同調)</p>
②-2 加振方向以外の方向に励起される振動が発生	<p>塔状構造物等を含む、ねじれ挙動が想定される建物・構築物 (例)</p>  <p>(壁)</p>  <p>(床・屋根) (プレース)</p>

第3.3-4表 耐震評価上の各部位に対する水平2方向入力の考え方(1/2)

耐震評価上の構成部材		水平2方向入力の考え方
柱	一般部	耐震壁付の構造の場合、水平入力による影響は小さい。
	隅部 (端部含む)	<p>直交する地震荷重が同時に作用。 但し、耐震壁付きの隅柱は、軸力が耐震壁に分散されることで、影響は小さい。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【平面図】</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【立面図】</p> </div> </div>
	地下部	<p>外周部耐震壁付のため、水平入力による影響は小さい。 土圧が作用する方向にあるはり及び壁が応力を負担することで、水平面外入力による影響は小さい。</p>
はり	一般部	<p>1方向のみ地震荷重を負担し、床による面外地震荷重負担による影響は小さい。 吹抜け部にあるはりの面外地震荷重の影響未把握。</p>
	地下部	<p>外周部耐震壁付のため、水平入力による影響は小さい。 地下部分のはりは、直交する方向からの地震時面外土圧荷重も受け るが、はりに床が接続される（吹抜けとならない）場合、水平入力による影響は小さい。</p>
	鉄骨トラス	1方向のみ地震荷重を負担するため水平入力による影響は小さい。 床による拘束があるため、面外荷重の影響は小さい。
壁	一般部	1方向のみ地震荷重を負担することを基本。直交する方向（面外）及びねじれによる荷重増分は影響未把握。

第 3.3-4 表 耐震評価上の各部位に対する水平 2 方向入力の考え方(2/2)

耐震評価上の構成部材		水平 2 方向入力の考え方
壁	斜め部	<p>1 方向地震荷重は角度に応じた等価せん断剛性としたひずみで評価。 直交する方向（面外）及びねじれによる荷重増分は影響未把握。</p> <p>(水平に対し、45° の壁を例示)</p> <p>剛性 <math>K</math> 壁 <math>y</math>      <math>x</math> <math>45^\circ</math></p> <p>等価剛性 <math>K_x = K/\sqrt{2}</math> →変形 <math>\sqrt{2}</math> 倍で評価 X 方向地震荷重 ※Y 方向も同様</p>
	地下部	<p>地下部分の耐震壁は、直交する方向からの地震時面外土圧荷重も受ける。</p> <p>面内荷重 <math>y</math>      <math>x</math> 耐震壁 面外荷重 (土圧等)</p>
	鉄骨 プレース	<p>1 方向のみ地震荷重を負担することを基本。ねじれによる荷重増分は影響度未把握。</p>
床、 屋根	一般部	<p>スラブは四方が壁で固定され、水平方向に変形しにくい構造となっており、水平地震力の影響は小さい。ねじれによる荷重増分は影響未把握。</p> <p>荷重 <math>y</math>      <math>x</math> 壁 スラブ 荷重</p>
基礎	基礎版 (矩形)	<p>直交する水平 2 方向の地震力により、集中応力が作用する。</p> <p>荷重 <math>y</math>      <math>x</math> 応力が集中 荷重</p>

### 3.3.3 荷重の組合せによる応答特性が想定される部位の抽出

第 3.3-1 表に示す耐震評価上の構成部位のうち、第 3.3-2 表に示す荷重の組合せによる応答特性により、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響が想定される部位を抽出した。抽出した結果を第 3.3-5 表に示す。

応答特性①-1 「直交する水平 2 方向の荷重が、応力として集中」する部位として、緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎を抽出した。

また、応答特性①-2 「面内方向の荷重を負担しつつ、面外方向の荷重が作用」する部位として緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の地下外壁を抽出した。

#### (1) 柱

柱は、①-1 「直交する水平 2 方向の荷重が、応力として集中」する部位としては、隅部（端部柱を含む）が考えられるが、該当する部位は存在しない。緊対棟及び加圧設備棟の中柱等の一般部は、応力が集中することなく、該当しない。

①-2 「面内方向の荷重を負担しつつ、面外方向の荷重が作用」する部位としては、地下外周部柱が考えられるが、該当する部位は存在しない。

#### (2) はり

はりは、地震力の負担について方向性を持っており、①-1 「直交する水平 2 方向の荷重が、応力として集中」する部位は存在しない。

①-2 「面内方向の荷重を負担しつつ、面外方向の荷重が作用」する部位としては、地下外周部が考えられるが、該当する部位は存在しない。

#### (3) 壁

矩形の壁は、地震力の負担について方向性を持っており、①-1 「直交する水平 2 方向の荷重が、応力として集中」する部位は存在しない。

①-2 「面内方向の荷重を負担しつつ、面外方向の荷重が作用」する部位としては、地下部が考えられ、地下部の壁を有する緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟が、①-2 に該当するものとして抽出した。

#### (4) 床及び屋根

床及び屋根は、地震力の負担について方向性を持っており、①-1 「直

交する水平 2 方向の荷重が、応力として集中」する部位は存在しない。また、①-2 「面内方向の荷重を負担しつつ、面外方向の荷重が作用」する部位も存在しない。

#### (5) 基 硏

①-1 「直交する水平 2 方向の荷重が、応力として集中」する部位としては、矩形の基礎版が考えられる。

緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の矩形の基礎版は、隅部への応力集中が考えられるため、①-1 に該当するものとして抽出した。

また、①-2 「面内方向の荷重を負担しつつ、面外方向の荷重が作用」する部位としては、基礎版は該当しない。

第3.3-5表 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の確認が必要な部位の抽出  
(荷重の組合せによる応答特性によるスクリーニング)

耐震評価部位		緊対棟	加工設備棟	燃料設備棟
柱	一般部	該当なし	該当なし	—
	隅部	—	—	—
地下部	一般部	該当なし	—	—
	地下部	—	—	該当なし
はり	一般部	該当なし	—	—
	鉄骨トラス	—	—	—
壁	一般部	該当なし	該当なし	該当なし
	斜め部	—	—	—
壁	地下部	①-2要	①-2要	①-2要
	鉄骨プレース	—	—	—
床・屋根	水密扉	—	—	—
	一般部 (地下部含む)	該当なし	該当なし	該当なし
基礎	矩形		①-1要	

凡例 要：評価必要、①-1：応答特性「直交する水平2方向の荷重が、応力として集中」、①-2：応答特性「面内方向の荷重を負担しつつ、面外方向の荷重が作用」

### 3.3.4 3次元的な応答特性が想定される部位の抽出

第 3.3-1 表に示す耐震評価上の構成部位のうち、荷重の組合せによる応答特性が想定される部位として抽出されなかった部位について、第 3.3-3 表に示す 3 次元的な応答特性により、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響が想定される部位を抽出した。抽出した結果を第 3.3-6 表に示す。

応答特性②-1 「面内方向の荷重に加え、面外慣性力の影響が大きい」 部位及び応答特性②-2 「加振方向以外の方向に励起される振動が発生」 する部位として、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価が必要な部位は抽出されなかった。

#### (1) 柱

緊対棟及び加圧設備棟の柱は各部とも、両方向に対して断面の評価を行っており、また、柱自身の慣性力により影響が生じるような階高を有する柱はなく、②-1 「面内方向の荷重に加え、面外慣性力の影響が大きい」 部位には該当しない。また、対象建屋は、鉄筋コンクリート造耐震壁を主な耐震要素として構造計画を行っており、地震力のほとんどを耐震壁が負担する。ねじれ振動の影響が懸念されるような偏心の大きな建屋はなく、②-2 「加振方向以外の方向に励起される振動が発生」 する部位に関しても該当しない。

#### (2) はり

緊対棟及び燃料設備棟のはりは、剛性の高い床や耐震壁が付帯するため、面外方向の変形を抑制することから、②-1 「面内方向の荷重に加え、面外慣性力の影響が大きい」 部位及び②-2 「加振方向以外の方向に励起される振動が発生」 する部位には該当しない。

#### (3) 壁

緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の地下部の壁は、3.3.3 で抽出されているため、その他の壁について②-1 「面内方向の荷重に加え、面外慣性力の影響が大きい」 部位及び②-2 「加振方向以外の方向に励起される振動の発生」 する部位の検討を行う。

緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の一般部の壁について、面外慣性力の影響が大きくなるような大スパン又は吹抜部の壁は存在しないことから、

②-1 「面内方向の荷重に加え、面外慣性力の影響が大きい」部位には該当しない。また、各建屋の壁は、各方向にバランスよく耐震壁が配置されており、ねじれのない構造のため、②-2 「加振方向以外の方向に励起される振動の発生」する部位には該当しない。

#### (4) 床及び屋根

床及び屋根は、②-1 「面内方向の荷重に加え、面外慣性力の影響が大きい」部位としては、該当しない。

また、②-2 「加振方向以外の方向に励起される振動が発生」する部位としては、該当しない。

#### (5) 基 硏

矩形の基礎版は、3.3.3 で抽出されているため、該当しない。

第3.3-6表 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の確認が必要な部位の抽出  
(3次元的な応答特性を踏まえたスクリーニング)

耐震評価部位		緊対棟	加压設備棟	燃料設備棟
柱	一般部	否	否	—
	隅部	—	—	—
	地下部	—	—	—
はり	一般部	否	—	否
	地下部	—	—	—
	鉄骨トラス	—	—	—
壁	一般部	否	否	否
	斜め部	—	—	—
	地下部	要	要	要
床・屋根	鉄骨プレース	—	—	—
	水密扉	—	—	—
	一般部 (地下部含む)	否	否	否
基礎	矩形	—	要	—

凡例 要：荷重の組合せによる応答特性によるスクリーニングで抽出済み、否：評価不要、②-1：応答特性「面内方向の荷重に加え、面外慣性力の影響が大きい」、②-2：応答特性「加振方向以外の方向に励起される振動が発生」

### 3.3.5 3次元FEMモデルによる精査

緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の各建屋について、応答特性②-1「面内方向の荷重に加え、面外慣性力の影響が大きい」部位及び応答特性②-2「加振方向以外の方向に励起される振動が発生」する部位として、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価が必要な部位は抽出されなかった。

但し、3次元的な応答特性が想定される部位として抽出されなかった部位を含め、耐震評価部位全般について、局所応答の観点から、3次元FEMモデルによる精査を行った。

緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟は、各方向にバランスよく耐震壁が配置され、地震力を主に耐震壁で負担する構造であり、構造特性については、平成29年8月25日付け原規規発第1708253号にて認可された工事計画の添付資料3-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」において局所応答の検討を行った原子炉格納容器及び原子炉周辺建屋と類似している。したがって、平成29年8月25日付け原規規発第1708253号にて認可された工事計画の添付資料3-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」及び平成29年8月25日付け原規規発第1708253号にて認可された工事計画に係る補足説明資料-3の知見を用いて、局所応答に対する3次元FEMモデルによる精査を行った。3次元FEMモデルを用いた精査の結果を第3.3-7表に示す。

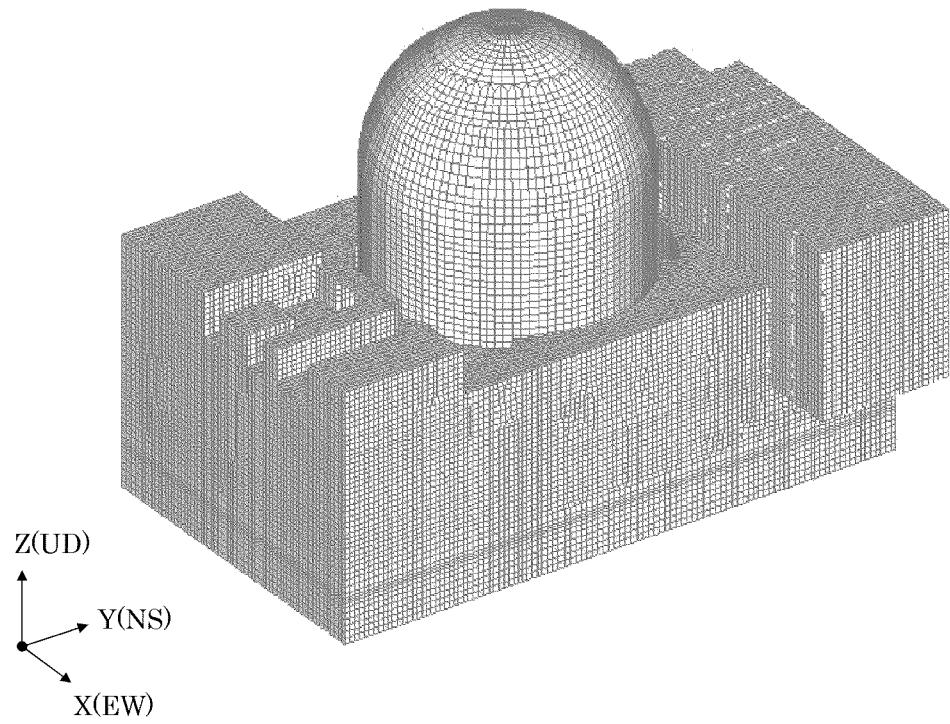
平成29年8月25日付け原規規発第1708253号にて認可された工事計画の添付資料3-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」及び平成29年8月25日付け原規規発第1708253号にて認可された工事計画に係る補足説明資料-3では、原子炉格納容器及び原子炉周辺建屋について、水平2方向及び鉛直方向入力時の最大応答加速度から、水平1方向入力時に対する増分を考慮して、局所応答を踏まえた耐震壁のひずみを評価し、その影響を検討している。その結果、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対し、建屋が有する耐震性への影響は想定されず、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価を行う必要がある部位は抽出されなかったとしている。平成29年8月25日付け原規規発第1708253号にて認可された工事計画の添付資料3-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」及び平成29年8月25日付け原規規発第1708253号にて認可された工事計画に係る補足説

明資料－3 より、原子炉格納容器及び原子炉周辺建屋の 3 次元 FEM モデルの概要図を第 3.3-1 図に示す。また、3 次元 FEM モデルによる精査の詳細については、平成 29 年 8 月 25 日付け原規規発第 1708253 号にて認可された工事計画に係る補足説明資料－3 の別紙 2 に示す。

以上より、緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の各建屋についても、建屋が有する耐震性への影響は想定されないことから、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価を行う必要がある部位は抽出しない。

第3.3-7表 3次元FEMモデルを用いた精査

耐震 評価部位	対象 建物・構築物 <sup>(注)</sup>	3次元的な 応答特性		3次元FEMモデルを 用いた精査方法 (②-1、 ②-2)	3次元FEMモデルを 用いた精査結果 用いた精査結果
		3次元FEMモデルを 用いた精査方法			
耐震評価部位全般	・緊対棟 ・加圧設備棟 ・燃料設備棟 ・原子炉格納容器及び ・原子炉周辺建屋	局所的な 応答	水平2方向及び鉛直方向地震力の 最大応答加速度から、水平1方向 入力時にに対する増分を考慮して、 局部応答を踏まえた耐震壁のひず みを評価し、影響を検討	水平2方向及び鉛直方向地震力の 組合せに対し、原子炉格納容器及 び原子炉周辺建屋が有する耐震性 への影響は想定されないため抽出 しない。	(注) 下線は、評価する建物・構築物を示す。なお、局所応答に対する3次元FEMモデルを用いた精査については、平成29年8月25日付け原規規発第1708253号にて認可された工事計画の添付資料3-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」及び平成29年8月25日付け原規規発第1708253号にて認可された工事計画に係る補足説明資料-3の知見を用いて評価を行っている。したがって、原子炉格納容器及び原子炉周辺建屋は、今回工認における評価対象建屋ではないが、建物・構築物に含まれている。



#### 構造部材

- ・原子炉格納容器 : シェル要素
- ・内部コンクリート : シェル要素
- ・蒸気発生器 : はり要素
- ・原子炉周辺建屋 : シェル要素
- ・基礎版 : ソリッド要素

第 3.3-1 図 3 次元 FEM モデルの概要図

### 3.4 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価部位の抽出結果

#### 3.4.1 建物・構築物における影響評価部位の抽出結果

建物・構築物において、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響が想定されるとして抽出した部位を第 3.4-1 表に示す。

応答特性①-1 「直交する水平 2 方向の荷重が、応力として集中」する部位として、緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎について、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価を行う。

応答特性①-2 「面内方向の荷重を負担しつつ、面外方向の荷重が作用」する部位として、建屋規模が大きく、重要な施設を内包する緊対棟の地下外壁について、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価を行う。

#### 3.4.2 機器・配管系への影響が考えられる部位の抽出

建物・構築物において、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価対象として抽出した耐震評価上の構成部位について、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響から、機器・配管系への影響の可能性がある部位を抽出した。

緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎は、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せにより応力が集中する部位であり、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響がないため、機器・配管系への影響の可能性はない。

緊対棟の地下外壁は、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに対し、面内力と面外力が同時に作用する部位であり、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響がないため、機器・配管系への影響の可能性はない。

第 3.4-1 表 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる  
影響の確認が必要な部位

応答特性	耐震評価 部位		対象建物・構築物 <sup>(注)</sup>	評価部位
①-1	基礎	矩形	・ <u>緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎</u>	緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎版を評価する。
①-2	壁	地下部	・緊対棟 ・加圧設備棟 ・燃料設備棟	建屋規模が大きく、重要な施設を内包する緊対棟の壁を評価する。

凡例 ①-1：応答特性「直交する水平 2 方向の荷重が、応力として集中」、①-2：応答特性「面内方向の荷重を負担しつつ、面外方向の荷重が作用」

(注) 下線は、評価する建物・構築物を示す。

### 3.5 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価方針

水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価部位として抽出された部位について、基準地震動 Ss を用い、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響を評価した。影響評価は、添付資料 12-16 「耐震設計上重要な設備を設置する施設の耐震計算書」の各部位の解析モデル及び地震力を用いた。影響評価に用いる地震動を第 3.5-1 表に示す。

また、影響評価に用いる地震力は、基準地震動 Ss の各方向地震成分により個別に計算した最大応答値を用い、水平 2 方向及び鉛直方向地震力を組み合わせる方法として、米国 Regulatory Guide 1.92<sup>(注)</sup> の「2. Combining Effects Caused by Three Spatial Components of an Earthquake」を参考に、組合せ係数法(1.0 : 0.4 : 0.4)に基づいて評価する。

(注) Regulatory Guide (RG) 1.92 “Combining modal responses and spatial components in seismic response analysis”

第 3.5-1 表 影響評価に用いる地震動

影響評価部位		対象建物・構築物	影響評価に用いる地震動	備考
壁	地下部	緊対棟	基準地震動 Ss-1 Ss-2 Ss-3 Ss-4 Ss-5	添付資料 12-16-2 「緊急時対策棟の耐震計算書」の評価結果を用いるため、Ss-1～Ss-5 を包絡した地震力とする。
基礎	矩形	緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎	基準地震動 Ss-1 Ss-2 Ss-3 Ss-4 Ss-5	添付資料 12-16-3 「緊急時対策棟、緊急時対策棟屋外地下エリア（加圧設備）及び緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の基礎の耐震計算書」の評価結果を用いるため、Ss-1～Ss-5 を包絡した地震力とする。

### 3.6 繁対棟（土圧等が作用する壁）の検討

#### 3.6.1 概 要

地下部分の耐震壁は、「面内方向の荷重を負担しつつ、面外方向の荷重が作用」する部位であり、水平2方向の地震力の影響を受ける。

検討は、建屋規模が大きく、重要な施設を内包する繁対棟を評価対象構造物として、地震力を水平2方向及び鉛直方向から作用させた場合の検討を行う。

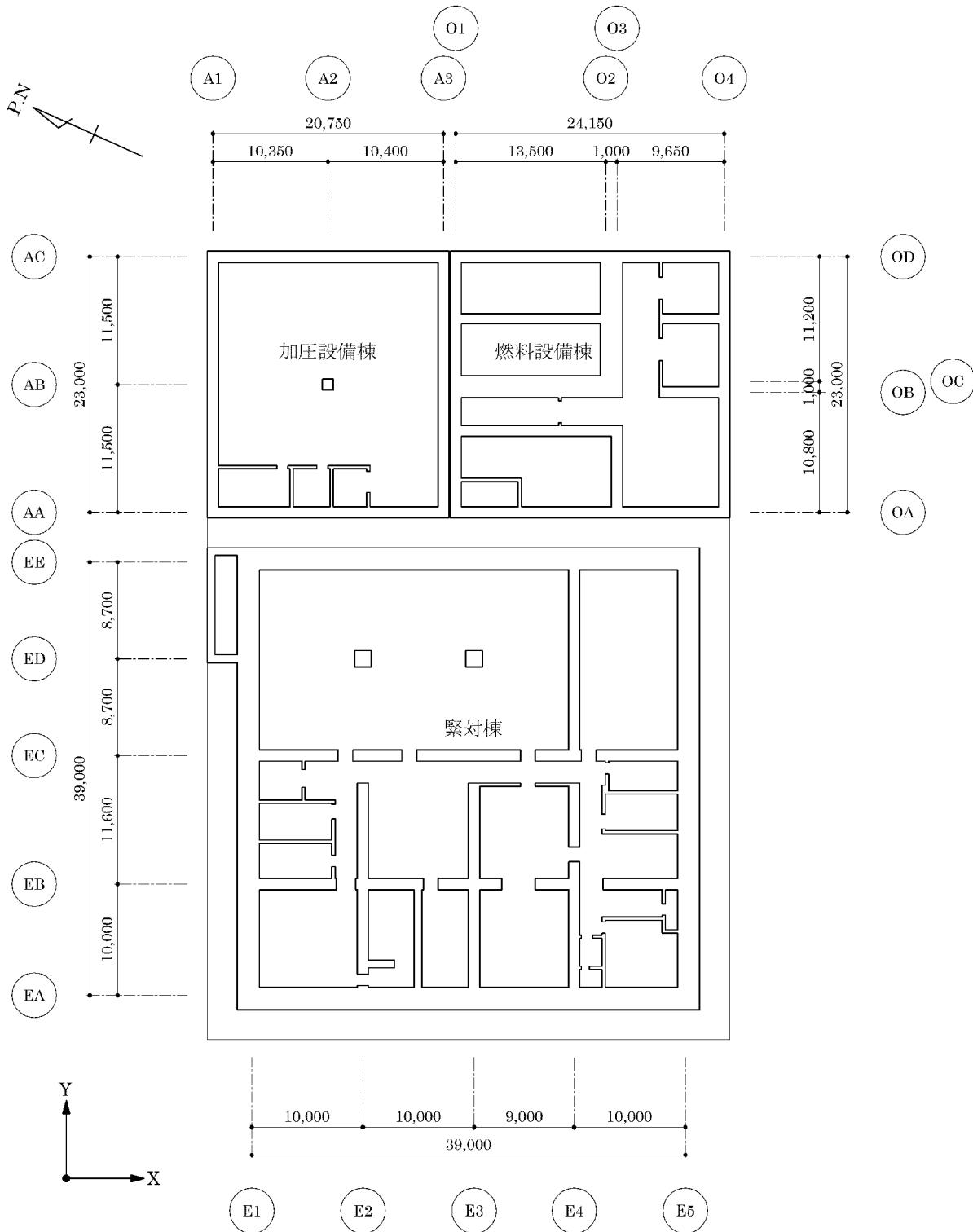
繁対棟は、第6保管エリアに配置されており、加圧設備棟及び燃料設備棟とともに、同一基礎版上に設置された構造物である。

ここで、繁対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟は、建屋の向きがプラントノースに対して東側に  $65.8^{\circ}$  傾いているため、基礎版の短辺方向をX方向、長辺方向をY方向と定義する。

主要構造は、地上2階、地下2階の鉄筋コンクリート造の壁式構造で、平面形状は、X方向約39m、Y方向約39mであり、地上高さは約19m、埋込深さは約18mである。

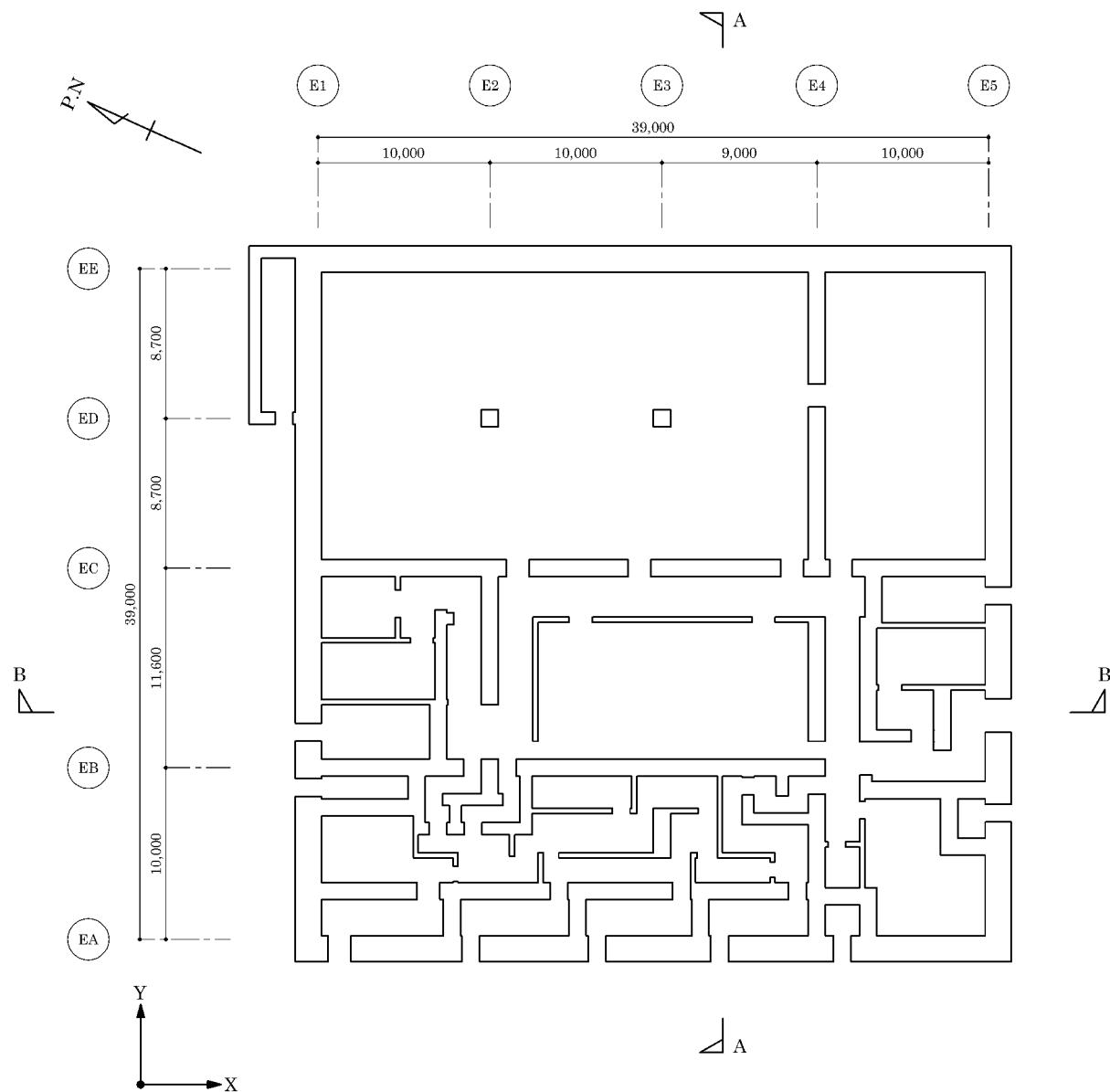
繁対棟の概略配置図を第3.6-1図、概略平面図及び概略断面図を第3.6-2図及び第3.6-3図に示す。

(mm)

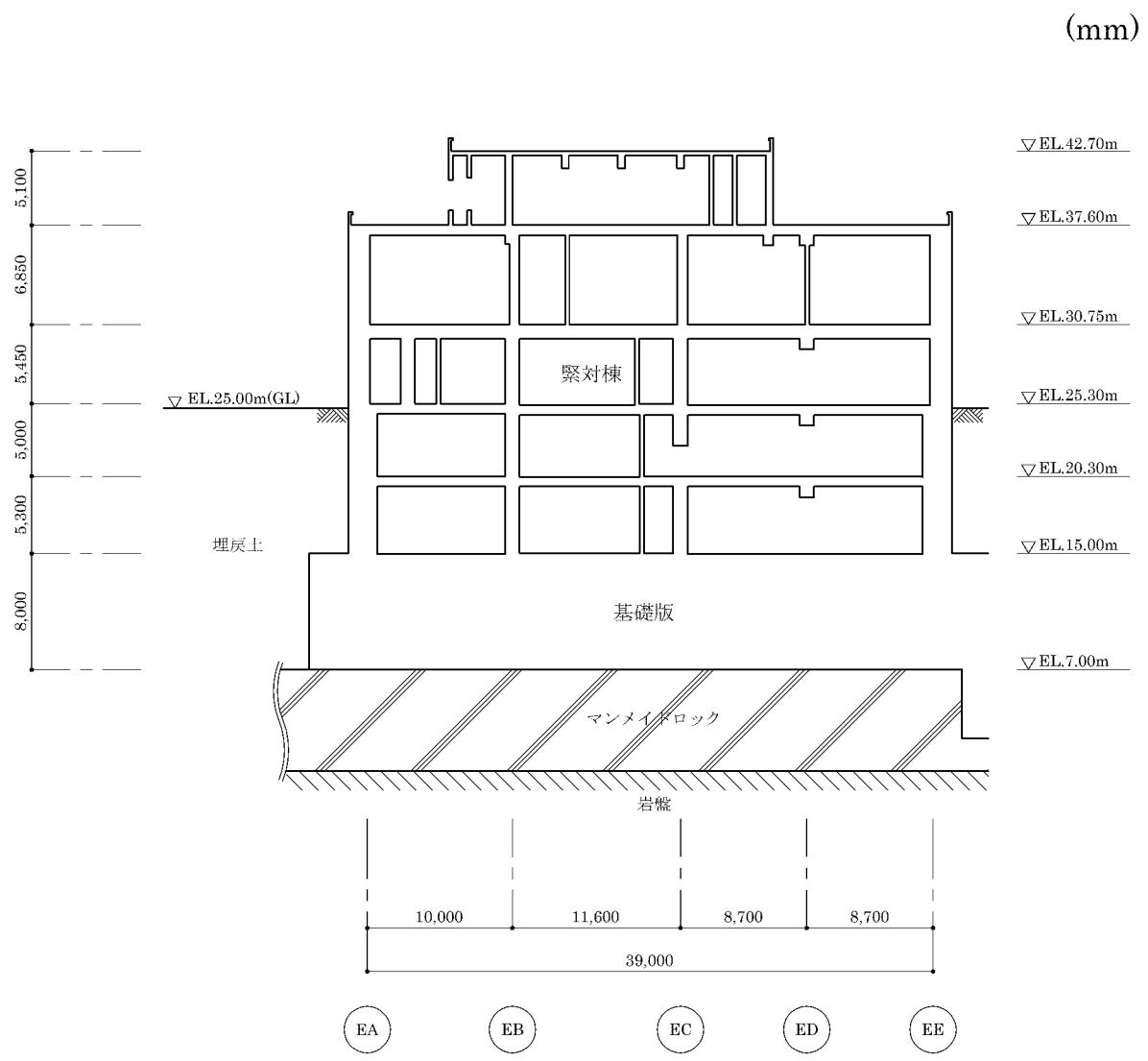


第3.6-1図 緊対棟の概略配置図（地下2階）

(mm)



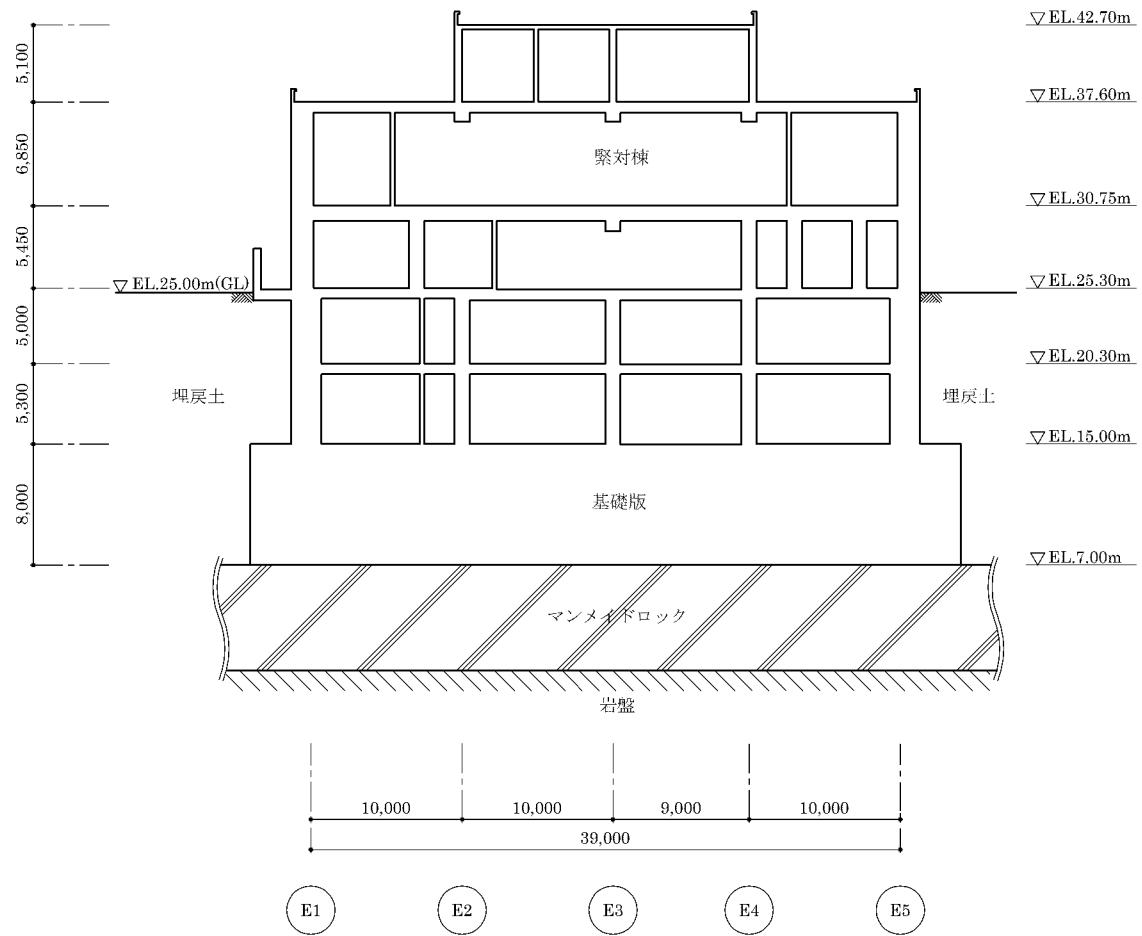
第3.6-2図 繁対棟の概略平面図(EL.25.30m)



(a) A-A 断面

第 3.6-3 図 繁対棟の概略断面図(1/2)

(mm)



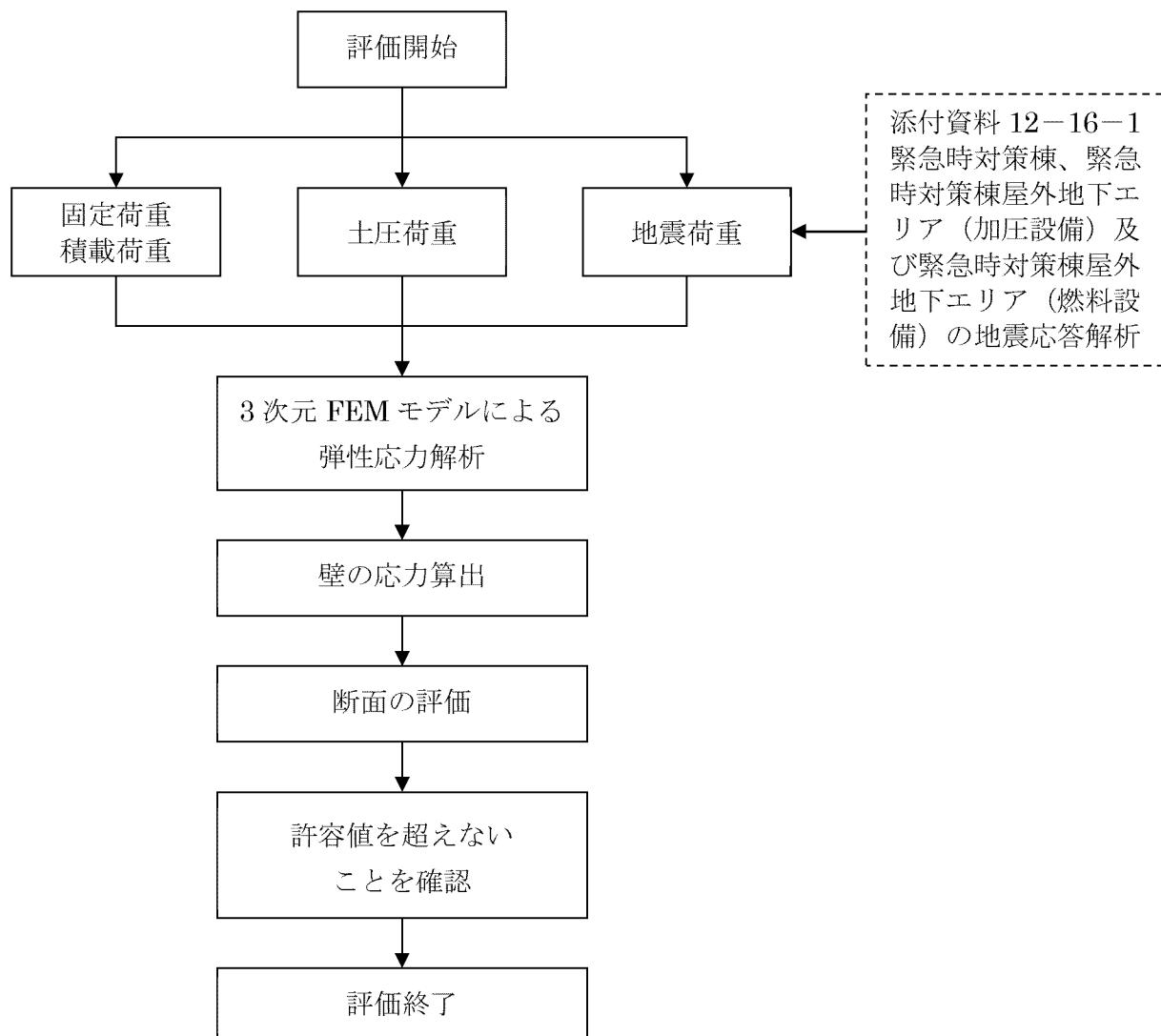
(b) B-B 断面

第 3.6-3 図 緊對棟の概略断面図(2/2)

### 3.6.2 検討方針

「面内方向の荷重を負担しつつ、面外方向の荷重が作用」する部位である緊対棟の地下外壁について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対して、3次元FEMモデルを用いた弾性応力解析を行う。基準地震動Ssによる地震力が作用する状態（以下「Ss地震時」という。）を対象として、土圧を受けるEE通り及びE1通りの壁について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を評価する。

緊対棟の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する検討フローを第3.6-4図に示す。



第3.6-4図 緊対棟の検討フロー

### 3.6.3 荷重及び荷重の組合せ

#### (1) 荷 重

##### a. 固定荷重 D 及び積載荷重 L

固定荷重は、屋根、床、壁及び基礎版の躯体重量及び仕上げ重量を考慮する。固定荷重を第 3.6-1 表に示す。

積載荷重は、床、屋根及び基礎版の単位面積当たりの積載荷重に加えて、機器荷重及び配管荷重を考慮する。積載荷重を第 3.6-2 表に示す。

第 3.6-1 表 固定荷重

部位	荷重 (kN/m <sup>2</sup> )	備考
壁、床、屋根、 基礎版	24.0 <sup>(注)</sup> t+W	t : コンクリートの厚さ(m) W : 仕上げ重量(kN/m <sup>2</sup> )

(注) 鉄筋コンクリートの単位体積重量

第 3.6-2 表 積載荷重

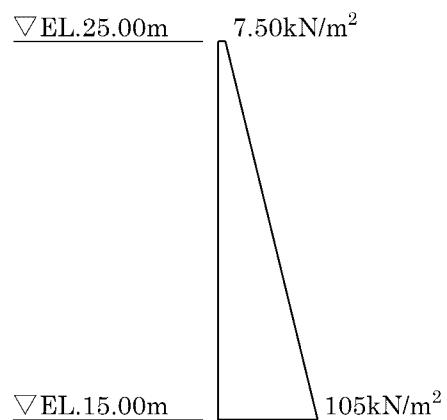
(単位 : kN/m<sup>2</sup>)

部位		荷重
屋根	緊対棟	0.7+機器荷重+配管荷重
	加圧設備棟、燃料設備棟	15.0 <sup>(注)</sup> +機器荷重+配管荷重
床、基礎版		0.5+機器荷重+配管荷重

(注) 地表面上載荷重を含む

b. 常時土圧荷重  $E_0$

常時土圧荷重は、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版 ((社) 日本電気協会)」(以下「JEAG4601-1991 追補版」という。)に基づき算出する。常時土圧による荷重分布を第 3.6-5 図に示す。



第 3.6-5 図 常時土圧による荷重分布

c. 地震荷重  $K_s$ 、 $E_s$

地震荷重として、 $S_s$  地震荷重及び地震時増分土圧荷重を考慮する。

$S_s$  地震荷重は、添付資料 12-16-1 「緊急時対策棟、緊急時対策棟屋外地下エリア（加圧設備）及び緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の地震応答解析」による地盤定数を含む材料物性のばらつき及び減衰定数の設定に起因する不確かさ（以下「材料物性のばらつき等」という。）を考慮した基準地震動  $S_s$  に対する地震応答解析結果に基づき設定する。材料物性のばらつき等を考慮した解析ケースを第 3.6-3 表に示す。

第 3.6-3 表 材料物性のばらつき等を考慮した解析ケース(1/4)

解析ケース	高さ (m)	速度層	地盤の せん断波速度 Vs (km/s)	ヤング係数 E (N/mm <sup>2</sup> )	減衰定数 h (%)
基本ケース	EL.7.00～ EL.6.40	III	0.75	$3.80 \times 10^3$	5
	EL.6.40～ EL.5.74	III	0.75	$3.34 \times 10^3$	
	EL.5.74～ EL.4.92	III	0.75	$3.80 \times 10^3$	
	EL.4.92～ EL.-215.00	IV	1.62	$1.67 \times 10^4$	

第 3.6-3 表 材料物性のばらつき等を考慮した解析ケース(2/4)

解析ケース	高さ (m)	速度層	地盤の せん断波速度 Vs (km/s)	ヤング係数 E (N/mm <sup>2</sup> )	減衰定数 h (%)
地盤物性の ばらつき を考慮 (-1σ)	EL.7.00～ EL.6.40	III	0.59	$2.37 \times 10^3$	5
	EL.6.40～ EL.5.74	III	0.59	$2.08 \times 10^3$	
	EL.5.74～ EL.4.92	III	0.59	$2.37 \times 10^3$	
	EL.4.92～ EL.-215.00	IV	1.54	$1.52 \times 10^4$	

第 3.6-3 表 材料物性のばらつき等を考慮した解析ケース(3/4)

解析ケース	高さ (m)	速度層	地盤の せん断波速度 Vs (km/s)	ヤング係数 E (N/mm <sup>2</sup> )	減衰定数 h (%)
地盤物性の ばらつき を考慮 (+1σ)	EL.7.00～ EL.6.40	III	0.91	$5.54 \times 10^3$	5
	EL.6.40～ EL.5.74	III	0.91	$4.86 \times 10^3$	
	EL.5.74～ EL.4.92	III	0.91	$5.54 \times 10^3$	
	EL.4.92～ EL.-215.00	IV	1.70	$1.82 \times 10^4$	

第 3.6-3 表 材料物性のばらつき等を考慮した解析ケース(4/4)

解析ケース	高さ (m)	速度層	地盤の せん断波速度 Vs (km/s)	ヤング係数 E (N/mm <sup>2</sup> )	減衰定数 h (%)
減衰定数の 設定に起因 する不確か さを考慮	EL.7.00～ EL.6.40	III	0.75	$3.80 \times 10^3$	3
	EL.6.40～ EL.5.74	III	0.75	$3.34 \times 10^3$	
	EL.5.74～ EL.4.92	III	0.75	$3.80 \times 10^3$	
	EL.4.92～ EL.-215.00	IV	1.62	$1.67 \times 10^4$	

(a) Ss 地震荷重 Ks

水平地震力及び鉛直方向地震力は、基準地震動 Ss-1～Ss-5 により算出される動的地震力を包絡して設定する。Ss 地震時の材料物性のばらつき等を考慮した最大応答せん断力及び最大応答軸力を第 3.6-4 表及び第 3.6-5 表に示す。

水平地震荷重と鉛直地震荷重との組合せは、組合せ係数法を用いて次のとおりとする。

- ①  $1.0 \times X$  方向地震力 +  $0.4 \times Y$  方向地震力 +  $0.4 \times$  鉛直地震力
- ②  $0.4 \times X$  方向地震力 +  $1.0 \times Y$  方向地震力 +  $0.4 \times$  鉛直地震力
- ③  $0.4 \times X$  方向地震力 +  $0.4 \times Y$  方向地震力 +  $1.0 \times$  鉛直地震力

但し、本検討が水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の評価を目的としているため、①及び②の鉛直方向地震力の係数 0.4 のケースに対して検討を行う。

第3.6-4表 材料物性のばらつき等を考慮した最大応答せん断力 (Ss 地震時) (1/2)<sup>(注)</sup>  
 (単位 : × 10<sup>5</sup>kN)

部位	部材番号	X 方向						設計用地震力
		Ss-1H	Ss-2X	Ss-3X	Ss-4H	Ss-5NS	Ss-5EW	
緊対棟	[1]	0.433	0.0892	0.155	0.155	0.185	0.228	0.447
	[2]	1.95	0.487	0.855	0.921	0.904	1.09	2.01
	[3]	3.20	0.902	1.56	1.79	1.54	1.87	3.30
	[4]	3.86	1.19	2.06	2.51	1.99	2.32	3.98
	[5]	4.17	1.40	2.43	3.12	2.47	2.57	4.30
加圧	[6]	0.295	0.0925	0.162	0.208	0.245	0.292	0.305
設備棟	[7]	0.463	0.150	0.268	0.356	0.404	0.450	0.477
燃料	[8]	0.244	0.0865	0.147	0.226	0.207	0.257	0.265
設備棟	[9]	0.457	0.165	0.283	0.433	0.400	0.466	0.481

(注) Ss-1～Ss-5 の最大応答せん断力は、解析結果を四捨五入した数値であり、設計用地震力は、それらを包絡して安全側に切り上げた数値である。

第3.6-4表 材料物性のばらつき等を考慮した最大応答せん断力 (Ss 地震時) (2/2)<sup>(注)</sup>  
 (単位 : × 10<sup>5</sup>kN)

部位	部材番号	Y 方向						設計用地震力
		Ss-1H	Ss-2Y	Ss-3Y	Ss-4H	Ss-5NS	Ss-5EW	
緊対棟	[1]	0.395	0.135	0.255	0.157	0.203	0.230	0.408
	[2]	1.93	0.721	1.41	0.912	1.02	1.13	1.99
	[3]	3.17	1.29	2.60	1.77	1.75	1.93	3.27
	[4]	3.84	1.68	3.45	2.45	2.18	2.36	3.96
	[5]	4.20	1.97	4.10	3.04	2.45	2.58	4.35
加圧	[6]	0.234	0.117	0.185	0.190	0.200	0.245	0.253
設備棟	[7]	0.384	0.199	0.316	0.329	0.341	0.381	0.409
燃料	[8]	0.278	0.134	0.211	0.233	0.235	0.308	0.318
設備棟	[9]	0.505	0.251	0.400	0.441	0.444	0.530	0.547

(注) Ss-1～Ss-5 の最大応答せん断力は、解析結果を四捨五入した数値であり、設計用地震力は、それらを包絡して安全側に切り上げた数値である。

第 3.6-5 表 材料物性のばらつき等を考慮した最大応答軸力 (Ss 地震時) <sup>(注)</sup>  
 (単位 : × 10<sup>5</sup>kN)

部位	部材番号	鉛直方向					設計用地震力
		Ss-1v	Ss-2UD	Ss-3UD	Ss-4v	Ss-5UD	
緊対棟	[1]	0.0777	0.0374	0.0714	0.0719	0.131	0.135
	[2]	0.463	0.222	0.432	0.424	0.759	0.783
	[3]	0.920	0.443	0.860	0.834	1.48	1.53
	[4]	1.31	0.635	1.23	1.18	2.06	2.13
	[5]	1.68	0.812	1.57	1.48	2.55	2.63
加圧	[6]	0.105	0.0533	0.104	0.0903	0.145	0.150
設備棟	[7]	0.186	0.0959	0.189	0.161	0.255	0.263
燃料	[8]	0.123	0.0623	0.123	0.104	0.154	0.160
設備棟	[9]	0.241	0.123	0.244	0.205	0.303	0.313

(注) Ss-1～Ss-5 の最大応答軸力は、解析結果を四捨五入した数値であり、設計用地震力は、それらを包絡して安全側に切り上げた数値である。

(b) 地震時増分土圧荷重  $E_s$

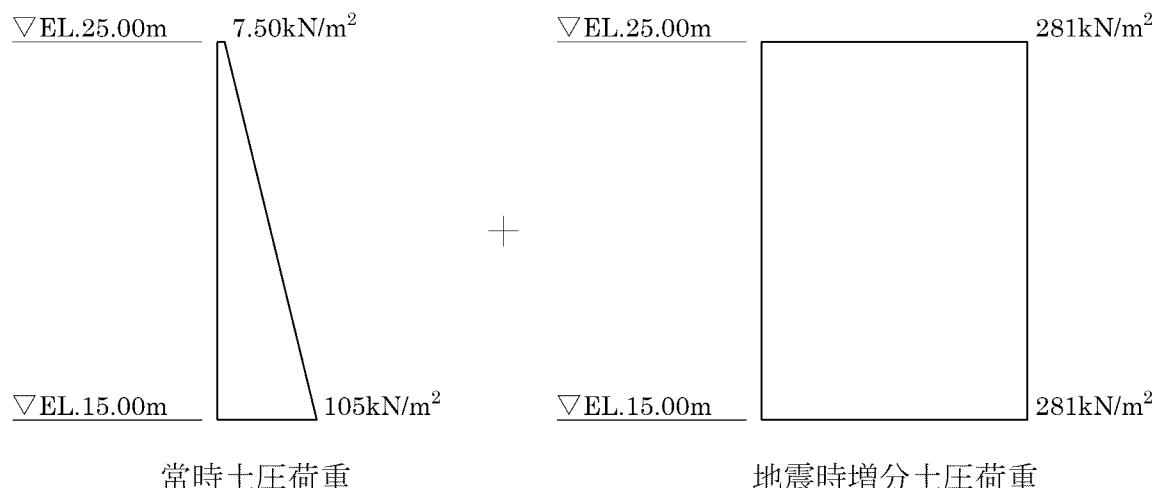
地震時増分土圧荷重は、JEAG4601-1991 追補版により算出する。

$S_s$  地震時の設計用増分土圧荷重を第 3.6-6 表、地震時土圧による荷重分布を第 3.6-6 図に示す。

第 3.6-6 表  $S_s$  地震時の設計用増分土圧荷重

(単位 :  $\text{kN}/\text{m}^2$ )

高さ (m)	$S_s$ 地震時増分土圧荷重
EL.25.00～ EL.15.00	281



第 3.6-6 図 地震時土圧による荷重分布

## (2) 荷重の組合せ

荷重の組合せは、添付資料 12-9 「機能維持の基本方針」に基づき設定する。荷重の組合せを第 3.6-7 表に示す。

地震荷重及び風荷重の組合せについて、緊対棟はコンクリート構造物であり、自重の大きな施設であることから、風荷重の影響は小さいため、地震荷重及び風荷重の組合せは考慮しない。

また、積雪荷重は、地震荷重及び積載荷重の組合せで考慮される。

第 3.6-7 表 荷重の組合せ

外力の状態	荷重の組合せ
Ss 地震時	D+L+E <sub>0</sub> +Ks+E <sub>s</sub>

D : 固定荷重

L : 積載荷重

E<sub>0</sub> : 常時土圧荷重

Ks : Ss 地震荷重（水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せ）

E<sub>s</sub> : 地震時増分土圧荷重

### 3.6.4 使用材料の許容応力度

コンクリート及び鉄筋の許容応力度を第 3.6-8 表及び第 3.6-9 表に示す。

第 3.6-8 表 コンクリートの許容応力度

(単位 : N/mm<sup>2</sup>)

部位	設計基準強度 Fc	短期	
		圧縮	せん断
EL.15.00m より上部	30.0	20.0	1.18

第 3.6-9 表 鉄筋の許容応力度

(単位 : N/mm<sup>2</sup>)

鉄筋種類	短期	
	引張 圧縮	せん断
SD345	345	345

### 3.6.5 評価方法

#### (1) 解析モデル

##### a. モデル化の基本方針

###### (a) 基本方針

応力解析は、3次元FEMモデルを用いた弾性応力解析とする。緊対棟、加圧設備棟、燃料設備棟及び基礎版全体の解析モデルを作成し、各荷重ケースに対して解析を行う。解析モデルは、添付資料12-16-2「緊急時対策棟の耐震計算書」で構築したモデルを使用する。

応力解析には、解析コード「MSC-NASTRAN」を用いる。解析コードの検証及び妥当性確認等の概要については、別紙「計算機プログラム（解析コード）の概要」に示す。

###### (b) 使用要素

解析モデルに使用するFEM要素は、柱及びはりをはり要素、壁、床及び屋根並びに基礎版の一部をシェル要素、基礎版をソリッド要素でモデル化する。メッシュの分割は、1m～2m幅を基本とする。解析モデルを第3.6-7図に示す。解析モデルの節点数は25,856、要素数は34,634である。

##### b. 境界条件

JEAG4601-1991追補版に基づき、振動アドミッタンス理論により評価した地盤ばねを離散化して、水平方向及び鉛直方向のばねを基礎底面に設ける。また、水平方向及び鉛直方向の地盤ばねについて、基礎浮上りによって基礎と地盤の界面に引張力が作用する部分は、応力を伝達しないものとする。

###### (a) 水平方向の地盤ばね

添付資料12-16-1「緊急時対策棟、緊急時対策棟屋外地下エリア（加圧設備）及び緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の地震応答解析」に示す質点系モデルの水平ばねから下式によって、節点の支配面積に応じて離散化する。

$$k_{h_i} = \frac{A_i}{\sum A_i} K_h$$

ここで、

- $kh_i$  : 各節点位置の水平ばね  
 $A_i$  : 各節点の支配面積  
 $\Sigma A_i$  : 基礎版の面積  
 $K_h$  : 添付資料 12-16-1 「緊急時対策棟、緊急時対策棟屋外地下エリア（加圧設備）及び緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の地震応答解析」に示す質点系モデルの水平ばね

(b) 鉛直方向の地盤ばね

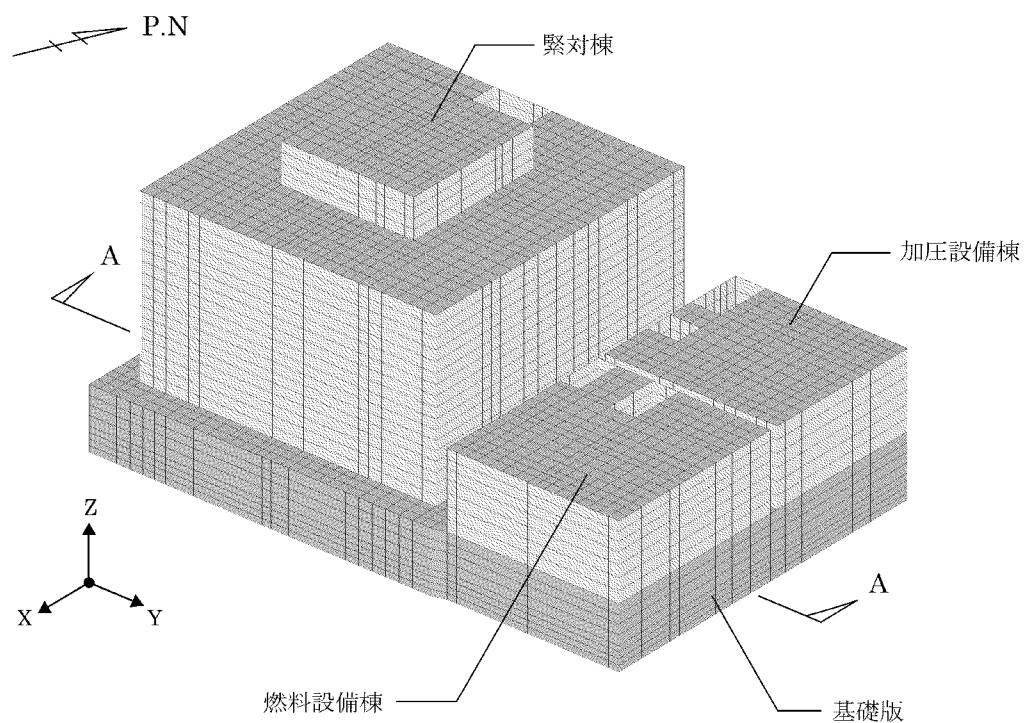
添付資料 12-16-1 「緊急時対策棟、緊急時対策棟屋外地下エリア（加圧設備）及び緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の地震応答解析」に示す質点系モデルによる回転ばねから下式によって、節点の支配面積に応じて離散化する。鉛直方向の地盤反力係数は、X 方向及び Y 方向のうち、地震力が支配的となる方向（組合せ係数法の組合せ係数が 1.0 となる方向）の回転ばねより算出する。

$$kv_i = kv \cdot A_i$$

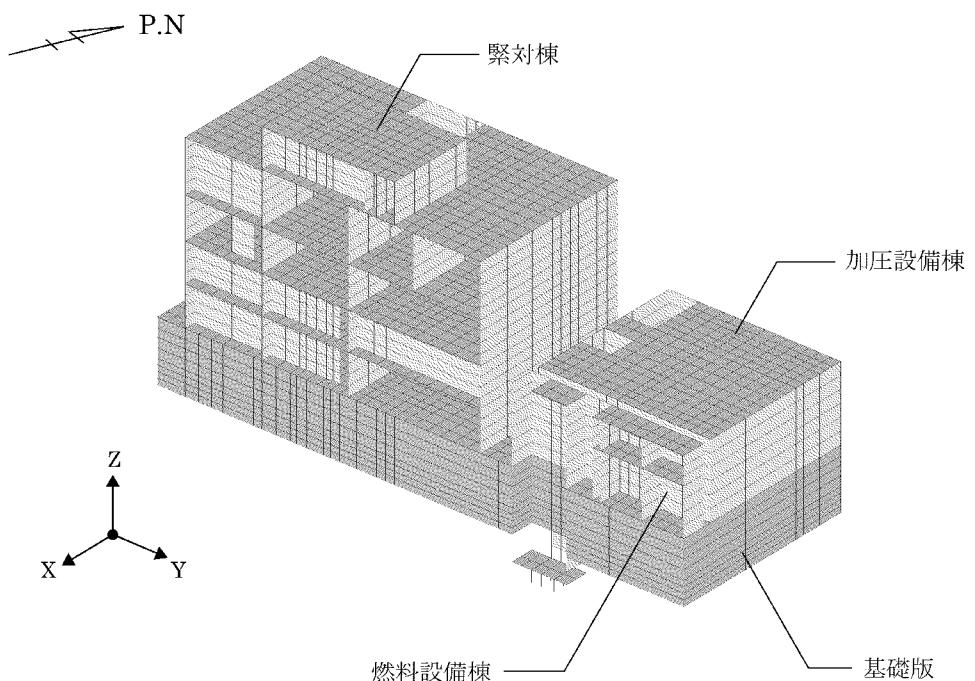
$$kv = \frac{K_R}{I}$$

ここで、

- $kv_i$  : 各節点位置の鉛直ばね  
 $kv$  : 地盤反力係数  
 $A_i$  : 各節点の支配面積  
 $K_R$  : 添付資料 12-16-1 「緊急時対策棟、緊急時対策棟屋外地下エリア（加圧設備）及び緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の地震応答解析」に示す質点系モデルの回転ばね  
 $I$  : 基礎版の断面二次モーメント



(a) 全体



(b) A-A 断面

第 3.6-7 図 解析モデル (鳥瞰図)

## (2) 解析諸元

使用材料の物性値について、コンクリート及び鉄筋の材料定数を第 3.6-10 表及び第 3.6-11 表に示す。

第 3.6-10 表 コンクリートの材料定数

部位		設計基準強度 Fc (N/mm <sup>2</sup> )	ヤング係数 E (N/mm <sup>2</sup> )	ポアソン比 $\nu$
緊対棟	EL.15.00m より上部	30.0	$2.44 \times 10^4$	0.2
加圧設備棟	EL.15.00m より上部	30.0	$2.44 \times 10^4$	0.2
燃料設備棟	EL.15.00m より上部	30.0	$2.44 \times 10^4$	0.2
	EL.15.00m 以下 (ピット部分)	24.0	$2.27 \times 10^4$	0.2
基礎版		24.0	$2.27 \times 10^4$	0.2

第 3.6-11 表 鉄筋の材料定数

鉄筋種類	降伏強度 Fy (N/mm <sup>2</sup> )	ヤング係数 E (N/mm <sup>2</sup> )
SD345	345	$2.05 \times 10^5$

### (3) 応力解析方法

緊対棟の壁は、Ss 地震時に対して、3 次元 FEM モデルによる弾性応力解析を行う。

#### a. 荷重ケース

Ss 地震時の応力は、以下に示す荷重ケースを組み合わせて求める。

$D+L$  : 固定荷重 + 積載荷重

$E_0$  : 常時土圧荷重

$K_{SX}$  : Ss 地震荷重 (X 方向)

$K_{SY}$  : Ss 地震荷重 (Y 方向)

$K_{SUD}$  : Ss 地震荷重 (鉛直方向)

$E_{SX}$  : Ss 地震時増分土圧荷重 (X 方向)

$E_{SY}$  : Ss 地震時増分土圧荷重 (Y 方向)

#### b. 荷重の組合せケース

荷重の組合せケースは、米国 Regulatory Guide1.92<sup>(注)</sup> の「2. Combining Effects Caused by Three Spatial Components of an Earthquake」を参考に、組合せ係数法(1.0 : 0.4 : 0.4)に基づいて評価する。荷重の組合せケースは、本検討が水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の評価を目的としているため、鉛直方向地震力の係数 0.4 のケースに対して検討を行う。水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる荷重の組合せケースを第 3.6-12 表に示す。

また、参考として、水平 1 方向及び鉛直方向地震力の組合せに対しても検討を行う。水平 1 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる荷重の組合せケースを第 3.6-13 表に示す。

荷重の組合せケースにおいて、地震荷重は、X 軸の + 方向、Y 軸の + 方向及び鉛直上向きを「+」、X 軸の - 方向、Y 軸の - 方向及び鉛直下向きを「-」とする。

(注) Regulatory Guide (RG) 1.92 “Combining modal responses and spatial components in seismic response analysis”

第 3.6-12 表 荷重の組合せケース（水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せ）

斜線	ケース No.	荷重の組合せケース
Ss 地震時	1	$D + L + E_0 + 1.0K_{SX} + 0.4K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX} + 0.4E_{SY}$
	2	$D + L + E_0 + 1.0K_{SX} + 0.4K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX} + 0.4E_{SY}$
	3	$D + L + E_0 + 1.0K_{SX} - 0.4K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX} + 0.4E_{SY}$
	4	$D + L + E_0 + 1.0K_{SX} - 0.4K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX} + 0.4E_{SY}$
	5	$D + L + E_0 - 1.0K_{SX} + 0.4K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX} + 0.4E_{SY}$
	6	$D + L + E_0 - 1.0K_{SX} + 0.4K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX} + 0.4E_{SY}$
	7	$D + L + E_0 - 1.0K_{SX} - 0.4K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX} + 0.4E_{SY}$
	8	$D + L + E_0 - 1.0K_{SX} - 0.4K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX} + 0.4E_{SY}$
	9	$D + L + E_0 + 0.4K_{SX} + 1.0K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 0.4E_{SX} + 1.0E_{SY}$
	10	$D + L + E_0 + 0.4K_{SX} + 1.0K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 0.4E_{SX} + 1.0E_{SY}$
	11	$D + L + E_0 + 0.4K_{SX} - 1.0K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 0.4E_{SX} + 1.0E_{SY}$
	12	$D + L + E_0 + 0.4K_{SX} - 1.0K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 0.4E_{SX} + 1.0E_{SY}$
	13	$D + L + E_0 - 0.4K_{SX} + 1.0K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 0.4E_{SX} + 1.0E_{SY}$
	14	$D + L + E_0 - 0.4K_{SX} + 1.0K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 0.4E_{SX} + 1.0E_{SY}$
	15	$D + L + E_0 - 0.4K_{SX} - 1.0K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 0.4E_{SX} + 1.0E_{SY}$
	16	$D + L + E_0 - 0.4K_{SX} - 1.0K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 0.4E_{SX} + 1.0E_{SY}$

第 3.6-13 表 荷重の組合せケース（水平 1 方向及び鉛直方向地震力の組合せ）

斜線	ケース No.	荷重の組合せケース
Ss 地震時	101	$D + L + E_0 + 1.0K_{SX} + 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX}$
	102	$D + L + E_0 + 1.0K_{SX} - 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX}$
	103	$D + L + E_0 - 1.0K_{SX} + 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX}$
	104	$D + L + E_0 - 1.0K_{SX} - 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX}$
	105	$D + L + E_0 + 1.0K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SY}$
	106	$D + L + E_0 + 1.0K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SY}$
	107	$D + L + E_0 - 1.0K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SY}$
	108	$D + L + E_0 - 1.0K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SY}$
	109	$D + L + E_0 + 0.4K_{SX} + 1.0K_{SUD} + 0.4E_{SX}$
	110	$D + L + E_0 + 0.4K_{SX} - 1.0K_{SUD} + 0.4E_{SX}$
	111	$D + L + E_0 - 0.4K_{SX} + 1.0K_{SUD} + 0.4E_{SX}$
	112	$D + L + E_0 - 0.4K_{SX} - 1.0K_{SUD} + 0.4E_{SX}$
	113	$D + L + E_0 + 0.4K_{SY} + 1.0K_{SUD} + 0.4E_{SY}$
	114	$D + L + E_0 + 0.4K_{SY} - 1.0K_{SUD} + 0.4E_{SY}$
	115	$D + L + E_0 - 0.4K_{SY} + 1.0K_{SUD} + 0.4E_{SY}$
	116	$D + L + E_0 - 0.4K_{SY} - 1.0K_{SUD} + 0.4E_{SY}$

c. 荷重の入力方法

(a) 固定荷重及び積載荷重

固定荷重は、3次元FEMモデルの各要素に、材料の単位体積重量に基づく重量を与える。また、仕上げ重量等の固定荷重及び積載荷重は、各層の壁及び床に対する分布荷重として入力する。

(b) 地震荷重

イ 水平方向

水平地震力は、第3.6-4表に示す最大応答せん断力に基づき設定した水平力を、床、屋根及び基礎版の重量分布に応じて分配し、節点荷重として入力する。

ロ 鉛直方向

鉛直地震力は、第3.6-5表に示す最大応答軸力に基づき設定した鉛直力を、床、屋根及び基礎版の重量分布に応じて分配し、節点荷重として入力する。

(c) 土圧荷重

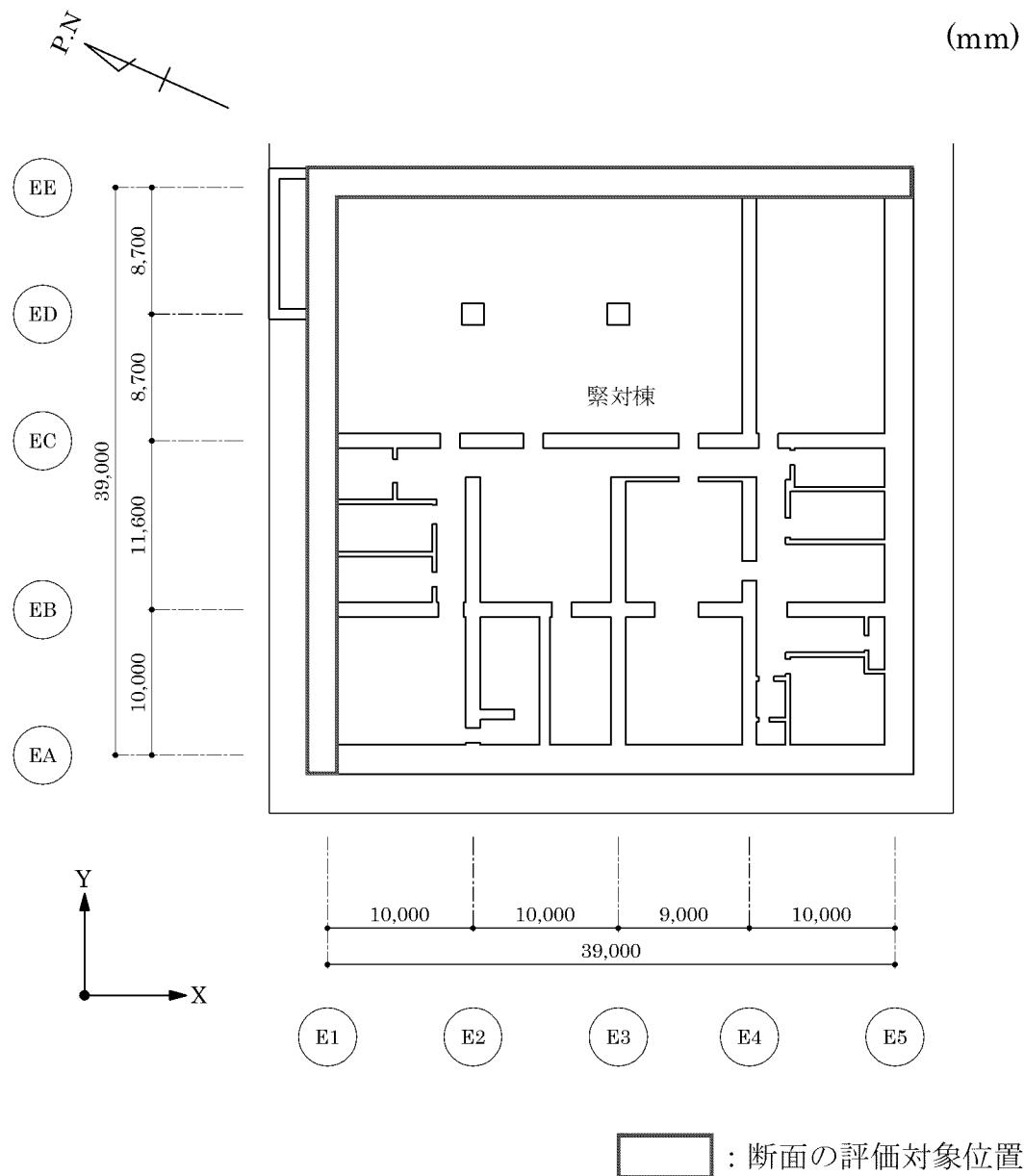
土圧荷重は、第3.6-5図及び第3.6-6図に示す土圧荷重分布をもとに、壁に対して分布荷重として入力する。

#### (4) 断面の評価方法

断面の評価対象位置を第 3.6-8 図に示す。「面内方向の荷重を負担しつつ、面外方向の荷重が作用」する部位に対して水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の評価を目的としていることから、土圧を受ける壁を対象とし、添付資料 12-16-2 「緊急時対策棟の耐震計算書」における断面の評価結果（検定値）が最も厳しい EE 通り及び E1 通りの壁を、断面の評価対象位置とする。

断面の評価は、「原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（(社) 日本建築学会、2005 制定）」（以下「RC-N 規準」という。）に基づき、壁に生じる軸力及び曲げモーメント、面内せん断力並びに面外せん断力が、短期許容応力度に基づく許容値を超えないことを確認する。

断面の評価には、解析コード「FEDM」を用いる。解析コードの検証及び妥当性確認等の概要については、別紙「計算機プログラム（解析コード）の概要」に示す。



第 3.6-8 図 断面の評価対象位置

a. 軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力に対する断面の評価方法

軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力に対する断面の評価は、次の仮定に従い計算する。

- ・ひずみは、中立軸からの距離に比例する。
- ・コンクリートの圧縮応力度は、中立軸からの距離に比例する。
- ・コンクリートの引張強度は無視する。

壁の断面について、軸力及び曲げモーメントを受ける鉄筋コンクリート造長方形仮想柱として必要鉄筋量 $a_t$ を算出する。

また、断面に生じる面内せん断力を鉄筋で全て負担するものとし、必要せん断補強筋比 $p_s$ から必要鉄筋量 $a_s$ を算出する。必要せん断補強筋比 $p_s$ は、次式により算出する。

$$p_s = \frac{\tau}{f_{st}}$$

ここで、

$p_s$  : 必要せん断補強筋比

$f_{st}$  : 鉄筋のせん断補強用許容引張応力度(N/mm<sup>2</sup>)

$\tau$  : せん断応力度(=Q/A)(N/mm<sup>2</sup>)

Q : 設計用水平せん断力(N)

A : 断面積(mm<sup>2</sup>)

軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力により算出されたそれぞれの必要鉄筋量を次式のように加算した必要鉄筋量 $a_g$ が、設計配筋量 $a_g'$ を超えないことを確認する。必要鉄筋量は、縦筋方向及び横筋方向各々について、算出する。

$$\text{必要鉄筋量 } a_g = a_t + a_s$$

b. 面外せん断力に対する断面の評価方法

壁に生じる面外せん断応力度 $\tau$ が、短期許容せん断応力度を超えないことを確認する。短期許容せん断応力度 $\tau_A$ は、次式により算出する。

$$\tau_A = \frac{Q_A}{A}$$

$$Q_A = \alpha \cdot f_s \cdot b \cdot j$$

ここで、

$\tau_A$  : 短期許容せん断応力度(N/mm<sup>2</sup>)

$Q_A$  : 短期許容せん断力(N)

A : 断面積(=b · j)(mm<sup>2</sup>)

$\alpha$  : 割増係数であり、次式により計算した値

( $1 \leq \alpha \leq 2$ とする)

$$\alpha = \frac{4}{M/(Q \cdot d) + 1}$$

M : 曲げモーメント(N·mm)

Q : せん断力(N)

d : 断面の有効せい(mm)

$f_s$  : コンクリートの許容せん断応力度(N/mm<sup>2</sup>)

b : 材の幅(mm)

j : 材の応力中心間距離( $=\frac{7}{8}d$ ) (mm)

但し、せん断補強筋を考慮する場合の許容せん断力 $Q_A$ は、次式により算出する。

$$Q_A = b \cdot j \{ \alpha \cdot f_s + 0.5 \cdot {}_w f_t (p_w - 0.002) \}$$

ここで、

${}_w f_t$  : せん断補強筋の許容引張応力度(N/mm<sup>2</sup>)

$p_w$  : せん断補強筋比

### 3.6.6 評価結果

緊対棟の壁について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮したSs地震時における応力解析結果を示す。また、壁のFEM要素を、厚さ及び配筋ごとに分類し、第3.6-12表に示す荷重組合せに基づいて組み合わせた応力に対して、断面の評価を行う。

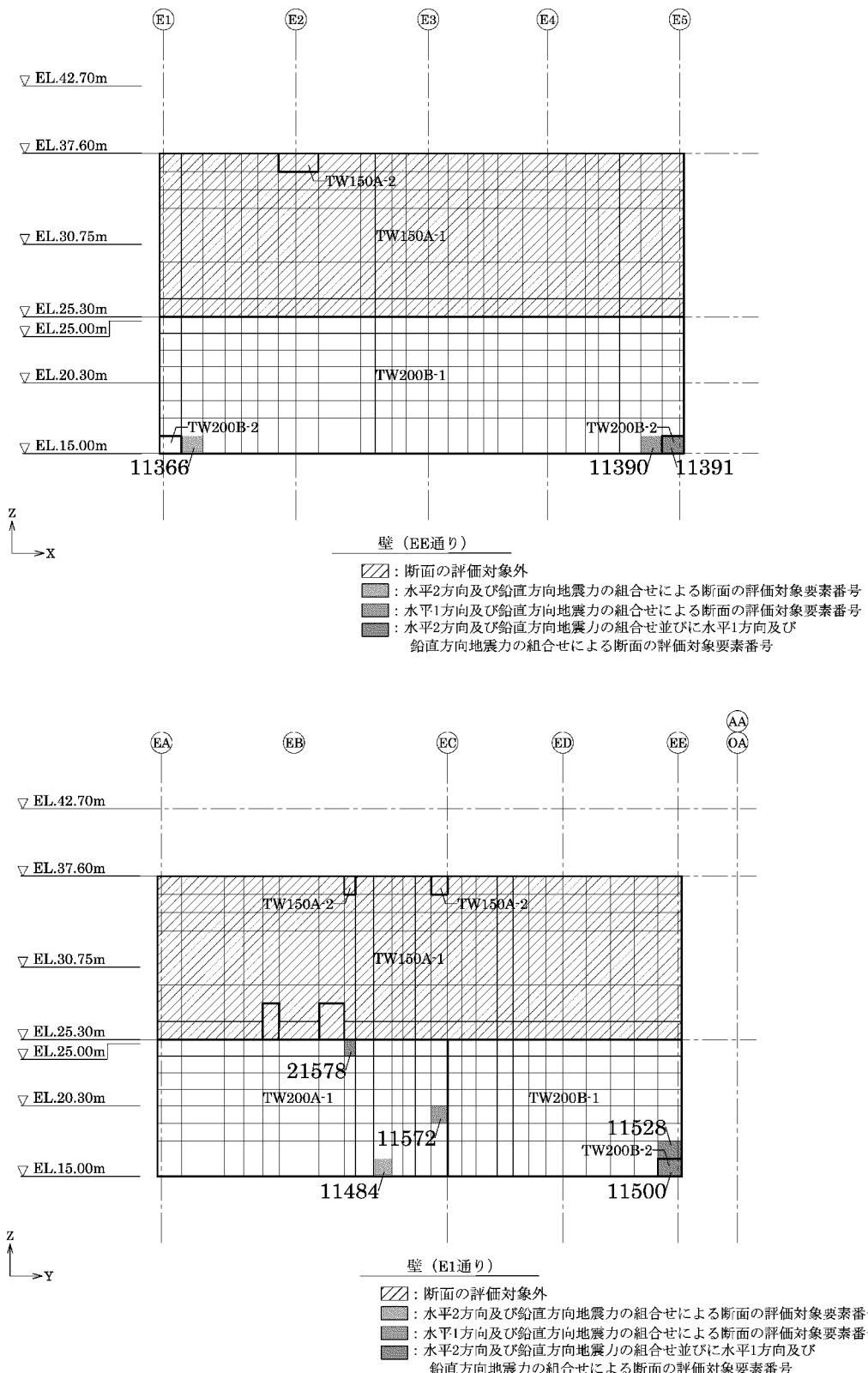
断面の評価対象部位は、分類領域ごとに、軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力に対する検定値が最大となる要素、面外せん断力に対する検定値が最大となる要素をそれぞれ選定する。壁の断面の評価対象要素番号を第3.6-9図、分類領域ごとの配筋を第3.6-14表に示す。

壁の応力の方向を第3.6-10図、軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力に対する評価結果を第3.6-15表、面外せん断力に対する断面の評価結果を第3.6-16表に示す。また、断面の評価結果には、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる結果も併せて示す。

水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力に対し、必要鉄筋量が設計配筋量を超えないことを確認した。また、面外せん断応力度が短期許容せん断応力度を超えないことを確認した。

水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する断面の評価結果と水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する断面の評価結果とを比較すると、軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力の検定値は、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せにおいて、0.88（領域TW200B-1）であり、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せにおいて、0.80（領域TW200B-1）である。面外せん断応力度の検定値は、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せにおいて0.78（領域TW200B-1）であり、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せにおいて、0.76（領域TW200B-1）となり、増加傾向であることを確認している。

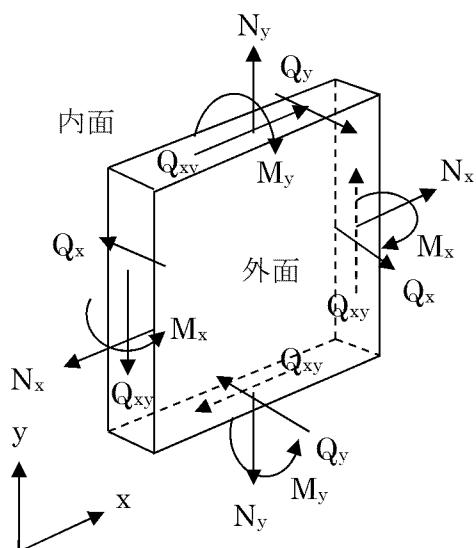
以上のことから、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対し、緊対棟の壁が有する耐震性への影響はないことを確認した。



第 3.6-9 図 断面の評価対象要素番号

第 3.6-14 表 分類領域ごとの配筋

部位	領域	厚さ (mm)	主筋 (SD345)			鉄筋量 (mm <sup>2</sup> /m)	面外せん断 補強筋
			位置	方向			
壁	TW200A-1	2,000	両側共	縦筋	2 段 D38@200	11,400	—
				横筋	2 段 D38@200	11,400	
	TW200B-1	2,000	両側共	縦筋	2.5 段 D38@200	14,250	—
				横筋	2.5 段 D38@200	14,250	
	TW200B-2	2,000	両側共	縦筋	2.5 段 D38@200 + 1 段 D38@200	19,950	—
				横筋	2.5 段 D38@200	14,250	



$N_x, N_y$  : 軸力 (引張 : +)

$M_x, M_y$  : 曲げモーメント (内面引張 : +)

$Q_{xy}$  : 面内せん断力

$Q_x, Q_y$  : 面外せん断力

(x 方向は横筋方向、y 方向は縦筋方向)

第 3.6-10 図 応力の方向

第3.6-15表 断面の評価結果（軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力）

## (a) 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ

部位	領域	要素番号	方向	ケースNo.	組合せ応力			必要鉄筋量 $a_g$ (mm <sup>2</sup> /m)	設計配筋量 $a_g'$ (mm <sup>2</sup> /m)	検定値	判定
					N (kN/m)	M (kN·m/m)	Qxy (kN/m)				
壁	TW200A-1	21578	縦筋	13	2,166	-138	-3,237	8,126	11,400	0.72	可
	TW200B-1	11528	縦筋	11	5,376	21	3,236	12,530	14,250	0.88	可
	TW200B-2	11500	縦筋	12	6,788	-355	3,707	16,041	19,950	0.81	可

## (b) 水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せ

部位	領域	要素番号	方向	ケースNo.	組合せ応力			必要鉄筋量 $a_g$ (mm <sup>2</sup> /m)	設計配筋量 $a_g'$ (mm <sup>2</sup> /m)	検定値	判定
					N (kN/m)	M (kN·m/m)	Qxy (kN/m)				
壁	TW200A-1	21578	縦筋	105	2,128	-143	-2,507	7,021	11,400	0.62	可
	TW200B-1	11528	縦筋	107	4,220	12	3,539	11,274	14,250	0.80	可
	TW200B-2	11500	縦筋	107	5,378	-59	4,002	13,733	19,950	0.69	可

第 3.6-16 表 断面の評価結果（面外せん断応力度）

(a) 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せ

部位	領域	要素番号	方向	ケース No.	面外せん断応力度 $\tau$ (N/mm <sup>2</sup> )	許容せん断応力度 $\tau_A$ (N/mm <sup>2</sup> )	検定値	判定
壁	TW200A-1	11484	縦筋	4	0.848	2.36	0.36	可
	TW200B-1	11366	縦筋	11	0.911	1.18	0.78	可
	TW200B-2	11391	縦筋	15	0.805	1.18	0.69	可

(b) 水平 1 方向及び鉛直方向地震力の組合せ

部位	領域	要素番号	方向	ケース No.	面外せん断応力度 $\tau$ (N/mm <sup>2</sup> )	許容せん断応力度 $\tau_A$ (N/mm <sup>2</sup> )	検定値	判定
壁	TW200A-1	11572	横筋	103	0.832	2.36	0.36	可
	TW200B-1	11390	縦筋	107	0.896	1.18	0.76	可
	TW200B-2	11391	縦筋	107	0.728	1.18	0.62	可

### 3.6.7 検討のまとめ

地下部分の耐震壁は、「面内方向の荷重を負担しつつ、面外方向の荷重が作用」する部位であり、水平2方向の地震力の影響を受けることから、緊対棟の壁について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対して、3次元FEMモデルによる弾性応力解析を行った。

その結果、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力に対し、必要鉄筋量が設計配筋量を超えないこと、面内せん断応力度が短期許容せん断応力度を超えないことを確認した。

また、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する断面の評価結果と水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する断面の評価結果とを比較すると、水平2方向の地震力の影響により、軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力の検定値、面外せん断応力度の検定値は、増加傾向であることを確認した。

以上のことから、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対し、緊対棟の壁が有する耐震性への影響はないことを確認した。

### 3.7 緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎（矩形の基礎版）の検討

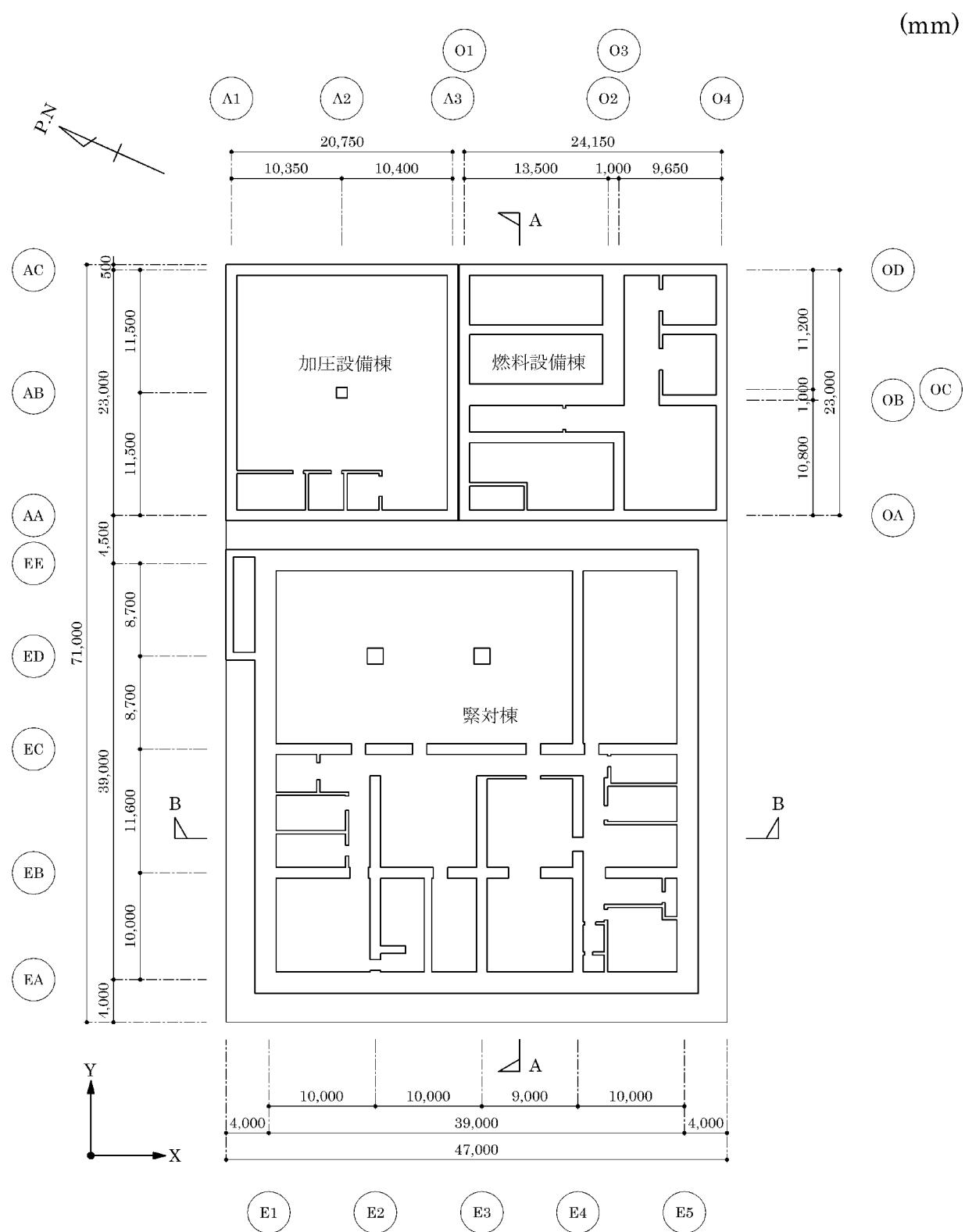
#### 3.7.1 概 要

矩形の基礎版は、「直交する水平 2 方向の荷重が、応力として集中」する部位であり、隅部等に応力が集中する可能性がある。

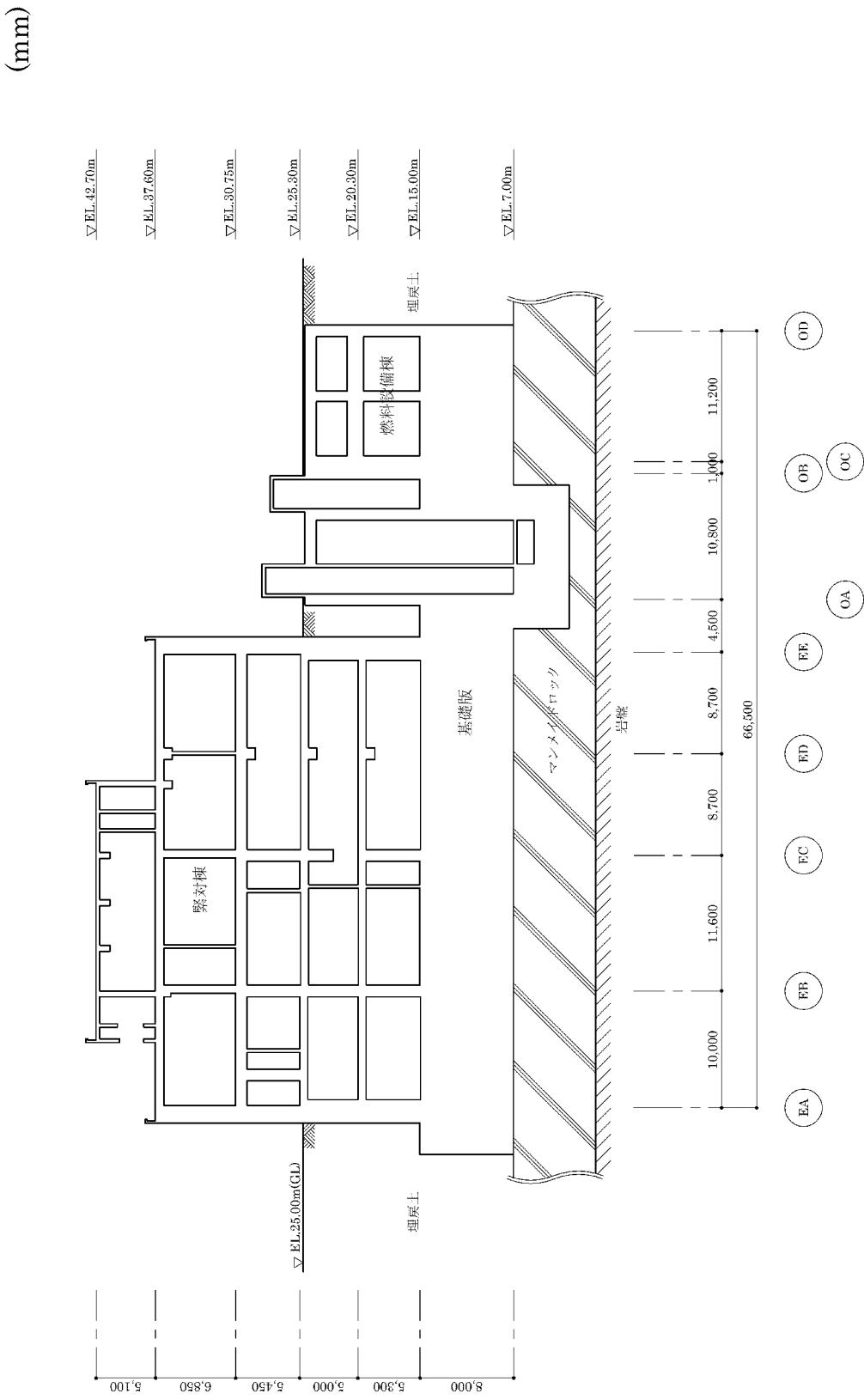
検討は、緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎を評価対象構造物として、基礎版に対して地震力を水平 2 方向及び鉛直方向から作用させた場合の検討を行う。

緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎の主要構造は、平面形状が X 方向約 47m、Y 方向約 71m、厚さが約 8.0m の鉄筋コンクリート造べた基礎であり、岩盤上のマンメイドロックに設置している。

緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の概略平面図及び概略断面図を第 3.7-1 図及び第 3.7-2 図に示す。



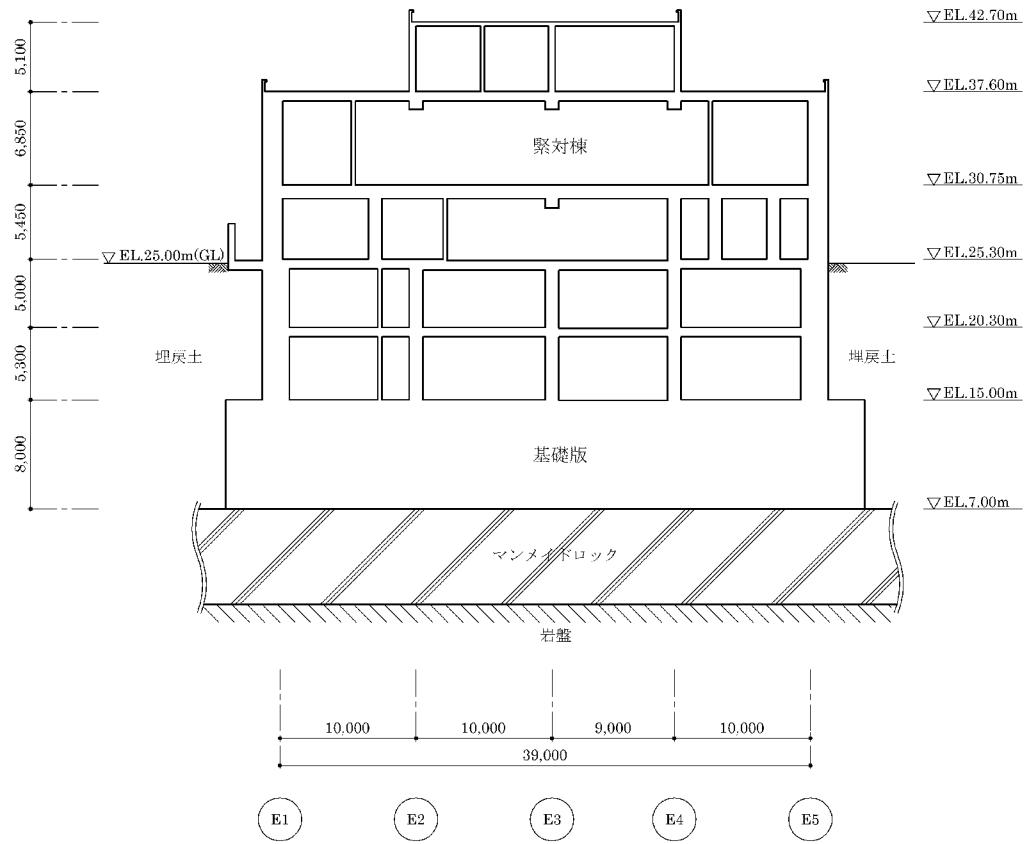
第 3.7-1 図 緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の概略平面図（地下 2 階）



第3.7-2図 緊封棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の概略断面図(1/2)

(a) A-A 断面

(mm)



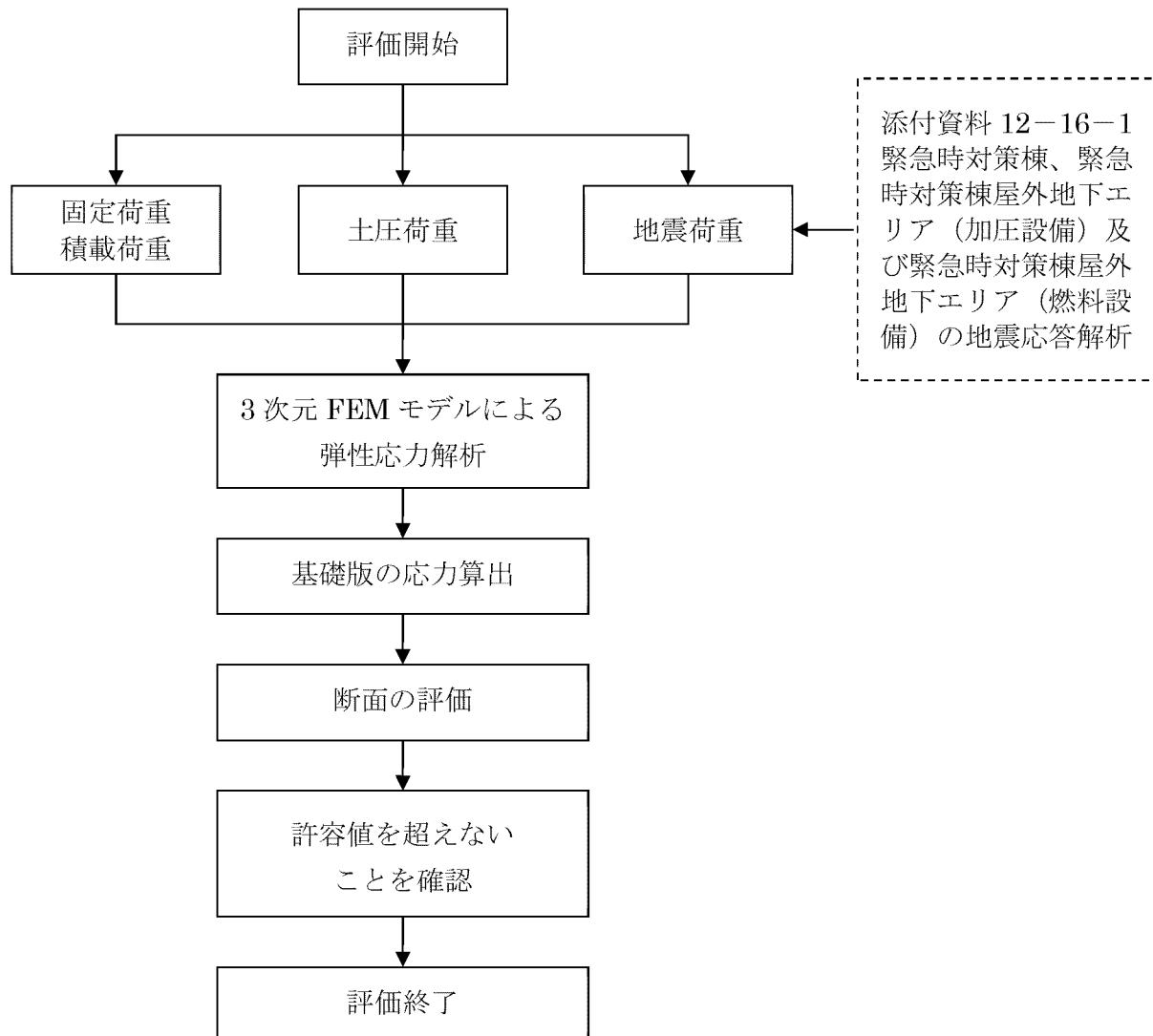
(b) B-B 断面

第 3.7-2 図 緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の概略断面図(2/2)

### 3.7.2 検討方針

「直交する水平 2 方向の荷重が、応力として集中」する部位である緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎について、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに対して、3 次元 FEM モデルによる弾性応力解析を行う。基準地震動 Ss による地震力を水平 2 方向及び鉛直方向に作用させ、基礎版に生じる応力が短期許容応力度に基づく許容値を超えないことを確認し、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響を評価する。

緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎について、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する検討フローを第 3.7-3 図に示す。



第 3.7-3 図 緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎の検討フロー

### 3.7.3 荷重及び荷重の組合せ

#### (1) 荷 重

緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎は、固定荷重、積載荷重、常時土圧荷重及び地震荷重を考慮する。荷重は、「3.6 緊対棟（土圧等が作用する壁）の検討」の「3.6.3 荷重及び荷重の組合せ」に示す荷重とする。

#### (2) 荷重の組合せ

荷重の組合せは、添付資料 12-9 「機能維持の基本方針」に基づき設定する。荷重の組合せを第 3.7-1 表に示す。

地震荷重及び風荷重の組合せについて、緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟はコンクリート構造物であり、自重の大きな施設であることから、風荷重の影響は小さいため、地震荷重及び風荷重の組合せは考慮しない。

また、積雪荷重は、地震荷重及び積載荷重の組合せで考慮される。

第 3.7-1 表 荷重の組合せ

外力の状態	荷重の組合せ
Ss 地震時	D+L+E <sub>0</sub> +Ks+E <sub>s</sub>

D : 固定荷重

L : 積載荷重

E<sub>0</sub> : 常時土圧荷重

Ks : Ss 地震荷重（水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せ）

E<sub>s</sub> : 地震時増分土圧荷重

### 3.7.4 使用材料の許容応力度

コンクリート及び鉄筋の許容応力度を第 3.7-2 表及び第 3.7-3 表に示す。

第 3.7-2 表 コンクリートの許容応力度  
(単位 : N/mm<sup>2</sup>)

設計基準強度 Fc	短期	
	圧縮	せん断
24.0	16.0	1.09

第 3.7-3 表 鉄筋の許容応力度  
(単位 : N/mm<sup>2</sup>)

鉄筋種類	短期	
	引張 圧縮	せん断
SD345	345	345

### 3.7.5 評価方法

#### (1) 解析モデル

解析モデルは、「3.6 繁対棟（土圧等が作用する壁）の検討」の「3.6.5 評価方法」に示すモデルとし、添付資料 12-16-3 「緊急時対策棟、緊急時対策棟屋外地下エリア（加圧設備）及び緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の基礎の耐震計算書」で構築したモデルを使用する。

#### (2) 解析諸元

解析諸元は、「3.6 繁対棟（土圧等が作用する壁）の検討」の「3.6.5 評価方法」に示す解析諸元とする。

#### (3) 応力解析方法

繁対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎は、S<sub>s</sub> 地震時に対して、3 次元 FEM モデルによる弾性応力解析を行う。

##### a. 荷重ケース

S<sub>s</sub> 地震時の応力は、以下に示す荷重ケースを組み合わせて求める。

D+L : 固定荷重 + 積載荷重

E<sub>0</sub> : 常時土圧荷重

K<sub>sX</sub> : S<sub>s</sub> 地震荷重 (X 方向)

K<sub>sY</sub> : S<sub>s</sub> 地震荷重 (Y 方向)

K<sub>sUD</sub> : S<sub>s</sub> 地震荷重 (鉛直方向)

E<sub>sX</sub> : S<sub>s</sub> 地震時増分土圧荷重 (X 方向)

E<sub>sY</sub> : S<sub>s</sub> 地震時増分土圧荷重 (Y 方向)

##### b. 荷重の組合せケース

荷重の組合せケースは、米国 Regulatory Guide 1.92<sup>(注)</sup> の「2. Combining Effects Caused by Three Spatial Components of an Earthquake」を参考に、組合せ係数法(1.0 : 0.4 : 0.4)に基づいて評価する。荷重の組合せケースは、本検討が水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の評価を目的としているため、鉛直方向地震力の係数 0.4 のケースに対して検討を行う。水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる荷重の組合せケースを第 3.7-4 表に示す。

また、参考として、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せに対しても検討を行う。水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる荷重の組合せケースを第3.7-5表に示す。

荷重の組合せケースにおいて、地震荷重は、X軸の+方向、Y軸の+方向及び鉛直上向きを「+」、X軸の-方向、Y軸の-方向及び鉛直下向きを「-」とする。

(注) Regulatory Guide (RG) 1.92 “Combining modal responses and spatial components in seismic response analysis”

c. 荷重の入力方法

荷重の入力方法は、「3.6 繁対棟（土圧等が作用する壁）の検討」の「3.6.5 評価方法」に示す方法とする。

第 3.7-4 表 荷重の組合せケース（水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せ）

斜線	ケース No.	荷重の組合せケース
Ss 地震時	1	$D + L + E_0 + 1.0K_{SX} + 0.4K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX} + 0.4E_{SY}$
	2	$D + L + E_0 + 1.0K_{SX} + 0.4K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX} + 0.4E_{SY}$
	3	$D + L + E_0 + 1.0K_{SX} - 0.4K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX} + 0.4E_{SY}$
	4	$D + L + E_0 + 1.0K_{SX} - 0.4K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX} + 0.4E_{SY}$
	5	$D + L + E_0 - 1.0K_{SX} + 0.4K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX} + 0.4E_{SY}$
	6	$D + L + E_0 - 1.0K_{SX} + 0.4K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX} + 0.4E_{SY}$
	7	$D + L + E_0 - 1.0K_{SX} - 0.4K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX} + 0.4E_{SY}$
	8	$D + L + E_0 - 1.0K_{SX} - 0.4K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX} + 0.4E_{SY}$
	9	$D + L + E_0 + 0.4K_{SX} + 1.0K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 0.4E_{SX} + 1.0E_{SY}$
	10	$D + L + E_0 + 0.4K_{SX} + 1.0K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 0.4E_{SX} + 1.0E_{SY}$
	11	$D + L + E_0 + 0.4K_{SX} - 1.0K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 0.4E_{SX} + 1.0E_{SY}$
	12	$D + L + E_0 + 0.4K_{SX} - 1.0K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 0.4E_{SX} + 1.0E_{SY}$
	13	$D + L + E_0 - 0.4K_{SX} + 1.0K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 0.4E_{SX} + 1.0E_{SY}$
	14	$D + L + E_0 - 0.4K_{SX} + 1.0K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 0.4E_{SX} + 1.0E_{SY}$
	15	$D + L + E_0 - 0.4K_{SX} - 1.0K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 0.4E_{SX} + 1.0E_{SY}$
	16	$D + L + E_0 - 0.4K_{SX} - 1.0K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 0.4E_{SX} + 1.0E_{SY}$

第 3.7-5 表 荷重の組合せケース（水平 1 方向及び鉛直方向地震力の組合せ）

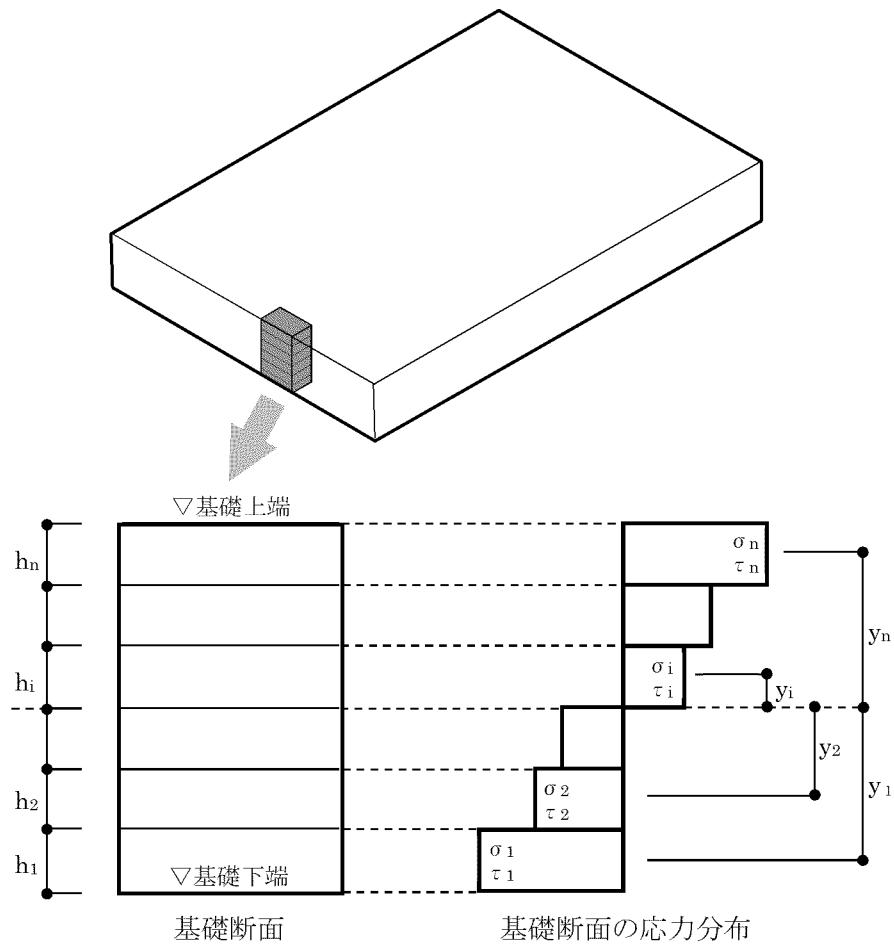
	ケース No.	荷重の組合せケース
Ss 地震時	101	$D + L + E_0 + 1.0K_{SX} + 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX}$
	102	$D + L + E_0 + 1.0K_{SX} - 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX}$
	103	$D + L + E_0 - 1.0K_{SX} + 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX}$
	104	$D + L + E_0 - 1.0K_{SX} - 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SX}$
	105	$D + L + E_0 + 1.0K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SY}$
	106	$D + L + E_0 + 1.0K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SY}$
	107	$D + L + E_0 - 1.0K_{SY} + 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SY}$
	108	$D + L + E_0 - 1.0K_{SY} - 0.4K_{SUD} + 1.0E_{SY}$
	109	$D + L + E_0 + 0.4K_{SX} + 1.0K_{SUD} + 0.4E_{SX}$
	110	$D + L + E_0 + 0.4K_{SX} - 1.0K_{SUD} + 0.4E_{SX}$
	111	$D + L + E_0 - 0.4K_{SX} + 1.0K_{SUD} + 0.4E_{SX}$
	112	$D + L + E_0 - 0.4K_{SX} - 1.0K_{SUD} + 0.4E_{SX}$
	113	$D + L + E_0 + 0.4K_{SY} + 1.0K_{SUD} + 0.4E_{SY}$
	114	$D + L + E_0 + 0.4K_{SY} - 1.0K_{SUD} + 0.4E_{SY}$
	115	$D + L + E_0 - 0.4K_{SY} + 1.0K_{SUD} + 0.4E_{SY}$
	116	$D + L + E_0 - 0.4K_{SY} - 1.0K_{SUD} + 0.4E_{SY}$

#### (4) 断面の評価方法

RC-N 規準に基づき、基礎版の断面に生じる軸力及び曲げモーメント、面内せん断力並びに面外せん断力が、短期許容応力度に基づく許容値を超えないことを確認する。

ソリッド要素については、応力解析から得られた FEM 要素の応力を、軸力、曲げモーメント、面内せん断力及び面外せん断力の断面力に変換し、断面の評価を行う。断面力評価方法を第 3.7-4 図に示す。

断面の評価には、解析コード「FEDM」を用いる。解析コードの検証及び妥当性確認等の概要については、別紙「計算機プログラム（解析コード）の概要」に示す。



軸力

$$N = \sum_{i=1}^n (\sigma_i \cdot h_i)$$

$$\text{曲げモーメント } M = \sum_{i=1}^n (\sigma_i \cdot h_i \cdot y_i)$$

せん断力

$$Q = \sum_{i=1}^n (\tau_i \cdot h_i)$$

ここで、

$\sigma_i$  : ソリッド要素の軸方向応力度

$h_i$  : 要素厚

$y_i$  : 断面中心から要素中心までの距離

$\tau_i$  : ソリッド要素のせん断応力度

第 3.7-4 図 断面力評価方法

a. 軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力に対する断面の評価方法

軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力に対する断面の評価は、次の仮定に従い計算する。

- ・ひずみは、中立軸からの距離に比例する。
- ・コンクリートの圧縮応力度は、中立軸からの距離に比例する。
- ・コンクリートの引張強度は無視する。

基礎版の断面について、軸力及び曲げモーメントを受ける鉄筋コンクリート造長方形仮想柱として必要鉄筋量 $a_t$ を算出する。

また、断面に生じる面内せん断力が、コンクリートの許容せん断力以上となる場合において、断面に生じる面内せん断力を鉄筋で全て負担するものとし、必要せん断補強筋比 $p_s$ から必要鉄筋量 $a_s$ を算出する。必要せん断補強筋比 $p_s$ は、次式により算出する。

$$p_s = \frac{\tau}{s f_t}$$

ここで、

$p_s$  : 必要せん断補強筋比

$s f_t$  : 鉄筋のせん断補強用許容引張応力度(N/mm<sup>2</sup>)

$\tau$  : せん断応力度(=Q/A)(N/mm<sup>2</sup>)

Q : 設計用水平せん断力(N)

A : 断面積(mm<sup>2</sup>)

軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力により算出されたそれぞれの必要鉄筋量を次式のように加算した必要鉄筋量 $a_g$ が、設計配筋量 $a_g'$ を超えないことを確認する。必要鉄筋量 $a_g$ は、X方向及びY方向各々について、算出する。

$$\text{必要鉄筋量 } a_g = a_t + a_s$$

b. 面外せん断力に対する断面の評価方法

基礎版に生じる面外せん断応力度 $\tau$ が短期許容せん断応力度 $\tau_A$ を超えないことを確認する。短期許容せん断応力度 $\tau_A$ は、次式により算出する。

$$\tau_A = \frac{Q_A}{A}$$

$$Q_A = \alpha \cdot f_s \cdot b \cdot j$$

ここで、

$\tau_A$  : 短期許容せん断応力度(N/mm<sup>2</sup>)

$Q_A$  : 短期許容せん断力(N)

$A$  : 断面積(=b · j)(mm<sup>2</sup>)

$\alpha$  : 割増係数であり、次式により計算した値

( $1 \leq \alpha \leq 2$ とする)

$$\alpha = \frac{4}{M/(Q \cdot d) + 1}$$

$M$  : 曲げモーメント(N·mm)

$Q$  : せん断力(N)

$d$  : 断面の有効せい(mm)

$f_s$  : コンクリートの許容せん断応力度(N/mm<sup>2</sup>)

$b$  : 材の幅(mm)

$j$  : 材の応力中心間距離( $=\frac{7}{8}d$ ) (mm)

但し、せん断補強筋を考慮する場合の許容せん断力 $Q_A$ は、次式により算出する。

$$Q_A = b \cdot j \{ \alpha \cdot f_s + 0.5 \cdot {}_w f_t (p_w - 0.002) \}$$

ここで、

${}_w f_t$  : せん断補強筋の許容引張応力度(N/mm<sup>2</sup>)

$p_w$  : せん断補強筋比

### 3.7.6 評価結果

緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮した Ss 地震時における応力解析結果を示す。また、基礎版の FEM 要素を、厚さ及び配筋ごとに分類し、第 3.7-4 表に示す荷重組合せに基づいて組み合わせた応力に対して、断面の評価を行う。

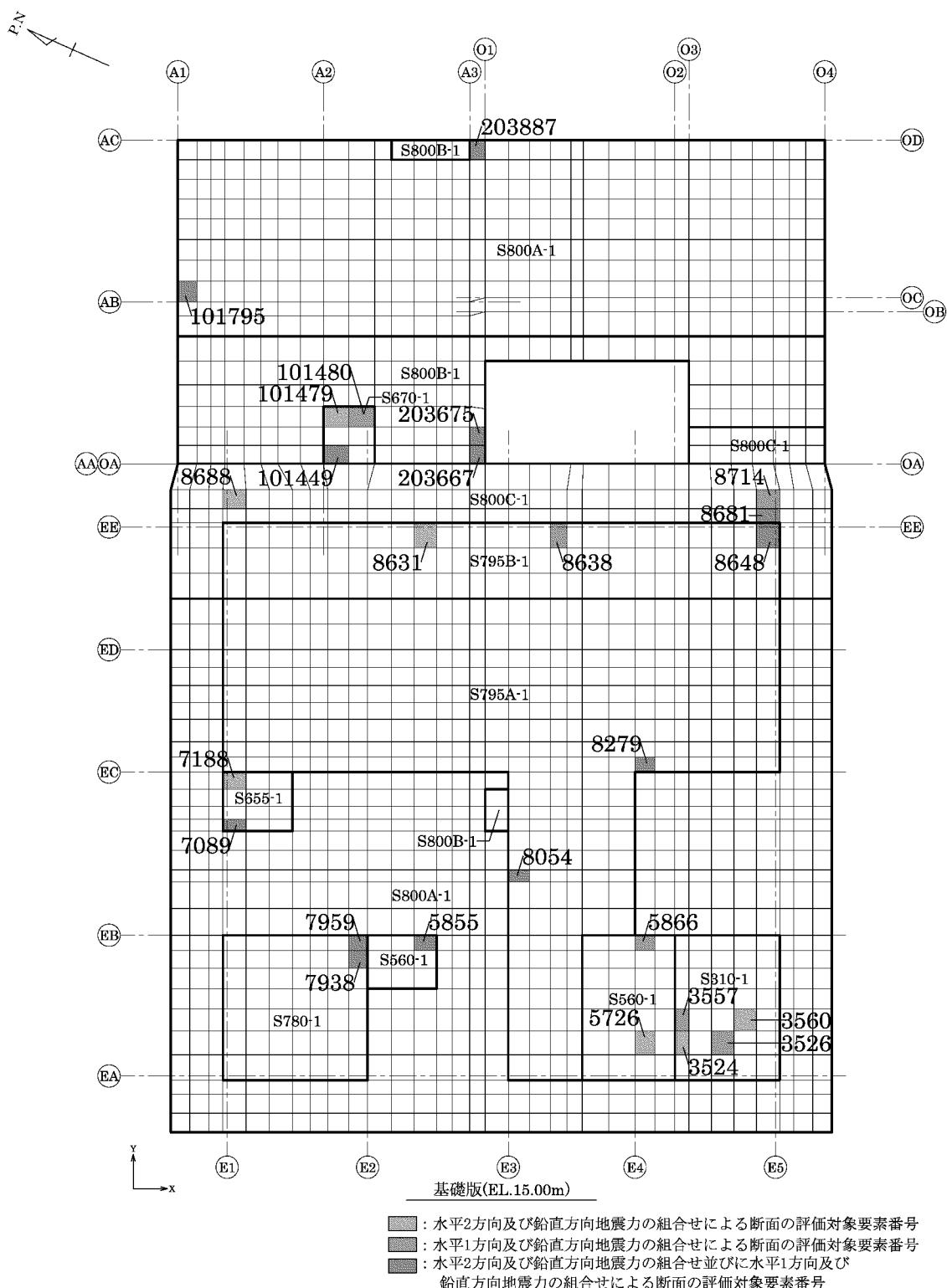
断面の評価対象部位は、分類領域ごとに、軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力に対する検定値が最大となる要素、面外せん断力に対する検定値が最大となる要素をそれぞれ選定する。基礎版の断面の評価対象要素番号を第 3.7-5 図、分類領域ごとの配筋を第 3.7-6 表に示す。また、第 3.7-5 図(a)の要素番号は、断面の評価用に集約して設定した要素番号である。

基礎版の応力の方向を第 3.7-6 図、軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力に対する断面の評価結果を第 3.7-7 表、面外せん断力に対する断面の評価結果を第 3.7-8 表に示す。また、断面の評価結果には、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる結果も併せて示す。

水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力に対し、必要鉄筋量が設計配筋量を超えないことを確認した。また、面外せん断応力度が短期許容せん断応力度を超えないことを確認した。

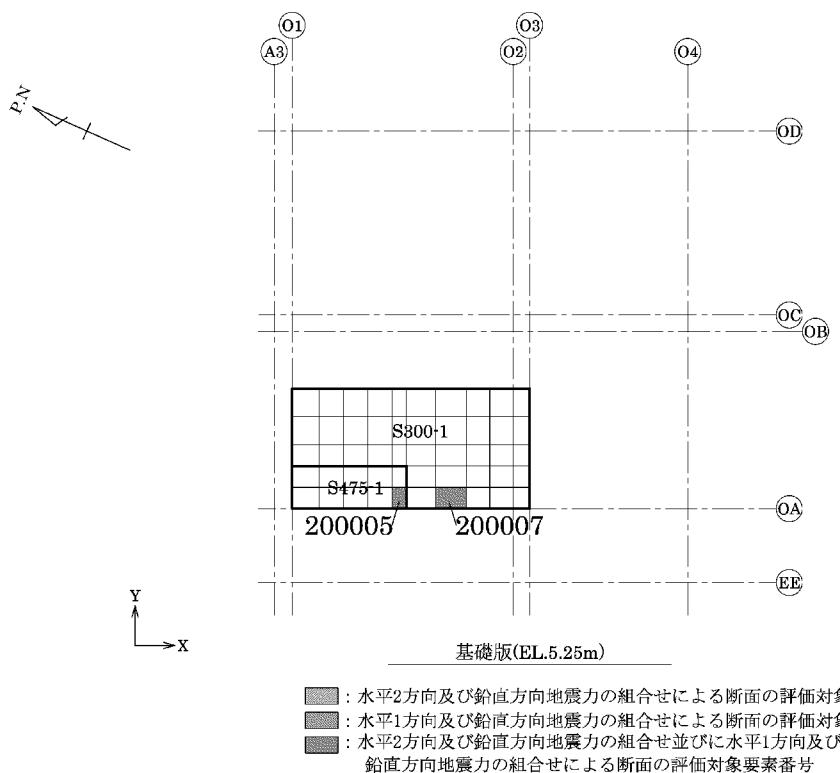
水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する断面の評価結果と水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する断面の評価結果とを比較すると、軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力の検定値は、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せにおいて、0.62（領域 S800A-1）であり、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せにおいて、0.58（領域 S800A-1）である。面外せん断応力度の検定値は、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せにおいて、0.78（領域 S800C-1）であり、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せにおいて、0.60（領域 S800C-1）となり、増加傾向であることを確認している。

以上のことから、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対し、緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎が有する耐震性への影響はないことを確認した。



(a) EL.15.00m

第 3.7-5 図 断面の評価対象要素番号(1/2)

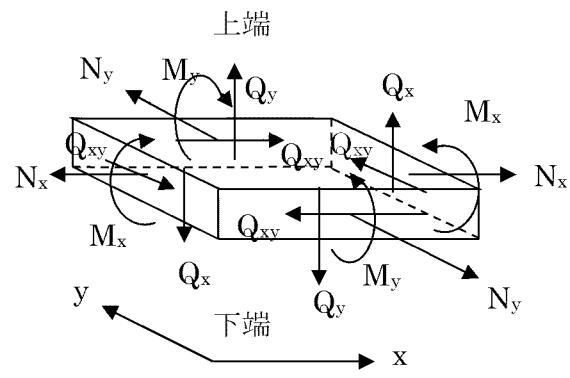


(b) EL.5.25m

第 3.7-5 図 断面の評価対象要素番号(2/2)

第3.7-6表 分類領域ごとの配筋

領域	厚さ (mm)	主筋 (SD345)			鉄筋量 (mm <sup>2</sup> /m)	面外せん断 補強筋
		位置	方向			
S800A-1	8,000	上端、 下端共	X	2段 D38@200	11,400	—
			Y	2段 D38@200	11,400	
S800B-1	8,000	上端、 下端共	X	3段 D38@200	17,100	—
			Y	3段 D38@200	17,100	
S800C-1	8,000	上端、 下端共	X	4段 D38@200	22,800	—
			Y	6段 D38@200	34,200	
S795A-1	7,950	上端、 下端共	X	2段 D38@200	11,400	—
			Y	2段 D38@200	11,400	
S795B-1	7,950	上端、 下端共	X	4段 D38@200	22,800	—
			Y	6段 D38@200	34,200	
S780-1	7,800	上端、 下端共	X	2段 D38@200	11,400	—
			Y	2段 D38@200	11,400	
S670-1	6,700	上端、 下端共	X	3段 D38@200	17,100	—
			Y	3段 D38@200	17,100	
S655-1	6,550	上端、 下端共	X	2段 D38@200	11,400	—
			Y	2段 D38@200	11,400	
S560-1	5,600	上端、 下端共	X	2段 D38@200	11,400	—
			Y	2段 D38@200	11,400	
S475-1	4,750	上端、 下端共	X	2段 D38@200	11,400	—
			Y	2段 D38@200	11,400	
S310-1	3,100	上端、 下端共	X	2段 D38@200	11,400	—
			Y	2段 D38@200	11,400	
S300-1	3,000	上端、 下端共	X	2段 D38@200	11,400	—
			Y	2段 D38@200	11,400	



- $N_x, N_y$  : 軸力 (引張: +)  
 $M_x, M_y$  : 曲げモーメント (下端引張: +)  
 $Q_{xy}$  : 面内せん断力  
 $Q_x, Q_y$  : 面外せん断力

第 3.7-6 図 応力の方向

第3.7-7表 断面の評価結果（軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力）

(a) 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ

領域	要素番号	方向	ケースNo.	組合せ応力			必要 鉄筋量 $a_g$ (mm <sup>2</sup> /m)	設計 配筋量 $a_g'$ (mm <sup>2</sup> /m)	検定値	判定
				N (kN/m)	M (kN·m/m)	Qxy (kN/m)				
S800A-1	101795	Y	1	3,106	6,067	-98	7,000	11,400	0.62	可
S800B-1	203675	Y	3	3,546	9,085	669	8,967	17,100	0.53	可
S800C-1	8681	Y	16	5,077	-22,216	-1,797	17,000	34,200	0.50	可
S795A-1	8054	X	13	215	8,003	895	3,540	11,400	0.32	可
S795B-1	8648	Y	16	1,161	-10,853	-2,393	6,307	34,200	0.19	可
S780-1	7938	X	13	786	4,032	563	2,824	11,400	0.25	可
S670-1	101479	Y	11	1,460	3,393	1,429	3,822	17,100	0.23	可
S655-1	7089	Y	2	924	2,906	-633	2,809	11,400	0.25	可
S560-1	5855	X	13	1,355	2,658	177	3,563	11,400	0.32	可
S475-1	200005	Y	15	1,153	-2,882	-741	3,733	11,400	0.33	可
S310-1	3560	Y	4	211	-1,806	-679	2,318	11,400	0.21	可
S300-1	200007	Y	15	767	-1,763	-929	3,189	11,400	0.28	可

(b) 水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せ

領域	要素番号	方向	ケースNo.	組合せ応力			必要 鉄筋量 $a_g$ (mm <sup>2</sup> /m)	設計 配筋量 $a_g'$ (mm <sup>2</sup> /m)	検定値	判定
				N (kN/m)	M (kN·m/m)	Qxy (kN/m)				
S800A-1	101795	Y	102	3,215	4,533	105	6,525	11,400	0.58	可
S800B-1	203675	Y	101	2,361	4,885	-524	5,480	17,100	0.33	可
S800C-1	8681	Y	107	5,051	-19,085	-1,810	15,637	34,200	0.46	可
S795A-1	8054	X	105	1,002	6,688	-273	4,177	11,400	0.37	可
S795B-1	8648	Y	108	1,448	-8,289	-1,589	5,667	34,200	0.17	可
S780-1	7938	X	105	1,007	3,761	-286	3,059	11,400	0.27	可
S670-1	101480	Y	101	703	1,850	-978	1,980	17,100	0.12	可
S655-1	7089	Y	102	1,200	1,530	193	2,509	11,400	0.23	可
S560-1	5855	X	105	1,581	2,215	-310	3,624	11,400	0.32	可
S475-1	200005	Y	107	605	-2,247	-238	2,465	11,400	0.22	可
S310-1	3526	X	108	199	-1,661	-385	2,138	11,400	0.19	可
S300-1	200007	Y	107	492	-1,398	-390	2,348	11,400	0.21	可

第3.7-8表 断面の評価結果（面外せん断応力度）

(a) 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ

領域	要素番号	方向	ケースNo.	面外せん断応力度 $\tau$ (N/mm <sup>2</sup> )	許容せん断応力度 $\tau_A$ (N/mm <sup>2</sup> )	検定値	判定
S800A-1	203887	X	1	1.50	2.18	0.69	可
S800B-1	203667	Y	13	0.876	2.18	0.41	可
S800C-1	8688	Y	13	1.68	2.18	0.78	可
S795A-1	8279	X	3	1.08	2.18	0.50	可
S795B-1	8631	X	5	0.700	2.18	0.33	可
S780-1	7959	X	7	0.916	2.18	0.43	可
S670-1	101449	Y	13	0.573	2.18	0.27	可
S655-1	7188	Y	13	0.592	2.18	0.28	可
S560-1	5726	X	3	0.877	2.18	0.41	可
S475-1	200005	Y	9	0.795	2.18	0.37	可
S310-1	3524	X	3	1.22	2.18	0.56	可
S300-1	200007	Y	9	1.17	2.18	0.54	可

(b) 水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せ

領域	要素番号	方向	ケースNo.	面外せん断応力度 $\tau$ (N/mm <sup>2</sup> )	許容せん断応力度 $\tau_A$ (N/mm <sup>2</sup> )	検定値	判定
S800A-1	203887	X	101	1.41	2.18	0.65	可
S800B-1	203667	Y	105	0.787	2.18	0.37	可
S800C-1	8714	Y	105	1.30	2.18	0.60	可
S795A-1	8279	X	101	1.03	2.18	0.48	可
S795B-1	8638	X	101	0.594	2.18	0.28	可
S780-1	7959	X	103	0.905	2.18	0.42	可
S670-1	101449	Y	105	0.435	2.18	0.20	可
S655-1	7089	Y	106	0.436	2.18	0.20	可
S560-1	5866	X	101	0.873	2.18	0.41	可
S475-1	200005	Y	105	0.746	2.18	0.35	可
S310-1	3557	X	101	1.07	2.18	0.50	可
S300-1	200007	Y	105	1.01	2.18	0.47	可

### 3.7.7 検討のまとめ

矩形の基礎版は、水平 2 方向の地震動入力に対して、「直交する水平 2 方向の荷重が、応力として集中」する部位であり、隅部等に応力が集中する可能性があることから、緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎について、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに対して、3 次元 FEM モデルによる弾性応力解析を行った。

その結果、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力に対し、必要鉄筋量が設計配筋量を超えないこと、面外せん断応力度が短期許容応力度を超えないことを確認した。

また、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する断面の評価結果と水平 1 方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する断面の評価結果とを比較すると、水平 2 方向の地震力の影響により、軸力及び曲げモーメント並びに面内せん断力の検定値、面外せん断応力度の検定値は、増加傾向であることを確認した。

以上のことから、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに対し、緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎が有する耐震性への影響はないことを確認した。

### 3.8 まとめ

緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟について、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の検討を行った。

はじめに、緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の全ての部位から、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響が懸念される部位を想定される応答特性に基づいて抽出した。水平 2 方向の荷重の組合せによる応答特性によるスクリーニングにおいて、応答特性①-1「直交する水平 2 方向の荷重が、応力として集中」する部位として、緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎を抽出した。

応答特性①-2「面内方向の荷重を負担しつつ、面外方向の荷重が作用」する部位として、緊対棟の地下外壁を抽出した。

3 次元的応答特性によるスクリーニングにおいて、②-1「面内方向の荷重に加え、面外慣性力の影響が大きい」部位及び②-2「加振方向以外の方向に励起される振動が発生」する部位の 2 つの応答特性について着目して抽出した。その結果、応答特性②-1「面内方向の荷重に加え、面外慣性力の影響が大きい」部位及び応答特性②-2「加振方向以外の方向に励起される振動が発生」する部位として、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価が必要な部位は抽出されなかった。

また、3 次元的な応答特性が想定される部位として抽出されなかつた部位を含め、耐震評価部位全般に対し、局所的な応答について、3 次元 FEM モデルによる精査を行った。精査した結果、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価を行う必要がある部位は抽出されなかつた。

次に、スクリーニングにより抽出された建物・構築物のうち、緊対棟の壁及び緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎について水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の検討を行った。

その結果、緊対棟の壁及び緊対棟、加圧設備棟及び燃料設備棟の基礎について、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに対し、建物・構築物が有する耐震性への影響がないことを確認した。

また、機器・配管系への影響の可能性がある部位については、抽出されなかつた。

## 補足説明資料 7-5 緊急時対策所（緊急時対策棟内）の 居住性評価に係る条件とその耐震性について

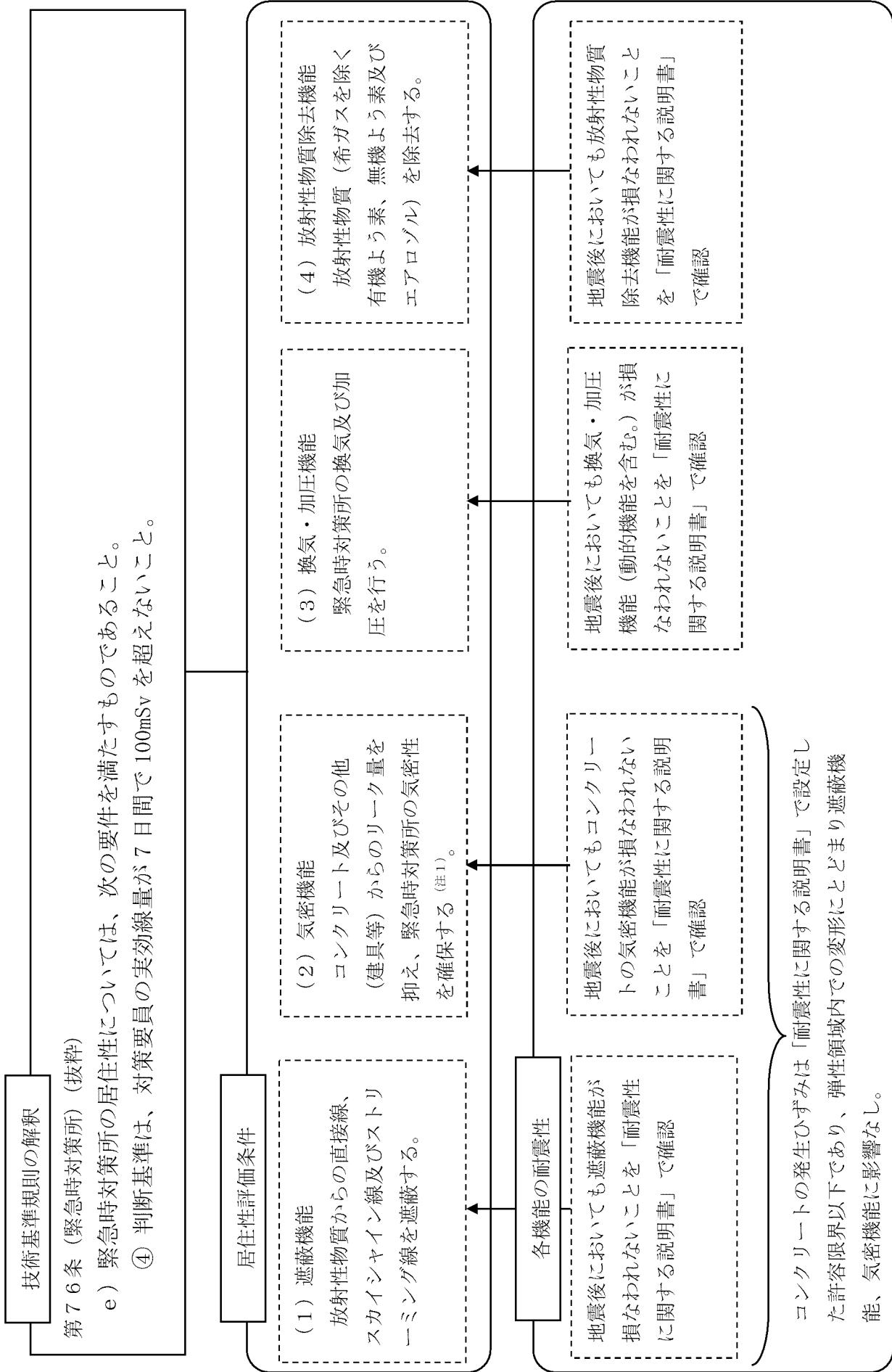
緊急時対策所（緊急時対策棟内）（以下「緊急時対策所」という。）の居住性については、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）第七十六条に基づき居住性評価を行い、実効線量が 7 日間で 100mSv を超えないことを確認している。

### 技術基準規則の解釈 第 76 条（緊急時対策所）（抜粋）

- e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。
  - ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が 7 日間で 100mSv を超えないこと。

緊急時対策所の居住性評価に係る条件である「(1) 遮蔽機能」、「(2) 気密機能」、「(3) 換気・加圧機能」、「(4) 放射性物質除去機能」の各々については、地震後においてもその機能が損なわれないことについて確認している。

なお、最終的な居住性評価（被ばく評価）においては、耐震性を確認しているコンクリート、換気・加圧機能を有する設備及び放射性物質除去設備（フィルタ）の他、設計値の妥当性を検査により確認する気密機能や、放射性物質除去設備（フィルタ）では除去できない希ガスの影響を考慮した評価を行っている。



## 補足説明資料 7-6 地盤の支持性能に係る基本方針に関する補足説明資料

緊急時対策棟の耐震安全性評価で用いる地盤の解析用物性値及び極限支持力度については、既工認の値（平成 29 年 8 月 25 日付け原規規発第 1708253 号にて認可された工事計画の添付資料 3-3「地盤の支持性能に係る基本方針」にて記載・確認された値）を適用することとしており、添付資料 12-3「地盤の支持性能に係る基本方針」では、既工認を呼び込む方針としている。

既工認を呼び込む手順として、以下の 3 点を確認している。

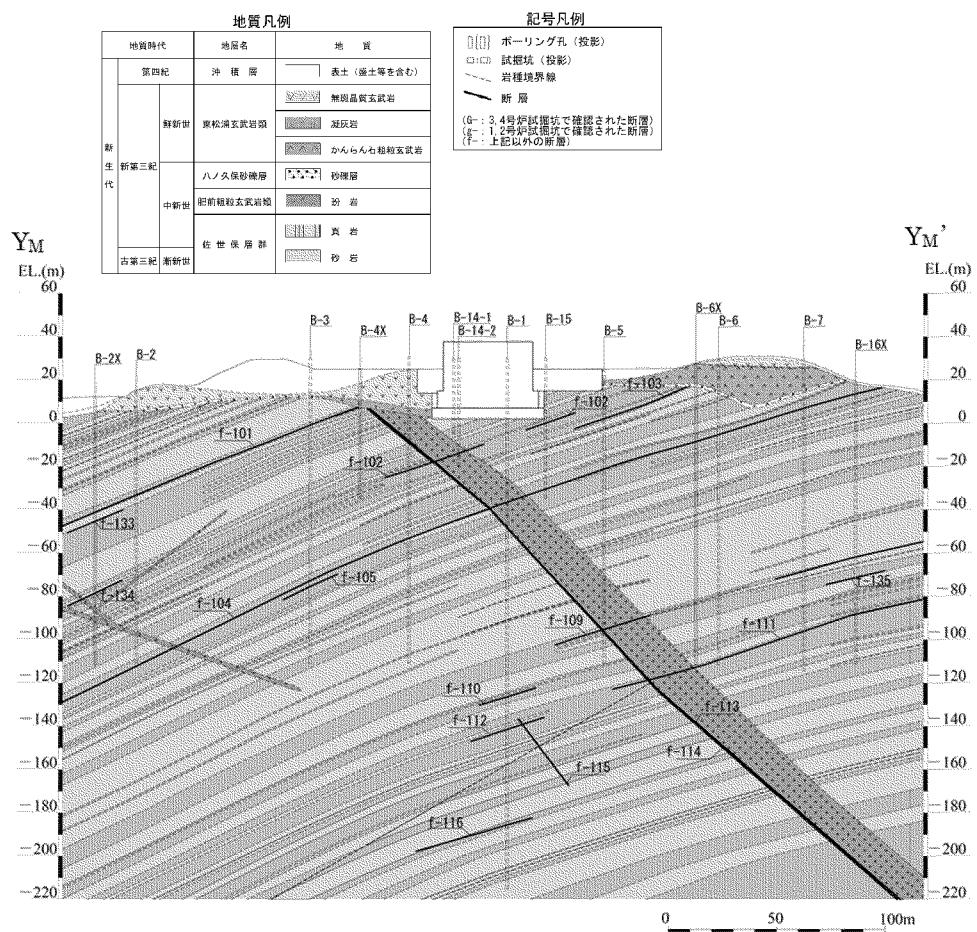
- (1) 緊急時対策棟設置位置の地質が、発電用原子炉施設設置位置と同様の地質を主に基盤としている。
- (2) 緊急時対策棟設置位置の地質及び主な断層が、発電用原子炉施設設置位置と同様の走向・傾斜の地質構造を示している。
- (3) 緊急時対策棟設置位置の地盤が、発電用原子炉施設設置位置と同等の物理特性、強度特性及び変形特性を示している。

本資料では、上記を補足するものとして、地質断面図により、緊急時対策棟設置位置の地質・地質構造が発電用原子炉施設設置位置と同様であること、また、試験結果の比較により、緊急時対策棟設置位置付近で得られた物理特性、強度特性及び変形特性が発電用原子炉施設設置位置付近と同等であることを説明するものである。

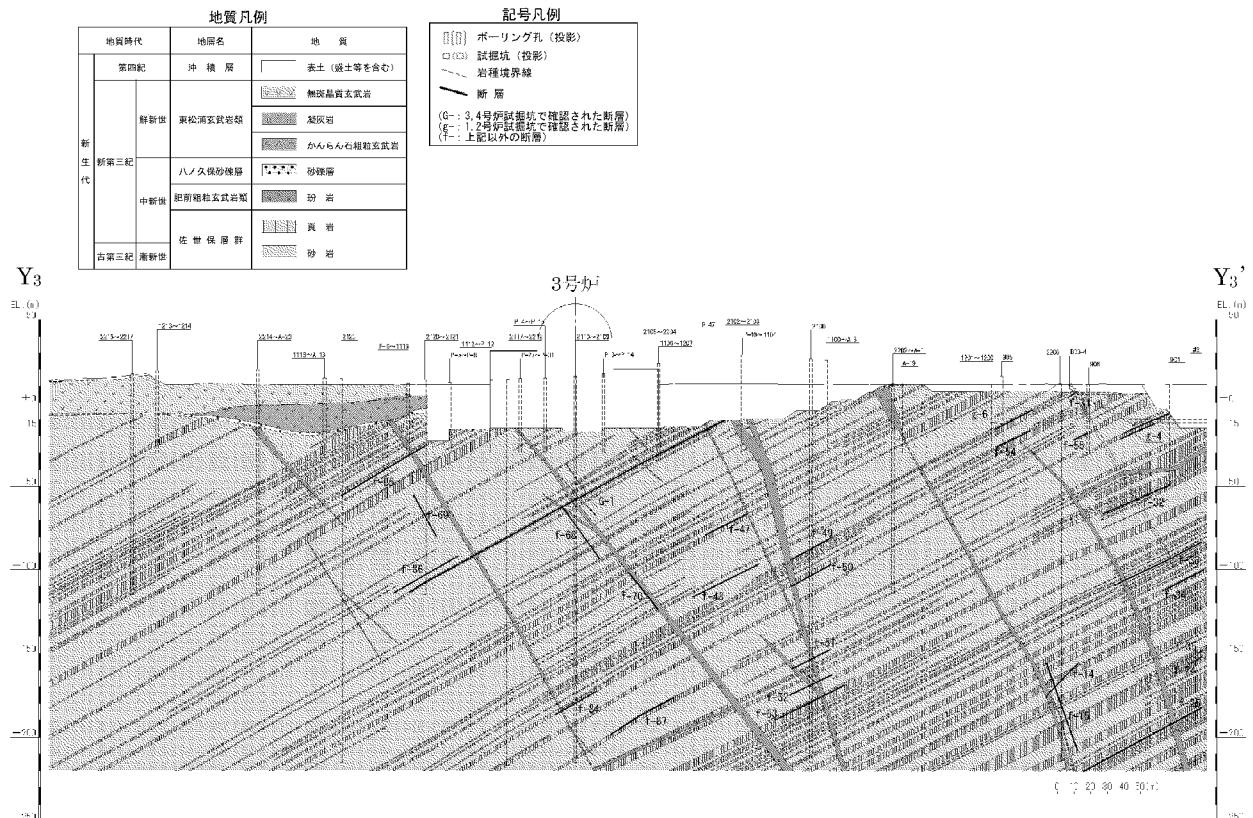
## 1. 地質・地質構造について

### (1) 地質断面図

第1図に示すとおり、緊急時対策棟設置位置の地質は、佐世保層群（砂岩及び頁岩の互層）を主に基盤としており、発電用原子炉施設設置位置の地質も同様に、佐世保層群を主に基盤としている。また、敷地内の佐世保層群及び主な断層は同様の走向・傾斜の地質構造を示している。



第1図 地質断面図（緊急時対策棟設置位置）(1/2)



第1図 地質断面図（発電用原子炉施設設置位置）(2/2)

## (2) 設置変更許可での説明

新規制基準の設置変更許可申請時の審査会合資料における地質・地質構造の評価については、第2図に示すとおり、緊急時対策棟設置位置の地質は、発電用原子炉施設設置位置と同様に、佐世保層群(砂岩及び頁岩の互層)を主に基盤としている。また、敷地内の佐世保層群及び主な断層は同様の走向・傾斜の地質構造を示している。

## 2. 地質の概要（敷地における地質の特徴、水平地質断面図）

変更

- 基礎地盤を構成する佐世保層群は、概ねN20°～60° E/20°～40° NWの走向・傾斜を示す同斜構造をなす。
- 佐世保層群は主に砂岩・頁岩からなり、佐世保層群の地層の傾斜にほぼ直交した玢岩が岩脈状に貫入している。

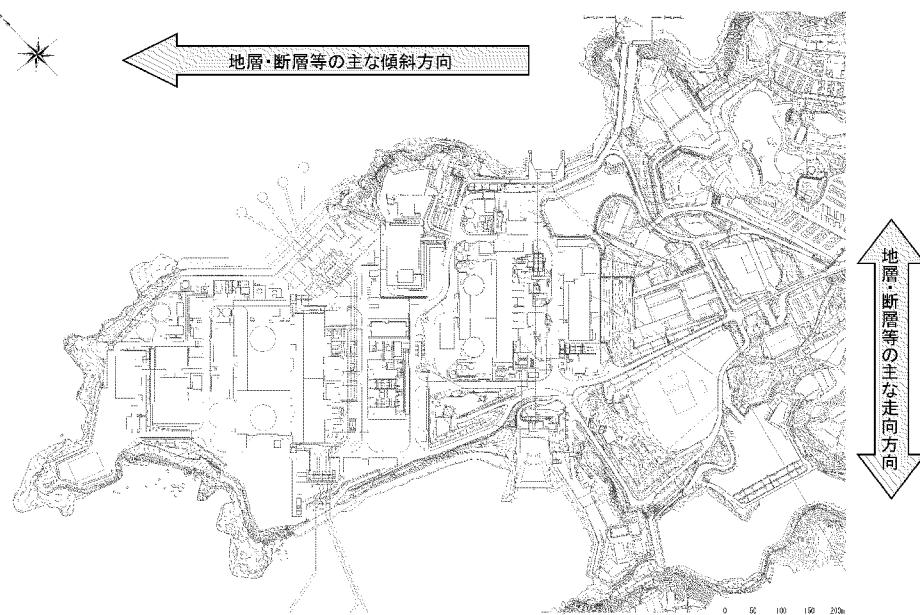


第2図 地質・地質構造（第632回審査会合 資料1-2-1より抜粋、一部加筆）(1/2)

## 2. 地質の概要（対象施設基礎地盤の地質・地質構造）

変更

- 敷地内の佐世保層群及び主な断層は、ほぼ同様の走向・傾斜を示す。
- 従って、対象施設の基礎地盤は対象施設の設置位置を問わず概ね同様の地質・地質構造を示す。



31

第2図 地質・地質構造（第632回審査会合 資料1-2-1より抜粋）(2/2)

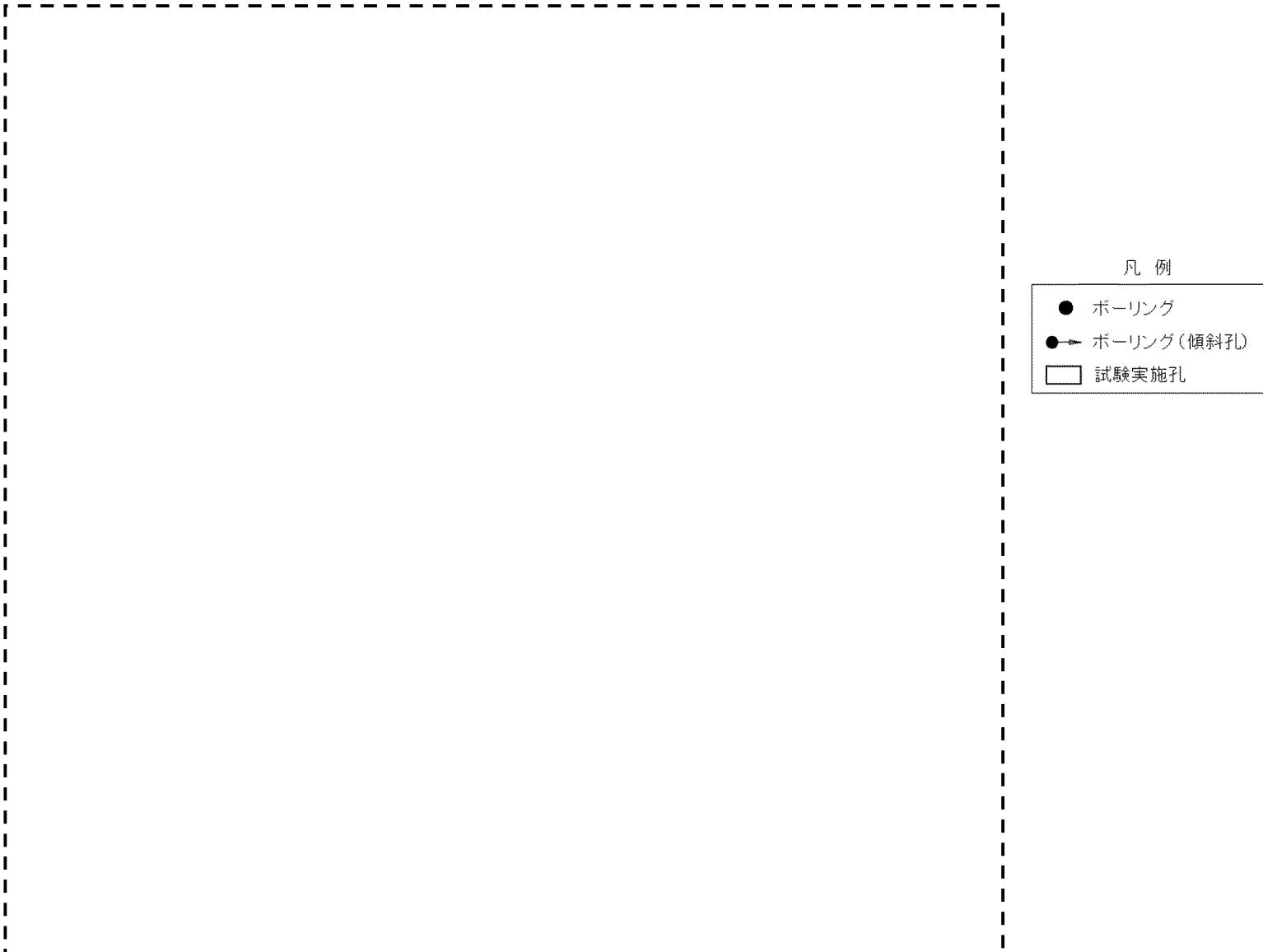
## 2. 物理特性、強度特性及び変形特性の同等性について

第3図及び第4図に示すとおり、緊急時対策棟設置位置付近では、地質調査時にボーリングコアを用いた岩石試験（密度試験・一軸圧縮強度試験）及びPS検層を実施している。それらの試験結果について、発電用原子炉施設設置位置付近の試験結果と比較した。

第1表に岩石試験結果（密度、一軸圧縮強度）の比較を示す。緊急時対策棟設置位置付近における岩石の密度及び一軸圧縮強度は、発電用原子炉施設設置位置付近と同等である。

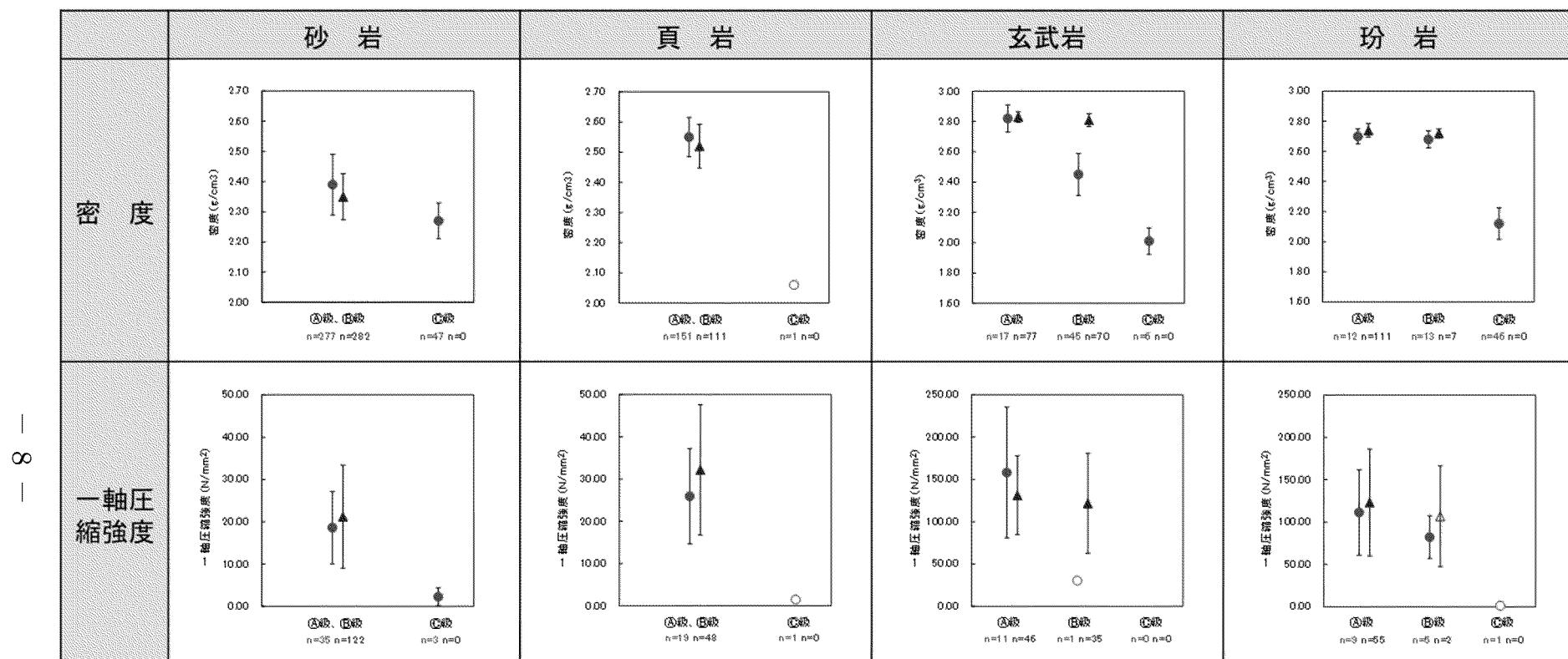
また、第2表にPS検層結果（P波速度、S波速度）の比較を示す。緊急時対策棟設置位置付近のP波速度及びS波速度は、発電用原子炉施設設置位置付近の岩盤と同等である。

なお、埋戻土（まさ土）については、3／4号機原子炉周辺の施工時と同様の施工方法（所定のまきだし厚さ及び転圧回数による埋め戻し）及び施工管理（密度管理）を行うことにより、同等性を確保する方針である。

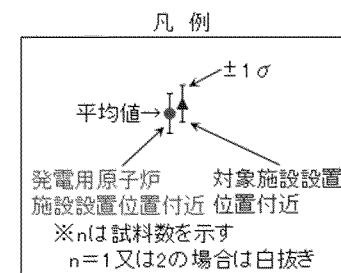


第3図 岩石試験実施位置図（ボーリング孔）

第1表 岩石試験の試験結果の比較（密度、一軸圧縮強度）



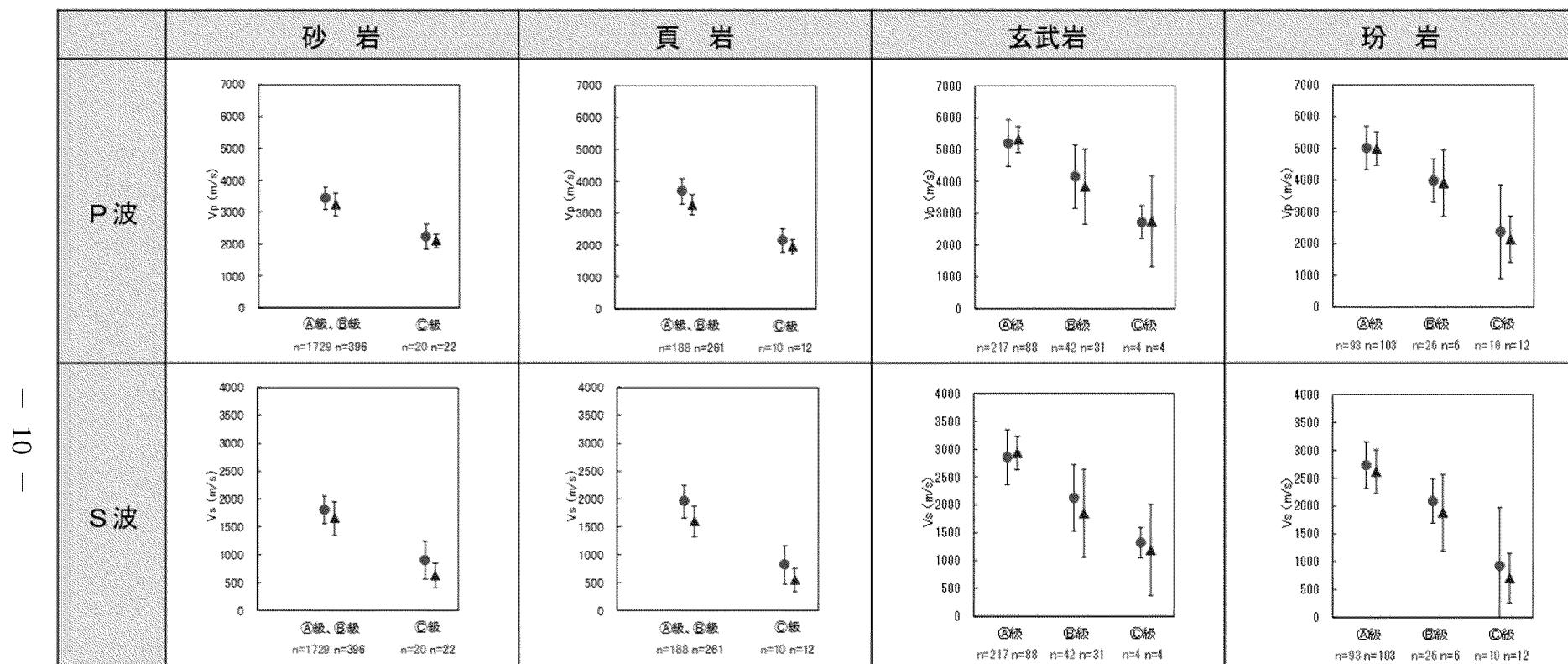
- ※ 敷地内の主な支持地盤である砂岩、頁岩、玄武岩、玢岩のデータを代表して示す。
- ※ 発電用原子炉施設設置位置付近のボーリング・試掘坑の試料及び対象施設設置位置付近のボーリングの試料の試験結果を示しているが、⑥級については試料が得られていないものがある。



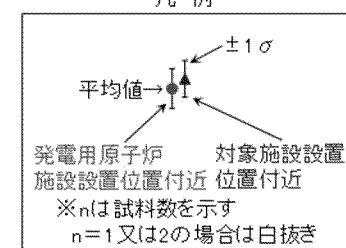


第4図 PS検層実施位置図(ボーリング孔)

第2表 PS検層結果の比較 (P波速度、S波速度)



※ 敷地内の主な支持地盤である砂岩・頁岩・玄武岩・玢岩のデータを代表して示す。



## (参考) 試験の概要

### ① 密度試験

成形したあるいは非成形の岩石及び岩石質地盤材料の供試体に対してかさ密度を求める試験。かさ密度とは岩石供試体の単位体積あたりの質量をいう。(岩石の密度試験方法 : JGS 2132-2009)

### ② 一軸圧縮強度試験

拘束圧を受けない状態で長軸方向に圧縮されるときの岩石の強度・変形特性を求める試験。拘束圧を受けない状態で供試体の長軸方向に作用する最大の圧縮応力を一軸圧縮強さという。(岩石の一軸圧縮試験方法 : JGS 2521-2009)

### ③ P S 検層 (サスペンション法)

单一のボーリング孔を利用し地盤内を伝播する弾性波 (P 波および S 波) の速度を測定する。弾性波速度とは弾性体を伝播する弾性波動の速さをいい、地盤を伝わる P 波 (縦波、疎密波) および S 波 (横波、せん断波) の速度をいう。(地盤の弾性波速度検層法 : JGS1122-2003)

## 7-7. 既工認との耐震評価手法の整理一覧

## 1. 概要

常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（緊急時対策棟）については、基準地震動  $S_s$  による地震力を適用する。

機器・配管系の評価は、設計用地震力による適切な応力解析に基づいた地震応力と、組み合わすべき他の荷重による応力との組合せ応力が許容限界内にあることを確認すること（解析による設計）により行う。評価手法は、以下に示す解析法により JEAG4601 に基づき実施することを基本とする。

- ・スペクトルモーダル解析
- ・定式化された評価式を用いた解析法

また、地震時及び地震後に機能維持が要求される設備については、地震応答解析により機器に作用する加速度が振動試験により機能が維持できることを確認した加速度（動的機能維持確認済加速度又は電気的機能維持確認済加速度）以下となることを確認する。

具体的な評価手法は、資料 12-12 「配管及び弁の耐震計算並びに標準支持間隔の耐震計算について」 及び資料 12-17 「申請設備の耐震計算書」 に示す。

50 条以外への適合性を確認する各資料にて基準地震動  $S_s$  に対して機能を保持するものとして、火災防護設備の耐震性については資料 12 別添 1 に、溢水防護に係る施設の耐震性については資料 12 別添 2 に、可搬型重大事故等対処設備の耐震性については資料 12 別添 3 にて説明している。

本資料では、申請対象設備について、型式、評価部位等を整理するとともに、使用する解析手法、解析モデル及び減衰定数について、既工事計画と比較して整理することで、耐震評価手法が既設プラントで実績のあるものであることを説明するものである。

該当資料	評価対象設備	型式	応力分類	評価位置	既設工認と今回工認との比較				比較した既設工認 備考
					○同じ ●異なる	○同じ ●異なる	○同じ ●異なる	○同じ ●異なる	
添付資料12-17-1-1-2 「通信機器取容盤(1)、(2)、(3) の耐震計算書」	通信機器取容盤(1)、(2)、(3)	垂直自立型	引張せん断圧縮曲げ組合せ	盤フレーム	既設工認 (応答解析)スベクトルモーダル解析 (応力解析)FEMモードル (応答解析)FEMモードル	○	○同じ ●異なる	○同じ ●異なる	○同じ ●異なる
添付資料12-17-1-1-3 「衛星携帯電話用アンテナの耐震計算書」	衛星携帯電話用アンテナ	垂直自立型	引張せん断組合せ	架台フレーム	○	○	○	○	○
添付資料12-17-1-2-2 「通信連絡機器取容盤(1)、(2)、(3) の耐震計算書」	通信連絡機器取容盤(1)、(2)、(3)	垂直自立型	引張せん断組合せ	基礎ボルト	既設工認 (応答解析)静解析 (応力解析)静解析 (応答解析)静解析 (応力解析)静解析	○	○	○	○
その他	計測制御システム施設	垂直自立型	引張せん断組合せ	盤フレーム	既設工認 (応答解析)スベクトルモーダル解析 (応力解析)FEMモードル (応答解析)スベクトルモーダル解析 (応力解析)FEMモードル	○	○	○	○
添付資料12-17-1-2-2 「通信連絡機器取容盤(1)、 (2)、(3)の耐震計算書」	通信連絡機器取容盤(1)、 (2)、(3)の耐震計算書	垂直自立型	引張せん断組合せ	架台フレーム	既設工認 (応答解析)スベクトルモーダル解析 (応力解析)静解析 (応答解析)静解析 (応力解析)静解析	○	○	○	○
添付資料12-17-1-2-4 「衛星アンテナの耐震計算書」	衛星アンテナ	垂直自立型	引張せん断組合せ	支持柱 補強材	既設工認 (応答解析)静解析 (応力解析)静解析 (応答解析)静解析 (応力解析)静解析	○	○	○	○
			アンテナ	アンテナ	○	○	○	○	○
			基礎ボルト	基礎ボルト	○	○	○	○	○

該当資料	評価対象設備	型式	応力分類	評価位置	既設工認と今回設工認との比較				備考
					○同じ ●異なる	○同じ ●異なる	内容	○同じ ●異なる	
添付資料12-17-1-3-2 「SPDS-GMP通信用計算機の耐震計算書」	SPDS-GMP通信用計算機	垂直自立型	引張せん断圧縮曲げ組合せ	盤フレーム	既設工認	(応答解析)スペクトルモーダル解析 (応力解析)スペクトルモーダル解析	○	(水平)4.0% (鉛直)1.0%	[川内号橋] 2019年3月3日付け原規規発 第906035号 添付資料11-17-1-4-2 「SPDS-GMP無線用計算機盤 (A)、(B)の耐震計算書」
添付資料12-17-1-3-3 「衛星アンテナの耐震計算書」	衛星アンテナ	アントナ	引張せん断圧縮曲げ組合せ	架台フレーム	既設工認	(応答解析)スペクトルモーダル解析 (応力解析)スペクトルモーダル解析	○	(水平)4.0% (鉛直)1.0%	[川内号橋] 2019年3月3日付け原規規発 第906035号 添付資料11-17-1-2-4 「衛星アンテナ(緊急時検査所)(指揮所)の耐震計算書」
その他	計測制御系統施設	その他の評価対象設備	引張せん断組合せ	支承柱	既設工認	(応答解析)静解析 (応力解析)静解析	○	(水平)1.0% (鉛直)1.0%	[川内号橋] 2019年3月3日付け原規規発 第906035号 添付資料11-17-1-2-4 「衛星アンテナ(緊急時検査所)(指揮所)の耐震計算書」
通信運搬収容盤(1)、(2)、(3)	通信運搬収容盤(1)、(2)、(3)	垂直自立型	引張せん断組合せ	補強材	既設工認	(応答解析)静解析 (応力解析)静解析	○	(水平)1.0% (鉛直)1.0%	[川内号橋] 2019年3月3日付け原規規発 第906035号 添付資料11-17-1-2-4 「衛星アンテナ(緊急時検査所)(指揮所)の耐震計算書」
添付資料12-17-1-4-2 「通信運搬収容盤(1)、(2)、(3)の耐震計算書」	通信運搬収容盤(1)、(2)、(3)	垂直自立型	引張せん断組合せ	基礎ボルト	既設工認	(応答解析)静解析 (応力解析)静解析	○	(水平)1.0% (鉛直)1.0%	[川内号橋] 2019年3月3日付け原規規発 第906035号 添付資料11-17-1-2-4 「衛星アンテナ(緊急時検査所)(指揮所)の耐震計算書」
添付資料12-17-1-4-3 「無線通話装置用アンテナの耐震計算書」	無線通話装置用アンテナ	垂直自立型	引張せん断組合せ	基礎ボルト	既設工認	(応答解析)静解析 (応力解析)静解析	○	(水平)1.0% (鉛直)1.0%	[玄海3号橋] 2017年2月23日付け原規規 第903035号 添付資料11-17-4-5-5 「無線通話装置用アンテナ(代用緊急時検査所)の耐震計算書」
			引張せん断組合せ	取付ボルト	既設工認	(応答解析)静解析 (応力解析)静解析	○	(水平)1.0% (鉛直)1.0%	[玄海3号橋] 2017年2月23日付け原規規 第903035号 添付資料11-17-4-5-5 「無線通話装置用アンテナ(代用緊急時検査所)の耐震計算書」

既設工認と今回設工認との比較

該当資料	評価対象設備	型式	応力分類	評価位置	既設工認と今回設工認との比較				備考	
					解析手法		解析モデル			
					○同じ ●異なる	内容	○同じ ●異なる	内容		
放射線管理施設	緊急時対策所非常用空気淨化装置(ファン)(原動機含む)	フアン・造込筐 構型ファン 原動機リモテ受電動機	引張 基盤ボルト	既設工認 評価	(応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析)公式等による評価	既設工認 評価	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル	【川内号機】 2019年9月3日付け原規規発第906032号 添付資料11-17-2-1 緊急時対策所非常用空気淨化装置(ファン)の耐震計算書	
					(応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析)公式等による評価	今回 設工認 評価	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル		
	緊急時対策所非常用空気淨化装置(フィルタユニット)	鋼板、鋼帶及び 形鋼による接合構造	引張 せん断 組合せ	既設工認 評価	(応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析)公式等による評価	既設工認 評価	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル		
					(応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析)公式等による評価	今回 設工認 評価	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル		
	緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ(原動機含む)	ポンプ、構形構成部 原動機 原動機 受電機	引張 せん断 組合せ	既設工認 評価	(応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析)公式等による評価	既設工認 評価	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル		
					(応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析)公式等による評価	今回 設工認 評価	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル		
	非常用電源装置	一次二次 一次二次 一次二次	引張 せん断 組合せ	既設工認 評価	(応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析)公式等による評価	既設工認 評価	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル		
					(応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析)公式等による評価	今回 設工認 評価	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル		
	非常用電源装置	横置円筒形 (3脚支持)	引張 せん断 組合せ	既設工認 評価	(応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析)公式等による評価	既設工認 評価	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル		
					(応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析)公式等による評価	今回 設工認 評価	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル		
その他の電源装置	緊急時対策所用発電機車接続盤	壁掛け型	引張 せん断 組合せ	既設工認 評価	(応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析)公式等による評価	既設工認 評価	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル	【川内号機】 2019年9月3日付け原規規発第906032号 添付資料11-17-3 緊急時対策所用発電機車接続盤の耐震計算書	
					(応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析)公式等による評価	今回 設工認 評価	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル	(応答解析)モデルなし (応力解析)質点モデル		
電源装置	緊急時対策所用発電機車接続盤	自立門檻形 開閉装置	せん断	溶接部	(応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析)公式等による評価	既設工認 評価	(水平)4.0% (鉛直)1.0%	(水平)4.0% (鉛直)1.0%	【川内号機】 2019年9月3日付け原規規発第906032号 添付資料11-17-4 緊急時対策所用発電機車接続盤の耐震計算書	
					(応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析)公式等による評価	今回 設工認 評価	(水平)4.0% (鉛直)1.0%	(水平)4.0% (鉛直)1.0%		

該当資料	評価対象設備	型式	応力分類	評価位置	既設工認と今回工認との比較				備考	
					解析手法		解析モデル			
					○同じ ●異なる	内容	○同じ ●異なる	内容		
添付資料 12-17-3-5 「緊急時対策機動力変圧器の耐震計画書」	緊急時対策機動力変圧器	変圧器	引張せん断組合せ	基礎ボルト	○	既設工認 (応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析) 公式等による評価	○	既設工認 (応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析) 公式等による評価	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規第1906035号 「緊急時対策機動力変圧器の耐震計算書」	
添付資料 12-17-3-6 「緊急時対策機コントロールセシタの耐震計画書」	緊急時対策機コントロールセシタ	自立閉鎖形	せん断	溶接部	○	既設工認 (応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析) 公式等による評価	○	既設工認 (応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析) 公式等による評価	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規第1906035号 「緊急時対策機コントロールセシタの耐震計算書」	
添付資料 12-17-3-7 「緊急時対策機計装電源盤の耐震計画書」	緊急時対策機計装電源盤	自立閉鎖形	引張せん断組合せ	基礎ボルト	○	既設工認 (応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析) 公式等による評価	○	既設工認 (応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析) 公式等による評価	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規第1906035号 「緊急時対策機計装電源盤の耐震計算書」	
非常用電源装置	その他他の電源装置	壁掛け形	引張せん断組合せ	据付ボルト	○	既設工認 (応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析) 公式等による評価	○	既設工認 (応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析) 公式等による評価	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規第1906035号 「緊急時対策機計装電源盤の耐震計算書」	
添付資料 12-17-3-8 「緊急時対策機計装分電盤の耐震計画書」	緊急時対策機計装分電盤	壁掛け形	引張せん断組合せ	据付ボルト	○	既設工認 (応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析) 公式等による評価	○	既設工認 (応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析) 公式等による評価	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規第1906035号 「緊急時対策機計装分電盤の耐震計算書」	
添付資料 12-17-3-9 「緊急時対策機指揮所内分電盤の耐震計画書」	緊急時対策機指揮所内分電盤	壁掛け形	引張せん断組合せ	配管	○	既設工認 (応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析) 公式等による評価	○	既設工認 (応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応力解析) 公式等による評価	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規第1906035号 「緊急時対策機指揮所内分電盤の耐震計算書」	
添付資料 12-17-12 「配管及び弁の耐震計算並びに機器支持間隔の耐震計算について」 添付資料 12-13 「ダクトの耐震計算並びに機器支持間隔の耐震計算について」	配管	標準支持時間隔	○	既設工認 定ピッチスパン法	○	既設工認 定ピッチスパン法	○	既設工認 定ピッチスパン法	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規第1906035号 「配管及び弁の耐震計算並びに機器支持間隔の耐震計算について」 添付資料 11-13 「ダクトの耐震計算並びに機器支持間隔の耐震計算について」	

玄海 3 号機 緊急時対策棟 耐震性に係る説明書 既設工認との手法の整理一覧表（機能維持評価）（1／5）

該当資料	評価対象設備	型式	機能確認済 加速度 確認部位	既設工認と今回設工認との比較				備考
				解析手法 ○:同じ ●:異なる	内容	○:同じ ●:異なる	内容	
添付資料12-17-1-1-1-1 「衛星携帯電話の耐震計算書」	衛星携帯電話（固定金物） 衛星携帯電話（電話台）	固定電話機 固定電話機	機器取付位置 機器取付位置	既設工認 ○ 今回 設工認	(応答解析) 加振試験より得られた固有値による評価 (応答解析) 加振試験より得られた固有値による評価	○ ○	(応答解析) モデルなし (応答解析) モデルなし	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規 第906035号 添付資料11-7-1-1-1 「衛星携帯電話（指揮所）」の耐震計算書】
添付資料12-17-1-1-1-2 「通信機器収容盤(1)、(2)、(3) の耐震計算書」	通信機器収容盤(1)、(2)、 (3)	垂直自立型	機器取付位置	既設工認 ○ 今回 設工認	(応答解析) スベクトルモーダル解析により得られた器具取付位置における応答加速度による評価 (応答解析) スベクトルモーダル解析により得られた器具取付位置における応答加速度による評価	○ ○	(応答解析) FEMモデル (応答解析) FEMモデル	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規 第906035号 添付資料11-7-1-1-2 「通信機器収容盤(1)、 (2)、(3)の耐震計算書」
添付資料12-17-1-1-1-3 「衛星携帯電話用アンテナの耐震計算書」	衛星携帯電話用アンテナ その他	垂直自立型	機器取付位置	既設工認 ○ 今回 設工認	(応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価	○ ○	(応答解析) モデルなし (応答解析) モデルなし	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規 第906035号 添付資料11-7-1-1-3 「衛星携帯電話用アンテナ（指揮所）」の耐震計算書】
添付資料12-17-1-1-1-4 「IP電話（衛星）の耐震計算書」	IP電話（固定金物） IP電話（電話台） IP電話（引出内固定） 衛星通信装置（電話） IP-FAX（地上・衛星） T/会議システム	IP電話機 IP電話機 IP電話機 固定電話機 IP-FAX T/会議システム	機器取付位置	既設工認 ○ 既設工認 ○ 既設工認 ○	(応答解析) 加振試験より得られた固有値による評価 (応答解析) 加振試験より得られた固有値による評価 (応答解析) 加振試験より得られた固有値による評価 (応答解析) 加振試験より得られた固有値による評価	— — — —	(応答解析) モデルなし (応答解析) モデルなし	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規 第906035号 添付資料11-7-1-2-1 「通信端末（指揮所）」の耐震計算書】

該当資料	評価対象設備	型式	機能確認済 加速度 確認部位	既設工認と今回設工認との比較				備考
				解析手法 ○:同じ ●:異なる	内容	○:同じ ●:異なる	内容	
添付資料12-17-1-2-2「通信連絡設備収容盤(1)、(2)、(3)の耐震計算書」	通信連絡設備収容盤(1)、(2)、(3)	垂直自立型 機器取付位置	既設工認 ○	(応答解析)スペクトルモーダル解析により得られた器具取付位置における評価 (応答解析)スベクトルモーダル解析により得られた器具取付位置における評価	○ ○	(応答解析)FEMモデル (応答解析)FEMモデル	(応答解析)FEMモデル (応答解析)FEMモデル	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規 第906035号 添付資料11-17-1-2-2 「通信連絡設備収容盤 (1)、(2)の耐震計算書」 —
添付資料12-17-1-2-4「衛星アンテナの耐震計算書」	衛星アンテナ アンテナ	垂直自立型 機器取付位置	既設工認 ○	(応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価	○ ○	(応答解析)モデルなし (応答解析)モデルなし	(応答解析)モデルなし (応答解析)モデルなし	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規 第906035号 添付資料11-17-1-2-4 「衛星アンテナ(指揮所)の耐震計算書」 —
SPDSデータ表示端末(固定金物) SPDSデータ表示端末(パソコン)	SPDSデータ表示 端末 SPDSデータ表示端末(パソコン)	垂直自立型 機器取付位置	既設工認 ○	(応答解析)加振試験により得られた固有値に基づく応答加速度による評価 (応答解析)加振試験により得られた固有値に基づく応答加速度による評価	○ ○	(応答解析)モデルなし (応答解析)モデルなし	(応答解析)モデルなし (応答解析)モデルなし	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規 第906035号 SPDSデータ表示端末の 耐震計算書 —
計測制御システム施設 添付資料12-17-1-3-1「SPDS-GWP通信用計算機の耐震計算書」	SPDS-GWP通信用計算機	垂直自立型 機器取付位置	既設工認 ○	(応答解析)スペクトルモーダル解析により得られた器具取付位置における評価 (応答解析)スペクトルモーダル解析により得られた器具取付位置における評価	○ ○	(応答解析)FEMモデル (応答解析)FEMモデル	(応答解析)FEMモデル (応答解析)FEMモデル	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規 第906035号 添付資料11-17-1-4-2 「SPDS-GWP無線用計算機 (A)、(B)の耐震計算 書」 —
添付資料12-17-1-3-2「SPDS-GWP通信用計算機の耐震計算書」	衛星アンテナ アンテナ	垂直自立型 機器取付位置	既設工認 ○	(応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価 (応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価	○ ○	(応答解析)モデルなし (応答解析)モデルなし	(応答解析)モデルなし (応答解析)モデルなし	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規 第906035号 添付資料11-17-1-2-4 「衛星アンテナ(指揮所)の耐震計算書」 —
添付資料12-17-1-3-3「衛星アンテナの耐震計算書」								

該当資料	評価対象設備	型式	機能確認済 加速度 確認部位	既設工認と今回設工認との比較				備考
				解析手法	○：同じ ●：異なる	○：同じ ●：異なる	○：同じ ●：異なる	
添付資料12－17－1－4－1 「無線通話装置の耐震計算書」	無線通話装置	機器取付位置	既設工認 ○	(応答解析) 各設備の固有 値に基づく応答加速度に よる評価	○	(応答解析) モデルなし	(水平) 1.0% (鉛直) 1.0%	【玄海3号機】 2019年8月25日付け原規 規基準第1708253号 添付資料3-17-4-5-1-3 「無線通話装置（代管緊 急時対策所）の耐震計算 書」
計測制御システム施設	無線通話装置	機器取付位置	既設工認 ○	(応答解析) 各設備の固有 値に基づく応答加速度に よる評価	○	(応答解析) モデルなし	(水平) 1.0% (鉛直) 1.0%	—
添付資料12－17－1－4－2 「通信運絡設備収容盤(1)、 (2)、(3)の耐震計算書」	その他 通信運絡設備収容盤(1)、 (2)、(3)	垂直自立型	既設工認 ○	(応答解析) スベクトル モーターダル解析により得 られた器具取付位置における 応答加速度による評価	○	(応答解析) FEMモデル	(水平) 4.0% (鉛直) 1.0%	【川内1号機】 2019年6月25日付け原規 規基準第1906035号 「通信運絡設備収容盤 (1)、(2)の耐震計算書」
添付資料12－17－1－4－3 「無線通話装置用アンテナの耐 震計算書」	無線通話装置用アンテナ	機器取付位置	既設工認 ○	(応答解析) 各設備の固有 値に基づく応答加速度に よる評価	○	(応答解析) モデルなし	(水平) 4.0% (鉛直) 1.0%	—
添付資料12－17－1－4－1 「緊急時対策所非常用空気浄化 ファンの耐震計算書」	緊急時対策所非常用空気浄化 ファン	垂直自立型 軸受部	既設工認 ○	(応答解析) 各設備の固有 値に基づく応答加速度に よる評価	○	(応答解析) モデルなし	(水平) 1.0% (鉛直) 1.0%	【川内1号機】 2019年8月25日付け原規 規基準第1708253号 添付資料3-17-4-5-1-5 「無線通話装置（代管緊 急時対策所）の耐震計算 書」
放線管処理施設	換気設備	横形二重型 受電動機 軸受部	既設工認 ○	(応答解析) 各設備の固有 値に基づく応答加速度に よる評価	○	(応答解析) モデルなし	(水平) 1.0% (鉛直) 1.0%	—
添付資料12－17－2－1 「緊急時対策所非常用空気浄化 ファンの耐震計算書」	緊急時対策所非常用空気浄化 ファン	横形二重型 受電動機 軸受部	既設工認 ○	(応答解析) 各設備の固有 値に基づく応答加速度に よる評価	○	(応答解析) モデルなし	(水平) 1.0% (鉛直) 1.0%	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規 規基準第1906035号 添付資料11-17-2-1 「緊急時対策所非常用空 気浄化ファンの耐震計算 書」

玄海 3 号機 緊急時対策棟 耐震性に係る説明書 既設工認との手法の整理一覧表（機能維持評価）（4／5）

該当資料	評価対象設備	型式	機能確認済 確認部位	既設工認と今回設工認との比較				備考
				解析手法 ○:同じ ●:異なる	内容	○:同じ ●:異なる	内容	
添付資料12-17-3-1 「緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの耐震計算書」	緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ 油ポンプ	機形単段遠心式 ポンプ	軸位置	○	既設工認 (応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価	○	(応答解析) モデルなし	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規 第906035号 添付資料11-17-2-1 「緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの耐震計算書」
添付資料12-17-3-3 「緊急時対策所用発電機車接続盤の耐震計算書」	緊急時対策所用発電機車接続盤	壁掛け型 受電機 油ポンプ用原動機	軸受部	○	今回 設工認 (応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価	○	(応答解析) モデルなし	—
添付資料12-17-3-4 「緊急時対策所用発電機車接続盤の耐震計算書」	緊急時対策所用発電機車接続盤	自立門鎖形 壁掛け型	盤頂部	○	既設工認 (応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価	○	(応答解析) モデルなし	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規 第906035号 添付資料11-17-3-3 「緊急時対策所用発電機車接続盤の耐震計算書」
非常用電源設備 その他電源装置	緊急時対策棟メタルラック 開閉装置	自立門鎖形 自立門鎖形	盤頂部	○	既設工認 (応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価	○	(応答解析) モデルなし	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規 第906035号 添付資料11-17-3-4 「緊急時対策棟メタルラック 開閉装置の耐震計算書」
添付資料12-17-3-6 「緊急時対策棟コントロールセントラルの耐震計算書」	緊急時対策棟コントロールセントラル	自立門鎖形 自立門鎖形	盤頂部	○	既設工認 (応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価	○	(応答解析) モデルなし	【川内1号機】 2019年6月3日付け原規規 第906035号 添付資料11-17-3-7 「A緊急時対策棟コントロールセントラルの耐震計算書」
添付資料12-17-3-7 「緊急時対策棟計装電源盤の耐震計算書」	緊急時対策棟計装電源盤	自立門鎖形 自立門鎖形	盤頂部	○	既設工認 (応答解析) 各設備の固有値に基づく応答加速度による評価	○	(応答解析) モデルなし	【川内1号機】 2019年6月1日付け原規規 第906035号 添付資料11-17-3-10 「A緊急時対策棟計装電源装置の耐震計算書」

玄海 3 号機 緊急時対策棟 耐震性に係る説明書 既設工認との手法の整理一覧表（機能維持評価）（5／5）

該当資料	評価対象設備	型式	機能確認済 加速度 確認部位	既設工認と今回設工認との比較				備考
				解析手法 <input type="radio"/> 同じ <input checked="" type="radio"/> 異なる	内容	<input type="radio"/> 同じ <input checked="" type="radio"/> 異なる	内容	
添付資料12－17－3－8 「緊急時対策棟計装分電盤の耐震計算書」	緊急時対策棟計装分電盤 壁掛け形	盤頂部	既設工認 (応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価	<input type="radio"/> 同じ <input checked="" type="radio"/> 異なる	(応答解析)モデルなし	<input type="radio"/> 同じ <input checked="" type="radio"/> 異なる	(水平) 1.0% (鉛直) 1.0%	【川内1号機】 2019年6月1日付け原規規 第1906035号 「緊急時対策棟計装用 分電盤の耐震計算書」 —
				<input type="radio"/> 同じ <input checked="" type="radio"/> 異なる	(応答解析)モデルなし	<input type="radio"/> 同じ <input checked="" type="radio"/> 異なる	(水平) 1.0% (鉛直) 1.0%	
非常用電源設備 その他の電源装置	緊急時対策棟指揮所内分電盤 壁掛け形	盤頂部	既設工認 (応答解析)各設備の固有値に基づく応答加速度による評価	<input type="radio"/> 同じ <input checked="" type="radio"/> 異なる	(応答解析)モデルなし	<input type="radio"/> 同じ <input checked="" type="radio"/> 異なる	(水平) 1.0% (鉛直) 1.0%	【川内1号機】 2019年6月1日付け原規規 第1906035号 「緊急時対策棟指揮所内 分電盤の耐震計算書」 —
				<input type="radio"/> 同じ <input checked="" type="radio"/> 異なる	(応答解析)モデルなし	<input type="radio"/> 同じ <input checked="" type="radio"/> 異なる	(水平) 1.0% (鉛直) 1.0%	

該当資料	評面対象設備	型式	常盤／可報	評価箇所	応力分類	評面位置	既設工認と今回工認との比較			備考
							○：同じ ●：異なる	○：同じ ●：異なる	○：同じ ●：異なる	
別添1-2 「火災感知器の 耐震計算書」	火災感知設備			常盤	構造強度評面	引張せん断組合せ	既設工認 ○	既設工認 ○	(応答解析) 各設備の固有地に基づく応 答加速度(応力解析) 公式等による評面	〔川内1号機〕 2013年6月1日付け原規規発第 1906035号 ※添付資料1 「耐震性に関する説明書」のう ち 「火災感知器の耐震計算書」
							今回 般工認 ○	既設工認 ○	(応答解析) 各設備の固有地に基づく応 答加速度(応力解析) 公式等による評面	
別添1-3 「火災感知器の 耐震計算書」	火災感知器	火災感知盤(壁掛け型)		常盤	構造強度評面	引張せん断組合せ	既設工認 ○	既設工認 ○	(応答解析) 各設備の固有地に基づく応 答加速度(応力解析) 公式等による評面	〔川内1号機〕 2013年6月1日付け原規規発第 1906035号 ※添付資料1 「耐震性に関する説明書」のう ち 「火災感知盤の耐震計算書」
							今回 般工認 ○	既設工認 ○	(応答解析) 各設備の固有地に基づく応 答加速度(応力解析) 公式等による評面	
別添1-4 「ハロポンベ 部材の耐震計算 書」	消火設備	ハロポンベ		常盤	構造強度評面	引張せん断組合せ	既設工認 ○	既設工認 ○	(応答解析) スベクトルモーダル解析、 (応答解析) 特異解分析(応力解析) 公式等による評面	〔川内1号機〕 2013年6月1日付け原規規発第 1906035号 ※添付資料1 「耐震性に関する説明書」のう ち 「ハロポンベへの耐震的耐震計算 書」
							今回 般工認 ○	既設工認 ○	(応答解析) スベクトルモーダル解析、 (応答解析) 特異解分析(応力解析) 公式等による評面	
別添1-5 「全焼ハロポン 自動消火設備制御 盤の耐震計算書」	全焼ハロポン自動消火設備制御 盤	全焼ハロポン(壁掛け型)		常盤	構造強度評面	引張せん断組合せ	既設工認 ○	既設工認 ○	(応答解析) 各設備の固有地に基づく応 答加速度(応力解析) 公式等による評面	〔川内1号機〕 2013年6月1日付け原規規発第 1906035号 ※添付資料1 「耐震性に関する説明書」のう ち 「全焼ハロポン自動消火設備制御 盤の耐震計算書」
							今回 般工認 ○	既設工認 ○	(応答解析) 各設備の固有地に基づく応 答加速度(応力解析) 公式等による評面	
別添1-6 「ハロポン 自動消火設備制御 盤の耐震計算書」				常盤	構造強度評面	引張せん断組合せ	既設工認 ○	既設工認 ○	(応答解析) 各設備の固有地に基づく応 答加速度(応力解析) 公式等による評面	〔川内1号機〕 2013年6月1日付け原規規発第 1906035号 ※添付資料1 「耐震性に関する説明書」のう ち 「ハロポン自動消火設備制御 盤の耐震計算書」
							今回 般工認 ○	既設工認 ○	(応答解析) 各設備の固有地に基づく応 答加速度(応力解析) 公式等による評面	
別添1-7 「ハロポンガス供 給管の耐震計算 書」		ハロポンガス供給配管		常盤	構造強度評面	引張せん断組合せ	既設工認 ○	既設工認 ○	定ピッチスパン法	〔川内1号機〕 2013年6月1日付け原規規発第 1906035号 ※添付資料1 「耐震性に関する説明書」のう ち 「ハロポンガス供給配管の耐震 計算書」
							今回 般工認 ○	既設工認 ○	定ピッチスパン法	
別添2-2 「緊急時対策機 械用耐水栓・ポン プの耐震計算書」		緊急時対策機械用耐水栓・ポンプ		常盤	構造強度評面	引張せん断組合せ	既設工認 ○	既設工認 ○	(応答解析) 各設備の固有地に基づく応 答加速度(応力解析) 公式等による評面	〔川内1号機〕 2013年6月1日付け原規規発第 1906035号 ※添付資料1 「耐震性に関する説明書」のう ち 「緊急時対策機械用耐水栓・ポンプの耐震 計算書」
							今回 般工認 ○	既設工認 ○	(応答解析) 各設備の固有地に基づく応 答加速度(応力解析) 公式等による評面	
別添2-3 「耐震性に係 る機器の耐震計 算書」		治水施設	治水施設	常盤	構造強度評面	引張せん断組合せ	既設工認 ○	既設工認 ○	定ピッチスパン法	〔川内1号機〕 2013年6月1日付け原規規発第 1906035号 ※添付資料1 「耐震性に関する説明書」のう ち 「耐震性に係る機器の耐震計算書」
							今回 般工認 ○	既設工認 ○	定ピッチスパン法	

該当資料	評面対象設備	型式	常盤／可搬	評面薄列	応力分類	評面位置	既設工認と今回工認との比較			比較した既設工認 内容	備考
							○同じ ●異なる	○同じ ●異なる	○同じ ●異なる		
非常用非常用電源装置	緊急待機蓄電池	トレーラー	評面評価	—	—	既設工認	加振は既後に伝播していないことを確認する所の地震面の最大加速度が、既設工認台による段階で測定した加速度以下であることを確認する。	—	—	【川内1号機】 2013年6月1日付け原規規発第 1906035号 添付資料1 別添3-2「可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関する説明書」のうち車両型設備の耐震計算書」 ※緊急待機蓄電池所用参考機車と同型の中容量発電機車の評価方法を比較。	—
別添3-3 「可搬型重大事故等対処設備のうち車両型設備の耐震計算書」	波及的影響評面	直接支持構造物 構造強度評面	可搬	内燃機取付ボルト 免震機取付ボルト コントナ取付ボルト	引張 せん断 組合せ	既設工認	評面対象部位について、加振は既設車より傳わらず、加振は既設車により算出され、評面が以下であることを確認する。 （参考値）加振度を用いて公表値による評面（評価強度）公式等による評面	—	—	【川内1号機】 2013年6月1日付け原規規発第 1906035号 添付資料1 別添3-2「可搬型重大事故等対処設備の耐震計算書」 ※緊急待機蓄電池所用参考機車と同型の中容量発電機車の評価方法を比較。	—
別添3-4 「可搬型重大事故等対処設備のうちポンプ・貯水槽」 の耐震計算書」	波及的影響評面	間接支持構造物 構造強度評面	可搬	既設工認	—	既設工認	当該設備がすべり及び浮上がありによる 波及的影響を防止する必要のある場合は、 既設工認に於ける波及的影響を考慮して評 価する。ただし、既設工認が、 既設工認に於ける波及的影響を防止する ことには、既設工認に於ける波及的影響を 考慮することにより複数回実施する。	—	—	【川内1号機】 2013年6月1日付け原規規発第 1906035号 添付資料1 別添3-2「可搬型重大事故等対処設備の耐震計算書」のうち車両型設備の耐震計算書」 ※緊急待機蓄電池所用参考機車と同型の中容量発電機車の評価方法を比較。	—
別添3-5 「可搬型重大事故等対処設備のうちポンプ・貯水槽」 の耐震計算書」	構造強度評面	組合せ ポンペラック架台	—	既設工認	（応答解析）FEMモデル （応答解析）モードルなし	既設工認	（応答解析）FEMモデル （応答解析）モードルなし	○	（水平）1.0% (鉛直)1.0%	【川内1号機】 2013年6月1日付け原規規発第 1906035号 添付資料1 別添3-3「可搬型重大事故等対処設備の耐震計算書」のうちポンプ・貯水槽の耐震計算書」 ※緊急待機蓄電池所用参考機車と同型の中容量発電機車の評価方法を比較。	—
別添3-6 「可搬型重大事故等対処設備のうちポンプ・貯水槽」 の耐震計算書」	構造強度評面	組合せ 基礎ボルト	引張 せん断 組合せ	既設工認	（応答解析）FEMモデル （応答解析）モードルなし	既設工認	（応答解析）FEMモデル （応答解析）モードルなし	○	（水平）1.0% (鉛直)1.0%	【川内1号機】 2013年6月1日付け原規規発第 1906035号 添付資料1 別添3-3「可搬型重大事故等対処設備の耐震計算書」のうちポンプ・貯水槽の耐震計算書」 ※緊急待機蓄電池所用参考機車と同型の中容量発電機車の評価方法を比較。	—
別添3-7 「可搬型重大事故等対処設備のうちポンプ・貯水槽」 の耐震計算書」	波及的影響評面	組合せ ポンペラック架台	引張 せん断 組合せ	既設工認	（応答解析）FEMモデル （応答解析）モードルなし	既設工認	（応答解析）FEMモデル （応答解析）モードルなし	○	（水平）1.0% (鉛直)1.0%	【川内1号機】 2013年6月1日付け原規規発第 1906035号 添付資料1 別添3-3「可搬型重大事故等対処設備の耐震計算書」のうちポンプ・貯水槽の耐震計算書」 ※緊急待機蓄電池所用参考機車と同型の中容量発電機車の評価方法を比較。	—

該当資料	評価対象設備	型式	常盤／可搬	評価箇所	応力分類	評価位置	既設工認と今回工認との比較			備考
							○：同じ ●：異なる	○：同じ ●：異なる	○：同じ ●：異なる	
	計測制御系統施設 ・原子炉冷却水サージタンク ・格納容器再循環ユニット入口温度／ 出口温度計本体（可搬型温度計測装置） ・機器部通話設備 ・衛星搬送電話設備	軸側評面	—	—	○	既設工認	加振試験後に伝到していないことを確認する。地表面の最大加速度が、加振試験により伝到しないことを確認した加振台の最大加速度以下であることを確認する。	—	—	【内1号規】 2016年6月3日付「原規発第 1906035号 添付資料1 「耐震性に関する説明書」のう ち「可搬型重大事故等対処設備の 別添3-4 うちその他の設備の耐震計算書」
別添3-5 可搬型重大事 故等対策所エアモニタ うららこの他設備 の耐震計算書】	計測装置 放射線管理用計装置 ・可搬型エアモニタ （緊急時対策所ごと使用） ・電線管サーベイメータ ・NaIシンチレーションヨーメータ ・GMカウントチャーンヨーメータ ・ZnSシンチレーションヨーメータ 緊急時対策所 ・可搬型エアモニタ （放射線管理用） ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計	可搬	波及的影響評面	—	○	既設工認	当該設備が波及的影響を防止する必要のある他の設備に対する影響を及ぼさないことを、保管場所における設置床の最大加速度が、ラック、支脚フレーム、固定治具等の支撑機能を保持できることを確認した加振台の最大加速度以下であることにより確認する。	—	—	【内1号規】 2016年6月3日付「原規発第 1906035号 添付資料1 「耐震性に関する説明書」のう ち「可搬型重大事故等対処設備の 別添3-4 うちその他の設備の耐震計算書」
						今回 設工認	同上			
						今回 設工認	同上			

玄海 3 号機 緊急時対策棟 耐震性に係る説明書（別添）既設工認との手法の整理一覧表（機能維持評価）（1/2）

該当資料	評価対象設備	型式	常設／可搬	機能確認済 確認部位	既設工認と今回工認との比較				比較した既設工認 備考
					解析手法	既設工認 内容	○：同じ ●：異なる	○：同じ ●：異なる 内容	
別添1-2 「火災感知器の耐震 計算書」	火災感知設備	煙感知器（アナログ） 熱感知器（防爆） 熱感知器（方爆） 炎感知器（方爆）	常設	機器取付位置	既設工認  (応答解析) 加振試験より得られた固有値に基づく応答加速度による評価	既設工認  (応答解析) 加振試験より得られた固有値に基づく応答加速度による評価	○	○：同じ ●：異なる	【川内1号機】 2019年3月3日付け原規規発第 190603号 添付資料1 「耐震性に関する説明書」のうち 別添1-2 「火災感知器の耐震計算書」
その他	火災警報盤	火災警報盤（壁掛け型）	常設	盤頂部	既設工認  (応答解析) 加振試験より得られた固有値に基づく応答加速度による評価	既設工認  (応答解析) 加振試験より得られた固有値に基づく応答加速度による評価	○	○：同じ ●：異なる	【川内1号機】 2019年3月3日付け原規規発第 190603号 添付資料1 「耐震性に関する説明書」のうち 別添1-3 「火災警報盤の耐震計算書」
別添1-3 「火災警報盤の耐震 計算書」	火災警報盤	火災警報盤（壁掛け型）	常設	盤頂部	既設工認  (応答解析) 加振試験より得られた固有値に基づく応答加速度による評価	既設工認  (応答解析) 加振試験より得られた固有値に基づく応答加速度による評価	○	○：同じ ●：異なる	【川内1号機】 2019年3月3日付け原規規発第 190603号 添付資料1 「耐震性に関する説明書」のうち 別添1-4 「ハロンボンベ設備の耐震計算書」
別添1-4 「ハロンボンベ設備 の耐震計算書」	火災警報盤 消火設備	ハロンボンベ設備	容器弁	機器取付位置	既設工認  (応答解析) 加振試験より得られた固有値に基づく応答加速度による評価	既設工認  (応答解析) 加振試験より得られた固有値に基づく応答加速度による評価	○	○：同じ ●：異なる	【川内1号機】 2019年3月3日付け原規規発第 190603号 添付資料1 「耐震性に関する説明書」のうち 別添1-4 「ハロンボンベ設備の耐震計算書」
別添1-5 「ハロンガス供給選 択弁の耐震計算書」	火災警報盤 消火設備	ハロンガス供給選択弁 （作型）	常設	機器取付位置	既設工認  (応答解析) 加振試験より得られた固有値に基づく応答加速度による評価	既設工認  (応答解析) 加振試験より得られた固有値に基づく応答加速度による評価	○	○：同じ ●：異なる	【川内1号機】 2019年3月3日付け原規規発第 190603号 添付資料1 「耐震性に関する説明書」のうち 別添1-5 「ハロンガス供給選択弁の耐震計算書」
別添1-6 「全域ハロン自動消 火設備制御盤の耐震 計算書」	火災警報盤 消火設備	全域ハロン自動消火設備制御盤 （壁掛け型）	常設	盤頂部	既設工認  (応答解析) 加振試験より得られた固有値に基づく応答加速度による評価	既設工認  (応答解析) 加振試験より得られた固有値に基づく応答加速度による評価	○	○：同じ ●：異なる	【川内1号機】 2019年3月3日付け原規規発第 190603号 添付資料1 「耐震性に関する説明書」のうち 別添1-6 「ハロン消火設備制御盤の耐震計算書」

該当資料	評価対象設備	型式	常設／可搬	機能確認済 加速度 確認部位	既設工認と今回設工認との比較				備考
					解析手法	解析モデル	減衰定数	比較した既設工認	
別添2-2 「緊急時対策機用勇 水サンプドンブの耐 震計算書」	立形斜流ポンプ 立形こらがり輸受電動機	常設 コラム生端部 軸受部	既設工認 ○	既設工認 (応答解析)各設備の固有植に基づく応答加 速度による評価	○ ●同じ ●異なる 内容	○：同じ ●：異なる 内容	○：同じ ●：異なる 内容	○：同じ ●：異なる 内容	【川内1号機】 2019年3月3日付け原規規発第 190603号 添付資料1-1-2 「緊急時対策機 指揮所」の耐震計 算書」のうち 別紙「[地下]地下水設備の地震時の健全 性について」
別添1-3 「[可搬]重量大車両 対処設備の耐震計 算書」	緊急時対策用 緊急時対策機車用 非常用電 源設備	可搬 トレーラ 非常用電 源設備	既設工認 ○	既設工認 (応答解析)各設備の固有植に基づく応答加 速度による評価	○ ●同じ ●異なる 内容	○ ●同じ ●異なる 内容	○ ●同じ ●異なる 内容	○ ●同じ ●異なる 内容	【川内1号機】 2019年3月3日付け原規規発第 190603号 添付資料1-1 「耐震性」に関する説明書」のうち 別添1-2 「可搬型重大事故等対処設備のう ち車両型設備の耐震計算書」 ※緊急時対策所用緊急機車と同型 の中容量拳銃電動車の評価方法を比 較。

## 補足説明資料 8

通信連絡設備に関する補足説明資料

## 目 次

- 補足説明資料 8-1 緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)における衛星系回線の採用について
- 補足説明資料 8-2 緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)の伝送設備について

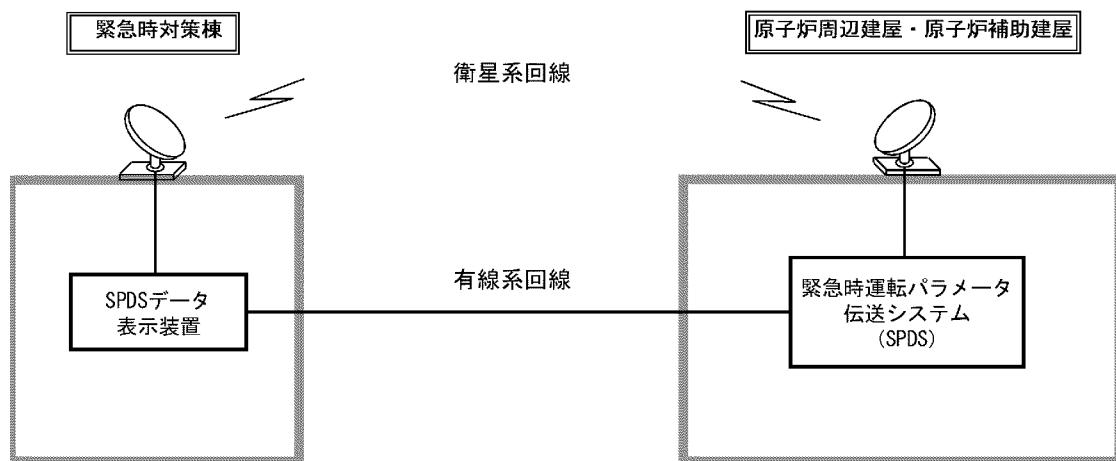
## 補足説明資料 8-1 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）における衛星系回線の採用について

緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の伝送概要図を第1図に示す。緊急時対策所（緊急時対策棟内）には、1次冷却材喪失事故等に対処するため必要な情報及び重大事故等に対処するために必要な指示ができる情報収集設備として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を原子炉周辺建屋及び原子炉補助建屋に設置し、SPDSデータ表示装置を緊急時対策棟に設置する。

既設の代替緊急時対策所向け無線アンテナを設置している原子炉周辺建屋等に、新設する緊急時対策棟向け無線アンテナを設置しても、方路上に遮蔽物（タービン建屋等）があり通信できない。このことから、緊急時対策棟と原子炉周辺建屋及び原子炉補助建屋間の通信回線については、常用回線である有線系回線に加え、有線系回線が使用できない場合に地理的条件や建屋の位置関係（遮蔽物含む）を考慮した衛星系回線を採用する。

この通信回線の組合せは、これまで代替緊急時対策所と原子炉周辺建屋及び原子炉補助建屋間の通信回線として使用していた有線系回線・無線系回線の組合せと異なるものの、衛星系回線は、無線系回線と同等の信頼性を有していることに加え、地理的条件や建屋の位置関係（遮蔽物含む）による影響を受けないこと、及びアンテナ設置、電路構築等の作業安全性及び点検や不具合対応等の保守において優位性がある。玄海における無線系回線と衛星系回線の検討比較を第1表に、建屋の位置関係を示した平面図及び断面図を第2図に示す。

また、衛星系回線は既設の統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備で実績のある通信事業者と大規模災害時でも使用可能な契約を締結する予定であり、かつ、統合原子力防災ネットワークで使用する伝送帯域とは別帯域とすることで通信速度や容量を確保する。



第1図 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）伝送概要図

第1表 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）伝送に係る無線系回線と衛星系回線の検討比較（玄海）

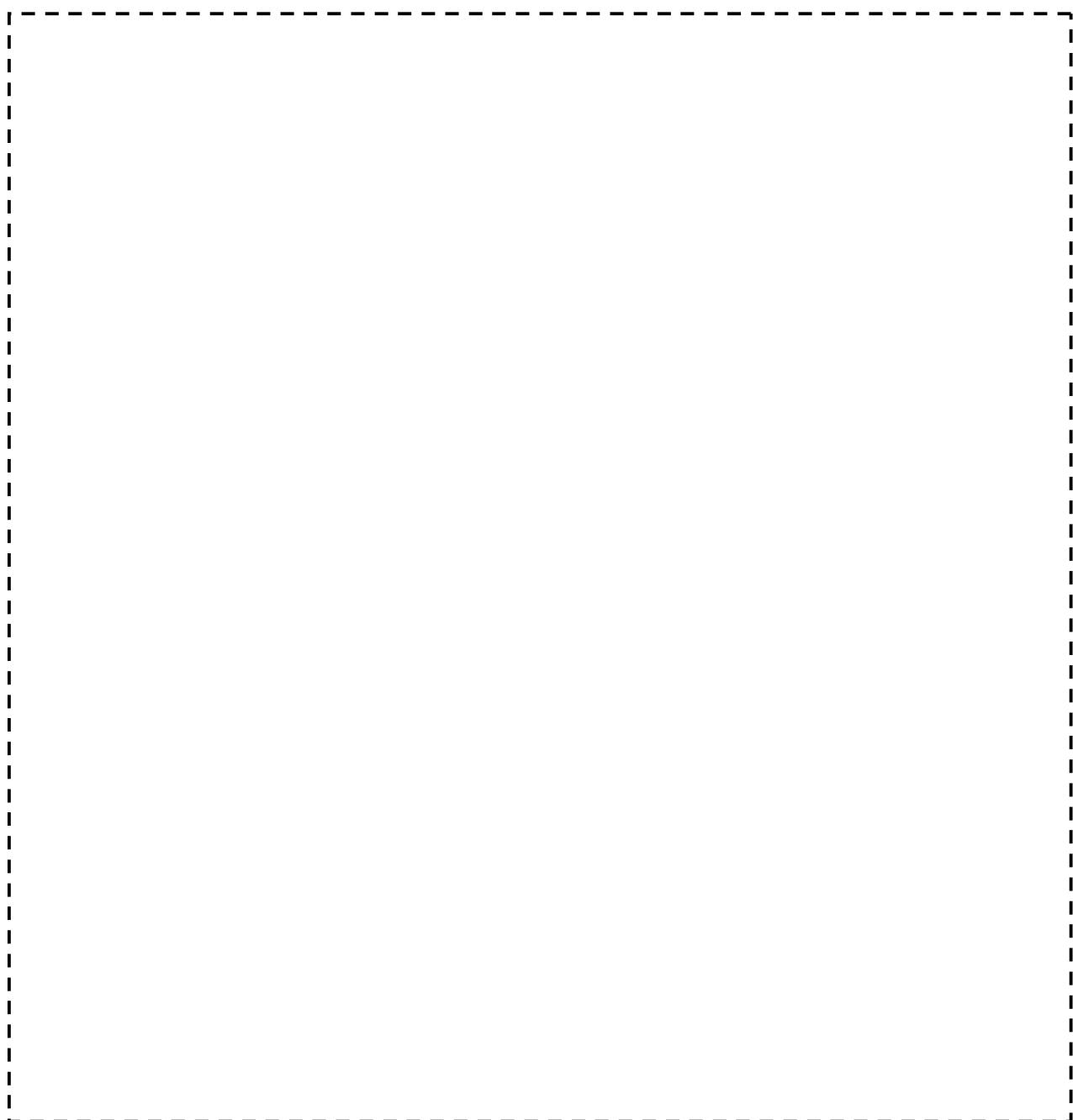
比較項目	①無線系回線 (無線アンテナ：原子炉補助・周辺建屋屋上設置)	②無線系回線 (無線アンテナ： タービン建屋屋上設置)	③無線系回線 (無線アンテナ： 原子炉格納容器外壁設置)	④衛星系回線 (衛星アンテナ： 原子炉補助建屋屋上設置)
通信速度 及び信頼度 (豪雨等の影響)	<ul style="list-style-type: none"> <li>豪雨等の影響は、玄海原子力発電所の代替緊急時対策所SPDS（無線系回線）における過去1年間の運用実績より、特に台風時は単発的なリンクダウン※を数回程度確認しているが、このリンクダウンは、SPDSの伝送周期（約10秒）内で復旧している（発生から概ね1秒以内）瞬間的な伝送遅延であるため影響はない。</li> </ul> <p>※：コンピュータや通信機器が機器の故障や電波が届かない等によって別の装置と接続できず通信できない状態になること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SPDS伝送は常用回線を有線系回線とし、有線系回線が使用できない場合は、無線系回線で対応することで信頼度を確保する考えである（ERSSと同様な考え方）。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>無線系回線に比べ長距離伝送のため通信速度は若干劣るが、豪雨等の影響は玄海原子力発電所の衛星系回線を使用した統合原子力防災NWに接続する通信連絡設備における過去1年間の運用実績より、リンクダウンの確認はない。仮にリンクダウンが発生しても無線系回線と同様に瞬間的な伝送遅延であるため影響はない。</li> <li>信頼度確保の考え方も、有線系回線が使用できない場合に使用する回線が無線系回線から衛星系回線に置き換わるだけでありERSSと同様な考え方である</li> </ul>
通信方路条件	<p>遮蔽物であるタービン建屋等より高いアンテナ鉄塔（約27m）を方路を考慮し設置することで伝送可</p> <p>○</p>	<p>方路を考慮しアンテナを設置することで伝送可</p> <p>○</p>	<p>遮蔽物であるタービン建屋等より高い原子炉格納容器上部に方路を考慮しアンテナを設置することで伝送可</p> <p>○</p>	<p>遮蔽物の影響を受けることなく伝送可</p> <p>○</p>
耐震性	<p>耐震性（Sクラス）を有する建屋への設置であるが、建屋屋上の強度がアンテナ鉄塔の荷重（概算約10t/m<sup>2</sup>）に耐えられない</p> <p>×</p>	<p>タービン建屋が耐震性（Sクラス）を有していない</p> <p>×</p>	<p>耐震性（Sクラス）を有する建屋への設置であり、耐震性を有するアンテナを設置可</p> <p>○</p>	<p>耐震性（Sクラス）を有する建屋へ設置した、耐震評価済の既設アンテナを使用</p> <p>○</p>
アンテナ設置、 電路構築等の 作業安全性 及び保守性	<p>アンテナ設置及びアンテナまでの電路構築は原子炉補助建屋屋上から20m以上の高所作業となり、かつ点検・不具合対応等も容易に実施不可</p> <p>△</p>	<p>アンテナ設置及びアンテナまでの電路構築はタービン建屋屋上から3m以下であるため、高所作業を低減でき、点検・不具合対応等も容易に実施可</p> <p>○</p>	<p>アンテナ設置及びアンテナまでの電路構築（原子炉格納容器外壁に設置）は原子炉周辺建屋から20m以上の高所作業となり、かつ点検・不具合対応等においては、都度足場を設置する必要があるため、迅速かつ容易に実施不可</p> <p>△</p>	<p>基礎を含めてアンテナの高さが原子炉補助建屋屋上から3m以下であるため、高所作業を低減でき、点検等・不具合対応も容易に実施可</p> <p>○</p>
総合評価	×	×	△	○

第2図 建屋の位置関係を示した平面図及び断面図

## 補足説明資料 8-2 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の伝送設備について

緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、伝送先が代替緊急時対策所から緊急時対策棟へ変更することで伝送方法を無線系回線から衛星系回線に変更し伝送設備構成も変更するが、既設建屋（原子炉周辺建屋及び原子炉補助建屋）側においては、既設設備を活用することで新規に設置する設備はない。

第1図に既設建屋における変更前後の緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の伝送設備構成図、第1表に既設建屋における緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の伝送設備一覧を示す。

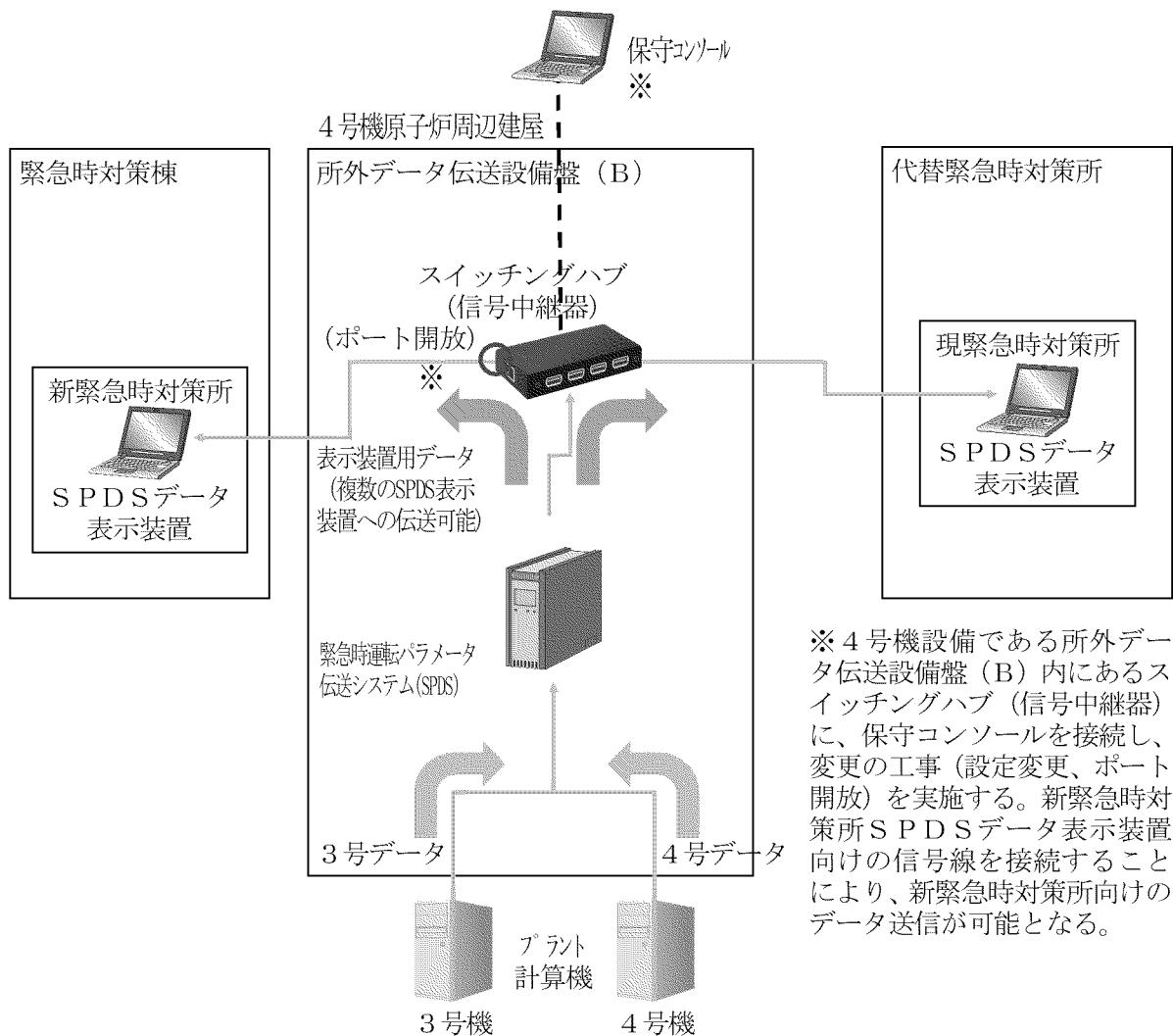


第1図 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の伝送設備構成図

第1表 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の伝送設備一覧

設備名(全て既設設備)		申請区分	設置場所	設置高さ
代替緊急時対策所向け	緊急時対策棟向け			
無線アンテナ	—	3号機設備、3,4号機共用	3号機原子炉周辺建屋屋上	EL. 20.4m
通信機器中継器収容盤	—	3号機設備、3,4号機共用	3号機原子炉周辺建屋内	EL. 11.3m
—	衛星アンテナ	3号機設備、3,4号機共用	原子炉補助建屋屋上	EL. 19.25m
所外データ伝送設備盤(A)	変更なし	3号機設備、3,4号機共用	原子炉補助建屋内	EL. 11.3m
統合原子力防災NW用通信機器収容架1	変更なし	3号機設備、3,4号機共用	原子炉補助建屋内	EL. 11.3m
—	統合原子力防災NW用通信機器収容架2	3号機設備、3,4号機共用	原子炉補助建屋内	EL. 11.3m
統合原子力防災NW用通信機器収容架3	変更なし	3号機設備、3,4号機共用	原子炉補助建屋内	EL. 11.3m
所外データ伝送設備盤(B)※3	変更なし※3	4号機設備、3,4号機共用	4号機原子炉周辺建屋内	EL. 11.3m

※3 4号機設備である所外データ伝送設備盤（B）は第1表に示すとおり設備の変更はないが、代替緊急時対策所から緊急時対策棟への伝送先変更に伴い、計測制御系統施設及び緊急時対策所の基本設計方針を変更する必要があること、及び緊急時対策棟へデータを伝送するため、第2図に示すとおり所外データ伝送設備盤（B）の変更の工事（スイッチングハブの設定変更、新たなポート開放）を実施し、緊急時対策棟へデータが正常に伝送されることを確認する必要があることから、4号機の申請を行っている。なお、川内原子力発電所2号機 緊急時対策棟設置工事においても同様の整理にて工事計画認可申請を実施している。



第2図 4号機 所外データ伝送設備盤（B）変更の工事イメージ図

## 補足説明資料 9

健全性に関する説明書に関する補足説明資料

## 目 次

- 補足説明資料 9-1 屋外アクセスルートから緊急時対策棟までの地震時のアクセス性について
- 補足説明資料 9-2 重大事故等対処設備（緊急時対策所）の共通要因による機能喪失の防止について
- 補足説明資料 9-3 重大事故等対処設備（緊急時対策所）の重大事故等発生時の系統構成操作について
- 補足説明資料 9-4 緊急時対策棟屋外地下エリアの屋外の天候に対する設計について
- 補足説明資料 9-5 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの素除去フィルタ用活性炭の外気温度低下に対する健全性について
- 補足説明資料 9-6 第 6 保管エリアにおける RC 床版の施工計画について

## 補足説明資料 9-1 屋外アクセスルートから緊急時対策棟までの 地震時のアクセス性について

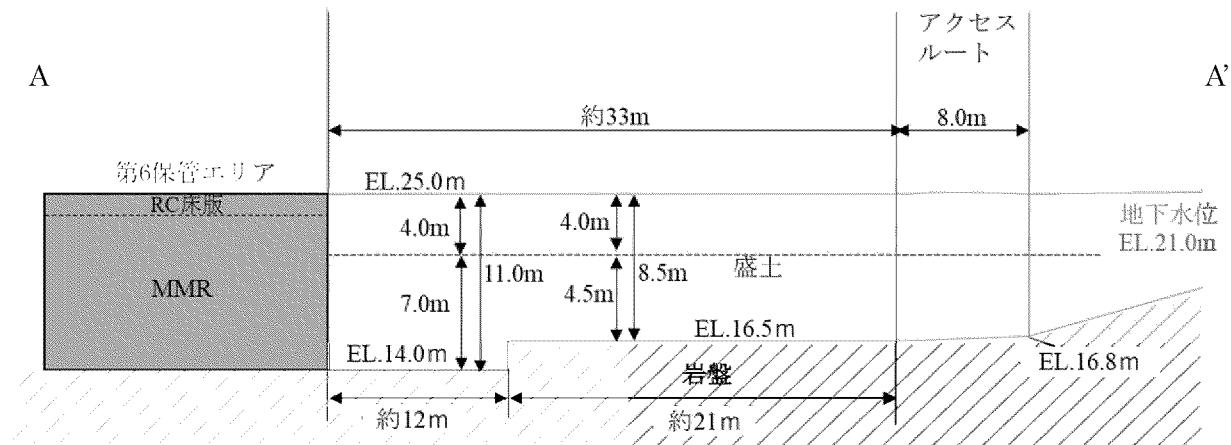
緊急時対策棟周辺は盛土地盤となるため、アクセスルートから緊急時対策棟までのアクセス性について地震時の影響を確認する。具体的には地震による盛土地盤の沈下量を算出し、地表面の断面的な状況を踏まえ、緊急時対策棟本部要員（以下「対策要員」という。）が徒歩により通行可能であることを確認する。なお、重大事故等時においては、緊急時対策棟及び第 6 保管エリアを発着する緊急時対策所用発電機車の移動とユニック車等の資機材を用いた可搬型重大事故等対処設備の運搬はない。

地震時において、対策要員はアクセスルートのうち、建屋周辺の敷地高さと同じ高さである EL.25m の範囲を通行し、緊急時対策棟にアクセスする。今回の影響確認においては、緊急時対策棟に隣接する第 6 保管エリア基礎は MMR を介して岩盤上に設置するため、地震による沈下の影響がないことを踏まえ、アクセスルートから第 6 保管エリアを経由して緊急時対策棟に入る動線を想定し、最短ルートとなる盛土地盤の沈下量を算定する。評価対象ルートの位置を第 1 図に、評価対象ルートの断面図を第 2 図に示す。

地下水位については、緊急時対策棟用湧水サンプポンプにより、建屋周辺の地下水位は低下するが、保守的に建屋設置予定地周辺で観測している No.3 水位計の、2019 年 8 月から 2020 年 8 月までの平均観測水位を参考に EL.21.0m に設定する。

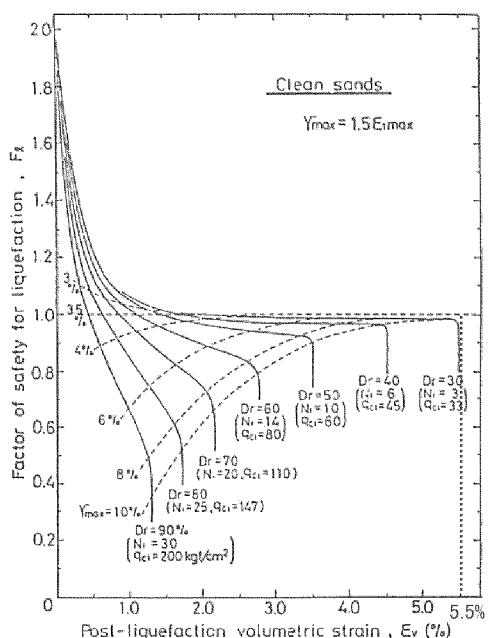


第 1 図 評価対象ルートの位置



第2図 評価対象ルートの断面図

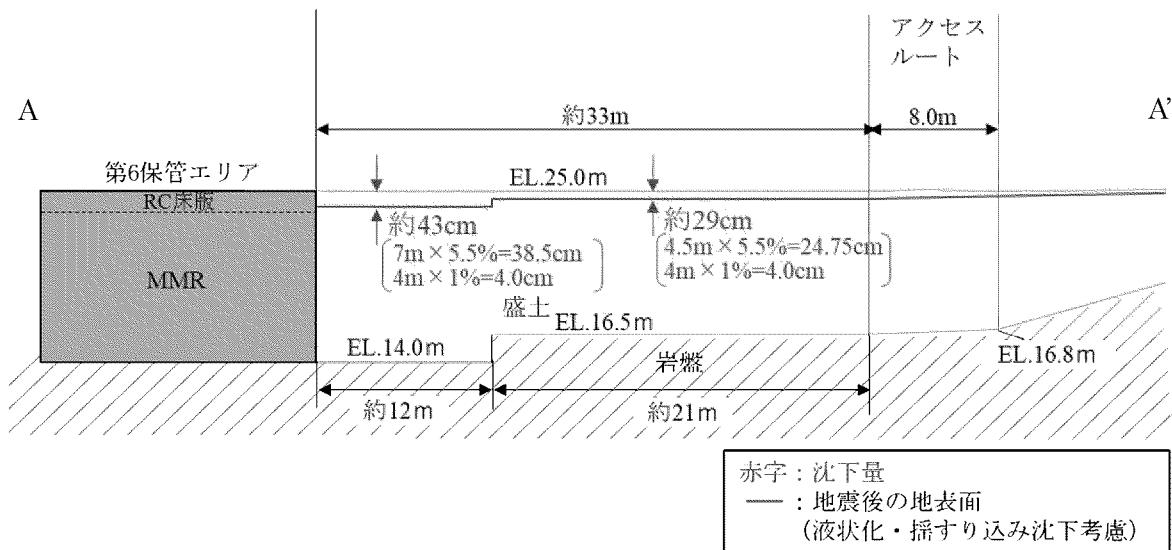
地震時の沈下量は、液状化及び搖すり込みによる沈下量の合計とする。液状化による沈下量は、地下水位以深の盛土層を対象層とし、第3図に示す体積ひずみと液状化抵抗率の関係から層厚の5.5%を沈下量として算定する。また、搖すり込みによる沈下量は、液状化対象層を除く盛土層を対象層とし、新潟県中越沖地震時における東京電力柏崎刈羽原子力発電所の沈下実績に基づき、層厚の1%を沈下量として算定する。



引用文献  
Kenji Ishihara and Mitsutoshi Yoshimine (1992) : Evaluation Of Settlements In Sand Deposits Following Liquefaction During Earthquakes;Soils And Foundations Vol.32, No.1, 173-188.  
に一部加筆

第3図 体積ひずみと液状化抵抗率の関係

沈下量の算定結果を第4図に示す。沈下量については、最大約43cm ( $7m \times 5.5\% + 4m \times 1\% = 42.5\text{cm}$ ) の沈下が生じるが、評価対象ルートを断面的に見た場合、岩盤形状及び盛土層の分布状況から地表面はほぼ一様に沈下するため、局所的な段差は発生しないと想定される。また、第6保管エリアと盛土地盤の境界で段差が発生するが、通行に支障をきたすほどの段差ではない。以上より、地震時においても、対策要員はアクセスルートから緊急時対策棟へ通行が可能である。なお、評価対象ルート周辺には地下構造物はないため、液状化による地下構造物の隆起の影響はない。



第4図 沈下量の算定結果

## 補足説明資料9-2 重大事故等対処設備（緊急時対策所）の共通要因による機能喪失の防止について

### 1. 概 要

本資料は、重大事故等対処設備（緊急時対策所）※の共通要因（環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災）（以下「共通要因」という。）による機能喪失防止に係る設計（技術基準規則第54条第1項第1号及び第76条並びにそれらの解釈）について説明する。なお、重大事故等対処設備（緊急時対策所）のうち緊急時対策所機能を有する重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、技術基準規則第54条第2項第3号、第3項第5号及び第7号に要求されている位置的分散を図る対象設備等がないため、要求事項適用外であるが、第76条に基づき位置的分散を図る対象を中央制御室とし、参考として記載する。

※緊急時対策所（緊急時対策棟内）の設置に係る重大事故等対処設備であり、保管場所を変更する可搬型計測装置及び移動式周辺モニタリング設備を含む。

### 2. 重大事故等対処設備（緊急時対策所）の共通要因による機能喪失防止に係る設計

重大事故等対処設備（緊急時対策所）に対する共通要因による機能喪失防止に係る設計のうち、環境条件（技術基準規則第54条第1項第1項及びその解釈の要求事項）及び環境条件を除く共通要因による機能喪失防止（技術基準規則第76条及びその解釈の要求事項）に対する設計上の考慮事項を第1表に、各共通要因に対する具体的な設計上の考慮内容を第2表に示す。

なお、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、既工事計画において確認済みであることから、第1表・第2表では言及しない。

第2表に記載している設備のうち、屋外の重大事故等対象設備（緊急時対策所）（配管、ケーブルを除く。）を第3表に示す。

また、保管場所を変更する重大事故等対処設備（緊急時対策所）のうち可搬型計測装置及び移動式周辺モニタリング設備については、既工事計画と同様の方針で以下のように設計している。

- ・可搬型計測装置及び移動式周辺モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策棟建屋内に保管するなど、共通要因のうち環境条件に対して、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。
- ・可搬型計測装置は、環境条件を除く共通要因に対して、設計基準事故対処設備と位置的分散を図り保管する。
- ・移動式周辺モニタリング設備は、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備以外の重大事故等対処設備であり、技術基準規則第54条第3項第5号及び第7号に規定されている位置的分散を図る対象設備がないものの、可搬型モニタリングポストについては、環境条件を除く共通要因に対して、常設重大事故等対処設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストと位置的分散を図り保管する。

第1表 共通要因による機能喪失防止に係る設計上の考慮事項

技術基準 規則	項目	設計上の考慮事項
第54条 第1項第1号	環境条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、重大事故等発生時に想定される環境条件に対して、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮できる設計とする。</li> </ul>
第76条 第54条 第2項第3号 第3項第5号 第3項第7号	自然現象	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災により中央制御室と同時に機能喪失しないよう、中央制御室と位置的分散を図り、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</li> </ul>
	外部人為事象	
	溢水	
	火災	

第2表 各共通要因に対する重大事故等対処設備（緊急時対策所）への設計上の考慮内容(1/2)

技術基準規則	項目	屋内の常設重大事故等対処設備（緊急時対策所） (例：緊急時対策所非常用空気浄化ファン)	屋外の常設重大事故等対処設備（緊急時対策所） (例：緊急時対策所用発電機車接続盤)
第54条 第1項第1号	圧力、温度 湿度、放射線	・事故時に想定される環境圧力（大気圧）、環境温度（40°C）、環境湿度（100%）、環境放射線（≤10mGy/h）にて機能を損なわない設計とする。	
	地震荷重	・地震による荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	
	風（台風）、竜巻のうち風荷重	・外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策棟建屋内に設置する。	・風荷重を考慮し、機能を損なわない設計とする。
	積雪及び火山影響による荷重	・外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策棟建屋内に設置する。	・必要により除雪又は除灰を行う設計とする。
	凍結、降水	－（屋内設備であるため考慮不要）	・凍結防止対策及び防水対策を行う設計とする。
	電磁的障害	・電磁波によりその機能が損なわれないよう、鋼製筐体や金属付シールド付ケーブルを適用し電磁波の侵入を防止等の措置を講じた設計とする。	
	周辺機器等からの悪影響	・地震の波及的影響により機能を喪失しないように、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計とする。 ・火災の波及的影響により機能を喪失しないように、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。 ・溢水の波及的影響により機能を喪失しないように、想定される溢水水位よりも高所に設置する。	・地震の波及的影響により機能を喪失しないように、技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計とする。 ・火災の波及的影響により機能を喪失しないように、技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。 ・溢水の波及的影響により機能を喪失しないように、EL. 11.0mより高い敷地高さに設置する。
第76条 第54条 第2項第3号	自然現象、外部人為事象、溢水、火災共通	・重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、共通要因により中央制御室と同時に機能喪失しないよう、中央制御室とは離れた位置に設置する。	
	地震	・技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置する。 ・技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」に基づく設計とする。	
	津波	・技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	
	風（台風）、竜巻	・環境条件と同じ。	
	凍結、降水	・環境条件と同じ。	
	積雪、火山	・環境条件と同じ。	
	落雷	・避雷設備及び接地設備により防護する設計とする。	・接地設備により防護する設計とする。
	生物学的事象	・小動物に対して、侵入防止対策が図られた緊急時対策棟建屋内に設置する。	・小動物に対して、侵入防止対策により必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。
	森林火災	－（位置的分散以外の防護設計なし）	
	高潮	・高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。	
外部人為事象	飛来物（航空機落下等）、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突	－（位置的分散以外の防護設計なし）	
	電磁的障害	・環境条件と同じ。	
	故意による大型航空機の衝突その他テロリズム	－（可搬型重大事故等対処設備に対する要求であるため考慮不要。）	
	溢水	・没水、被水及び蒸気の影響を評価し、没水、被水及び蒸気の影響により要求される機能を損なうおそれがない設計とする。 ・想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。	・EL. 11.0mより高い敷地高さに設置する。
	火災 <sup>(注)</sup>	・技術基準規則第52条「火災による損傷の防止」に基づく設計とする。	

(注) 緊急時対策棟屋上及び緊急時対策棟屋外地下エリアは「屋外」とする。

第2表 各共通要因に対する重大事故等対処設備（緊急時対策所）への設計上の考慮内容(2/2)

技術基準規則	項目	屋内の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所） (例：酸素濃度計)	屋外の可搬型重大事故等対処設備（緊急時対策所） (例：緊急時対策所用発電機車)
第54条 第1項第1号	圧力、温度、湿度、放射線	・事故時に想定される環境圧力（大気圧）、環境温度（40°C）、環境湿度（100%）、環境放射線（≤10mGy/h）にて機能を損なわない設計とする。	
	地震荷重	・横滑りを含めて地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とともに、地震後においても機能及び性能を保持する設計とする。	
	風（台風）、竜巻のうち風荷重	・外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策棟建屋内に保管する。	・浮き上がり又は横滑りを拘束することにより、機能を損なわない設計とするか、あるいは同じ機能を有する他の重大事故等対処設備にこれらの措置を講じることにより、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮する設計とする。
	積雪及び火山影響による荷重	・外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策棟建屋内に保管する。	・必要により除雪又は除灰を行う設計とする。
	凍結、降水	－（屋内設備であるため考慮不要）	・凍結防止対策及び防水対策を行う設計とする。
	電磁的障害	・電磁波によりその機能が損なわれないよう、鋼製筐体や金属付シールド付ケーブルを適用し電磁波の侵入を防止する等の措置を講じた設計とする。	
	周辺機器等からの悪影響	・油内包機器による地震随伴火災の影響や、地震随伴溢水の影響により機能を喪失しない場所に保管する。 ・火災の波及的影響により機能を喪失しないように、火災防護対策を火災防護計画に策定する。 ・溢水の波及的影響により機能を喪失しないように、想定される溢水水位よりも高所に保管する。	・自然現象及び外部人為事象による波及的影響に起因する周辺機器等からの悪影響により、必要な機能を損なわないよう、全てを一つの保管場所又は隣接した保管場所に保管することなく、一部は離れた位置の保管場所に分散配置する。 ・地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び搖すり込みによる不等沈下、地盤支持力の低下及び地下構造物の崩壊等を受けない位置に保管する。 ・火災の波及的影響により機能を喪失しないように、火災防護対策を火災防護計画に策定する。 ・溢水の波及的影響により機能を喪失しないように、EL. 11.0mより高い敷地高さに保管する。
第76条 第54条 第3項第5号 第3項第7号	自然現象、外部人為事象、溢水、火災共通	・重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、共通要因により中央制御室と同時に機能喪失しないよう、中央制御室とは離れた位置に保管する。 ・複数箇所に分散して保管する。 <sup>(注1)</sup>	
	地震	・技術基準規則第49条「重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置された緊急時対策棟建屋内に保管する。 ・技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」にて考慮された設計とする。	・地震による影響（周辺構造物の倒壊や周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び搖すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足並びに地下構造物及び水路等の損壊等）により必要な機能を喪失しない位置に保管する。 ・技術基準規則第50条「地震による損傷の防止」にて考慮された設計とする。
	津波	・技術基準規則第51条「津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	
	風（台風）、竜巻	・環境条件と同じ。	
	凍結、降水	・環境条件と同じ。	
	積雪、火山	・環境条件と同じ。	
	落雷	・避雷設備及び接地設備により防護する設計とする。	・接地設備により防護する設計とする。
	生物学的事象	・小動物に対して、侵入防止対策が図られた緊急時対策棟建屋内に保管する。	－（位置的分散及び分散配置以外の防護設計なし）
	森林火災	－（位置的分散及び分散配置以外の防護設計なし）	
	高潮	・高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。	・高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。
	飛来物（航空機落下等）、爆発、近隣工場等の火災、危険物を搭載した車両、有毒ガス、船舶の衝突	－（位置的分散及び分散配置以外の防護設計なし）	
外部人為事象	電磁的障害	・環境条件と同じ。	
	故意による大型航空機の衝突その他テロリズム	－（位置的分散及び分散配置以外の防護設計なし）	
	溢水	・没水、被水及び蒸気の影響を評価し、没水、被水及び蒸気の影響により要求される機能を損なうおそれがない設計とする。 ・想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に保管する。	・EL. 11.0mより高い敷地高さに保管する。
	火災 <sup>(注2)</sup>	・火災防護対策を火災防護計画に策定する。	

(注1) 重大事故等対処設備（緊急時対策所）に関しては、技術基準に基づく設計上の考慮ではないが、可能な限り、機能喪失するリスクを低減できるよう複数箇所に分散して保管する。

(注2) 緊急時対策棟屋上及び緊急時対策棟屋外地下エリアは「屋外」とする。

第3表 屋外の重大事故等対処設備（緊急時対策所）

設 備 名 称	常設／可搬
SPDSデータ表示装置用衛星アンテナ (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備と兼用)	常設
衛星携帯電話設備用アンテナ	常設
無線連絡設備用アンテナ	常設
緊急時対策所遮蔽（緊急時対策棟内）	常設
緊急時対策所用発電機車接続盤	常設
緊急時対策所用発電機車	可搬

注)緊急時対策棟屋上及び緊急時対策棟屋外地下エリアのうち壁に囲まれた区画は、屋内として整理する。

## 補足説明資料 9・3 重大事故等対処設備（緊急時対策所）の 重大事故等発生時の系統構成操作について

### 1. 概 要

本資料は、重大事故等発生時に系統構成を行う設備の操作場所及び操作内容（操作方法含む。）について説明するものである。

### 2. 重大事故等発生時に系統構成を行う設備の操作に関する設計

操作に関する設計については、添付資料 4「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.3 環境条件等」にて以下のとおり記載している。

- ・重大事故等対処設備（緊急時対策所）の設置場所は、想定される事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を設置場所として選定した上で、設置場所で操作可能又は放射線の影響を受けない異なる区画<sup>\*1</sup>若しくは離れた場所<sup>\*2</sup>から遠隔で操作可能な設計とする。
- ・重大事故等対処設備（緊急時対策所）は、放射線量が高くなるおそれがある場合、放射線の影響を受けない異なる区画<sup>\*1</sup>又は離れた場所<sup>\*2</sup>から遠隔で操作可能な設計とする。

そのため、重大事故等発生時に系統構成を行う設備である緊急時対策所加圧設備、緊急時対策所非常用空気浄化設備及び非常用電源設備について、系統構成に係る操作場所及び操作内容を第 1 表に示す。

※ 1 緊急時対策所から緊急時対策棟内の異なる区画の機器を遠隔操作する場合を指す。

※ 2 緊急時対策所から屋外の機器を遠隔操作する場合を指す。

第1表 重大事故等対処設備（緊急時対策所）の重大事故等発生時の系統構成操作

		緊急時対策所加圧設備 緊急時対策所非常用 空気淨化設備	緊急時対策所非常用 空気淨化設備	非常用電源設備
操作場所	緊急時対策棟屋外地下エリア	緊急時対策所（緊急時対策棟内） <sup>(注)</sup>	緊急時対策所（緊急時対策棟内） <sup>(注)</sup>	屋外 緊急時対策所（緊急時対策棟内） <sup>(注)</sup>
重大事故等発生時 (緊急時対策所 立ち上げ時)	操作内容 (操作方法) ホースの接続（手動） 手動弁の操作（手動） 電動弁／ダンペの操作（遠隔） <sup>*1</sup>	【緊急時対策所（緊急時対策棟内） <sup>(注)</sup> 】 ファンの起動（遠隔） <sup>*1</sup> 電動弁／ダンペの操作（遠隔） <sup>*1</sup>	【緊急時対策所（緊急時対策棟内） <sup>(注)</sup> 】 登電機車の起動（遠隔） <sup>*2</sup> 電源系統の切替操作（遠隔） <sup>*1</sup> 給油ポンプの起動（遠隔） <sup>*2</sup>	【屋外】 ホース・ケーブルの接続（手動）
ブルーム通過時	操作場所 操作内容 (操作方法) 手動弁の操作（手動）	緊急時対策所（緊急時対策棟内） <sup>(注)</sup>	緊急時対策所（緊急時対策棟内） <sup>(注)</sup>	操作なし
ブルーム通過後	操作場所 操作内容 (操作方法) 手動弁の操作（手動）	緊急時対策所（緊急時対策棟内） <sup>(注)</sup>	緊急時対策所（緊急時対策棟内） <sup>(注)</sup>	操作なし

(注) 緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、遮蔽内である。

\*1 異なる区画からの遠隔操作

\*2 離れた場所からの遠隔操作

## 補足説明資料9-4 緊急時対策棟屋外地下エリアの屋外の天候に対する設計について

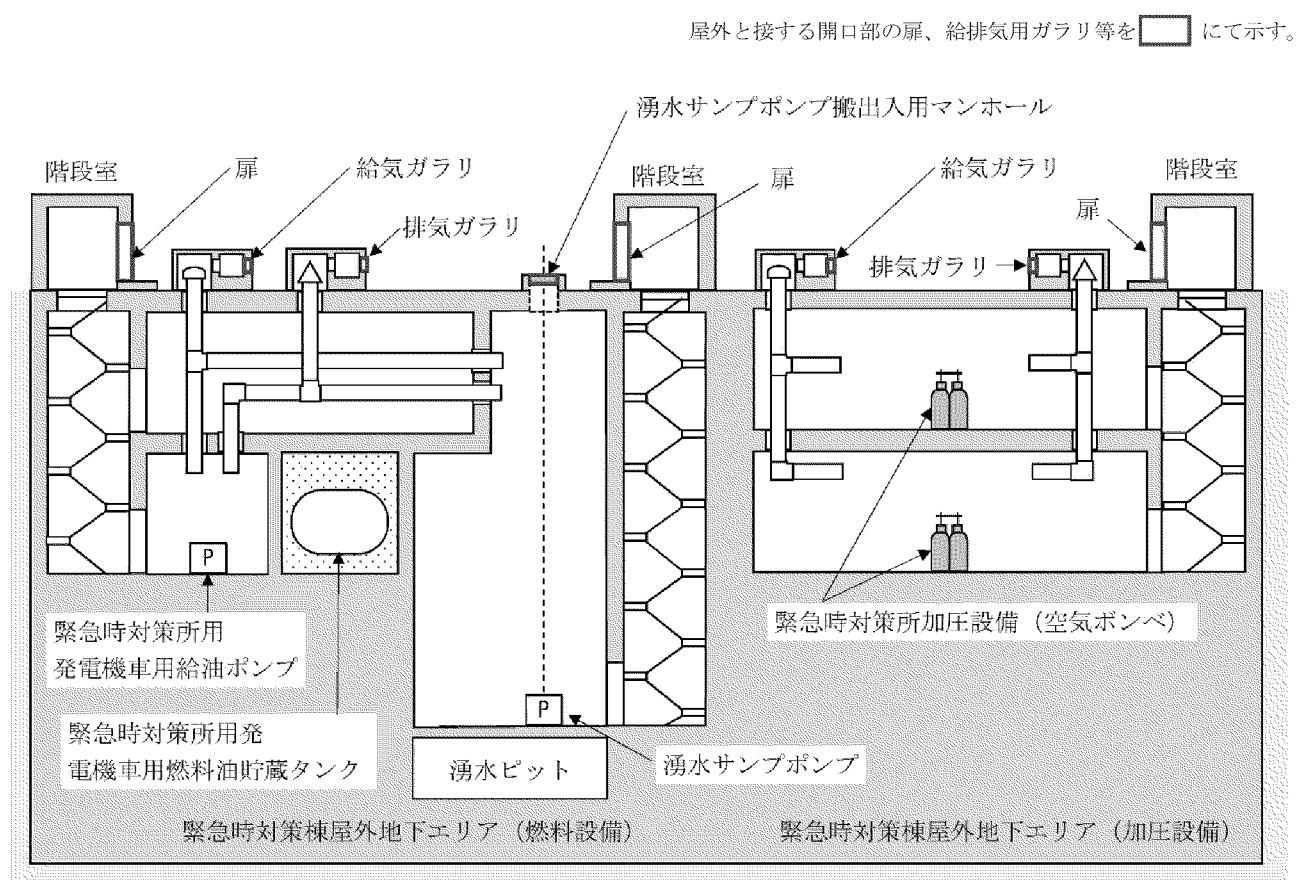
### 1. はじめに

本資料は、緊急時対策棟屋外地下エリアが屋外の天候による影響を受けることのない設計であることを説明する。

### 2. 緊急時対策棟屋外地下エリアの構造と屋外の天候に対する設計

緊急時対策棟屋外地下エリアは、屋外と接する開口部を扉、給排気用ガラリ等により、屋外の天候による影響を受けることがない設計としている。

緊急時対策棟屋外地下エリアの概要図を第1図に示す。



第1図 緊急時対策棟屋外地下エリアの概要図

## 補足説明資料9-5 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの よう素除去フィルタ用活性炭の外気温度低下に対する健全性について

### 1. はじめに

本資料は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットのよう素除去フィルタ用活性炭の外気温度低下に対する健全性について説明する。

### 2. よう素除去フィルタ用活性炭の外気温度低下に対する健全性

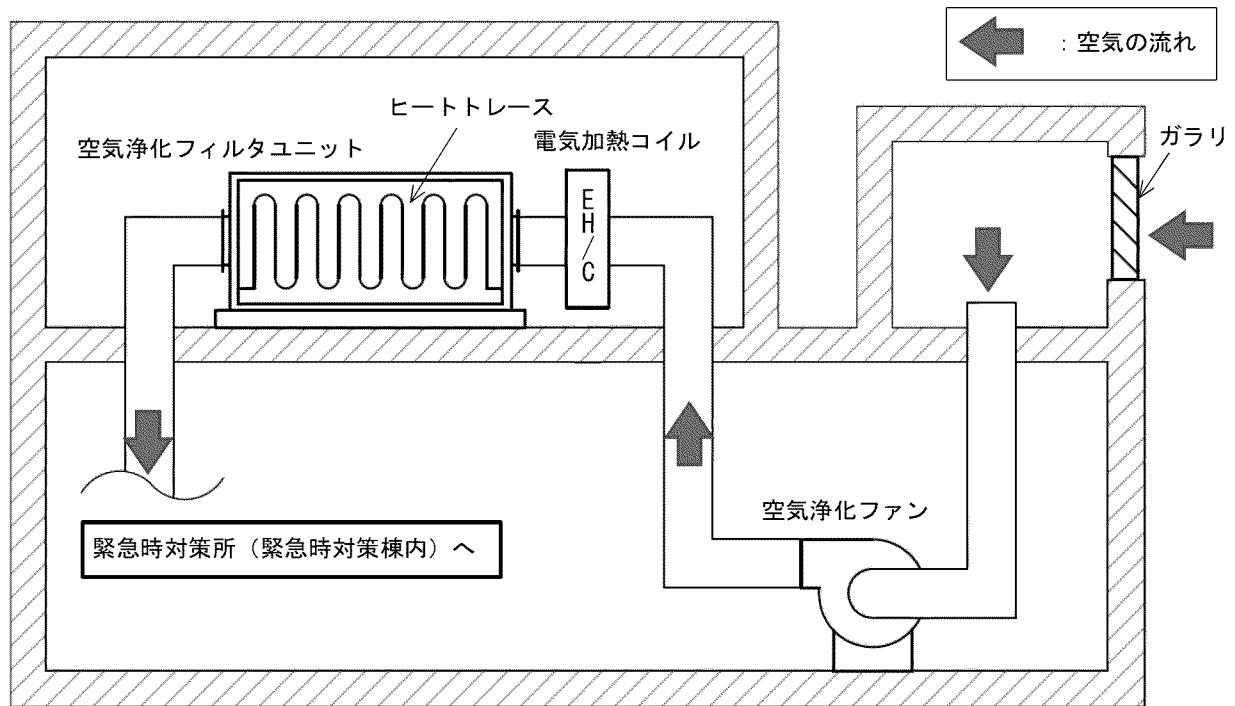
緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、屋内設備であるが、緊急時対策所非常用空気浄化ファンにより外気を吸入して使用する設備であるため、外気温度低下に対するよう素除去フィルタ用活性炭への影響を考慮して、待機時はヒートトレース設備、使用時は電気加熱コイルによりフィルタユニット内温度が10°C以上となるよう管理している。第1表及び第1図にヒートトレース設備及び電気加熱コイルの概要を示す。

なお、考慮する最低外気温度は、平戸特別地域気象観測所の観測記録（1951～2012年）の、-5.8°C（1977年2月16日）とする。

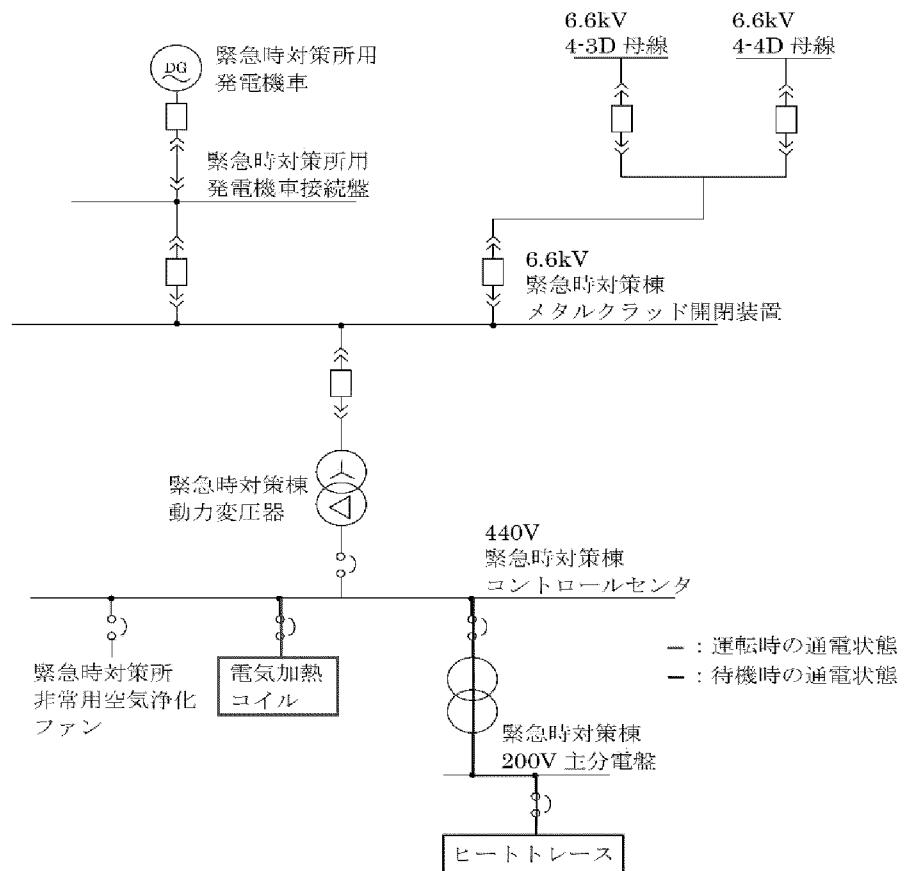
また、ヒートトレース設備及び電気加熱コイルは第2図に示す非常用母線より常時接続、受電可能な設計としている。

第1表 ヒートトレース設備及び電気加熱コイルの概要

1. 設 備	ヒートトレース設備	電気加熱コイル
2. 設 置 目 的	よう素フィルタ用活性炭劣化防止	
3. 機 能	待機時のフィルタユニット内の 温度維持（常時接続）	使用時の流入空気加熱 (常時接続)
4. 電 源	緊急時対策棟 200V主分電盤	緊急時対策棟 コントロールセンタ
5. 加熱目標温度	10°C	



第1図 ヒートトレース設備及び電気加熱コイルの概要図



第2図 ヒートトレース設備及び電気加熱コイルの電源系統図

## 補足説明資料 9-6 第 6 保管エリアにおける RC 床版の施工計画について

第 6 保管エリアには、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第 54 条及び第 76 条の要求に適合する可搬型重大事故等対処設備のうち緊急時対策所用発電機車を 2 台（約 52t／台）保管する。なお、緊急時対策所用発電機車の構造については添付図面第 15-1 図「その他発電用原子炉の付属施設非常用電源設備の構造図」に示す。

緊急時対策所用発電機車の保管場所は、RC 床版及びマンメイドロック（MMR）を介して岩盤に支持される構造である。緊急時対策所用発電機車の保管場所については、長期供用による維持補修を考慮した RC 床版を配置する計画とする。

RC 床版は、基準地震動 Ss による地震力に対する耐震性を考慮した設計とし、マンメイドロック（MMR）と一体化した構造となるように施工する計画である。

また、隣接する緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）との間には目地材（100mm）を設置する計画である。

RC 床版は、緊急時対策棟の耐震安全性評価において、マンメイドロック（MMR）と同様の扱いとしている。また、地震時における変位量は数 mm 程度であるため、隣接する緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）に影響を及ぼすものではない。

RC 床版の構造イメージ図を図 1 に示す。

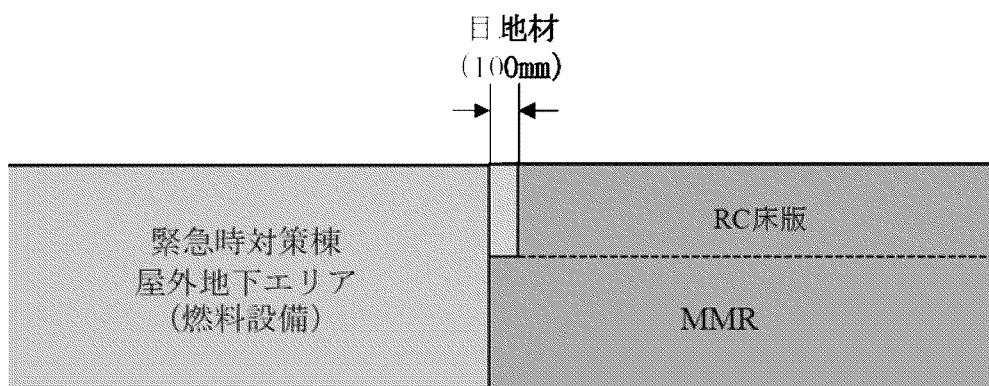


図 1 RC 床版の構造イメージ図

## 補足説明資料 10

発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書  
に関する補足説明資料

## 目 次

- |             |  |
|-------------|--|
| 補足説明資料 10-1 | 火災防護を行う機器の選定について                                   |
| 補足説明資料 10-2 | 緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画の設定について  |
| 補足説明資料 10-3 | 火災感知設備について   |
| 補足説明資料 10-4 | 全域ハロン自動消火設備について                                    |
| 補足説明資料 10-5 | 「火災の発生防止」のうち水素を内包する設備の防護設計について                     |
| 補足説明資料 10-6 | 「火災の発生防止」のうち油内包機器に対する火災防止対策について                    |
| 補足説明資料 10-7 | 消火設備の設計のうち火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画について |

## 補足説明資料 10－1　火災防護を行う機器の選定について

### 1. 目的

本資料は、「火災防護に関する説明書」3.1 項に示す緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設について火災防護を行う機器を示すために、補足資料として添付するものである。

### 2. 内容

緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な緊急時対策所（緊急時対策棟内）の機能を損なわないよう、火災防護対策を講じる。また、火災防護対策を講じることで周辺機器等からの火災による悪影響を防止する設計とする。

本資料では、火災防護対策を講じる設計を行うにあたり、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設に対して、火災区域又は火災区画を設定するため、火災防護を行う機器等について表に示す。

なお、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設のうち配管、ダクト、安全弁、逆止弁及、手動弁及びアンテナは不燃材料であるステンレス鋼及び炭素鋼等であるため、火災による影響を受けないことから、対象外とする。また、緊急時対策所遮蔽（緊急時対策棟内）は不燃材料である鉄筋コンクリートであるため、火災による影響を受けないことから、対象外とする。

NO	設備	選定理由 区分 (注1)	新設・既設 区分	施設区分
1	緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) (3,4号機共用、3号機に設置)	○ (注2)	既設	計測制御系統施設／緊急時対策所
2	緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) (3,4号機共用、4号機に設置)	○ (注2)	既設	計測制御系統施設／緊急時対策所
3	SPDS データ表示装置 (3,4号機共用、4号機に設置)	○ (アンテナのみ注3)	新設	計測制御系統施設／緊急時対策所
4	衛星携帯電話設備 (3,4号機共用、3号機に設置)	○ (アンテナのみ注3)	新設	計測制御系統施設
5	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置(電話)、 IP-FAX) (3,4号機共用、3号機に設置)	○ (アンテナのみ注3)	新設	計測制御系統施設
6	無線連絡設備 (3,4号機共用、3号機に設置)	○ (アンテナのみ注3)	新設	計測制御系統施設
7	モニタリングステーション (1,2,3,4号機共用、3号機に設置、重大事故時のみ3,4 号機共用)	○ (注2)	既設	放射線管理施設
8	モニタリングボスト (1,2,3,4号機共用、3号機に設置、重大事故時のみ3,4 号機共用)	○ (注2)	既設	放射線管理施設
9	SA クラス2管	○ (注3)	新設	放射線管理施設
10	A 緊急時対策所非常用空気浄化ファン (3,4号機共用)	○	新設	放射線管理施設

NO	設備	選定理由 区分 (注1)	新設・既設 区分	施設区分
11	B 緊急時対策所非常用空気淨化ファン ( 3,4 号機共用 )	○ 新設		放射線管理施設
12	A 緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット ( 3,4 号機共用 )	○ 新設		放射線管理施設
13	B 緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット ( 3,4 号機共用 )	○ 新設		放射線管理施設
14	緊急時対策所遮蔽（緊急時対策棟内） ( 3,4 号機共用、3 号機に設置 )	○ (注 3) 新設		放射線管理施設
15	緊急時対策所加圧設備安全弁 ( 3,4 号機共用、3 号機に設置 )	○ (注 3) 新設		放射線管理施設
16	A 緊急時対策所用発電機車用給油ボンプ ( 3,4 号機共用 )	○ 新設		非常用電源設備
17	B 緊急時対策所用発電機車用給油ボンプ ( 3,4 号機共用 )	○ 新設		非常用電源設備
18	A 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク ( 3,4 号機共用 )	○ 新設		非常用電源設備
19	B 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク ( 3,4 号機共用 )	○ 新設		非常用電源設備
20	火技準用配管	○ (注 3) 新設		非常用電源設備
21	緊急時対策所用発電機車接続盤 ( 3,4 号機共用、3 号機に設置 )	○ 新設		非常用電源設備

NO	設備	選定理由 区分 (往1)	新設・既設 区分	施設区分
22	緊急時対策棟メタルクラッピング開閉装置 ( 3,4 号機共用、3 号機に設置 )	○	新設	非常用電源設備
23	緊急時対策棟動力変圧器 ( 3,4 号機共用、3 号機に設置 )	○	新設	非常用電源設備
24	緊急時対策棟コントロールセシタ ( 3,4 号機共用、3 号機に設置 )	○	新設	非常用電源設備
25	緊急時対策棟計装電源盤 ( 3,4 号機共用、3 号機に設置 )	○	新設	非常用電源設備
26	緊急時対策棟計装分電盤 ( 3,4 号機共用、3 号機に設置 )	○	新設	非常用電源設備
27	緊急時対策棟指揮所内分電盤 ( 3,4 号機共用、3 号機に設置 )	○	新設	非常用電源設備

注 1 緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設

注 2 既工認にて火災防護を確認済

注 3 緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設であるが、不燃材料であるスティンレス鋼、炭素鋼、火災防御装置から対象外とする設備。（配管、ダクト、安全弁、手動止弁、逆止弁、アシテナ、火災防護蔽）

## 補足説明資料 10-2 緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る 重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画の設定について

### 1. 目的

本資料は、「火災防護に関する説明書」に係る補足資料として添付するものである。

### 2. 内容

緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な緊急時対策所（緊急時対策棟内）の機能を損なわないよう、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に対して、火災発生防止並びに火災の感知及び消火のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。また、火災防護対策を講じることで周辺機器等からの火災による悪影響を防止する設計とする。

本資料では、設定する火災区域及び火災区画について示す。

### 3. 要求事項

火災区域（区画）の要求事項については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」及び「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」から以下のとおり整理した。

#### 3.1 火災区域

耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている建屋内の区域（部屋）であり、下記により設定する。

- ①耐火壁（床、壁、天井、扉等耐火構造物の一部であって、必要な耐火能力を有するもの）により囲われた区域を火災区域として設定する。ただし、屋外に設置する設備のうち壁に囲まれていない区域に対しては、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」において「ただし、屋外に設置される設備に対しては、附属設備を

含めて火災区域とみなす。」と記載されていることを踏まえ、設  
火災区域を設定する。

- ② 緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設とそ  
の他の原子炉施設の配置も考慮して、火災区域を設定する。

### 3.2 火災区画

火災区画は、「火災区域」を細分化したものであって、緊急時対  
策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設については、機  
器の配置、壁及び消火設備等の火災防護対策の範囲を考慮した区画  
であり、全周囲を耐火壁で囲まれている必要は必ずしもなく、隔壁  
や扉の配置状況を目安に火災防護の観点から設定する。

## 4. 火災区域（区画）の設定要領

緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設が設置  
される火災区域（区画）の設定にあたっては、緊急時対策所（緊急時  
対策棟内）に係る重大事故等対処施設の設置箇所、建屋の間取り、機  
器やケーブル等の配置、耐火壁の能力等を総合的に勘案し設定する。  
具体的な設定要領を以下に示す。

### （1）火災区域の設定

緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設が  
設置される区域について以下のように火災区域を設定する。

#### ① 屋内

- a. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施  
設が設置される建屋について、火災区域として設定する。
- b. 緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施  
設とその他の原子炉施設の配置を考慮して、火災区域を設定  
する。

#### ② 屋外

- a. 緊急時対策棟屋上及び緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料  
設備）については、火災防護を行う機器等を設置し、耐火壁

により囲まれ、他の区域と分離されている区域を火災区域として設定する。

- b. 緊急時対策所用発電機車接続盤エリアについては、壁で囲まれていない区域であるため、緊急時対策所用発電機車接続盤（3,4号機供用、3号機に設置）の周囲を火災区域境界として設定する。なお、その周囲に対し植生区域の除草等の管理を行う。

## (2) 火災区画の設定

(1)で設定した火災区域について、以下のとおり火災区画として細分化する。

- a. 火災区域について間取り、機器の配置及び壁等の確認を行い、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設とその他の原子炉施設の配置、及び固定式消火設備の消火範囲等を考慮し、火災区域を細分化し火災区画として設定する。また、発火性又は引火性物質を内包する設備等の配置を考慮して火災区画を設定する。

### (火災区画設定の具体例)

緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設の配置される箇所について、階段や貫通部など一部の開口部を除いて耐火壁等により囲まれる区画及び固定式消火設備の消火範囲に応じた区画を火災区画として設定する。

## 5. 火災区域（区画）の設定及び特定重大事故等対処施設の配置

「4. 火災区域（区画）の設定要領」に従って設定した火災区域（区画）及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設について、配置図に示す。

第 2-1 図

玄海原子力発電第 3 号機

重大事故等対処施設の配置、  
火災感知器の配置及び消火設備

の概略図 (1/5)

緊急時対策棟

EL. 37. 60m (屋上)

九州電力株式会社

第 2-2 図

玄海原子力発電第 3 号機

重大事故等対処施設の配置、  
火災感知器の配置及び消火設備

の概略図 (2/5)

緊急時対策棟

EL. 30.75m, EL. 28.20m (地上 2 階)

九州電力株式会社

第 2-3 図

玄海原子力発電第 3 号機

重大事故等対処施設の配置、  
火災感知器の配置及び消火設備

の概略図 (3/5)

緊急時対策棟

EL. 25. 3m, EL. 24. 85m (地上 1 階)

九州電力株式会社

第 2-4 図

玄海原子力発電第 3 号機

重大事故等対処施設の配置、  
火災感知器の配置及び消火設備  
の概略図 (4/5)

屋外地下エリア (燃料設備)  
EL. 21. 20m (地下 1 階)

九州電力株式会社

第 2-5 図
玄海原子力発電第 3 号機
重大事故等対処施設の配置、 火災感知器の配置及び消火設備 の概略図 (5/5)
屋外地下エリア (燃料設備) EL. 15.00m (地下 2 階)
九州電力株式会社

## 補足説明資料 10-3 火災感知設備について

### 1. 目的

本資料は、「火災防護に関する説明書」5項の緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に対する火災感知設備の詳細を示すために、補足資料として添付するものである。

### 2. 内容

火災感知設備の詳細を次項以降に示す。

### 3. 要求事項

「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護審査基準」という。）における火災感知設備の要求事項を以下に示す。

#### 2. 基本事項

##### 2.2 火災の感知、消火

2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるよう、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。

###### (1) 火災感知設備

- ①各火災区域における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し、早期に火災を感知できる場所に設置すること。
- ②火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する異なる種類の感知器又は同等の機能を有する機器を組合せて設置すること。また、その設置にあたっては、感知器等の誤作動を防止するための方策を講じること。
- ③外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。
- ④中央制御室等で適切に監視できる設計であること。

2.2.2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持される設計であること。

- (1) 凍結するおそれがある消火設備は、凍結防止対策を講じた設計であること。
- (2) 風水害に対して消火設備の性能が著しく阻害されない設計であること。
- (3) 消火配管は、地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。

## 4. 火災感知設備の概要

火災が発生した場合に、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知するため、火災防護審査基準の要求に応じた「火災感知設備」を設置する設計とする。

「火災感知設備」は、周囲の環境条件を考慮して設置する「火災感知器」と、緊急時対策棟での火災の監視等の機能を有する「受信機」を含む火災報知盤等により構成される。「火災感知器」及び「受信機」について以下に示す。

### 4.1 火災感知設備の火災感知器について

#### 4.1.1 火災感知器の設置基準

火災感知器は、早期に火災を感知するため、火災感知器の取付面高さ、火災感知器を設置する周囲の温度、湿度及び空気流等の環境条件を考慮して設置する設計とする。

緊急時対策棟内で発生する火災としては、ポンプに内包する油及びケーブル等の火災であり、原子力発電所特有の火災条件が想定される箇所はなく、病院等の施設で使用されている火災感知器を消防法に準じて設置することにより、十分に火災を感知することが可能である。

緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設が設置される箇所には、基本的に火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる煙感知器を設置する。

「固有の信号を発する異なる種類の火災感知器」の設置要求を満足するため、既存の火災感知器に加えて 4.1.3 項に記載する火災感知器を組み合わせて早期に火災を感知できる場所に設置する設計とする。

なお、15m 未満の天井高さが設置条件となっている感度 10% の煙感知器は、消防法に準じ、 $75\text{m}^2$  の感知面積を考慮して設置する設計とする。また、誤作動を防止するため、8m 未満の天井高さが設置条件となっている空調設備の設計温度に対して 20°C 以上の温度上昇を感知した際に作動する熱感知器は、消防法に準じ  $35\text{ m}^2$  の感知面積を考慮して設置する設計とする。

火災感知器は原則、煙濃度及び温度の平常時の状況、煙濃度及び温度の上昇把握並びに火災感知器の自動試験による誤作動（火災でないにもかかわらず火災信号を発すること）防止ができるアナログ式の火災感知器を設置する。

#### 4.1.2 「固有の信号を発する異なる種類の感知器」の設置対象

固有の信号を発する異なる種類の火災感知器は、火災を早期に感知するため、火災源が火災時に緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設に影響を与えると考えられる場所に設置する設計とする。

想定火災源としては、火災発生防止対策を講じている油内包機器、電気盤、ケーブル等の火災を想定することとし、それらの火災源の設置場所を踏まえ、「固有の信号を発する異なる種類の火災感知器」を設置し、火災の早期感知を図る。

#### 4.1.3 「固有の信号を発する異なる種類の感知器」の種別選定

「固有の信号を発する異なる種類の火災感知器」の種類として、以下の種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。(別紙1)

- ① 煙感知器
- ② 熱感知器
- ③ 炎感知器

#### 4.2 火災感知設備の設置箇所及び種類について

緊急時対策棟に設置する火災感知設備として、「4.1.1 火災感知器の設置基準」の環境条件等を考慮し、火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の緊急時対策所(緊急時対策棟内)に係る重大事故等対処施設の種類に応じ、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式ではないが、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある非アナログ式の炎感知器から異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計を基本とし、一部の火災感知器は、万が一の水素濃度の上昇及び環境条件における誤作動の防止を考慮し、非アナログ式の防爆型の熱感知器、非アナログ式の防爆型の煙感知器、非アナログ式の防爆型の炎感知器を選定し設置する設計とする。

非アナログ式の炎感知器には、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式の2種類があるが、炎特有の性能を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用する。

例えば、一般的なエリアである緊急時対策棟等は、煙の拡散がないためアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。また、天井高さが高いエリアについては、天井高さの設置条件が8m未満であるアナログ式の熱感知器は選定できないため、アナログ式の煙感知器及び非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。

周囲の環境条件により、上記の感知器を設置することが適さない箇所の火災感知器の選定方法を以下に示す。

##### 4.2.1 蓄電池室の火災感知器について

蓄電池室は、蓄電池の充電中に少量の水素を発生することから、万が一の水素濃度の上昇<sup>\*1</sup>を考慮し、非アナログ式の防爆型の煙感知器と非アナログ式の防爆型の熱感知器を設置する設計とする。

※1 蓄電池室は、換気空調設備の機械換気により、水素濃度の上昇を防止する設計とする。

##### 4.2.2 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク室

緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク室は、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、非アナログ式の防爆型の熱感知器と非アナログ式の防爆型の煙感知器を設置する設計とする。(第3-1図)

なお、熱感知器は、燃料油貯蔵タンクの重油の発火点である約250°Cを考慮し、

それよりも低い感度の防爆型の熱感知器を設置する。また、タンク外部の空間の高さは約3mであることから、15m未満の天井高さが設置条件となっている感度10%の煙感知器は、消防法に準じた感知面積を満足するよう設置する設計とする。

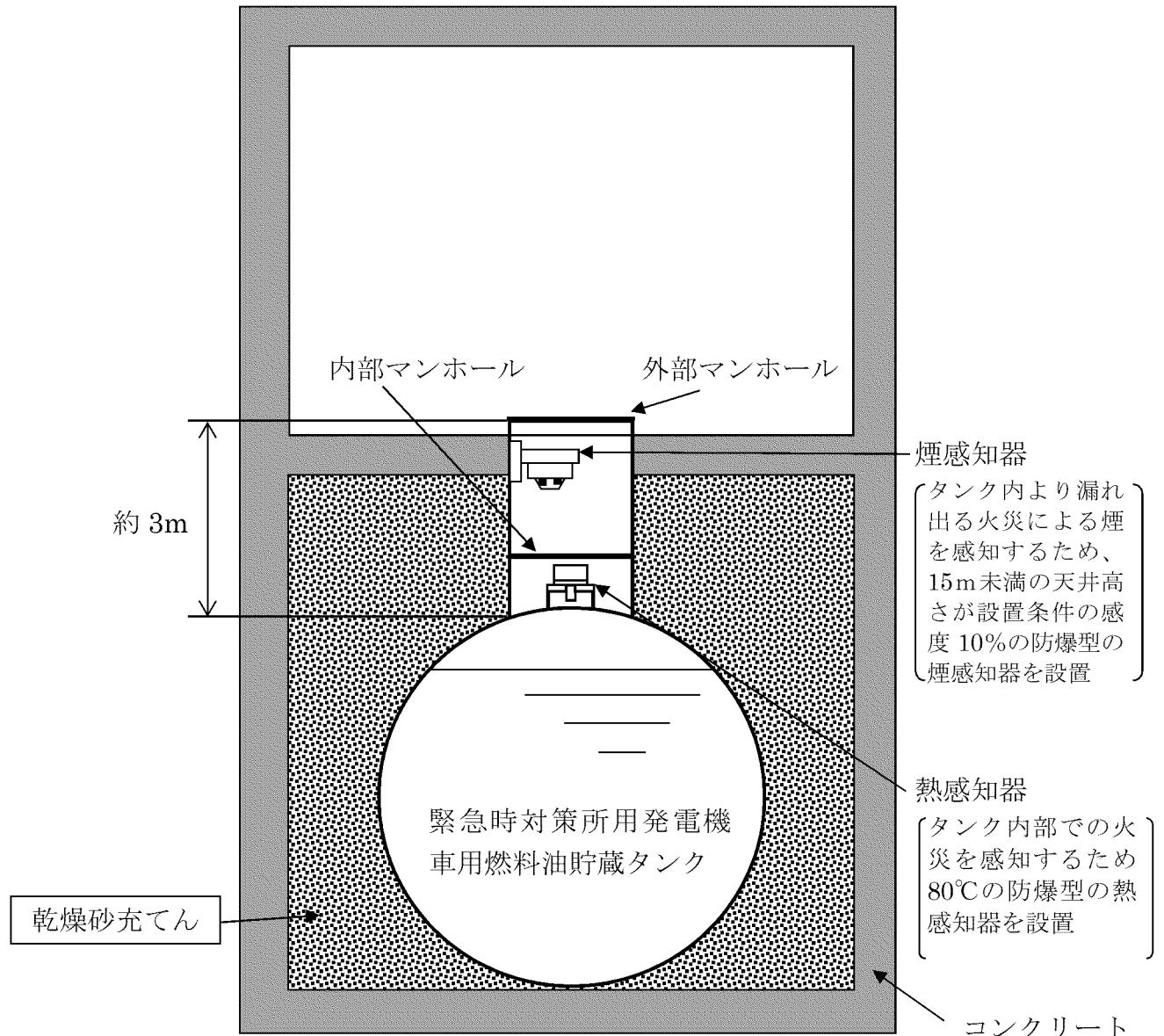


図3-1 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク  
の火災感知器設置概要図

#### 4.2.3 緊急時対策所用発電機車接続盤エリア

緊急時対策所用発電機車接続盤エリアは、屋外に設置されており、火災による煙が周囲に拡散し、煙感知器による火災感知が困難であり、降水等の影響を受けることから、非アナログ式の防爆型の熱感知器及び非アナログ式の防爆型の炎感知器を設置する設計とする。以下、防爆型の熱感知器及び防爆型の炎感知器の設置位置を図3-2に示す。なお、新規制基準工認時の屋外に設定されている同感知器の設計について、別紙2に示す。

##### (1) 防爆型の熱感知器について

緊急時対策所用発電機車接続盤の上部近傍に防爆型の熱感知器を設置する。熱感知器については、消防法において屋外に設置する場合の明確な要求はなく、屋内に設置する場合の最小感知面積として $15\text{ m}^2$ /1個(定温式1種)の設置要求がある。発電機車接続盤に対し熱感知器を近接して設置すること(475mm)により、発電機車接続盤の設置箇所が熱感知器の感知面積( $15\text{ m}^2$ )の範囲内であり、十分に火災感知が可能であると考えられる。なお、日本消火装置工業会の火災試験を踏まえても、発電機車接続盤の火災発生時における熱感知器の有効感知範囲内であることを確認している。

##### (2) 防爆型の炎感知器について

緊急時対策所用発電機車接続盤近傍の壁面に防爆型の炎感知器を設置する。屋外発電機車接続盤が監視範囲に含まれる配置として、火災から発する赤外線を感知することで火災感知が可能となる。

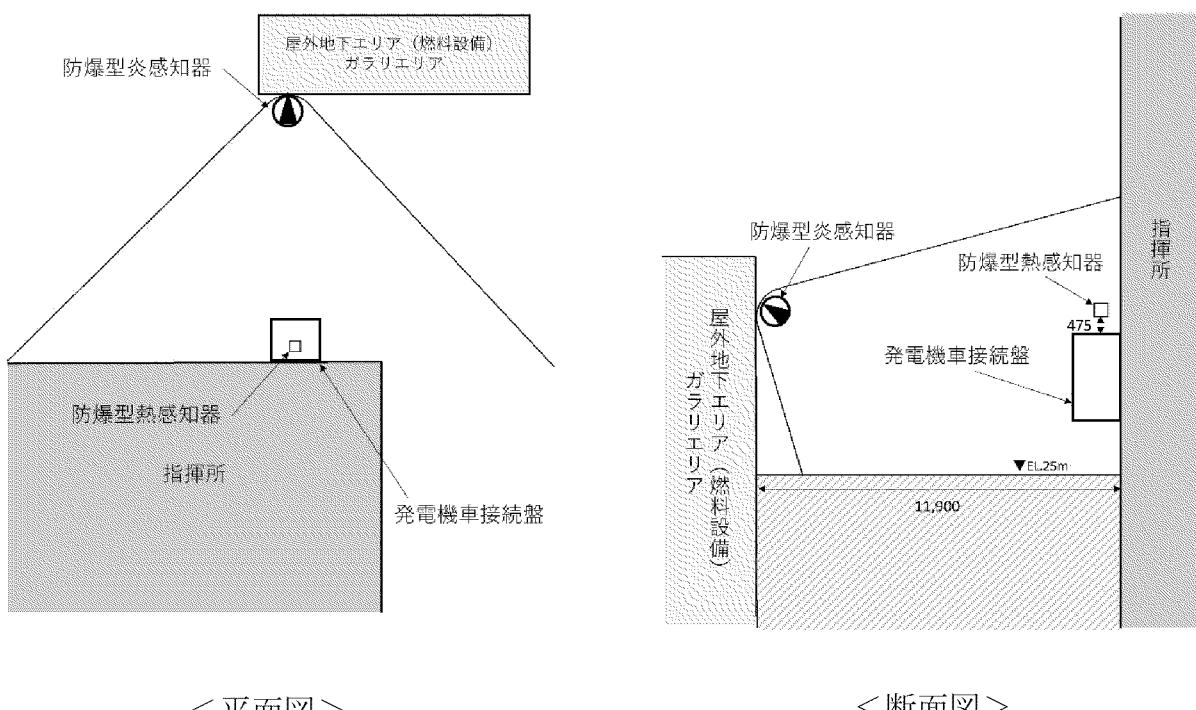


図3-2 緊急時対策所用発電機車接続盤エリアの感知器設置概念図

#### 4.3 火災感知設備の火災報知盤について

火災感知設備の火災報知盤は、構成される受信機により、以下の機能を有する設計とする。

- ① 火災報知盤は、アナログ式の火災感知器が接続可能であり、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能
- ② 機械空調による環境の維持により誤作動が起き難く、かつ、水素の漏えいの可能性が否定できない場所に設置する感知器は、非アナログ式の密閉性を有する防爆型の火災感知器とし、これを1つずつ特定できる機能
- ③ 降水等の浸入による誤作動が想定される屋外に設置する感知器は、誤作動を防止するために非アナログ式の密閉性を有する防爆型の火災感知器とし、これを1つずつ特定できる機能

#### 4.4 火災感知設備の電源確保

緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する火災感知設備の受信機は、外部電源喪失時又は全交流電源喪失時においても火災の感知が可能となるように、消防法を満足する蓄電池を内蔵し70分間<sup>(注)</sup>電源供給が可能な設計とする。

また、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備については、非常用電源からの受電も可能とする。

注：消防法施行規則第二十四条及び受信機に係る技術上の規格を定める省令第四条で要求している蓄電池容量

#### 4.5 緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設の火災感知設備による監視について

緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設に発生した火災は、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に設置されている火災感知設備の火災報知盤で監視できる設計とする。

また、火災が発生していない平常時には、中央制御室内に設置済みの火災報知盤により、緊急時対策所（緊急時対策棟内）において火災が発生していないこと及び火災感知設備に異常がないことを確認できる設計とする。

#### 4.6 火災感知設備に対する試験検査について

アナログ型の火災感知器を含めた火災感知設備は、機能に異常が無いことを確認するために、自動試験を実施する。

ただし、試験機能のない火災感知器は、機能に異常が無いことを確認するために、消防法施行規則第三十一条の六に基づき、半年に一度の機器点検及び1年に一度の総合点検時に、煙等の火災を模擬した試験を実施する。

## 火災感知設備の設置種別について

## (1) 一般的なエリア

名称	火災感知設備	アナログ式／ 非アナログ式	概要
指揮所 等	①煙感知器	アナログ式	基本的に火災時に炎が生じる前の発煙段階から感知できる従来より設置している煙感知器に加えて、環境条件等を考慮し、異なる種類の感知器を組み合わせて設置する。
	②熱感知器	アナログ式	
	③炎感知器（赤外線）	非アナログ式	

## (2) 上記以外の特例箇所

名称	火災感知設備	アナログ式／ 非アナログ式	概要
蓄電池室	①防爆型煙感知器	非アナログ式	蓄電池が充電中に少量の水素を発生することから、万が一の水素濃度の上昇を考慮し、防爆性能を有する感知器として、熱感知器及び煙感知器を設置する。
	②防爆型熱感知器	非アナログ式	
緊急時対策 所用発電機 車用燃料油 貯蔵タンク 室	①防爆型熱感知器	非アナログ式	タンク内部の燃料が気化することを考慮し、防爆機能を有する火災感知器として、熱感知器及び煙感知器をタンク内部に設置する。
	②防爆型煙感知器	非アナログ式	
緊急時対策 所用発電機 車接続盤エ リア	①防爆型熱感知器	非アナログ式	屋外のため、降水等の影響及び周囲への煙の拡散を考慮し、密閉性を有する非アナログ式の防爆型の熱感知器及び炎感知器を設置する。
	②防爆型炎感知器	非アナログ式	

## 火災感知器の選定結果

No.	名 称	感知器種別	備考
TSC1-1	指揮所（本部執務スペース） (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC1-2	指揮所（休憩所） (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC1-3	指揮所（多目的エリア） (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC1-4	通路（1階1） (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC1-5	配線スペース（1階3） (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC1-6	通常時出入口 (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC1-7	男子トイレ (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC1-8	女子トイレ (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC1-9	ダクトスペース（1階） (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC1-10	出入管理エリア (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC1-11	緊急時出口 (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC1-12	緊急時入口（1） (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC1-13	緊急時入口（2） (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC1-14	緊急時出入口 (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC1-15	配線スペース（1階2） (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC1-16	配線スペース（1階1） (3, 4号機共用)	煙 炎	天井高さが8m以上であるため、炎感知器を設置する。
TSC2-1	電気計装用電源機械室 (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC2-2	蓄電池室 (3, 4号機共用)	煙（防爆） 熱（防爆）	蓄電池が充電中に少量の水素を発生することから、万が一の水素濃度の上昇を考慮し、防爆性能を有する感知器として、熱感知器及び煙感知器を設置する。
TSC2-3	通信機械室（1） (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC2-4	通信機械室（2） (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC2-5	配線スペース（2階2） (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC2-6	緊急時対策棟排気ファン室 (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC2-7	緊急時対策棟給気ファン室 (3, 4号機共用)	煙 熱	

TSC2-8	緊急時対策所非常用空気浄化ファン室 (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC2-9	通路(2階1) (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC2-10	配線スペース(2階1) (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC3-1	緊急時対策棟空気浄化フィルタユニット室 (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC3-2	A 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット室 (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC3-3	B 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット室 (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC3-4	通路(屋上) (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC4-1	通路(屋外1) (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC4-2	A 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク上部配管室 (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC4-3	B 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク上部配管室 (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC4-4	通路(屋外2) (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC4-5	A 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク室 (3, 4号機共用)	煙(防爆) 熱(防爆)	タンク内部の燃料が気化することを考慮し、防爆機能を有する火災感知器として、熱感知器及び煙感知器をタンク内部に設置する。
TSC4-6	B 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク室 (3, 4号機共用)	煙(防爆) 熱(防爆)	タンク内部の燃料が気化することを考慮し、防爆機能を有する火災感知器として、熱感知器及び煙感知器をタンク内部に設置する。
TSC4-7	A 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ室 (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC4-8	B 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ室 (3, 4号機共用)	煙 熱	
TSC5-1	緊急時対策所用発電機車接続盤エリア	熱(防爆) 炎(防爆)	屋外のため、降水等の影響及び周囲への煙の拡散を考慮し、密閉性を有する非アナログ式の防爆型の熱感知器及び炎感知器を設置する。

## 屋外設置の防爆型の熱感知器／炎感知器の新規制基準工認における使用実績について

### 1. 概要

玄海原子力発電所の緊急時対策棟については、火災防護の要求から屋外に設置する緊急時対策所用発電機車接続盤の火災感知器として防爆型の熱感知器／炎感知器を設置する設計としている。新規制基準工認時における同感知器の使用実績について、以下にまとめた。

### 2. 使用実績について

緊急時対策所用発電機車接続盤と同様に耐火壁に囲まれていない火災区域において、屋外設置の防爆型の熱感知器／炎感知器の新規制基準工認における使用実績について、表3-1に示す。

表3-1 屋外設置の防爆型の熱感知器／炎感知器の新規制基準工認における使用実績

申請	屋外設置エリア	使用実績	選定理由
玄海新規制基準工認	大容量空冷式発電機エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防爆型熱感知器</li> <li>・防爆型炎感知器</li> </ul>	煙が周囲に拡散するため、熱感知器及び炎感知器を設置
玄海緊急時対策棟設工認	緊急時対策所用発電機車接続盤エリア	同上	同上

## 補足説明資料 10-4 全域ハロン自動消火設備について

### 1. 目的

本資料は、「火災防護に関する説明書」5項の緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に対する消火設備のうち、全域ハロン自動消火設備の詳細を示すために、補足資料として添付するものである。

### 2. 内容

全域ハロン自動消火設備の詳細を次項以降に示す。

### 3. 要求事項

「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下、審査基準）における消火設備の要求事項を以下に示す。

#### 2. 基本事項

(1) 原子炉施設内の火災区域又は火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区画の分類に基づいて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じること。

- ①原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域及び火災区画
- ②放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域

#### 2.2 火災の感知、消火

2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるよう、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。

2.2.2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持される設計であること。

- (1) 凍結するおそれがある消火設備は、凍結防止対策を講じた設計であること。
- (2) 風水害に対して消火設備の性能が著しく阻害されない設計であること。
- (3) 消火配管は、地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。

## 4. 全域ハロン自動消火設備の概要

火災が発生した場合に、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火するため、審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき、全域ハロン自動消火設備を設置する。

全域ハロン自動消火設備について以下に示す。

### 4.1 全域ハロン自動消火設備

全域ハロン自動消火設備は、審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に準じ、火災発生時の煙の充満等により消火が困難となる可能性も考慮し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の早期の消火を目的として設置する。具体的には、以下のとおりとする。

- ・緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画であって、火災発生時に煙の充満により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に対しては、審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に準じ、固定式消火設備を設置する設計とし、緊急時対策所（緊急時対策棟内）は、職員が常駐する火災区域ではないことから、自動消火設備である全域ハロン自動消火設備を設置する。

ハロン消火設備の概要を別紙1に、また、全域ハロン自動消火設備を別紙2に示す。

全域ハロン自動消火設備は、機能に異常がないことを確認するため、消火設備の作動確認を実施する。

全域ハロン自動消火設備の設置に伴い、消火能力を維持するための自動ダンパの設置又は空調設備の停止による消火剤の流出防止や安全対策のための警報装置を設置する。

全域ハロン自動消火設備は、全交流動力電源喪失時にも設備の作動に必要な電源が確保可能なよう、消防法施行規則第二十条第四項十五号に基づく容量を有する蓄電池を設ける。

全域ハロン自動消火設備の動作に伴う人体への影響はないが、全域ハロン自動消火設備の動作時に退避警報を発信する設計とする。全域ハロン自動消火設備の動作に伴う人体及び機器への影響を別紙3に示す。

## 5. 参考

重大事故等対処施設の火災を早期に消火するための消火設備及び消火剤量を下表に示す。

第4-1表 重大事故等対処施設を設置する火災区域（区画）の消火設備

消火設備	消火剤	消火剤量	主な消火対象
全域ハロン 自動消火設備	ハロン1301	1立方メートルあたり 0.32kg以上	煙の充満等による消火活動 が困難な火災区域（区画）
水消火設備 (消火栓)	水	130ℓ/min以上 (屋内) 350ℓ/min以上 (屋外)	全火災区域（区画）
消火器	粉末等	—	全火災区域（区画）

以 上

## ハロン消火設備の概要について

審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に準じ、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となる可能性も考慮し、緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の早期の消火を目的として設置する。

		ハロン消火設備
設備構成		<p>The diagram illustrates the Halon fire suppression system. It shows two large vertical tanks labeled '二酸化炭素' (Carbon Dioxide) and 'ハロン 1301 貯蔵容器' (Halon 1301 Storage Container). A network of pipes connects these tanks to a series of valves, including '容器弁ソレノイド' (Valve Solenoid), '選択弁' (Selection Valve), and '圧力スイッチ' (Pressure Switch). These lead to a central '制御盤' (Control Panel). From the control panel, signals are sent to a '火災受信機盤' (Fire Reception Panel) and a '操作箱(手動起動装置)' (Operation Box (Manual Activation Device)). The fire reception panel also receives input from a '蓄電池設備' (Battery Equipment) and a '自火報設備用感知器' (Self-reporting device detector). The system then activates a 'ピストンリリーザ' (Piston Release) mechanism, which triggers a 'ダクト' (Duct) leading to a '噴射ヘッド' (Spray Head) located in a '防護区画' (Protected Area). A 'ダンパ' (Damper) is shown above the duct. The system also includes a 'スピーカ' (Speaker) and a '安全装置' (Safety Device). A '復旧弁箱' (Recovery Valve Box) is also indicated.</p>
動作条件		<p>ハロン消火設備は、噴射ノズルからハロン消火剤を全域に放射し、ハロゲン元素が有する燃焼反応の抑制作用により消火を行う。なお、放出する火災区域は、ハロン消火剤を放射する前に閉止する自動ダンパの設置又は機械換気設備の停止を行う。</p>
消火剤	性 能	<p>ハロン 1301 は、消火剤に含まれるフッ素、臭素のハロゲン元素が有する燃焼反応の抑制作用で消火する。</p> <p style="text-align: right;">消火剤容量 <math>0.32\text{kg/m}^3</math></p>
	誤動作	<p>ハロン 1301 は、電気絶縁性が高いことから、誤動作を想定しても、電気品への影響はない。</p> <p>なお、皮膚の炎症など人体への影響は小さいが、消火剤放射前には警報を発信し退避を促す。</p>
火災消火後の影響		<p>消火時に発生するフッ化水素等が有害であるため、火災鎮火後のエリア内進入前に、排気処置を行う。</p>

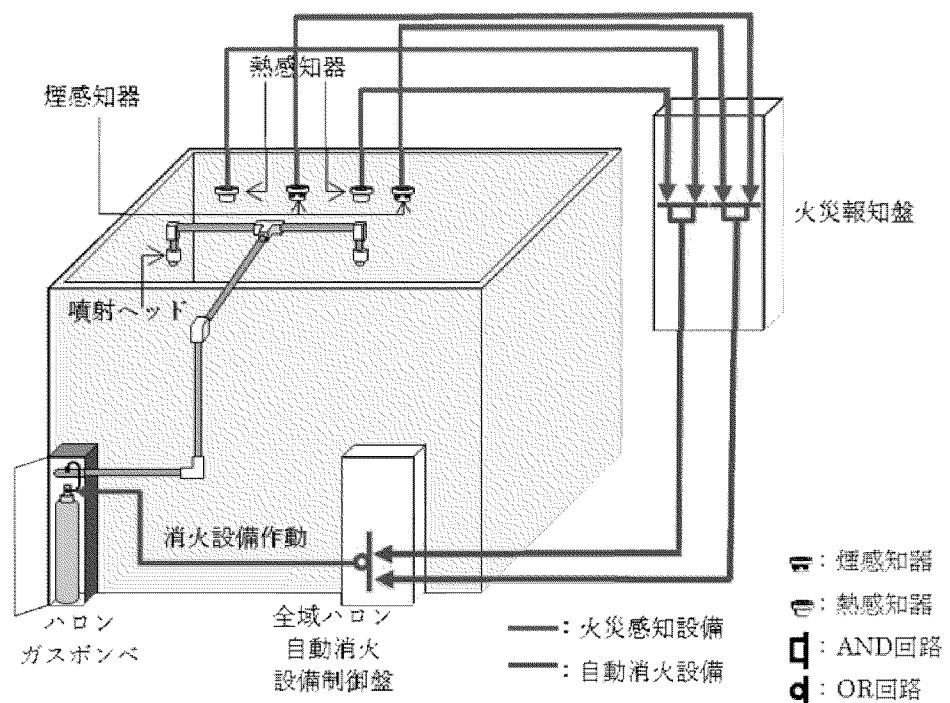
## 全域ハロン自動消火設備について

### 1. 設備概要及び系統構成

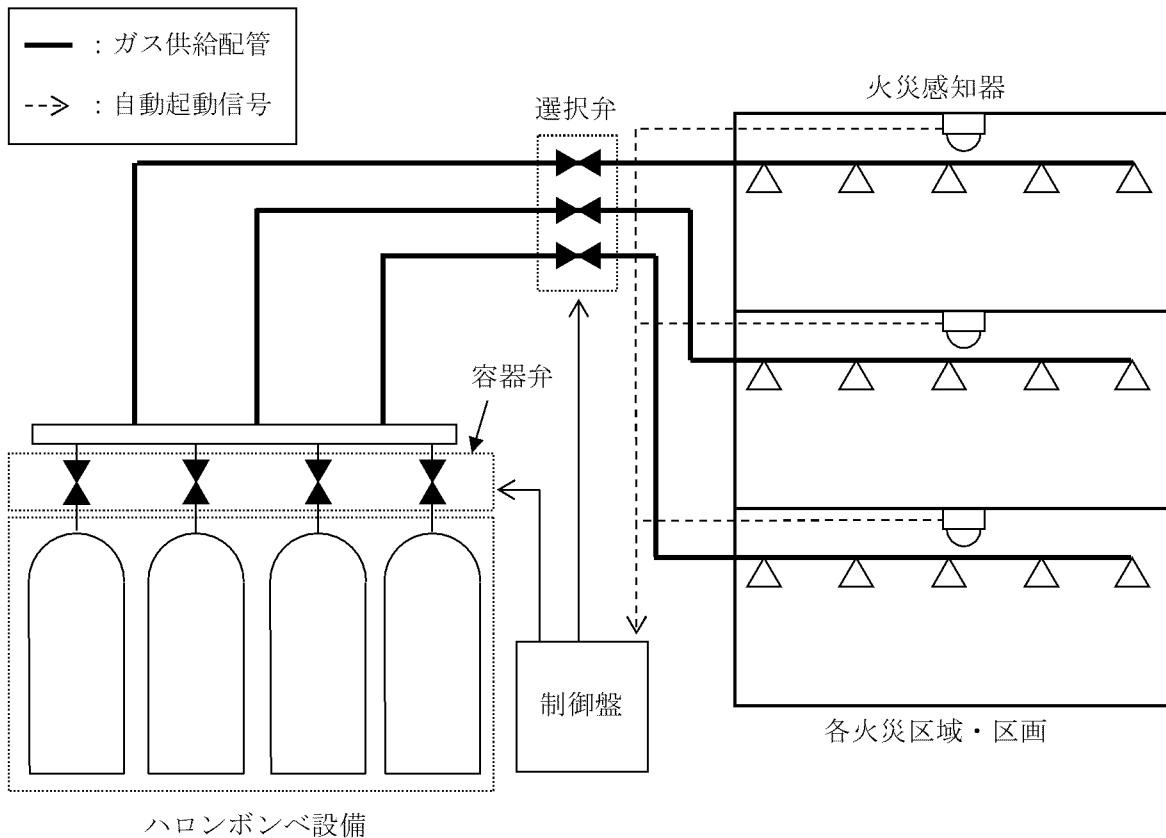
消火活動が困難な火災区域及び火災区画に必要となる自動消火設備として、人体及び設備への影響を考慮し、全域ハロン自動消火設備を設置する。

複数の防護エリアを消火対象とし火災時に当該火災エリアを選択する選択型の全域ハロン自動消火設備を以下に示す。

項目		仕様
消火剤	消火薬剤	ハロン 1301
	消火原理	連鎖反応抑制（負触媒効果）
	消火剤の特徴	設備および人体に対して無害
消火設備	適用規格	消防法その他関係法令
	火災感知	火災感知器（感知器 2 系統の OR 信号）
	放出方式	自動（現場手動起動及び緊急時対策所（緊急時対策棟内）からの遠隔手動起動も可能な設計とする。）
	消火方式	全域放出方式
	電源	常用電源、代替交流電源又は蓄電池より供給



第 4-1 図 全域ハロン消火設備の動作概要図



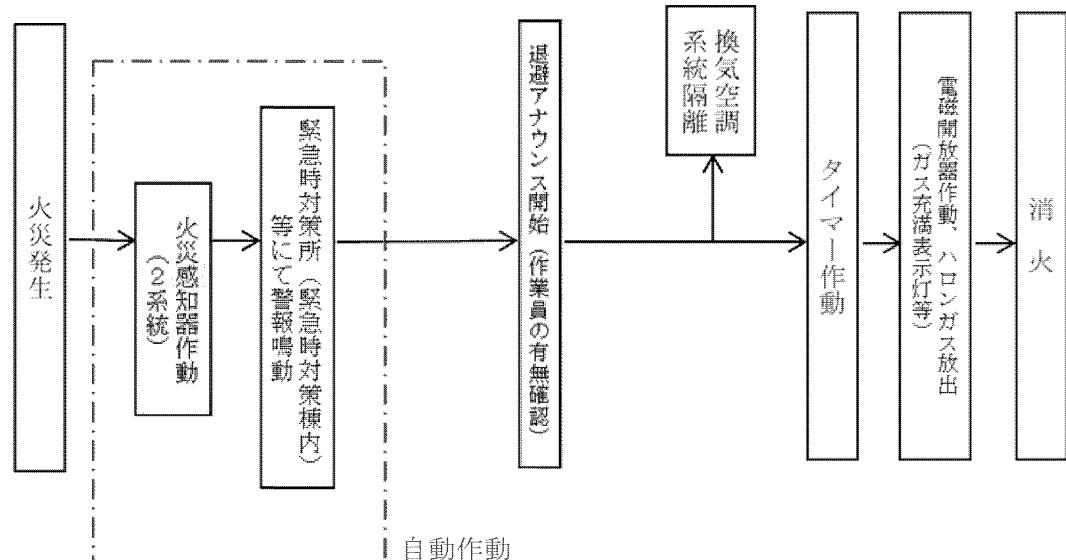
第4-2図 全域ハロン自動消火設備 系統概要図

## 2. 全域ハロン自動消火設備の作動回路

### 2.1 作動回路の概要

火災発生時における全域ハロン自動消火設備作動時までの信号の流れを第4-3図に示す。

通常時は自動待機状態とし、感知器が2系統のうちどちらか1系統作動した場合は、自動起動する設計とする。



第4-3図 火災時の信号の流れ

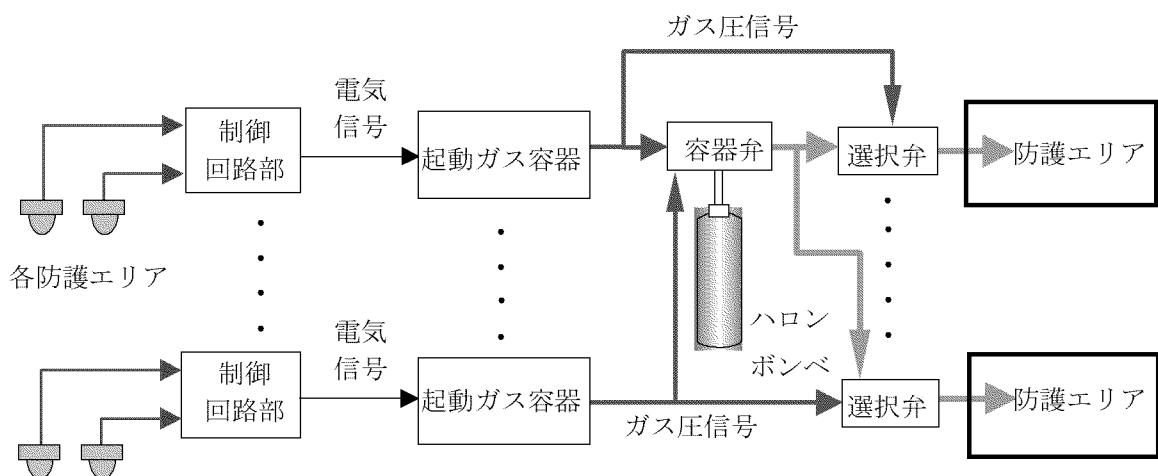
## 2.2 全域ハロン自動消火設備の系統構成

### (2) 全域ハロン自動消火設備（選択型）

選択型は、複数の防護エリアに設置する火災感知器からの信号をそれぞれの制御回路部が受信した後、制御回路部から起動ガス容器ユニットに対して放出電気信号を発信する設計とする。

起動ガス容器ユニットでは、放出電気信号を機械的なガス圧信号に変換し、ガス圧信号で機械的に作動する容器弁及び選択弁に放出信号を発信して、ハロンガスを放出する設計とする。

全域ハロン自動消火設備（選択型）の系統構成を第4-4図に示す。



第4-4図 全域ハロン自動消火設備（選択型）の系統構成

## 全域ハロン自動消火設備の動作に伴う機器等への影響について

### 1. はじめに

「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」に基づき設置する消火設備として、ハロン等を用いた消火設備を設置する。

全域ハロン自動消火設備の消火後及び誤作動時における人体や設備への影響について評価した。

### 2. 使用するハロンガスの種類

全域ハロン自動消火設備

「ハロン 1301」（一臭化三フッ化メタン： $\text{CF}_3\text{Br}$ ）

### 3. ハロンガスの影響について

#### 3.1 消火後の影響

##### 3.1.1 人体への影響

消火後に発生するガスは、フッ化水素(HF)やフッ化カルボニル(COF<sub>2</sub>)、臭化水素(HBr)等有毒なものがあるが、ハロン消火後の入室時には、ガス濃度の確認並びに空気呼吸器（第4-5図）及び皮膚が露出しない耐熱服（第4-6図）を着用するため、人体への影響はない。



第4-5図 空気呼吸器のみを装着し



第4-6図 耐熱服(空気呼吸器の上  
から耐熱服を着用した状態)

### 3.1.2 設備への影響

全域ハロン自動消火設備のハロン 1301 及びハロン消火後に発生するガスは、電気絶縁性が大きいことから、金属への直接的影響は小さい。

また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないことから、機器への影響も小さい。

しかし、仮に、機器等の表面に水分が存在する場合は、腐食性のあるフッ化水素酸を生成することが想定されることから、必要に応じて、ハロンガスが放射した機器の不純物検査及び機器の洗浄を行い、不純物による機器への影響がないことを確認する。

## 3.2 誤作動による影響

### 3.2.1 人体への影響

- ・ハロン 1301 が誤作動した場合の濃度は 5% 程度であり、これは、ハロン 1301 の無毒性最高濃度(NOAEL)<sup>(注)</sup> と同等の濃度である。

また、ハロン 1301 が誤作動した場合の濃度（5%程度）は、雰囲気中の酸素濃度を低下させる濃度ではないことから、酸欠にもならない。

- ・ハロン 1301 の沸点が-58°C と低いため、直接接触すると凍傷にかかる恐れがあるが、ハロン 1301 の放射ノズルの設置箇所は、高所であり、直接接触の可能性は小さい。

以上より、ハロン 1301 が誤作動しても、人体への影響はない。

注：人が消火剤にさらされた時、何の変化も観察できない最高濃度。

### 3.2.2 設備への影響

全域ハロン自動消火設備のハロン 1301 は、電気絶縁性が大きいことから、金属への直接的影響は小さい。

また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないため、機器への影響は小さい。

しかし、仮に、機器等の表面に水分が存在する場合は、腐食性のあるフッ化水素酸を生成することが想定されることから、必要に応じて、ハロンガスが放射した機器の不純物検査及び機器の洗浄を行い、不純物による機器への影響がないことを確認する。

以 上

## 補足説明資料 10-5 「火災の発生防止」のうち 水素を内包する設備の防護設計について

### 1. 概要

本資料は、「火災防護に関する説明書」4.1 項の「緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設の火災発生防止」のうち(1)b.「水素を内包する設備に対する火災発生防止対策について」の要求事項及び水素を内包する設備の詳細を示すために、補足資料として添付するものである。

### 2. 要求事項

「火災防護審査基準」における水素を内包する設備に係る要求事項を以下に示す。

#### 2. 基本事項

##### 2.1 火災発生防止

2.1.1 原子炉施設は火災の発生を防止するために以下の各号に掲げる火災防護対策を講じた設計であること。

- (4) 火災区域内で水素が漏えいしても、水素濃度が燃焼限界濃度以下となるよう、水素を排気できる換気設備を設置すること。また、水素が漏えいするおそれのある場所には、その漏えいを検出して中央制御室にその警報を発すること。
- (5) 放射線分解等により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講じること。

### 3. 水素を内包する設備に対する火災の発生防止対策について

#### (1) 水素を内包する設備について

緊急時対策棟内に設置する設備のうち水素を内包する設備として、通信連絡設備に対して、非常用母線からの給電喪失後、緊急時対策所用発電機車からの給電が開始されるまでの約2時間無停電で給電できるように、消防法で認定を受けた制御弁式蓄電池を蓄電池室に設置する。図5-1に火災区域区画構造物平面図を示す。蓄電池の設置位置は、「TSC2-2」に該当する。

なお、緊急時対策棟内の設備において、放射線分解等によって水素が発生する設備はない。また、火災防護設備として設置する火災報知盤内等に設置する蓄電池については、一般的なバッテリー（Ni-Cd式等）であるため水素を発生しない。

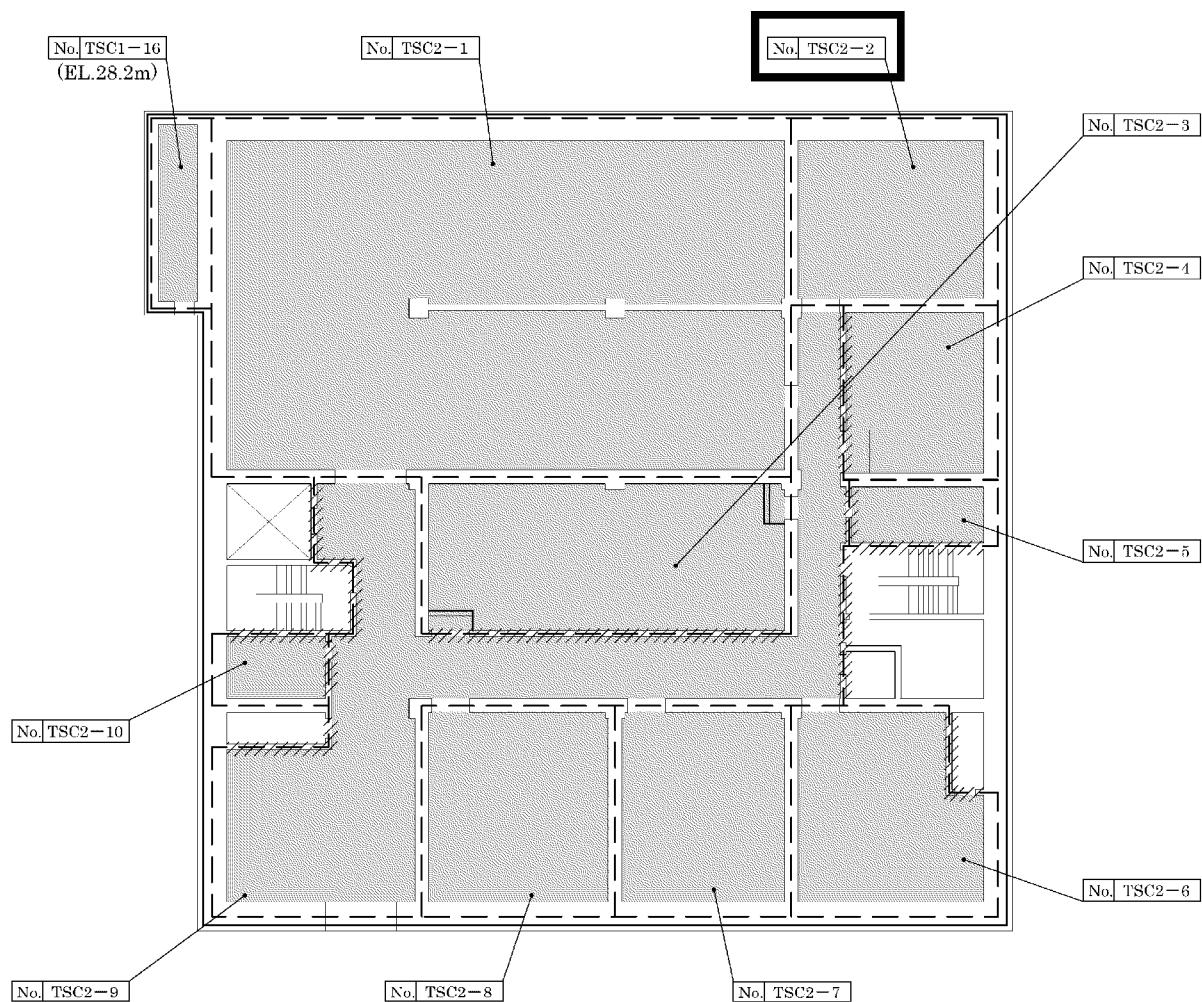


図 5-1 火災区域区画構造物平面図（緊急時対策棟 地上 2 階）

## (2) 水素を内包する設備の換気について

水素を内包する設備である蓄電池を設置する火災区画は、火災発生を防止するために、2vol%を十分に下回る水素濃度を維持し、燃料限界濃度以下となるよう、空調機器による機械換気を行う設計とする。

蓄電池室の換気概略図を図5-2に示す。

水素を内包する設備である蓄電池を設置する蓄電池室は、緊急時対策棟排気系が停止している場合は、専用の排気ファン（蓄電池室排気ファン）により排気し、緊急時対策棟排気系が動作している場合は、他のエリアの排気とあわせて緊急時対策棟排気ファンにより排気する設計としている。

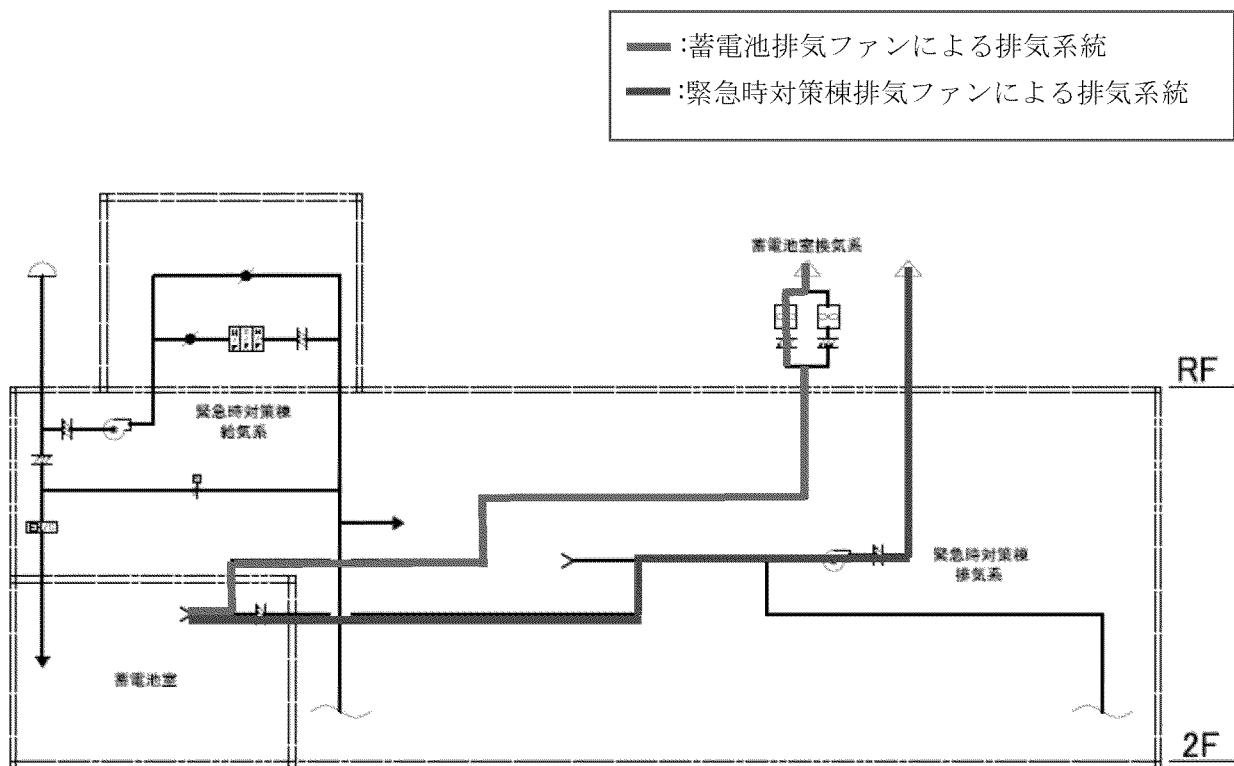


図 5-2 蓄電池室の換気概略図

### (3) 火災の発生防止対策について

蓄電池に対する火災の発生防止対策を表5-1に示す。

表5-1 蓄電池に対する火災の発生防止対策

対策項目	対策内容
水素の漏えい検知	<ul style="list-style-type: none"><li>蓄電池を設置する火災区域には、水素ガス検知器を設置し、水素の燃料限界濃度である 4vol% の 1/4 以下の濃度にて、中央制御室又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）に警報を発する設計とする。</li></ul>
水素を内包する設備の配置上の考慮	<ul style="list-style-type: none"><li>水素を内包する設備の火災による影響を軽減するために、耐火壁の設置による配置上の考慮を行う設計とする。</li></ul>
水素を内包する設備がある火災区域の換気	<ul style="list-style-type: none"><li>水素を発生する蓄電池を設置する火災区域は、代替交流電源からも給電できる蓄電池室排気ファンによる機械換気を行う設計とする。</li><li>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、蓄電池充電時に発生する水素の蓄積を防止するために、中央制御室又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）に警報を発する設計とする。</li><li>蓄電池室には、蓄電池充電時に水素が発生することから、発火源となる直流開閉装置やインバータを設置しない設計とする。</li></ul>
水素を内包する設備を設置する火災区域の防爆対策	水素を内包する設備は、換気を行うことから、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第 69 条及び「工場電気設備防爆指針」に示される爆発性雰囲気とならない。したがって、水素を内包する設備を設置する火災区域では、防爆型の電気品及び計装品の使用並びに防爆を目的とした電気設備の接地対策は不要とする設計とする。なお、電気設備の必要な箇所には、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」第 10 条、第 11 条に基づく接地を施す。

## 補足説明資料 10-6 「火災の発生防止」のうち 油内包機器に対する火災発生防止対策について

### 1. 概要

本資料は、「火災防護に関する説明書」4.1 項の緊急時対策所（緊急時対策棟内）に係る重大事故等対処施設の火災発生防止」のうち(1)a.「油内包機器に対する火災発生防止対策」について説明する。

### 2. 油内包機器に対する火災発生防止対策

油内包機器としては、燃料油を内包する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ及び燃料配管が挙げられ、当該設備は緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）に設置し、機械換気設備を有する。

油内包機器に対する火災の発生防止対策としては、燃料油が発火源にならない対策及び燃料油に引火しない対策を行うために、以下の対策を行う。

- ① 油内包機器である緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ及び燃料配管は、溶接構造及びシール構造により油の漏えい防止を図る。
- ② 万が一、油内包機器の外部に油が漏えいした場合に漏えい油の拡大を防止するために消防法に基づいた堰を設けるとともに、漏えいした油が自然発火しないよう引火点が室温よりも高い油を使用する。
- ③ 油内包機器に対する火災の発生防止対策のうち換気設計としては、機械換気を行う設計としている。緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の換気系統概略図を図 6-1 に示す。
- ④ 緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、タンク容量の設計として 7 日間（168 時間）の外部電源喪失に対して緊急時対策所用発電機車を連続運転するために必要な量（約 75kℓ）とし、この容量に補充時の運用を考慮した量にとどめて貯蔵することを火災防護計画にて定め管理する。

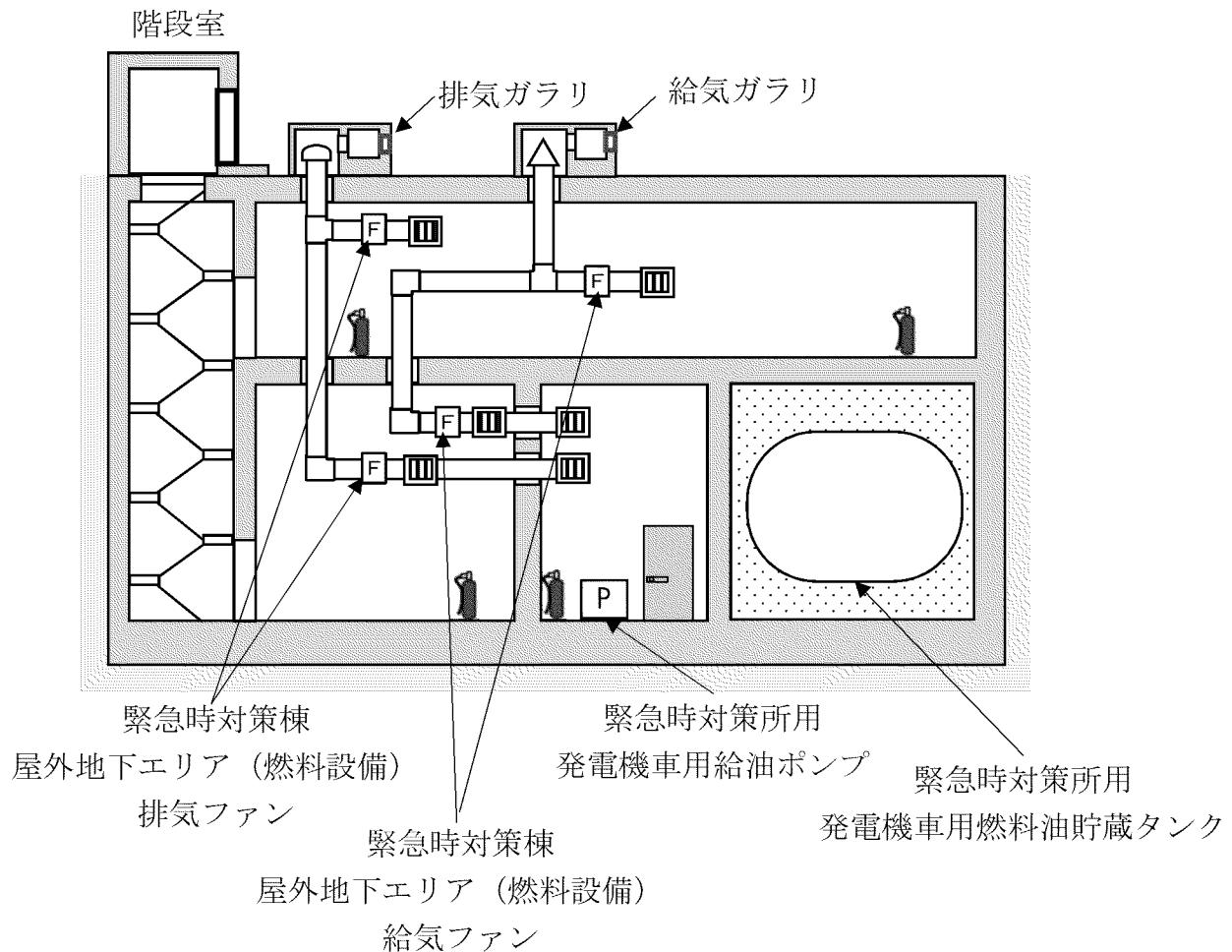


図 6-1 緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の換気系統概要図

## 補足説明資料 10-7 消火設備の設計のうち火災発生時の煙の充满等により 消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画について

### 1. 概要

本資料は、「火災防護に関する説明書」の消火設備の設計のうち、5.2.2(2)「火災発生時の煙の充满等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画」について説明する。

### 2. 消火設備の設計のうち火災発生時の煙の充满等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画

#### (1) 緊急時対策棟屋上

緊急時対策棟屋上においては、緊急時対策棟屋上の火災区域・火災区画には、可燃物としてケーブル、フィルタ等があるが、ケーブルについては自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用すること、JIS 等により難燃性を確認したフィルタ（チャコールフィルタは除く）を使用するとともにフィルタは金属筐体内に設置すること等の火災発生防止を図っている。

また、緊急時対策棟屋上の火災区画は、各火災区画において屋外に面する開口を設置している。

以上のとおり、緊急時対策棟屋上は設計上における可燃物となるものが少なく、発生する煙が少ないこと、及び各火災区画において屋外に面する空調開口（最小開口寸法：300mm×300mm）を設置することで大気に開放されており、緊急時対策棟屋上の構造を踏まえると、煙の充满により消火活動が困難とならないことから、消火器等により消火を行う設計とする。

なお、緊急時対策棟屋上は、可燃物が少ない状況を維持するために、可燃物管理の実施について、火災防護計画に定め管理する。緊急時対策棟屋上空調開口配置図を図 7-1 に示す。

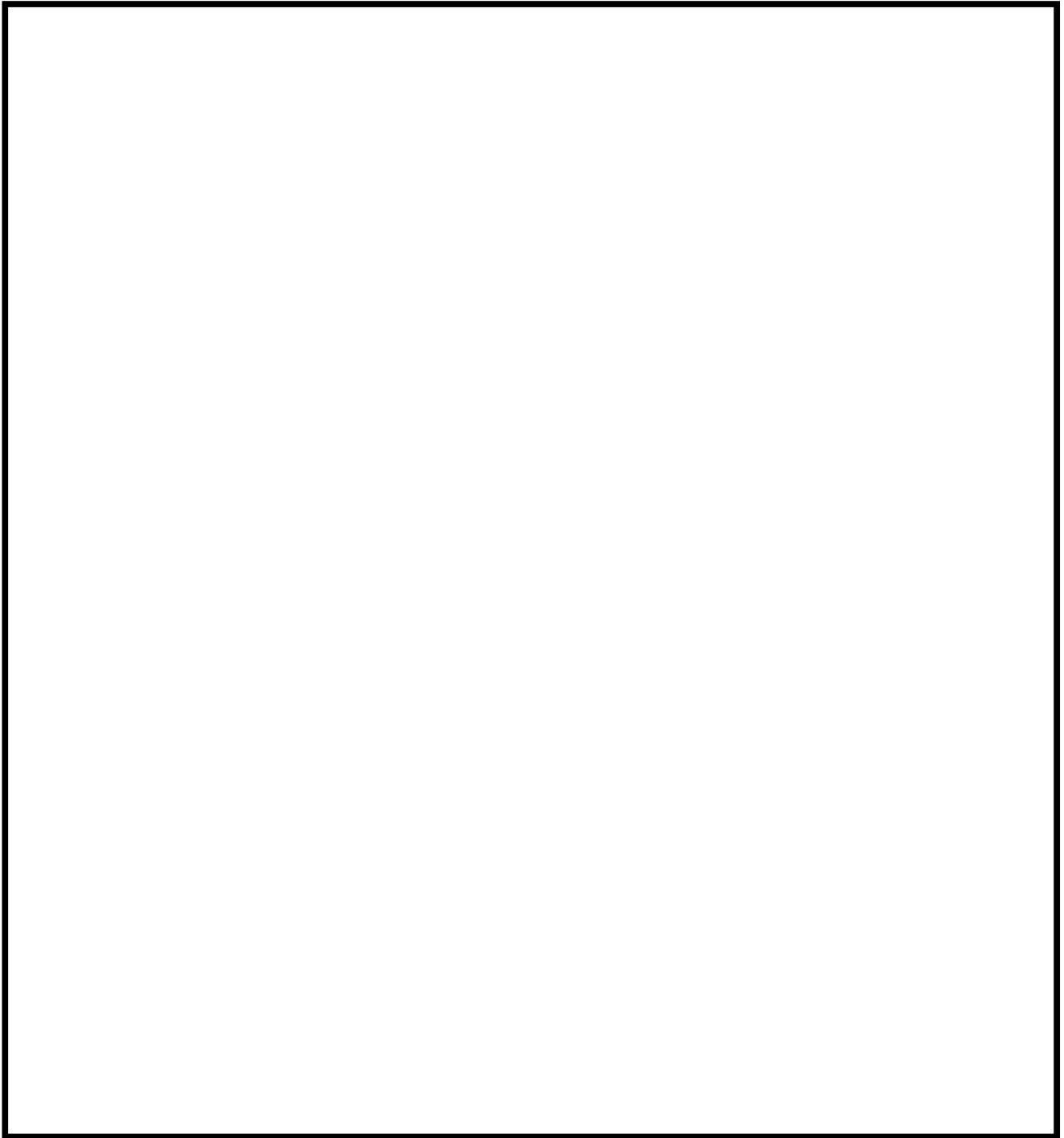


図 7-1 緊急時対策棟屋上 空調開口配置図（断面図 A-A）

## (2) 緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）

緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）は、可燃物としてケーブル、油を内包する設備（緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ及び燃料配管）等がある。

可燃物としてケーブル等があるが、緊急時対策棟屋上のケーブルと同様に自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用することで火災発生防止を図っている。また、油を内包する設備については、溶接構造及びシール構造、堰の設置等により油の漏えいを防止する設計としている。

以上のとおり、緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）は可燃物となるものが少なく、発生する煙が少ないこと、及び各火災区画において屋外からの吸排気口（最小開口寸法：250mm×250mm）を設置することで大気に開放されており、緊急時対策棟屋外地下エリアの構造を踏まえると、煙の充満により消火活動が困難とならないことから、消火器等により消火を行う設計とする。

なお、緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）は、可燃物が少ない状況を維持するために、可燃物管理の実施について、火災防護計画に定め管理する。緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の換気系統概略図を図7-2に示す。

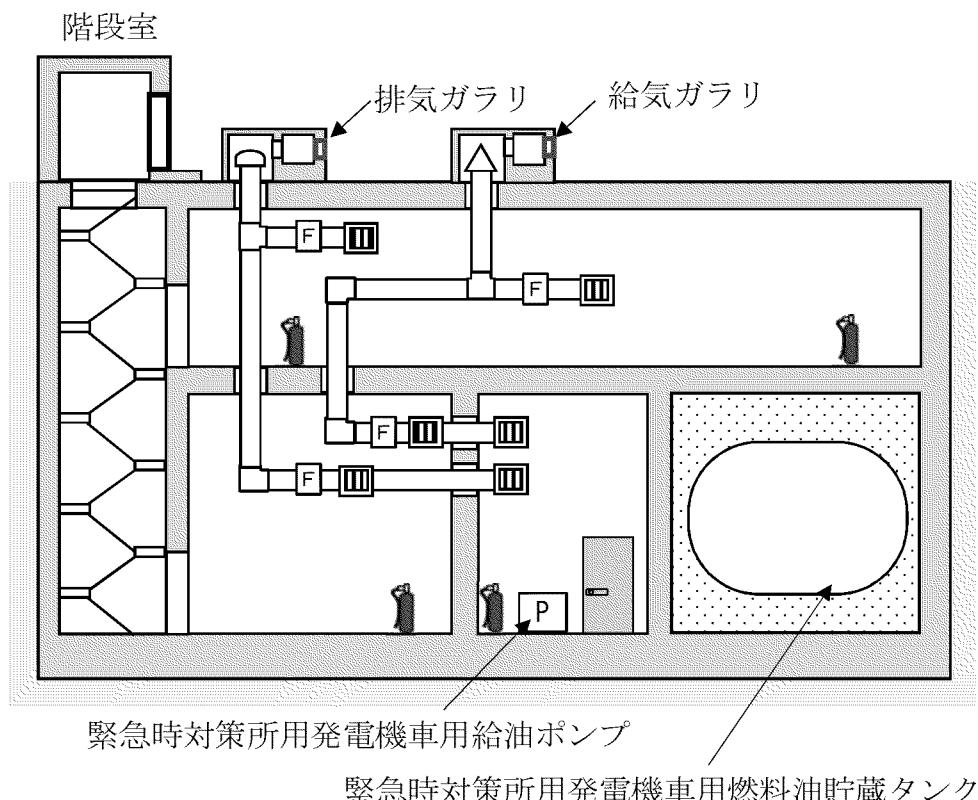


図7-2 緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の換気系統概要図

消防設備の設計のうち火災発生時の煙の充満により消火活動が困難とならない火災区域に関する別紙として、「可燃物管理を前提とした消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の既工認実績について」を別紙1に、「煙の充満により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の煙流動解析について」を別紙2に示す。

可燃物管理を前提とした消火活動が困難とならない  
火災区域又は火災区画の既工認実績について

## 1. 概要

玄海原子力発電所の緊急時対策棟のうち、緊急時対策棟屋上及び緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の火災区域又は火災区画については、可燃物が少なく、持込可燃物管理を前提として、煙の充満により消火活動が困難とならないことから、消火器等により消火を行う設計としている。既工認実績について、以下にまとめる。

## 2. 既工認実績について

可燃物管理を前提とした消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の既工認実績を表 7-1 に示す。

表 7-1 可燃物管理を前提とした消火活動が困難とならない  
火災区域又は火災区画の既工認実績

申請	火災区域	設計内容
玄海新規制基準工認	・燃料取扱設備エリア ・燃料取替用水タンク建屋 等	火災区域又は火災区画には、火災防護を行なう機器等が設置されているが、可燃物管理を前提 <sup>*1</sup> として、可燃物を制限すること <sup>*2</sup> により、煙の充満により消火活動が困難とならない設計としている。（消火器等による消火を行う設計）
【参考】 玄海緊急時対策棟設工認	・緊急時対策棟屋上 ・緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）	同上

※1 可燃物管理は、「火災の発生防止」における管理ではなく、煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備の設計条件としての「火災の感知及び消火設備」における管理としての扱いである。

※2 可燃物を制限することとは、原則、持込の可燃物を禁止し、点検等でやむを得ず可燃物の設置が必要な場合は、不燃シート等の養生や監視体制を構築する等の対応を実施するものである。

## 煙の充満により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の煙流動解析について

### 1. 概要

玄海原子力発電所の緊急時対策棟のうち、緊急時対策棟屋上及び緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）については、煙が充満しないとして消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画として設定している。煙流動解析結果を以下に示す。

### 2. 解析結果

#### (1) 解析条件

緊急時対策棟屋上及び緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）のうち、煙が充満しやすい条件である区画として、火災荷重( $\text{kJ}/\text{m}^2$ )が大きく、大気に開放される開口寸法<sup>\*1</sup>及び区画容積が小さい区画を代表として、緊急時対策棟屋外地下エリア（燃料設備）の TSC4-8「B 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ室」に対して解析を実施する。また、当該エリアにおいて、火災荷重が大きく、通電されており火災発生の可能性が高いケーブルの発火を想定する。各建屋の代表区画の平面図を図 7-3 に、構造等に係る諸元を表 7-2 に、主な解析における諸条件を表 7-3 に示す。

※1 大気に開放される開口高さ（約 3m）は各区画が同等である。



図 7-3 各建屋の代表区画の平面図

表 7-2 各建屋の代表区画の構造等に係る諸元

各建屋の代表区画	A 緊急時対策所非常用 空気浄化フィルタユニット室 (TSC3-2)	B 緊急時対策所用 発電機車用給油ポンプ室 (TSC4-8)
火災荷重(kJ/m <sup>2</sup> )	528,559	650,648
縦×横×高さ(mm)	15200×4725×4800	4650×5050×5700

表 7-3 火災解析<sup>※3</sup>における諸条件

項目	数値	備考
燃焼面積	0.4 m <sup>2</sup> (ケーブルトレイ 2 カ所合計)	内部火災影響評価ガイド 附属書 B2
単位面積あたりの HRR 値	213.75 kW/m <sup>2</sup>	内部火災影響評価ガイド 附属書 B2、表 B.5
初期温度	40 °C	

※3 解析コードは、FDS(Fire Dynamics Simulator)

## (2) 解析結果

図 7-4 に示すとおり、B 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ室にて火災により発生した煙は、ポンプ室上方に成層化し、大気へと通ずる吸排気口を介して煙が排気され、火災発生 30 分後の測定箇所（扉の床面から約 2m の箇所）における煙濃度は、 $0.1\text{m}^{-1}$  以下であり、ポンプ室の全体へ煙は充满しておらず、出入扉から視認可能（煙濃度： $0.1\text{m}^{-1}$  以下）<sup>※4</sup>であることから、初期消火要員による消火活動が可能である。図 7-4 に煙の流動状況結果を示す。

※4 煙濃度  $0.1\text{m}^{-1}$  の場合は、見通し距離約 20m 程度の視認距離である。（参考文献：照明学会雑誌 第 59 卷 第 2 号）

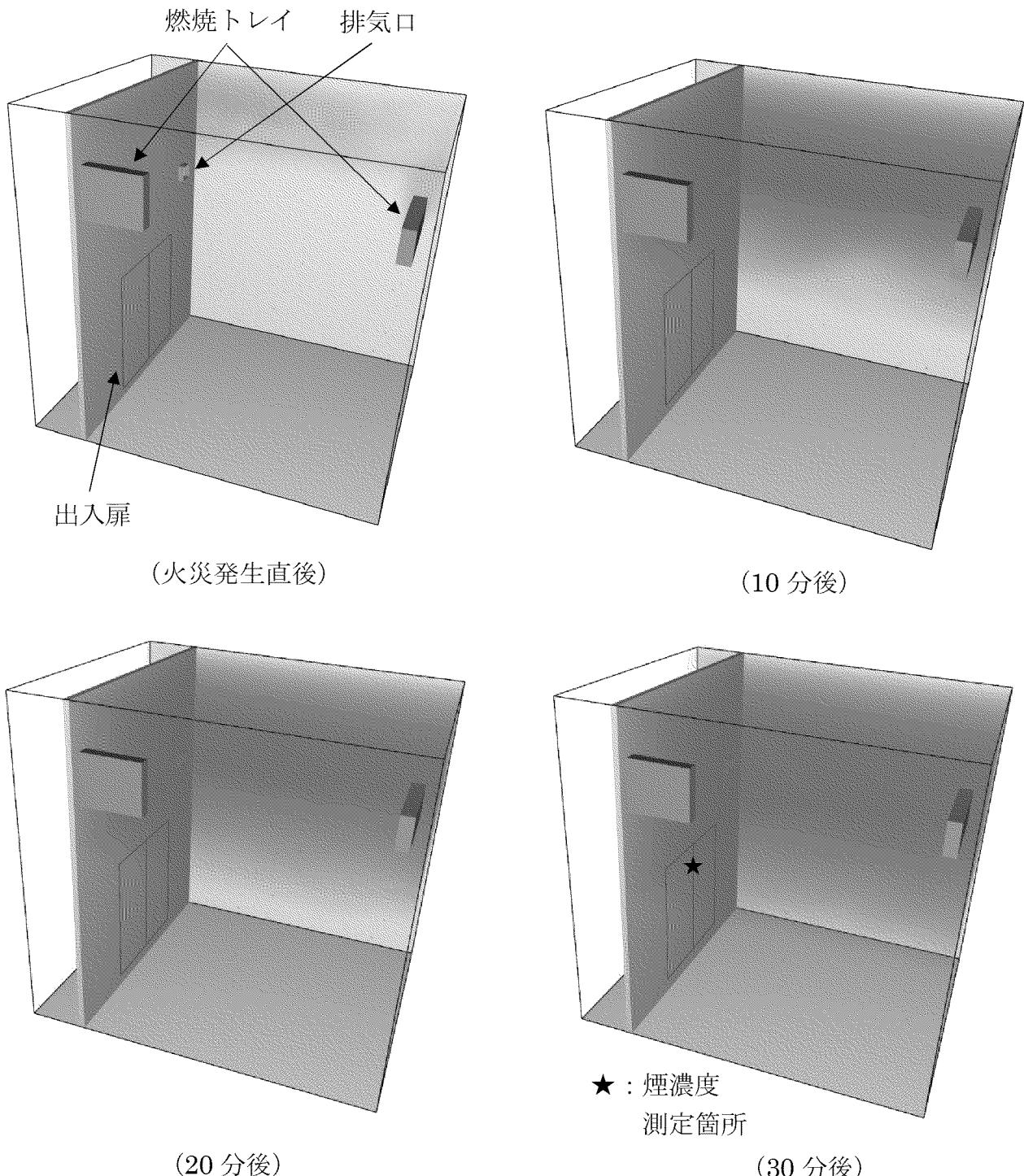


図 7-4 煙の流動状況結果

## 補足説明資料 11

ディーゼル発電機に関する補足説明資料

## 目 次

- 補足説明資料 11-1 緊急時対策棟への給電によるディーゼル発電機の影響について
- 補足説明資料 11-2 緊急時対策棟の電源系統について

## 補足説明資料 11-1 緊急時対策棟への給電によるディーゼル発電機の影響について

緊急時対策棟が接続している非常用母線は 4-3D 母線又は 4-4D 母線であり、外部電源喪失による設計基準事故時においては、ディーゼル発電機から給電している負荷の状況を中央制御室又は現場で確認し、3B 又は 4B ディーゼル発電機から緊急時対策棟へ給電する。

3B ディーゼル発電機の定格容量は、既工事計画の「非常用予備発電装置の出力の決定に関する説明書」に示す工学的安全施設作動時に必要な負荷（最大負荷<sup>\*1</sup>：6,784kW）に裕度を考慮して 7,100kW としている。また、4B ディーゼル発電機も同様に工学的安全施設作動時の負荷（最大負荷：6,436kW）に裕度を考慮して 7,100kW としている。

※1 最大負荷とは各機器の定格出力を積算した数値を指す（以下、同じ）。

### 1. 設計基準事故時のディーゼル発電機からの給電

#### 1.1 緊急時対策棟への給電によるディーゼル発電機の影響

設計基準事故時においては、4B ディーゼル発電機よりも負荷の大きい 3B ディーゼル発電機の工学的安全施設作動時の負荷（最大負荷：6,784kW）に、ディーゼル発電機から給電するその他の負荷として新規制基準適合性工認時に考慮した SPDS 等の負荷 67kW 及び第 1 表に示す設計基準事故時における緊急時対策棟用湧水サンプポンプを含む緊急時対策棟の負荷（最大負荷 179kW）を加えても 7,030kW であることから、3B 及び 4B ディーゼル発電機は、緊急時対策棟への給電に必要な容量を有している。

ディーゼル発電機は発電所の安全停止及び工学的安全施設作動時に必要な負荷に裕度を考慮して定格容量を決定していること、仮に設計基準事故時における緊急時対策棟の最大負荷を加えても、その容量は裕度の範囲内であり、ディーゼル発電機の定格容量に影響を与えない。

第1表 設計基準事故時における緊急時対策所負荷の比較

主要負荷 <sup>*1</sup>	容量 (kW)	
	緊急時対策棟 <sup>*2</sup>	代替緊急時対策所 <sup>*3</sup>
①緊急時対策所非常用空気浄化ファン	13	3
①緊急時対策所非常用空気浄化設備電気加熱コイル	42	—
①②通信連絡設備 (緊急時対策棟計装電源盤含む)	53 <sup>*4</sup>	20
①緊急時対策所用発電機車100V分電盤 (2台) <sup>*5</sup>	5 <sup>*6</sup>	—
①緊急時対策所用発電機車補機盤 (2台) <sup>*5</sup>	17 <sup>*7</sup>	—
①緊急時対策所用非常用空気浄化フィルタユニットヒートトレース	6	—
①緊急時対策所用空気浄化フィルタユニットヒートトレース	6	—
①緊急時対策棟用湧水サンプポンプ (2台) <sup>*8</sup>	9	—
①共通電源 (コントロールセンタ制御電源、電動弁用スペースヒータ電源等)	3	2
①その他 (非常用照明、誘導灯、火災受信機盤等)	25	8
合計	179	33

\*1 主要負荷に記載している①、②は第1図緊急時対策棟の電源系統図における①、②の負荷を示す

\*2 3B又は4Bディーゼル発電機からの給電

\*3 3A又は4Bディーゼル発電機からの給電

\*4 建屋規模拡大による通信連絡設備の台数増加及び保安電話の交換機新規設置による負荷の増加

\*5 緊急時対策棟における設置台数

\*6 緊急時対策所用発電機車内に設置 (コンセント、遮断器盤スペースヒータ等)

\*7 緊急時対策所用発電機車内に設置 (潤滑油プライミングポンプ、発電機スペースヒータ等)

\*8 緊急時対策棟における設置台数 (1台は予備だが負荷の積み上げ上保守的に2台分を考慮)

## 1.2 起動電流を含めたディーゼル発電機の影響

設計基準事故時のディーゼル発電機の負荷 (工学的安全施設作動時の負荷) は、ディーゼル発電機から数分で給電を完了して定常状態になり、ディーゼル発電機は、その状態から緊急時対策棟へ遮断器の手動投入によって給電する。

これを踏まえ、1.1に示す4Bディーゼル発電機よりも負荷の大きい3Bディーゼル発電機の負荷 (最大負荷: 6,784+67=6,851kW) に緊急時対策棟の負荷で最も起動電流が大きい緊急時対策所用非常用空気浄化ファンの起動電流を加味した設計基準事故時の緊急時対策棟の負荷 (最大負荷: 211kW) を加えても7,062kWであることから、3B及び4Bディーゼル発電機は、緊急時対策棟への給電に必要な容量を有しており、ディーゼル発電機の定格容量に影響を与えない。

## 2. 重大事故等時のディーゼル発電機からの給電

### 2.1 緊急時対策棟への給電によるディーゼル発電機の影響

重大事故等時においては、新規制基準適合性工認時の「非常用発電装置の出力の決定に関する説明書」に示すディーゼル発電機の負荷（技術基準規則に基づき必要となる重大事故等対処施設において、全ての機器を同時に使用することはないが、仮に全ての機器の負荷を合計した最大負荷：6,030kW）に第2表に示す緊急時対策所用発電機車から電力供給を期待する緊急時対策棟の負荷（最大負荷：327kW）を加えても6,357kWであることから、3B及び4Bディーゼル発電機は、緊急時対策棟への給電に十分な容量を有しており、ディーゼル発電機の定格容量に影響を与えない。

また、第1表に示す重大事故等対処設備ではない「その他（非常用照明、誘導灯、火災受信機盤等）」の負荷25kWを使用しても合計負荷は6,382kWであることから、3B及び4Bディーゼル発電機は十分な容量を有しており、ディーゼル発電機の定格容量に影響を与えない。

第2表 緊急時対策所用発電機車の負荷リスト

負荷 <sup>※1</sup>	台数	負荷容量(kW)
①緊急時対策所非常用空気浄化ファン	1	13
①緊急時対策所非常用空気浄化設備電気加熱コイル	2	42
①緊急時対策棟給気ファン <sup>※2</sup>	1	80
①緊急時対策棟排気ファン <sup>※2</sup>	1	32
①緊急時対策棟充電器盤	1	83
②緊急時対策棟計装電源盤 SPDSデータ表示装置 衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等	1	29
①緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	1	2
①緊急時対策所用発電機車100V分電盤	2	5
①緊急時対策所用発電機車補機盤	2	17
①緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットヒートトレース	2	6
①緊急時対策棟空気浄化フィルタユニットヒートトレース <sup>※2</sup>	1	6
①緊急時対策棟用湧水サンプポンプ	2	9
①共通電源（コントロールセンタ制御電源、電動弁用スペースヒータ電源等）	1式	3
合計		327

（添付資料16 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 第1表を参考）

※1 負荷に記載している①、②は第1図緊急時対策棟の電源系統図における①、②の負荷を示す

※2 事故後7日間においては期待していない負荷

なお、緊急時対策所用発電機車の定格容量は1,460kWであるため、第2表に示す緊急時対策棟の負荷（最大負荷：327kW）に重大事故等対処設備ではない「その他（非常用照明、誘導灯、火災受信機盤等）」の負荷25kWを追加しても352kWであることから、緊急時対策所用発電機車の定格容量に影響を与えない。

## 2.2 起動電流を含めたディーゼル発電機の影響

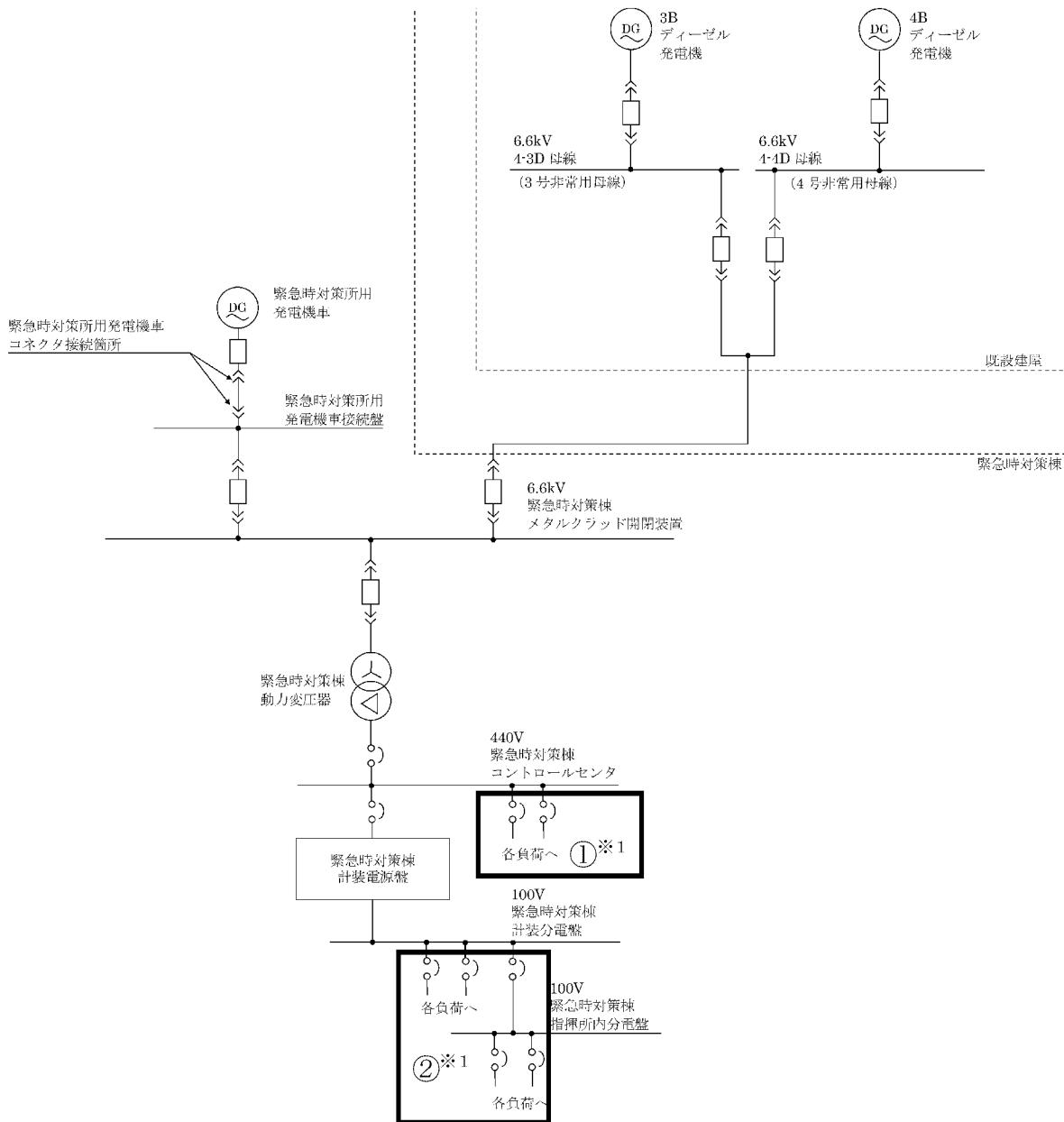
重大事故等時は、事故の種類や状況によってディーゼル発電機から給電する負荷やタイミングが異なるため、保守的な観点からディーゼル発電機の負荷全てに給電した状態で、緊急時対策棟へ給電する場合を前提とする。

2.1に示すディーゼル発電機の負荷（技術基準規則に基づき必要となる重大事故等対処施設において、全ての機器を同時に使用しないが、仮に全ての機器の負荷を合計した最大負荷：6,030kW）に重大事故等時における緊急時対策棟内の負荷で最も起動電流の大きい換気設備（緊急時対策所非常用空気浄化ファン、ダンパ等の合計）の起動電流を加味した重大事故等時の緊急時対策棟の負荷（最大負荷：553kW）を加えても6,583kWであることから、3B及び4Bディーゼル発電機は、緊急時対策棟への給電に十分な容量を有しており、ディーゼル発電機の定格容量に影響を与えない。

また、第1表に示す重大事故等対処設備ではない「その他（非常用照明、誘導灯、火災受信機盤等）」の負荷25kWを使用しても合計負荷は6,608kWであることから、3B及び4Bディーゼル発電機は十分な容量を有しており、ディーゼル発電機の定格容量に影響を与えない。

## 3. 緊急時対策棟への給電に関する手順について

設計基準事故時及び重大事故等時における緊急時対策棟への給電に関する手順については、3B又は4Bディーゼル発電機からの給電も含めて、保安規定に基づき該当する社内基準に反映する。



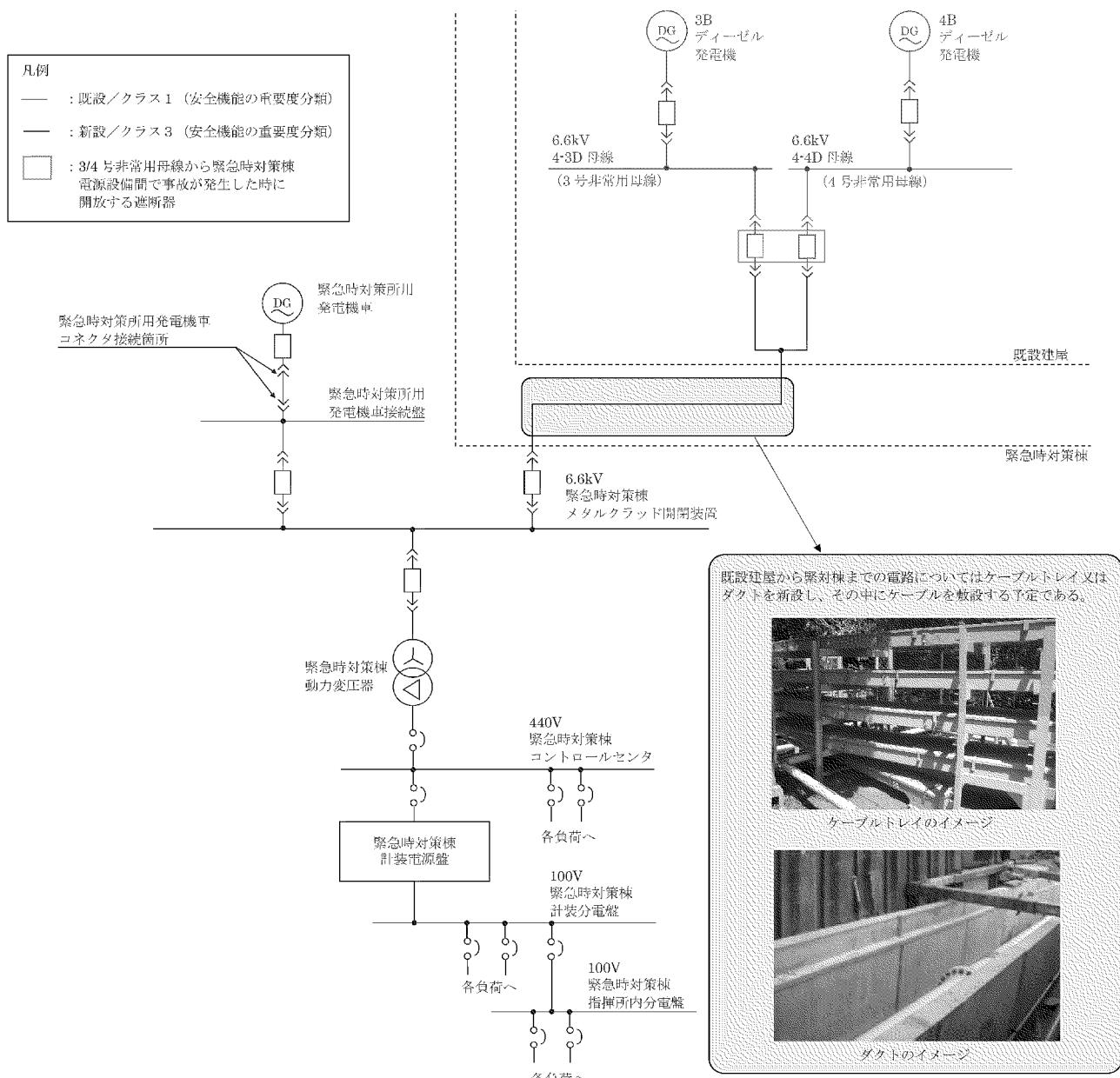
第1図 緊急時対策棟の電源系統図

※1 第1表に示す通信連絡設備 (緊急時対策棟計装電源盤含む) のうち①は電力保安通信用電話設備、  
②は計装電源盤の負荷を示す

## 補足説明資料 11-2 緊急時対策棟の電源系統について

第1図に緊急時対策棟の電源系統を示す。緊急時対策棟内には、設置許可基準規則第35条において非常用所内電源からの給電が求められている通信連絡設備を設置するため、非常用母線から給電する設計としている。

安全機能の重要度分類において、3/4号非常用母線はクラス1に該当するのに対し、非常用母線から緊急時対策棟までの電路及び緊急時対策棟の電源設備はクラス3に該当するため異クラスの接続となるが、3/4号非常用母線から緊急時対策棟の電源設備までにおいて電気事故が発生した場合は、瞬時に既設建屋に設置している専用の保護装置が作動してクラス1の遮断器が開放されるため、非常用所内電源系に悪影響を及ぼすことはない。



第1図 緊急時対策棟の電源系統図

## 補足説明資料 12

代替緊急時対策所の廃止に関する補足説明資料

## 目 次

補足説明資料 12-1 代替緊急時対策所の廃止における他設備への悪影響防止について

## 補足説明資料 12-1 代替緊急時対策所の廃止における 他の設備への悪影響防止について

### 1. 緊急時対策所の機能移行について

玄海 3・4 号機の緊急時対策所は、既設の代替緊急時対策所から新設する緊急時対策所（緊急時対策棟内）（以下「緊急時対策棟」という。）にその機能を移行するが、緊急時対策棟の運用開始後、代替緊急時対策所を廃止する計画である。

代替緊急時対策所は、図 1 に示すとおり原子炉補助建屋や緊急時対策棟等から離れた場所に独立して設置しているが、緊急時対策棟の運用開始後に実施する代替緊急時対策所の廃止作業が他の設備に悪影響を与えないことを確認するため、代替緊急時対策所の廃止に係る設備及び施工手順を整理し、他の設備への悪影響の有無について評価した。

図 1 緊急時対策棟及び代替緊急時対策所の配置

## 2. 代替緊急時対策所の廃止による影響評価について

代替緊急時対策所の廃止にあたり、既存設備への影響の有無を検討した。まず、廃止対象設備と他の設備の系統上の接続有無を現地調査および図面により確認した。

その結果、①S P D S 関連設備、②通信連絡設備、③電源設備に関して系統との接続があるため、廃止作業において配慮が必要なものとして抽出した。

次項において、①～③に分類した各設備に関して、悪影響防止のための対策を示す。

## 3. 悪影響防止のための対策について

前項にて系統の接続があると整理された項目において、位置関係、作業計画を踏まえて他の設備に影響を及ぼさないための対策について検討した。

### ① S P D S データ表示装置の廃止

#### a. 概 要

代替緊急時対策所の廃止の際に、代替緊急時対策所に設置しているS P D S データ表示装置を廃止する。S P D S データ表示装置は、緊急時運転パラメータ伝送システム（S P D S）（以下、「S P D S」という。）のデータを表示するための設備であり、S P D S は複数の独立したS P D S データ表示装置に対しデータを表示させるものである。

#### b. 廃止作業

廃止の際には、原子炉補助建屋及び4号機原子炉周辺建屋に設置しているスイッチングハブに接続している代替緊急時対策所のS P D S データ表示装置向けの信号線を外す（ポートの閉塞含む）作業を行う。（図2参照）

#### c. 評 価

スイッチングハブに関しては信号線の抜差に対応した設計となっていることから、代替緊急時対策所に設置されているS P D S データ表示装置の廃止を行っても、緊急時対策棟に設置されているS P D S データ表示装置に悪影響を及ぼすことはない。

また、検査時及び緊急時対策棟運用開始後～代替緊急時対策所廃止までの期間（図3の「B」の期間）においては、S P D S からの信号は、代替緊急時対策所

および緊急時対策棟両方の S P D S データ表示装置へと信号伝送される状態となるが、緊急時対策棟に設置する S P D S データ表示装置を追加で接続しても S P D S に接続可能な台数以下であるため、S P D S の性能に影響を与えることはない。

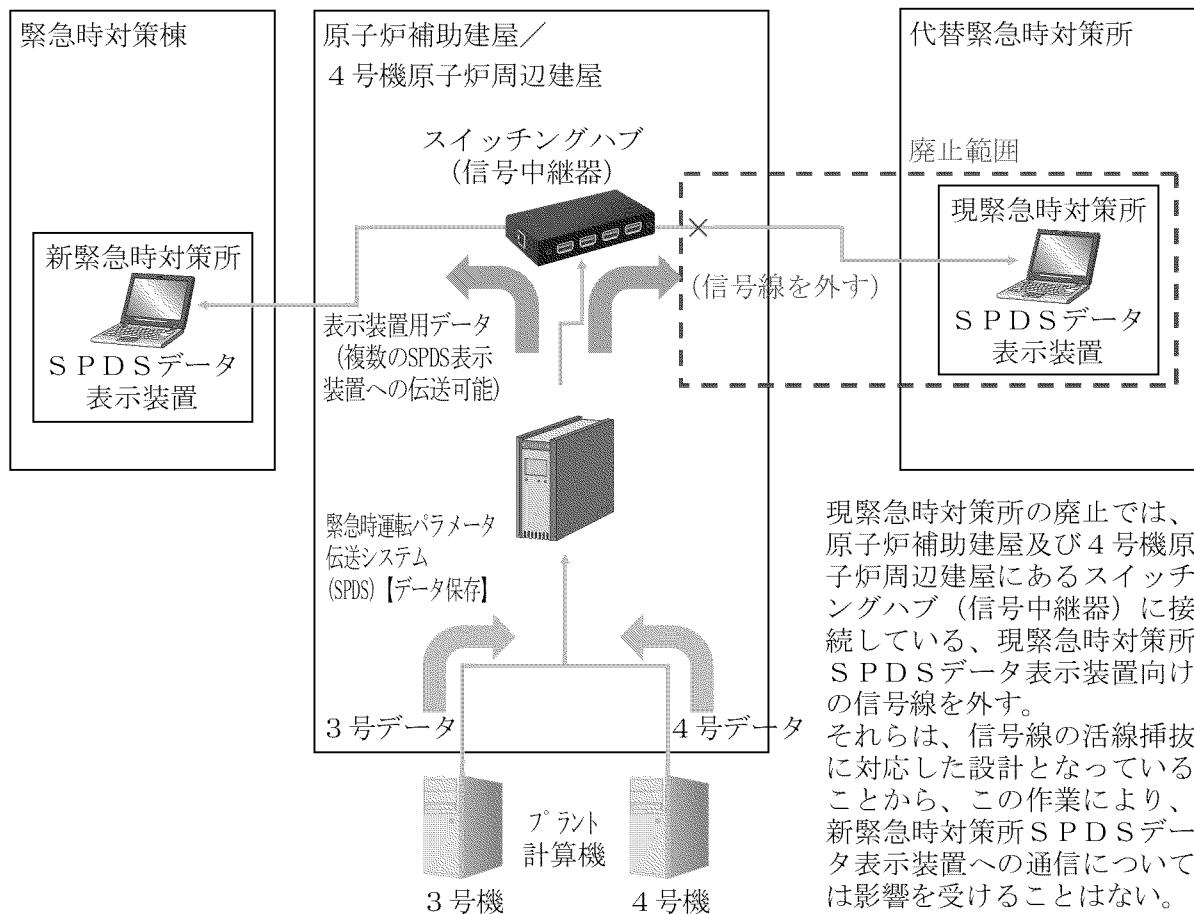


図2 S P D S 関連設備の廃止範囲

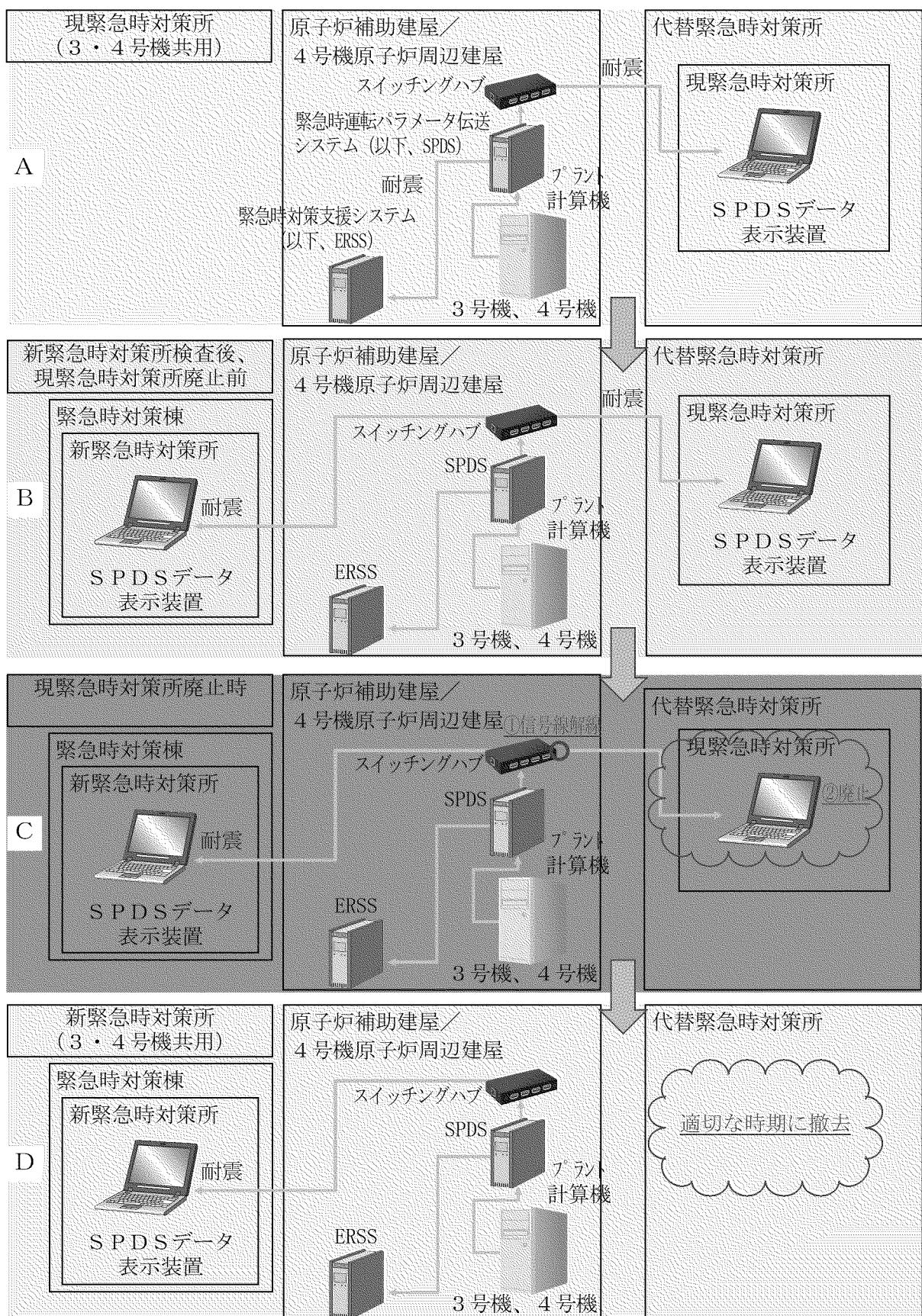


図3 緊急時対策所移行イメージ

## ② 通信連絡設備の廃止

### a. 概 要

代替緊急時対策所の廃止の際に、代替緊急時対策所に設置している通信連絡設備を廃止する。廃止対象となる通信連絡設備として、衛星携帯電話、無線通話装置等（図4参照）があるが、代替緊急時対策所の通信連絡設備の廃止においては通信ネットワーク、電源等から切り離した後に実施することで、他の設備に悪影響を与えないよう配慮する。

### b. 廃止作業

ページング装置、保安電話（固定型、携帯型）、衛星電話（固定型）、衛星携帯電話（固定型）、無線通話装置（固定型）、加入電話（固定型）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）、テレビ会議システム（社内）については、有線、無線、衛星といった専用の通信ネットワーク、ならびに電源より切り離すことで廃止する。また、上記以外の通信回線への接続がない設備については、廃止に伴う影響はない。

### c. 評 価

緊急時対策棟と代替緊急時対策所の通信連絡設備は、異なる配線盤、ネットワーク機器との接続であり、緊急時対策棟・代替緊急時対策所の両方の通信連絡設備が使用できる状況において緊急時対策所の機能を移行する。緊急時対策棟への機能移行が完了し運用を開始した後に代替緊急時対策所の通信連絡設備を廃止することで緊急時対策所としての機能が失われることはない。

また、通信ネットワークからの切り離しは専用の配線盤、ネットワーク機器のコネクタの引き抜きにより容易に施工ができ、設備毎に各回線が独立していることに加え、電源系統はコンセントからの引き抜きにより切り離しが可能であることから、廃止に伴う他の設備（通信ネットワーク本体、電源系統）への影響はない。衛星電話（可搬型）、衛星携帯電話（携帯型）、無線通話装置（携帯型）、携帯型有線通話装置については、乾電池式または充電池式であり、通信ネットワーク、電源系統との接続がないことから、廃止に伴う他の設備への影響はない。

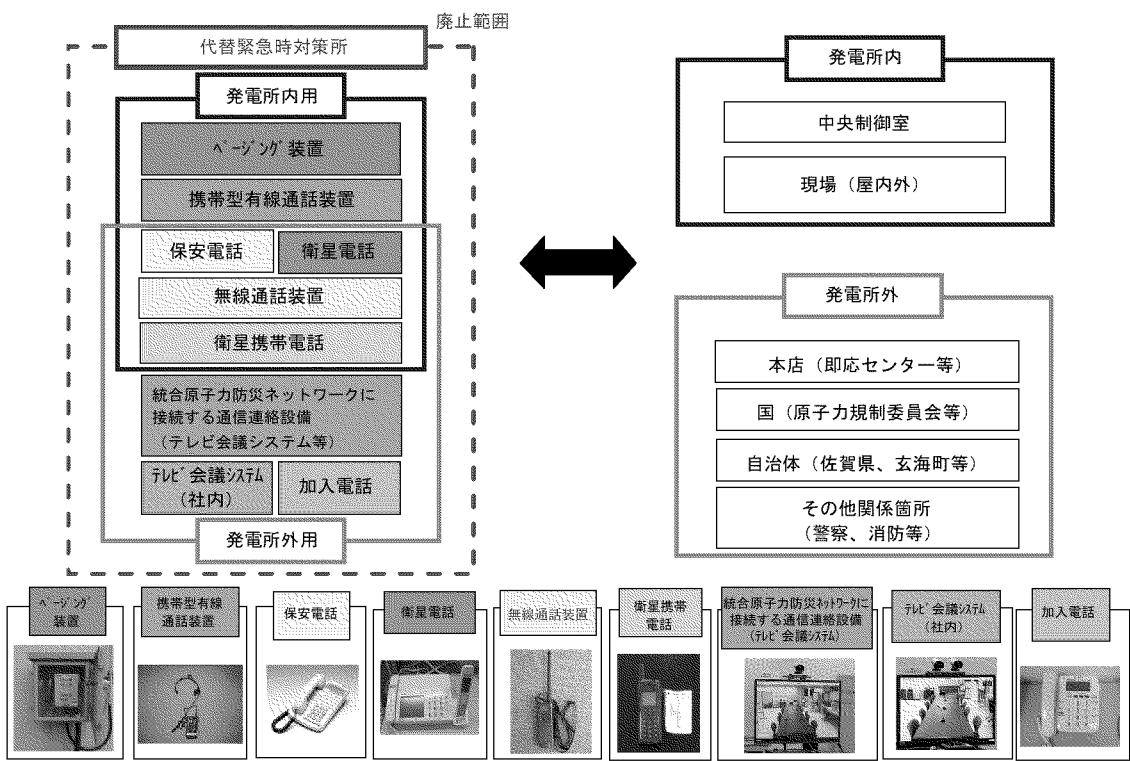


図4 通信連絡設備の廃止範囲の概要

### ③ 電源設備の廃止

#### a. 概 要

代替緊急時対策所の廃止の際に、電源設備の廃止を行うが、非常用母線と系統上接続があるため、他の設備に影響を与えないように配慮する。

#### b. 廃止作業

代替緊急時対策所受電盤、分電盤等については、上流にある遮断器の開放操作によって、通常時の系統構成から代替緊急時対策所への給電系統を隔離することで廃止する。(図5参照)

#### c. 評 価

緊急時対策棟と代替緊急時対策所は非常用母線から異なる電源系統での給電としており、緊急時対策棟・代替緊急時対策所の両方が受電している状況において緊急時対策所の機能を移行する。緊急時対策棟への機能移行が完了し運用を開始した後に代替緊急時対策所の電源設備を廃止することで緊急時対策所としての機能が失われることはない。

また、遮断器の開放操作によって、代替緊急時対策所の電源設備は非常用母線と系統上の接続はなくなるため、他の設備へ影響を与えることはない。

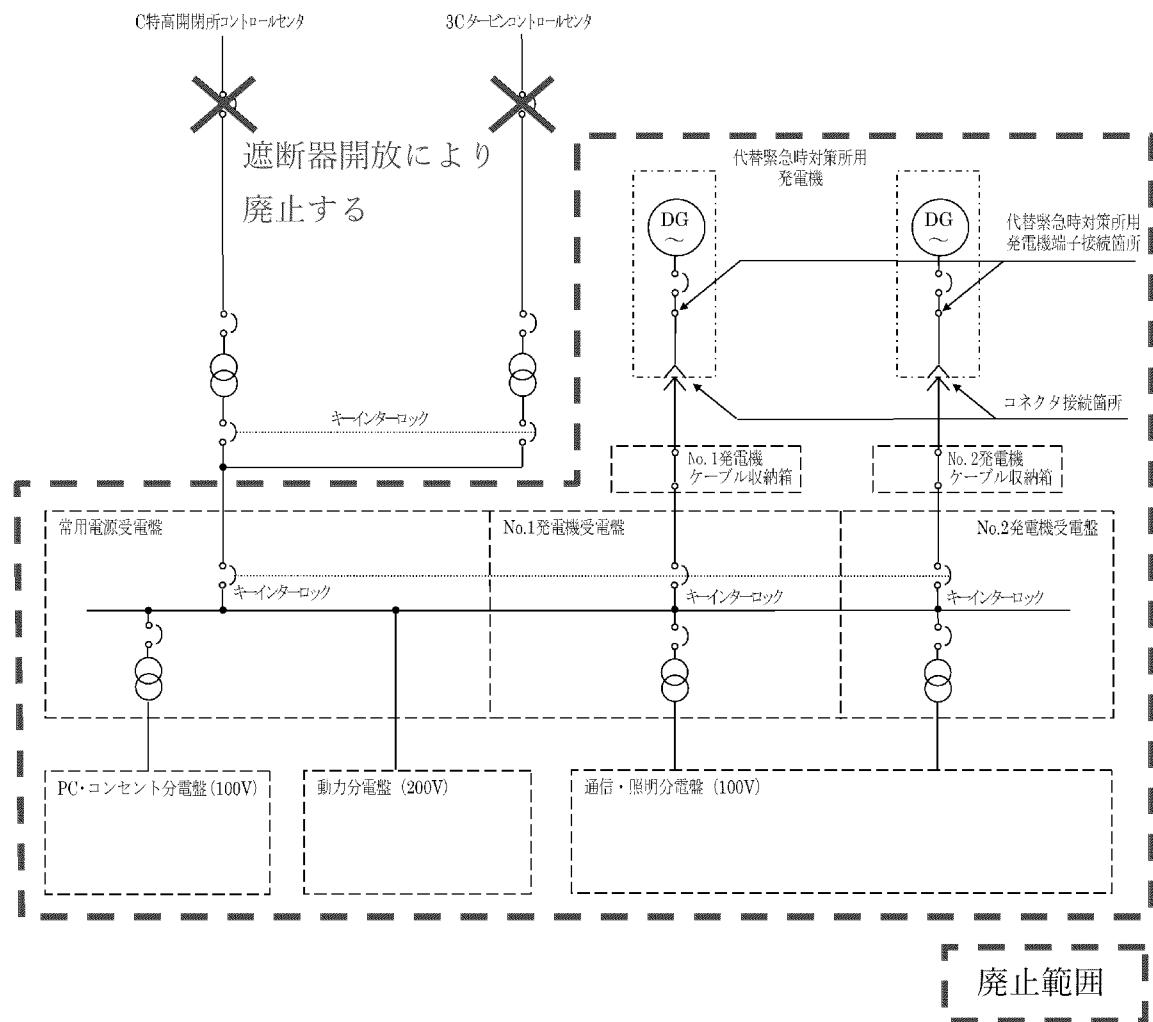


図5 代替緊急時対策所電源廃止範囲

## 補足説明資料 13

設置許可との整合性に関する補足説明資料

## 目 次

補足説明資料 13-1

発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する補足説明資料

## 補足説明資料 13-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する補足説明資料

### 1. 概 要

本資料では、添付資料 1-1 「発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書」（以下「許可整合性に関する説明書」という。）において工事計画との整合性を示す具体的な発電用原子炉設置変更許可申請書（以下「設置変更許可申請書」という。）を明確にするものである。

### 2. 対象となる設置変更許可申請書

玄海原子力発電所の緊急時対策所については、新たに設置する緊急時対策棟内にその機能を移行する計画としており、平成 29 年 1 月 18 日付け原規規発第 1701182 号にて許可を受けていることから、今回の設計及び工事の計画が許可を受けたところによるものであることの説明としては、基本的に当該設置変更許可申請書（以下「新規制基準許可」という。）との整合性を示している。

また、それ以降にも「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及びその解釈の改正に伴うバックフィット対応を実施しているが、そのうち今回の緊急時対策棟設置工事に関する設置変更許可申請書として、令和 2 年 1 月 29 日付け原規規発第 2001297 号にて発電用原子炉設置変更許可を受けた設置変更許可申請書（以下「有毒ガス BF 許可」という。）の整合性も示している。

平成 31 年 1 月 16 日付け原規規発第 1901168 号にて発電用原子炉設置変更許可を受けた設置変更許可申請書（以下「内部溢水 BF 許可」という。）との整合性については平成 31 年 2 月 6 日付け原規規発第 19020611 号（玄海原子力発電所 3 号機）／19020612 号（玄海原子力発電所 4 号機）にて認可された工事計画の添付資料 1 「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」（以下、「内部溢水 BF 工認」という。）にて整合性を示しており、内部溢水 BF 許可に係る内容については、今回の設計及び工事の計画の基本設計方針において変更はない。

なお、その他バックフィット対応として、内部溢水 BF 許可と併せて実施した地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る対応や柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映に係る対応があるが、今回の緊急時対策棟設置工事に関するものではないことを確認している。

したがって、今回の許可整合性に関する説明書においては、今回の工事計画のうち変更がある部分に対しては、新規制基準許可及び有毒ガス BF 許可との整合性を示しており、変更がない部分に対しては平成 29 年 8 月 25 日付け原規規発第 1708253 号にて認可された工事計画の添付資料 1 「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」（新規制基準適合性工認）及び内部溢水 BF 工認によるものである。

以上

## 補足説明資料 14

緊急時対策所に関する補足説明資料

## 目 次

補足説明資料 14-1

緊急時対策所のD B事象に対する使用用途及びD B要求に  
対する設計上の考慮事項について

## 補足説明資料14－1 緊急時対策所のDB事象に対する使用用途 及びDB要求に対する設計上の考慮事項について

### 1. はじめに

本資料にて緊急時対策所のDB事象に対する使用用途及びDB要求に対する設計上の考慮事項について説明する。

### 2. 緊急時対策所のDB施設としての使用について

#### (1) 緊急時対策所の立ち上げについて

原子力災害のうち、緊急時体制における警戒体制が発令された場合に原子力防災要員を召集し、緊急時対策所に発電所対策本部を設置する。

一般災害において、準備体制または非常体制における防災体制が発令された場合、予め定めている体制の設置場所が使用できない場合には、緊急時対策所に非常災害対策本部を設置する。ただし、最寄りの気象庁震度観測点において、震度5弱以上の地震が発生した場合は、緊急時対策所に非常災害対策本部を設置する。

(語句説明)

- ◎原子力災害…原子力緊急事態により、住民等の生命、身体又は財産に生じる被害
- ◎一般災害…暴風・竜巻・豪雨・豪雪・洪水・崖崩れ・土石流・高潮・地震・多雨  
　　・津波・噴火・地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等、その及ぼす被害の程度が大きいもの。
  - ・準備体制…一般災害の発生が予想される場合。
  - ・非常体制…一般災害が数時間以内に発生することが予想される場合、または発生した場合。

(例) 1次冷却材が漏えいし、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合又は手動により非常用炉心冷却装置を作動させたとき、警戒事象であるAL2.1に該当するため、緊急時体制が発令され、緊急時対策所に発電所対策本部を設置することとなる。

#### (2) 緊急時対策所における活動について

原子力災害のうち、緊急時体制における警戒体制が発令された場合に、緊急時対策所に参集した要員は、活動を実施する上で必要な環境を整備するために、酸素及び二酸化炭素濃度測定を実施する。また、SA時に備え空気浄化装置運転、発電機車の起動準備及び加圧設備の系統構成を行う。

一般災害において、準備体制または非常体制における防災体制が発令された場合に、緊急時対策所に参集した要員は、活動を実施する上で必要な環境を整備するために、酸素及び二酸化炭素濃度測定を実施し、必要に応じて発電機車の起動準備を行う。

対策本部における災害対策活動では、緊急時運転パラメータ伝送システム等によるプラント状況の把握、通信連絡設備を用いた対策の指示や通報連絡等を実施し、災害の拡大を防止、復旧を図る。

### 3. 緊急時対策所のDB要求に対する設計上の考慮事項について

技術基準規則第15条第6項及び第46条に対する緊急時対策所に係る設計上の考慮事項について下表に示す。

技術基準規則	項目	設計上の考慮事項	備考
第46条 第1項	居住性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策要員を収容することができるとともに、対策要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。</li> <li>・酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DB時はSA時に備えて対策要員を収集するため、収容スペースは、SA時の収容人員最大100名に包含される。</li> <li>・外気取入れ可能な場合、SA時に備え空気浄化装置を運転するとともに、常時、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を監視する。</li> </ul>
	情報の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDSデータ表示装置を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記設備は、DB設備としてはCクラスであるが、SA時に備え基準地震動Ssに対しての耐震性を有している。</li> </ul>
	通信連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所内：緊急時対策所、中央制御室及び作業場所で、指示及び連絡を行うことができる設備として、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備を設置又は保管する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記設備のうち衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備は、DB設備としてはCクラスであるが、SA時に備え基準地震動Ssに対しての耐震性を有している。</li> </ul> <p><b>【通信連絡設備の使用例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所を立ち上げる(SA時に備え空気浄化装置運転、発電機車の起動準備及び加圧設備の系統構成を行う)際は、緊急時対策所と現場要員の間で通信連絡設備を用いて指示及び連絡を行う。</li> <li>・緊急時対策所から中央制御室に緊急時対策所の立ち上げ状況等の連絡を行う。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所外：本店、国、地方公共団体その他関係機関の必要箇所への事故の発生等に係る連絡を行うことができる設備として、加入電話設備、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム(社内)、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記設備のうち衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、DB設備としてはCクラスであるが、SA時に備え基準地震動Ssに対しての耐震性を有している。</li> </ul> <p><b>【通信連絡設備の使用例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の必要箇所に対し通信連絡設備を用いて通報連絡を行う。</li> </ul>
第46条 第2項	有毒ガス防護措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガスが必要な指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、必要な指示、操作を行うことができる設計とする。</li> </ul>	—
第15条 第6項	設備の共用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DB時に双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、必要な情報を共有・考慮しながら、総合的な管理を行う設計とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故時のプラント状況、地震、津波等発生時における被害状況、放射性物質の放出有無等の確認を行い、発電所全体として必要な情報の共有を図り、相互のプラント状況に応じて、事故対応、要員配置等の総合的な管理を行う。</li> </ul>

以上

## 補足説明資料 15

放射線管理用計測装置に関する補足説明資料

## 目 次

補足説明資料 15-1

放射線監視データの緊急時対策所（緊急時対策棟内）への  
伝送について

## 補足説明資料 15-1 放射線監視データの緊急時対策所（緊急時対策棟内）への伝送について

### 1. 固定式周辺モニタリング設備のデータについて

固定式周辺モニタリング設備のデータは、「添付資料8 通信連絡設備に関する説明書」の第2表 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）主要パラメータ(4/6)に示すとおり、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の1パラメータとして緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ伝送する。

### 2. 固定式及び移動式周辺モニタリング設備のデータ伝送について

第1表に放射線管理用計測装置の伝送路の種類及び指示又は表示場所を示す。また、第1図に放射線監視データ伝送路の概略図を示す。

第1図に示すとおり、固定式周辺モニタリング設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストと機能を代替する移動式周辺モニタリング設備である可搬型モニタリングポストは異なる伝送路で緊急時対策所（緊急時対策棟内）へデータを伝送している。

なお、固定式周辺モニタリング設備の緊急時対策所（緊急時対策棟内）へのデータ伝送について、代替緊急時対策所へのデータ伝送と異なる部分は、伝送先の変更、及び建屋間の伝送方法の有線回線・無線回線から有線回線・衛星回線への変更のみであり、その他は、既工事計画で確認された内容と同じである。

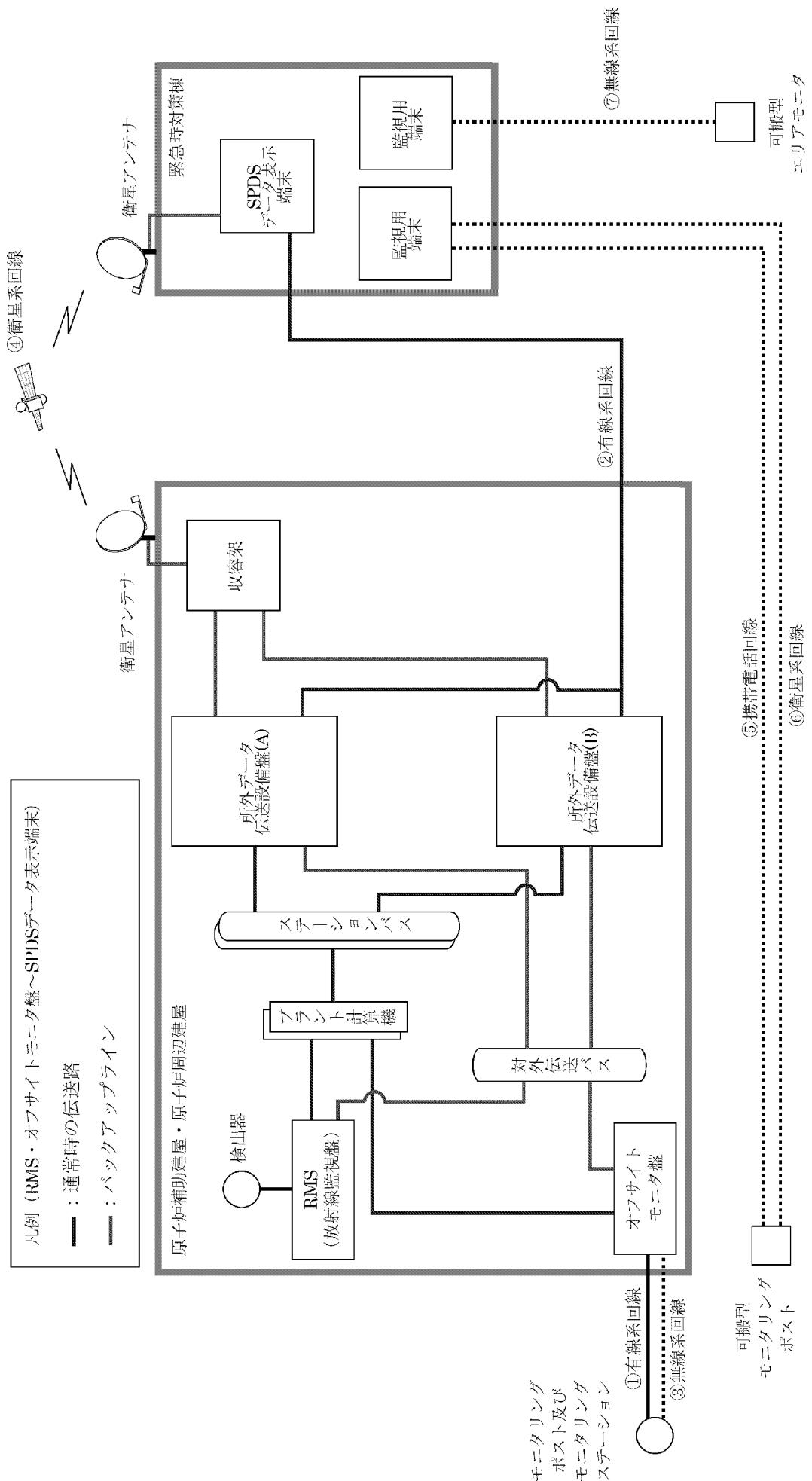
また、移動式周辺モニタリング設備の緊急時対策所（緊急時対策棟内）へのデータ伝送についても、代替緊急時対策所へのデータ伝送と異なる部分は、伝送先の変更のみである。

第1表 放射線管理用計測装置の伝送路の種類及び指示又は表示場所

放射線管理用計測装置	伝送路の種類	指示又は表示場所	
固定式周辺モニタリング設備	モニタリングステーション及びモニタリングポスト	①有線系回線※1 ②有線系回線※2 ③無線系回線※1 ④衛星系回線※2	・中央制御室（オフサイトモニタ表示盤） ・緊急時対策所（緊急時対策棟内）（SPDSデータ表示装置）
移動式周辺モニタリング設備	可搬型モニタリングポスト	⑤携帯電話回線 ⑥衛星系回線	・現場 ・緊急時対策所（緊急時対策棟内）（監視用端末）
	可搬型エリアモニタ	⑦無線系回線	・現場 ・緊急時対策所（緊急時対策棟内）（監視用端末）

※1 モニタリングポスト及びモニタリングステーション～既設建屋間

※2 既設建屋～緊急時対策棟間



第1図 放射線監視データ伝送路の概略図